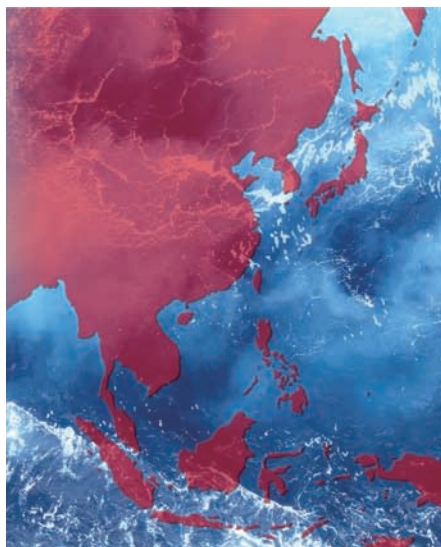


混迷の東アジア海洋圏

—新たな海洋秩序構築に向けて—



海洋政策研究財団 編

混迷の東アジア海洋圏

—新たな海洋秩序構築に向けて—

海洋政策研究財団 編



東アジア海洋圏



南シナ海における沿岸各国の海洋境界の主張

(注：Military and Security Developments Involving the people's Republic of China 2012. U.S. Department of Defense, May 2012, p.37 の地図より作製)

画定された海洋境界：A.中国・ベトナムのトンキン湾境界（2000年）、B.インドネシア・マレーシア大陸棚境界（1969年）、C.インドネシア・ベトナム大陸棚境界（2003年）、D.ブルネイ・マレーシア海洋境界（1959年）、E.ブルネイに割譲されたマレーシアの石油開発鉱区（2010年）、F.タイ・ベトナム EEZ/大陸棚境界（1977年）、G.マレーシア・シンガポール領海境界（1995年）

関係各国が宣言した境界：H.中国/台湾の大きな境界主張（11段線/9段線）（1947年）、I.フィリピンのカラヤン諸島（南沙諸島）境界（1978年）、J.マレーシアの大陸棚境界（1979年）、K.ブルネイの大陸棚境界（1988年）、L.マレーシア・ベトナムの大陸棚外縁部延伸合同申請（2009年）、M.ベトナムの北部大陸棚外縁部延伸申請（2009年）

境界海域：N.（南シナ海の島嶼を無視して）各国が沿岸基点から200カイリ EEZ を主張した場合に生じるいずれの国の EEZ にも含まれない海域、O.マレーシア・ベトナム大陸棚境界画定海域（1992年）、P.マレーシア・タイ合同開発海域（1979年）

島 嶼：(1) 東沙諸島：台湾実効支配、(2) 西沙諸島：中国占拠、ベトナム領有権主張、(3) 南沙諸島：中国、台湾およびベトナムが全域の領有権主張、ブルネイ、マレーシアおよびフィリピンが一部について領有権主張、(4) スカボロー礁：フィリピン、中国および台湾が領有権主張、(5) 三沙市役所所在

発刊にあたって

いま、世界の目は、東アジアの海に注がれている。東アジアの海、ことに、東シナ海と南シナ海では、日本と中国、東南アジア諸国と中国が、領有権や海洋権益をめぐる熾烈な対立を繰り返しており、いつ武力衝突が起きてもおかしくない状況にある。そのようななかで、アメリカが“航行の自由”と“再均衡化 (rebalancing)”を掲げて“アジア太平洋への回帰”を進め、それが米中の軍事的な対峙構造も生じさせており、東アジアの海の安全保障環境は極めて不安定化する様相を示している。

東アジアの海の安全保障環境を不安定化させた発端となる要因として、2つを挙げることができる。1つ目は、尖閣諸島や南沙・西沙諸島などの島嶼の領有権と排他的経済水域 (EEZ) や大陸棚の境界画定をめぐる紛争であり、そこには、海洋資源の取得権が絡んでいる。東シナ海と南シナ海には豊富な漁場があり、加えて、石油・天然ガスの埋蔵が確認されていることから、資源に主権的な権利が及ぶ EEZ や大陸棚と、その根拠となる島嶼をめぐる紛争は、解決に糸口が見つからない現状において、国家間の武力紛争にエスカレートする危険性をはらんでいる。

2つ目は、中国による急激で不透明な海軍力の増強と、他国に対する高圧的な姿勢である。中国は、南シナ海のはほぼ全域を含む「U字型ライン」(中国では「9段線」と呼称)の内側に特定の権利を有する旨を主張し、南沙諸島や西沙諸島の周辺海域に漁業監視船等を派遣して、ベトナムやフィリピンなどに威圧的な行動を繰り返している。東シナ海でも、2012年9月に日本が尖閣諸島の国有化を決定するとすぐに、中国は国家海洋局の海洋監視船「海監」や農業省に属する漁業監視船「漁政」を派遣して尖閣領海内に侵入させる等の事件を起こしている。尖閣諸島をめぐるのは、2010年9月に尖閣諸島の日本の領海内で違法操業した中国漁船が取締りに当たった海上保安庁の巡視船に体当たりする事件が発生したことは記憶に新しい。この折、日本側が当該漁船の船長を逮捕すると、中国側はレアメタルの輸出制限や中国在留邦人を拘束するなどの国際常識を逸する行為をとっている。

中国は近年、軍事費を増大させ続けており、なかでも、中国初となる空母の導入などその海軍力を大幅に増強させている。その一方で中国は、海軍艦艇の

行動も活発化させており、2008年以降、西太平洋に定期的に艦隊を展開させるなど、その規模は年々増大し、アメリカの海洋戦略に基本的な修正を迫るほどになっている。中国による海軍力増強と周辺国に対する高圧的な姿勢は、日本を含む東アジア諸国、さらにはアメリカにとっては、それが覇権的な姿勢とも受けとれ、中国に対する脅威認識を高めさせている。

この2つ目の要因、つまり、中国の覇権的とも受け取れる海洋進出は、単に東アジアの海域における海洋利用と国防の問題に止まらず、世界の安全保障に影響を与えつつある。歴史上、新興のシーパワーの急激な台頭は、海洋のパワーバランスを崩し安全保障環境を激変させてきた。スペインとポルトガル、イギリス、そしてアメリカと続くシーパワーの台頭は、世界の海を支配する力関係を一変させた。シーパワーの攻防は、大規模な戦争を生起させてきた。いま、増大する中国の海軍力は、東シナ海と南シナ海のパワーバランスに大きな変化を与え、西太平洋、さらには南太平洋やインド洋の戦略環境にまで影響を及ぼしつつある。そのような状況において、オーストラリアが東アジアの海域の安全保障をめぐるアクターとして関与しつつあり、インドもまた東アジアの戦略環境の変化に大きな関心を寄せている。

グローバル経済や国境を超える文化交流が深化し、それが多くの国にとって繁栄をもたらす共通の国益となっている現状において、東アジアの海に生じている紛争に国際社会はどのように対応していくのか、さらに、各国は、その対応において不可分のものとして考慮すべき軍事・安全保障に関しどのような戦略を展開していくのか、そのなかで、日本はいかなる外交・安全保障政策をとるべきであろうか。

海洋政策研究財団では、2010年から2012年までの3年間をかけ、国内外から海洋、軍事・安全保障、中国の政治・外交・軍事、国際法等に関わる専門家をコアメンバーとして招へいし、東アジアの海の安全保障環境を分析するとともに将来を展望するための研究を実施してきた。この間、尖閣諸島や南沙諸島と西沙諸島をめぐる日本と中国、東南アジア諸国と中国の間の紛争が頻発した。そのようななかで、アメリカが軍の前方展開基地の見直しを進め、日本では沖縄海兵隊基地をめぐる日米同盟が損なわれる状況が生じるなど、東アジアの海をめぐる安全保障環境は目まぐるしい変化を見せた。加えて、2012年の夏には、韓国のイ・ミョンバク大統領による竹島上陸とそれに続く天皇陛下謝罪要求発言が加わって、いまこそ良好な関係を維持すべき日本と韓国の間で

深刻な対立が生じることもあった。3年に及ぶ研究では、国内・海外のコアメンバーによる国際会議を3回、国内のコアメンバーによる研究会を8回ほど実施するとともに、同様の研究を実施している海外の研究所を訪問して意見を交換するなどして、目まぐるしく変化する状況を適切に分析して動向を展望するよう努めた。

本書は、海洋政策研究財団における3年間の研究の成果に基づいてまとめたものである。ここでは、東アジアの海で生じている事案を単なる時事問題として扱ってはいない。東アジアにおける国際社会の成り立ち、シーパワーの意味、航行自由がもたらしてきた繁栄、海と陸と半島と島嶼によって織りなされる地政学なども考察の対象とし、東アジアの海の安全保障環について、現状を分析するとともに動向を見極め、その安定化の方策を見出すことに努めた。

本書は、東アジアの海の地理的範囲を、おおむね、日本海、黄海、東シナ海、南シナ海、西太平洋と東部インド洋と定め、それを東アジア海洋圏と名称している。執筆者はすべて海洋政策研究財団における研究に携わったコアメンバーであり、構成は以下のとおりである。

第1章 いま、東アジア海洋圏で何が起きているか（竹田純一）

東アジア海洋圏の紛争が凝縮した形で現れている南シナ海に焦点を当て、安全保障上の生起事象とその要因、今後の展望を追った。

第2章 東アジア海洋圏の戦略構造－その地政学的考察－（秋元一峰）

東アジアにおける諸国と海洋との結びつきの歴史、安全保障環境のパラダイムシフト、日本の地政戦略的価値、などを踏まえ、東アジア海洋圏の戦略構造を明らかにした。

第3章 東アジア海洋圏をめぐるパワーゲーム（上野英詞）

第1章で示した生起事象と第2章で明らかにした戦略構造を踏まえ、東アジア海洋圏における地域諸国と域外大国のパワーゲームの現状を分析した。

第4章 海洋をめぐる中国の戦略的構造－“天下”に抱かれる海洋－

（川中敬一）

第2章で明らかにした東アジア海洋圏の戦略構造に大きな影響を及ぼし、また第3章で示したパワーゲームの主要なアクターである中国の行動の源

泉を探った。

第5章 東アジア海洋圏の安全保障環境安定化のための羅針盤 (秋元一峰)
混迷の東アジア海洋圏に新たな海洋秩序を構築するための方策について、
執筆者の考えを提示した。

附章 古典地政学の理論と東アジア海洋圏の安全保障構造 (奥山真司)

本書で頻繁に登場する地政学について、理論を解説するとともに、その理
論を適用した東アジア海洋圏の安全保障構造を解説した。

なお、本書で登場する島嶼等の名称について、第1章では、現地名、英文名、
中国名などを併記した。その他の章では、その内容によって、併記せずに単一
の名称で表記してあるが、これは当該島嶼に対する各執筆者の立場を示すもの
ではないことをおことわりしておく。

本書が、関係各位にとって、少しでも有意義な資料となりうれば、これに勝
る喜びはない。

2013年3月

執筆者代表 秋元 一峰

執筆者一覧

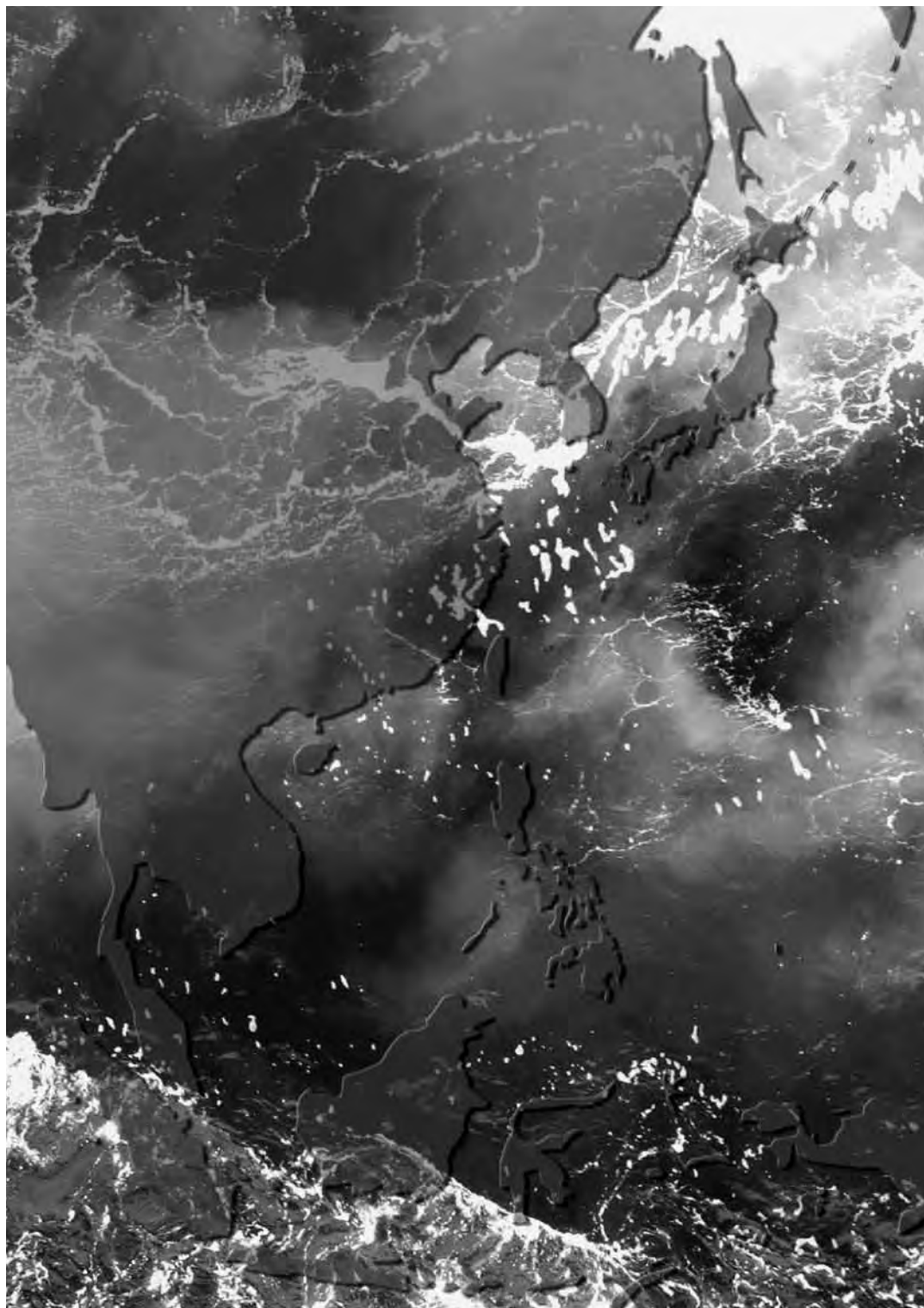
発刊にあたって、第2章、第5章	秋元 一峰（海洋政策研究財団主任研究員）
第1章	竹田 純一（外交・安全保障ジャーナリスト）
第3章	上野 英詞（海洋政策研究財団研究員）
第4章	川中 敬一（中国問題研究者）
附 章	奥山 真司（国際地政学研究所上席研究員）

目 次

発刊にあたって

第1章	いま、東アジア海洋圏で何が起きているのか	1
	最大の焦点—南シナ海の係争	
	はじめに	1
1	地理的な特性	5
2	対立のマクロ的背景	8
3	実効支配の状況	10
4	漁業資源の争奪	20
5	石油ガス資源の争奪	26
6	海洋法令執行機関の“功罪”	32
7	複雑化する安全保障要因	39
8	進まぬ協調体制づくり	47
第2章	東アジア海洋圏の戦略構造	53
	—その地政学的考察—	
1	東アジア海洋圏とアジアの繁栄	53
2	シーレーンの力学	54
3	東アジア海洋圏の安全保障環境をめぐるパラダイム	56
4	東アジア海洋圏のシーレーンが通航不能となった場合の経済的影響	60
5	日本の領有する島嶼の戦略的価値	64
第3章	東アジア海洋圏をめぐるパワーゲーム	71
	はじめに	71
1	南シナ海におけるパワーゲーム	72
2	アメリカの関与に対する期待	90
3	東アジア海洋圏における米中間の地政学的抗争	95
4	東アジア海洋圏秩序の将来展望	102

第4章 海洋をめぐる中国の戦略的構造	105
— “天下” に抱かれる海洋—	
はじめに	105
1 中国の海軍建設と軍事戦略	105
2 中国という国家の理念、利益、目標、そして戦略という思考的 枠組み	117
3 “天下” 観念と今日の戦略構造	127
4 台湾問題と東アジア海洋圏における問題	133
5 天下と中国の海洋問題	154
むすびにかえて	160
第5章 新たな海洋秩序に向けて	165
—安全保障環境の安定化のための羅針盤—	
1 世界益と国防の狭間	165
2 共有と共存：その限界	167
3 冷戦を終結させたもの	168
4 比較論：冷戦期のソ連とグローバル化時代の中国	170
5 “選択的対峙” とアメリカの“アクセス戦略”	173
6 “ソフトシーパワー” による共存概念の創出	180
7 国際社会に求められる取組みと日本の役割	183
東アジアの海域をめぐる安全保障環境の安定化のために	184
附 章 古典地政学の理論と東アジアの安全保障構造	189
はじめに	189
1 地政学の研究動向	189
2 古典地政学の基礎要素：3つの「地理」	191
3 古典地政学の5つの「前提」	193
4 東アジア地域への実際の適用	197
ま と め	202
索 引	205



第1章 いま、東アジア海洋圏で何が起きているのか

最大の焦点—南シナ海の係争

はじめに

東アジア海洋圏では2012年、わが国と中国との間で尖閣諸島、韓国との間で竹島、ロシアとの間で北方領土をめぐり激浪に洗われた。外交解決の道筋が描けないまま、対立は各分野に影響を与えている。

ほかにも東アジア海洋圏では、島嶼主権や海洋管轄の問題を中心に関係国の主張が対立し国際社会の焦点になっている。その概要は表1-1のとおり、多様かつ複雑である。

要約すると、台湾は別として、東シナ海では日本と中国、中国と韓国、中国と北朝鮮の対立がある。南シナ海では、特に中国とベトナムやフィリピンの摩擦が拡大している。中国は、海を隔てて相対する8か国（北朝鮮・韓国・日本・フィリピン・ベトナム・マレーシア・インドネシア・ブルネイ）のすべて

表 1-1 領土主権・海洋管轄をめぐる主要な係争

海 域	当事者	係争の概要
南シナ海	台湾・中国	台が実効支配する東沙諸島につき、中が主権主張
	中国・台湾・ベトナム	中が実効支配する西沙群島につき、越が主権主張
	中国・台湾・フィリピン	中沙諸島スカボロー礁につき、中・比が主権主張
	中国・台湾・ベトナム・フィリピン・マレーシア・ブルネイ・インドネシア	南沙群島の全部につき、中・台・越が主権主張 他（インドネシアを除く）は一部島礁の主権を主張 島礁は6国7方が各個に実効支配
東シナ海	日本・中国・台湾	日本が実効支配する尖閣諸島につき、中・台が主権主張 日・中の EEZ が未画定、石油ガス田の共同開発が未定
	中国・韓国	黄海南部～東シナ海北部の EEZ が未画定 韓が施設を置く暗礁の離於島（イオド）につき、中が抗議
黄 海	中国・北朝鮮	鴨緑江河口～黄海の管轄海域が未画定
日 本 海	日本・韓国	日本の竹島を、韓が実効支配
西太平洋	日本・ロシア	日本の北方領土を、露が実効支配
	日本・中国	日本の沖ノ島島を、中は岩礁と主張 同島基点の EEZ を中は認めず

（各種資料より筆者が整理・作成。中＝中国、韓＝韓国、台＝台湾、越＝ベトナム、比＝フィリピン、露＝ロシア）

と海洋管轄の画定をめぐり争いがある、と政府の白書が認めている¹。

このほかにも、日本海では日本と韓国の竹島問題、西太平洋では日本とロシアの北方領土問題がある。西太平洋への海洋進出を強める中国は、日本の沖ノ島は、海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）で定める島ではなく排他的経済水域（EEZ）の基点にはならないと主張している。インド洋の東部は主権や海洋管轄の問題とは性格が違うが、シーレーンの安全が長期的課題になりつつある。

わが国にとって、もちろん自国の島嶼主権と海洋管轄が最大課題なのはいくまでもない。だが「海の火薬庫」や「海のバルカン」とも形容され、より大きな国際的焦点になっているのは南シナ海問題である。南シナ海は、豊富な漁業と石油ガス資源、世界貿易を支える海上交通の要路という要素に加え、周辺国の国防とアジア太平洋地域の安全保障上の戦略的要衝でもある。複数の周辺国が島嶼の実効支配を争い、これまで軍事力が実際に行使された経緯もある。力づくではなく、国際法に合致する平和的解決のルールを関係国が確立できるかどうかは、東アジア海洋圏の他の海域の問題処理の行方をも左右するという意味で重要である。本章で南シナ海に特に注目して詳しく分析する理由はこの点にある。

南シナ海の6国7方（中国・台湾・ベトナム・フィリピン・マレーシア・ブルネイ・インドネシア）は、島嶼の全部または一部の領有権を主張する。ブルネイはマレーシアが占拠する島嶼ひとつの主権を主張するが対立を表面化させてはいない。インドネシアは領有権主張をしていないが、中国は「相対する位置にあるナツナ諸島の海洋管轄権が、中国の主張する南沙諸島の海洋管轄権と潜在的に重複する」²としている。

各国の対立は、石油ガス資源埋蔵の可能性が公表されこの海域の経済価値が高まった1970年代からにわかに顕在化した。中国・南ベトナム（当時）の「西沙海戦」（1974年）、中国・ベトナムの「南沙（赤瓜礁）海戦」（1988年）、中国によるミスターフ礁（美濟礁）占拠（1995年）と実力行使が続いた。米軍のベトナムやフィリピンからの撤退、冷戦終結などパワーバランスの変化もその背景にあった。

¹ 国家海洋局海洋発展戦略研究所課題組『海洋発展報告（2012）』50-53頁。

² 前掲書53頁。

東南アジア諸国連合（ASEAN）と中国は、2002年に「南シナ海関係諸国行動宣言」（DOC）に調印して自制と協調を約束した。2005年には中国・フィリピン・ベトナムの3か国が石油ガス資源の共同探査プロジェクトに合意し協調的ムードも流れた。だが対立は2007年ごろから再燃して、烈度を増してきている。経済成長を持続させるべく各国とも海洋権益の獲得と維持にこだわりを強めてきたことが問題の背景にある。特に中国は、急速に整備した政府の監視船が海洋権益を守るとして、逆に周辺国や関係国に高圧的に対応する事案が目立っている。

加えて軍事面で、中国は「近海積極防御」の戦略を掲げ、ハイペースで軍備増強を図っている。海洋正面の戦略縦深を広く確保するため国連海洋法条約の独自解釈をもとにEEZ内での外国の軍艦や軍用機の調査活動を排除する主張を繰り返し、米海軍の音響調査艦などを妨害する“ハラスメント”事件も起こした。

「海洋強国（Sea Power）」を自認するアメリカは2010年夏以降、南シナ海問題に積極的に関与する姿勢に転じた。アメリカは、領土主権紛争はどの国の主張も支持しない立場だが、海洋コモンズ（国際公共財）の「航行の自由」は自国の国益にかかわる問題と強調して特に中国に自制を呼びかけている。他方でフィリピンやベトナムが中国へのバランス役としてアメリカを引き込む外交的な駆け引きをしている側面もある。

オバマ政権は、イラクとアフガニスタンの紛争後の安全保障情勢、ヨーロッパとアメリカの経済財政の長期低落化も見据え、「アジア回帰（pivot）」を鮮明にし、この地域での軍事力の「再均衡化（rebalancing）」を図っている。米軍の海外展開の見直し、日本・韓国・オーストラリア・フィリピンなどとの同盟強化に加え、ベトナムとの軍事交流や演習も拡大している。アジアのもうひとつの新興大国インドとも戦略関係を強めている。わが国もフィリピンやベトナムに巡視船艇の供与など海上保安能力を高めるための協力などの能力構築支援をする方針を示している。両国ともそれなりに局部的優勢を確保すべく、フリゲート、潜水艦、戦闘機など海空軍力の装備取得にも乗り出している。

矢面に立たされた中国は、係争はあくまで2国間の問題で、非当事国や域外国が関与して国際化すれば、問題の複雑化を招くだけであると主張している。同時に一連の動きはアメリカ主導の「対中包囲網」の強化と受け止め神経をとがらせている。情勢は安全保障面でのせめぎ合いの様相も強まっている。

南シナ海の対立では、2000年に中国とベトナムがトンキン湾（北部湾）の「領海・EEZ・大陸棚の画定に関する協定」に調印した。だが当事国間のそれ以外の直接交渉に目立った結果は出ていない。中国は係争の棚上げと共同開発を唱えてきたが、海洋資源の共同利用や共同開発の動きは具体化していない。

中国とASEANは2011年7月に「DOCの履行に関する指針」（ガイドライン）に合意したが具体化は足踏みが続いている。さらに前へ向けDOCを法的拘束力がある「行動規範」（COC）に格上げする問題も進展はない。COCは、たとえ合意ができて当面の緊張緩和が目的で、係争そのものの根本的解決ではない。だがそのCOCすら合意への道筋が描けないのが実情である。ASEAN側も国によって中国との関係に差があり“一枚岩”ではない。中国による“各個撃破”の経済援助が功を奏している面もある。

また域内の各国とも“歴史問題”の経緯もあって、海洋主権をめぐるナショナリズムのハードルは高い。譲歩を許さない国内世論が外交的解決の手詰まりを増幅している面もある。残念ながら南シナ海問題の行方は、「解答よりも疑問の方がはるかに多い」といわざるを得ないのが現実である。

南シナ海で現在の緊張関係が高まってきたのは、2007年ごろからである。米務省のスコット・マーシェル副次官補は、2009年に米上院外交委員会で次のように証言した。

「中国は2007年の夏ごろから、アメリカなどの外国の石油ガス大手に対し、南シナ海でベトナムの資源探査や開発への協力を中止しなければ、中国国内でビジネスを続ける上で支障がでる、と警告してくるようになった」³

この証言にある2007年という年は中国の経済成長が軌道に乗ってそれなりの成果がみえてきた時期である。北京五輪の1年前で台頭が本格化し、海洋に関連する分野でも、対外貿易、海運、造船などの躍進が続き、海洋進出の動きや海軍力拡張にも勢いがつきはじめていた。その3年後の2010年、中国はGDPで日本を追い抜き、アメリカに次いで世界第2位の経済大国になった。つまり、南シナ海情勢が緊迫化してきたおもな要因は、中国が大国化に自信を

³ Jason Folkmanis, “China Warns Some Oil Companies on Work with Vietnam, U.S. says,” *Bloomberg*, 16 July 2009, www.bloomberg.com/.

深め、石油ガス資源など海洋権益をめぐって強硬姿勢を強めてきたことにあるという問題の本質を、この証言はシンボリックに示している。

まさにこの時期以降、中国では鄧小平氏の箴言である「韜光養晦、有所作為」(能力を隠し、なすべきことをする)という臥薪嘗胆の時期を卒業して、いまや対外的に積極策に打って出るべきと攻勢への転換を主張する議論がエリート層内で登場しはじめた。ただ問題は中国が海洋に出ることの是非ではなく、その手法が恫喝や威圧ではなく国際的ルールに従った平和的なものかどうかという点にある。

中国は2012年11月の第18回共産党大会で、退任を目前にした胡錦濤総書記が党中央委員会報告(大会で正式採択)で「国家の主権、安全保障、発展の利益を守り、外部のいかなる圧力にも決して屈さない」、「海洋資源の開発力を高め、海洋権益を断固守り、海洋強国を建設する」と述べた。この方針は、新たに総書記と党中央軍事委員会主席に就任した直後の会見で「中華民族の偉大な復興」をくり返し強調した習近平氏の体制下でも引き継がれる。「偉大な復興」とは、世界の一極支配を認めず、中国が地域をリードした歴史的な威信を再確立することであると中国では理解されている。引き続き問われるのは、その戦略目標を実現するための方法論である。

このポイントに留意しつつ南シナ海問題の経緯を整理して、今後を展望していこう。

1 地理的な特性

「南シナ海」(South China Sea)という名称は、ごく単純に中国大陸の南方にあるという地理的位置に由来している。中国では「南海」か「南中国海」と呼ぶが、中国の海という意味ではない。ベトナムでは地理的位置から南シナ海は「東海」になる。中国で「東海」は東シナ海、韓国での「東海」は日本海になる。フィリピンでは南沙諸島の対立が再燃した2011年から一部を「西フィリピン海」(The West Philippine Sea)と呼びはじめ、2012年9月には地図や学校教育での公用化を大統領令で定めた。

その海域は、北緯23度27分～南緯3度、東経99度10分～122度10分。東西の幅1,500km、南北の縦2,700km、総面積350万km²。国際水路機関(IHO)はベトナム・カンボジア・タイに囲まれるタイランド湾と南シナ海は別の海と区分している。世界最大の「半閉鎖海」で、アジア版の地中海やカリ

ブ海と呼ばれることもある。中国では、南海の総面積は渤海・黄海・東海の合計の3倍の広さとして戦略的価値を強調している。ちなみに、地中海に比べて総面積は約1.5倍である。

周辺の陸地は、北が台湾島と中国大陸、西がインドシナ半島、南西がマレー半島、南がスマトラ島、南東がカリマンタン島（ボルネオ島）、東がフィリピン諸島である。北東側は台湾海峡を抜けて東シナ海につながっている。東側はバシーとルソンの両海峡から西太平洋につながる。南側はマラッカ海峡およびスンダ、ロンボク、マカッサル（ジャワ海経由）の各海峡を経由してインド洋に続いている。つまり南シナ海は、太平洋とインド洋を最短ルートで結び、欧州・中東・アフリカと東アジア・北米との物流を保障しグローバル経済を支えるシーレーン（SLOCs）であり、海軍艦船の作戦展開にも不可欠の通路になっている。

地政学的にみると、南シナ海と東シナ海はユーラシア大陸のランドパワーと日米などのシーパワーが交接する面である。また台湾本島－フィリピン諸島－カリマンタン島－スマトラ島のラインは、日本列島から南下して続く「第1列島チェーン」を構成する。中国側からみると、南シナ海は中国南部（華南）の前哨や城壁であり、外洋（西太平洋とインド洋）への出口ということになる。フィリピンやベトナムなど周辺国にとっても南シナ海が自国の安全保障の盾になることはいうまでもない。

南シナ海の海底地形は複雑で、平均深度が1,212m。西部と南部は水深が比較的浅く200m未満である。中央部は深海平原で水深4,000m以上、最深部は5,559m。海盆の平均水深は3,500mとされる⁴。中央の深海平原の四周には、250以上の島・洲・礁・灘・暗沙・暗灘がある。これらは大きく東沙・西沙・南沙・南沙の4諸島に区分されている。

基礎知識として、各諸島の地理的特徴をみていく⁵。おもな地名につけた英語名は国際的に広く使われている呼称である。

⁴ 陳鎮東『南海海洋学』（台北・渤海堂2001年）1, 3-6, 19-24, 46頁。

⁵ 以下、中国側資料としては、劉宝根編著『南沙群島 東沙群島 澎湖列島』（北京・海洋出版社1996年）、張序三主編『海軍大辞典』（上海・上海辞書出版社1993年）、韓振華主編『我国南海諸島史料准編』（北京・東方出版社1988年）などを参考にする。

(1) 東沙諸島 (Pratas Islands)

北緯 20 度 30 分～21 度 31 分、東経 116～117 度。南シナ海で最北にある。東沙島 (面積 1.8km²) と南衛灘・北衛灘の暗礁から構成する。中国の汕頭^{スワトウ}の南 140 カイリで、香港とマニラの間地点。台湾海峡の南側をチェックできる戦略的位置にある。

(2) 西沙諸島 (Paracel Islands)

ベトナム名はホアンサ (黄沙: Hoang Sa) 諸島。32 の島嶼で構成する。東北部を宣徳群島、西南部を永楽群島と呼ぶ。宣徳群島の永興島 (Woody Island) は面積が 1.85km² で、南シナ海の 4 諸島中で最大の島だが、淡水はでない。海南島にある中国海軍南海艦隊の榆林^{ゆりん}基地から東南 180 カイリ。中国にとっては中沙・南沙諸島への前進拠点である。

(3) 中沙諸島 (Macclesfield Bank)

20 あまりの暗沙と暗灘で構成されるが、東部のスカボロー礁 (黄岩島: Scarborough Shoal) だけは唯一わずかに海面上に露出している。西沙諸島の永興島の東南 330 カイリ、フィリピンのスービック湾の西 120 カイリにある。

(4) 南沙諸島 (Spratly Islands)

中国では団沙群島と呼んだ時期もある。ベトナム名はチュオンサ (長沙: Truong Sa) 諸島。230 の島嶼がある。中部と東部は海面下にサンゴ礁が多く航行危険地帯とされる。北から南に、双子・中業・道明・鄭和・九章・尹慶の 6 群礁がある。このうち鄭和群礁の太平島 (Itu Aba Island) は南沙では最大 (平均潮位時の海面上の面積 0.43km²) の島嶼で淡水がでる。太平島の位置は、北は海南島の榆林へ 550 カイリ、西はベトナムのカムラン湾海軍基地へ 487 カイリ、東はマニラへ 487 カイリ、南はブルネイへ 340 カイリ。フィリピンが石油ガス田の開発を進める、リード礁 (Reed Bank、礼楽礁) は、南シナ海で最大の暗礁 (面積 8,866km²) である。

南シナ海の天然資源は、水産資源と海底の石油・ガス資源が重要である。詳しくは対立の動向とあわせて後述する。

2 対立のマクロ的背景

南シナ海の島嶼は、前述したように中国・台湾・ベトナム・フィリピン・マレーシア・ブルネイ・インドネシアの「6国7方」、とりわけ、後の2か国を除く「4国5方」による島嶼領有権と海洋管轄の主張が重複している。

中国と台湾は、東沙・西沙・中沙・南沙の4諸島全部の主権を主張する。双方とも1947年に国民党政権が『南海諸島位置図』に記したU字形の“11段線”を「海洋国界線」としたのを基本的に踏襲している。ただ中国は1953年に社会主義の「兄弟国」としてのベトナム（北ベトナム）との関係に配慮して、トンキン湾（北部湾）の2段線を取り消し、以後は“9段線”になっている。だが“9段線”に囲まれたU字形（牛舌形）の海域が法的にいかなる意義をもつかを中国は国際社会に明確に説明していない。

中国は1992年2月公布の国内法の「領海法」（中華人民共和国領海及び接続海域法）で改めて南シナ海の諸島を自国領と定めた。ベトナムは2012年6月に採択した「海洋法」で西沙と南沙諸島の全体を改めて主権範囲とした。フィリピンは中沙と南沙諸島の一部の主権を主張している。マレーシアとブルネイは南沙諸島の一部の主権を主張している。インドネシアは主権主張はしていないが領有するナツナ（Natsuna）諸島と相対する南沙諸島のEEZが重複する潜在的可能性がある。

ただ各方は主権主張のとおりには島嶼を実効支配していない。主張と現実のギャップが南シナ海の対立と緊張を高めている要因である。一連の問題が起きている歴史的背景には何があるのか。マクロ的に以下5点をまずトリガーとして指摘しておきたい。

(1) 植民地・戦後清算の不徹底

中国の国民政府は1920年代に西沙諸島を広東省に編入した。だがインドシナ半島のフランス植民地当局は1933年に南海諸島の一部をフランス領に編入しベトナム人を移住させた。1938～45年に日本が西沙諸島と新南諸島（南沙諸島）を支配し行政上は台湾の管轄に組み入れた。日本降伏後の1946年、宗主国に戻ったフランスが軍艦を送り、国民党政権も軍艦を派遣し一部の島嶼を収復した。仏軍の撤退後は南ベトナムが当初は優位に立った。中国は国共内戦で大陸と台湾に政権が分かれ、南シナ海でのプレゼンスを一時的に失った。

日本はサンフランシスコ平和条約（1951年）で領有権を放棄したが、新たな帰属先は明記されなかった。周辺国は新興国家として独立する過程で、多くの島嶼を実効支配するには至らず、主権帰属が確定しないまま時が流れた。

(2) 石油ガス資源の魔力

国連アジア極東経済委員会（ECAFE）は1969年、地質構造の調査と検討の結果、黄海・東シナ海・南シナ海の大陸棚に石油ガス資源が豊富に埋蔵されている可能性が高いと公表した⁶。南シナ海の経済価値は明らかに上昇した。発表後から、島嶼の占領、EEZの設定、鉞区の一時的な設定、国際入札の招致などの動きに急速に拍車がかかった。権益争いの場は陸から海に移った。ただ南シナ海南部での石油ガス開発は、中国・台湾以外の諸国が外国の資本と技術を積極的に導入して先行し優位に立つ。各国の経済成長による生活レベル向上で、海洋タンパク源への需要も高まり、エネルギー資源に加えて沿岸で枯渇している水産資源を補うための争奪も激化してきた。

(3) 国連海洋法条約の功罪

伝統的に3カイリだった領海の幅は12カイリが普通になった。加えて1982年の国連海洋法条約（発効は1994年）は、200カイリEEZと最大350カイリまでの大陸棚延長を沿岸国に認めた。だが一方で相対する国との海洋管轄の画定交渉が複雑化し、対立が拡大した。島嶼を自国領にできれば、海すなわち資源を掌中にできる時代になったからである。19世紀からの伝統的な海洋先進国の英・米・日本などの海洋寡占を打破し、新興国が権利を行使できる新海洋秩序を創る一方で、新興国同士の間が激化することになったのである。「パンドラの箱」を開いてしまった側面があることは否定できない。

(4) パワーバランスの消長

第二次世界大戦後、各国は相次いで独立し新政権が生まれたが、この地域ではアメリカが圧倒的なプレゼンスを誇った。冷戦体制下で、ソ連の進出を抑止、中国を大陸に封じ込め、インドシナ半島でも共産主義陣営に対抗した。だがア

⁶ ECAFE, Committee for Coordination of Joint Prospecting for Mineral Resources in Asia Off-shore Areas, Technical Bulletin, 1969, p.2

アメリカは1970年代にベトナムを撤退、1990年代にはフィリピンの海・空軍基地も閉鎖して「力の空白」が生じた。中ソ対立がピークに達してソ連はベトナムのカムラン湾に基地を構えたが、冷戦に敗れて力を失った。一方、中国が経済・軍事両面で台頭してパッファゾーンを拡大すべく影響力を拡大してきた。オバマ米政権は「アジア回帰」を鮮明にしてきたが、南シナ海情勢を安定化させる影響力を再び発揮できるかが焦点になっている。

(5) ナショナリズムの呪縛

地域の各国は19世紀に海から列強の侵略を受け植民地に転落した歴史から海洋問題に敏感である。西欧的な近代国家群とは異なる世界だったが、ASEAN諸国には、過去の中国王朝が「版図」を広げ周辺国家に「冊封」を強いた屈辱的な歴史、「華僑」による経済支配との相克へのこだわりが歴史的DNAとして残っている側面もある。冷戦期にフィリピンが中国やインドシナの共産主義陣営への防波堤とされたこと、ソ連陣営についたベトナムに中国が武力侵攻したことなど現代史の記憶が消えず、海洋摩擦のつど、それぞれナショナリズムが沸騰する面も否定できない。他方、中国では、石油ガス開発で周辺国が先行する現実について、極端な被害者意識や偏狭な愛国主義をあおるメディアやネット上の論調がことあるごとに、くり返し登場する。2012年11月に就任した習近平総書記は「中華民族の偉大な復興」とナショナリズムを強調する表現を多用している。

3 実効支配の状況

南シナ海の各諸島の領有の経緯と動向を、わが国では紹介されることが少ない中国側の資料⁷も参考にしてみていく。島嶼に各種の建造物を構築し守備部隊などが定期的に巡回することが実効支配とされる。

このうち飛行場があり、守備隊が配置されて実効支配の拠点になっているのは6島嶼。東沙諸島の東沙島(Pratas Island、台湾)、西沙諸島の永興島

⁷ 曹雲華・鞠海龍主編『南海地区形勢報告 2011-2012』(北京・時事出版社 2012)、呉士存『南沙争端起源与發展』(北京・中国経済出版社 2010年)、呉士存『縦論南海争端』(海南・海口出版社 2005年)、李金明『南海争端与国际海洋法』(北京・海洋出版社 2003年)、前掲『我国南海諸島史料准編』などがある。本章では、読みやすさを考えて、詳細な脚注は省略している。

(Woody Island、中国)、南沙諸島の太平島 (Itu Aba Island、台湾)・Thitu Island (中業島、フィリピン)・Sparatly Island (南威島、ベトナム)・Swallow Reef (弾丸礁、マレーシア) である。中国は南沙諸島には滑走路を確保できていない。

(1) 東沙諸島

台湾当局が1947年から実効支配している。行政上は高雄市の所属で2007年に「東沙環礁国家公園」に指定されたが、一般には開放されていない。2000年から行政院の海岸巡防署が海軍陸戦隊にかわって東沙指揮部(2個中隊規模)を置いている。補給は旧日本軍時代の滑走路を修復しC-130H輸送機を使っている。主権は中国も主張している。

(2) 西沙諸島

中国・台湾・ベトナムが領有権を主張している。実効支配は中国。2012年7月には新設した海南省三沙市の管轄とした。ベトナムではダナン市に所属するホアンサ県としている。

中国の国民党政府は1920年代に西沙諸島を文書上で広東省に編入したが、インドシナ半島を植民地としたフランスが管轄を主張し、1932年に永興島を占領した。1939年から日本が軍事支配した。日本降伏後、宗主国として戻ったフランスと国民党政府との綱引きがあったが、1950年に南ベトナム(旧サイゴン政権)が西半分にある永楽群島を占拠、1956年に人民解放軍が東半分にある宣徳群島に進駐した。米軍が南ベトナムを撤退して「力の空白」が生まれた情勢下、中国は1974年1月の「西沙海戦」で西沙諸島全体の実効支配を確保した⁸。中国指導者として初めて1986年1月に当時の胡耀邦総書記が永興島を視察した。

最大の永興島には行政組織として1959年から広東省海南行政区(1988年に海南省として分離)の弁事処が置かれてきた。2012年現在の定住者は軍を除

⁸ 軍兵種歴史叢書編委『海軍史』(北京・解放軍出版社1989年)161-166頁。中国海軍は南海艦隊の駆潜艇と掃雷艦の合計6隻が西沙諸島の永楽群島広金島沖などで南ベトナム海軍の護衛艦など4隻を制圧し甘泉島など3島に部隊を上陸させたとする。1979年4月に(統一後の)ベトナムが永楽群島の中建島に軍艦3隻を偵察に派遣したが、中国の守備隊が捕獲したとしている。

き800人あまり。半年交代で派遣の公的機関の職員がほとんどである。別に定期的に漁業に従事する600人あまりがいるという。

軍事面では、作戦部隊として海軍南海艦隊の榆林保障基地（海南省三亜市）の下部組織として「西沙水警区」（師級）が設置され、海軍陸戦隊と小型艦艇（駆潜艇など）が配置されている。滑走路が1980年代末までに2,700m級に大型化され、海軍航空兵部隊が海南島との旅客便を運航している。戦闘機など作戦機は常駐していないが、航空燃料貯蔵庫や通信施設が整備され、有事には南沙諸島方面への拠点になる。通信傍受SIGINT施設も置かれているとされる。

物資の大量輸送には、海南省文昌市と結ぶ三代目の定期貨客船「瓊沙（Qiongsa）3号」（2,500トン）を使う。永興島には5,000トン級の深水岸壁に加え、「漁政」と「海監」の専用岸壁も完成した。漁政船は3隻が常駐するが500トン未満と小型。2011年5月に海監南海総隊の西南中沙支隊が新設された。淡水は雨水を浄化して使い、電力は風力と太陽光発電で補う。中心街は北京路と命名され銀行や郵便局などの出先もあるが、一般観光は解禁されていない。観光開発を目指して海南省の民間海運会社が2012年4月に西沙諸島最北端の北礁までフェリーを試験運航したが接岸はしなかった。

中国政府は2012年6月、「三沙市」の新設を宣言した。海南省の地区級市として西沙・中沙・南沙の全体を管理・開発する。市政府所在地は永興島。ベトナム国会が同日に西沙・南沙の主権と管轄を再確認する海洋法を採択したことに対抗した“法律戦”の一環とみられている。市人民代表大会が7月に市長を選出した。「三沙警備区」（師級、司令員と政治委員は上級大佐）も併設された。ただ警備区を過大視するのは誤り。警備区は全国の地区・市レベルにも必ずある軍事行政組織で、前述の海軍水警区とは役割が違って作戦部隊ではない。三沙警備区は市政府と海南省軍区の二重指揮下で予備役と民兵の動員や警備などを担当する。

三沙市の新設に抗議して、ベトナムのハノイとホーチミンでは4週続きで日曜日に反中デモが起きた。米國務省は「三沙市の設置は地域の緊張を激化させる危険がある」と表明したが、中国外交部は「是非を混同している」とはねつけている。

(3) 中沙諸島

フィリピン・中国・台湾がスカボロー礁（Scabourough Shoal、中国名：黄岩

島)の主権を主張する。中国と台湾は1947年の『南海諸島位置図』以来、同礁を民主礁と呼んできたが、中国は1983年から標準名を「黄岩島」に改めた。岩礁と違って島であれば、国連海洋法条約上はEEZの設定が認められることになる(中国は日本の沖ノ鳥島は礁とする)。フィリピン名は「パナダグ礁(Panatang Shoal)」で1997年5月に国会議員が上陸し国旗を掲揚した。

中国の報道は、1977年に中国科学院南海海洋研究所が科学調査をして以来、数回の現地調査などを行っているとする。また同礁では中国漁民がフィリピン海軍に拿捕されたり、漁船船長が銃撃されて死亡したりするなどの事案が1997年以降、少なくとも4件起きているとしている。

スカボロー礁では、2012年4月に中国の密漁船を検挙しようとしたフィリピン海軍フリゲートを中国の監視船が阻止し、その後、両国の公船がにらみ合ってきた。これについては次節で詳しく説明する。

(4) 南沙諸島

ベトナム・中国・台湾が南沙諸島全体の主権を主張している。フィリピン・マレーシア・ブルネイは一部の領有権を主張している。ただ実効支配する島嶼の数は、細かくは公表されていない。各種資料を総合すると、いわゆる「みなし支配」も含め、ベトナム(28~31)、フィリピン(10~42)、マレーシア(7~10)、中国(7~15)、台湾(1~2)とみられる。ブルネイはマレーシアの灯台があるルイサ礁(Louisa Reef、南通礁)の主権を主張しているが実効支配はしていない。概要は表1-2。以下「4国5方」の領有状況をみていく。島嶼名は、中国・台湾以外が実効支配するものは、一部(主要なもの)を現地名とするほかは英名で括弧内に中国式呼称を補う。中国・台湾が支配するものには英名を後に補う。

表1-2 南沙諸島の島嶼領有状況

	主権主張(島嶼数)	実効支配(島嶼数)	守備隊(人)
ベトナム	全部	28~31	600
フィリピン	一部(53)	10~42	100+
マレーシア	一部(16)	7~10	120+
ブルネイ	一部(1)	—	—
台湾	全部	1~2	110+
中国	全部	7~15	600

(各種資料から筆者が整理)

① ベトナム

サンフランシスコ講和会議（1951年）で、南ベトナム代表は西沙・南沙諸島の主権を主張する声明を発表した。軍艦を1956年に送り領土標識を設置するとともに国土への編入を大統領令で決め、以後も断続的に軍艦を派遣した。

南北統一（1975年）の直後から、ベトナムは南沙諸島の実効支配を拡大する動きを強めてきた。1970年代末までに Spratly Island（チュオンサ島、南威島）、Southwest Cay（南子島）、Sandy Cay（敦謙沙洲）、Sin Cowe Island（景宏島）など9島嶼を占拠、1988年の「南沙海戦」の前後に Vanguard Bank（万安灘）など16島嶼、1990年代にも Kingstone Shoal（金盾安沙）などを占拠した。南沙諸島の全体を南東部のカインホア省に所属するチュオンサ県としている。

このうち、チュオンサ島（南威島）は、面積が南沙諸島で4番目だが、ベトナムが領有する島嶼では最大。守備隊の指揮部があり、1988年までに滑走路を完成させ2012年に大補修し、実効支配する島嶼で次に大きい Southwest Cay（南子島）にも滑走路を建設した。Namyit Island（こうきゅう鴻麻島）に潜水艦用の施設を建設したとの未確認情報もある。

ベトナム共産党の第10期第4回全体会議（2007年）は「2020年までの海洋戦略」を採択し、南シナ海戦略の強化を明確にした。2009年5月にベトナム単独およびマレーシアとの合同で大陸棚の限界延長を国連の大陸棚限界委員会（CLCS）に申請したが、中国とフィリピンがそれぞれ抗議した。ベトナムが2012年6月制定の海洋法で西沙・南沙を自国領と改めて主張したが、中国が法的対抗策として三沙市を設立したことは前項で先述した。

ベトナムは初の国会議員選を2011年5月に南沙諸島でも実施した。近年は各界代表を慰問観光団として現地に派遣し実効支配ぶりを誇示している。2012年4月には、チュオンサ島に修復した仏教寺院・大長沙寺を主持する僧侶5人が船で赴任したと伝えられた。さらに2012年6月、ベトナム空軍のスホーイ Su-27 戦闘機が南子島上空などを哨戒飛行したと報道され、その直後、中国国防부는南シナ海で中国軍は常態的パトロールをしていると発表した。

② フィリピン

南沙諸島の一部をフィリピンは「カラヤン（Kalayaan）諸島」と呼ぶ。タガログ語で「自由の島」の意味。1946年の独立直後、フィリピン政府は南沙諸島を国防範囲に含めると発表した。1956年5月に領有権を宣言した。ただ

1960年代末に石油ガス埋蔵の可能性が報告されるまでは、中国大陸やインドシナ半島の共産主義陣営への防波堤としての意義が重視されていた。南沙諸島は米海軍スービック基地とインドシナ半島を結ぶ中間の位置にあたった。

本格的な実効支配としては、1970年8月にNashan Island（馬歛島）、1971年にタガログ語でパゲアサ（Pagasa）島と呼ぶThitu Island（中業島）、Loaita Island（南鑰島^{なんやく}）などの4島嶼をフィリピン海軍の海兵隊が占拠した。1979年にEEZを設定し、カラヤン諸島にも適用したと発表した。

ミステーフ礁（Mischief Reef、美濟礁）に中国が1995年に建造物を構築した後の1999年、フィリピン軍は近くのSecond Thomas Reef（仁愛礁）に中古の揚陸艦を意図的に座礁させる方法で実効支配を示し、2012年には監視哨を強化したという。2009年3月の領海基線法でカラヤン諸島と中沙諸島のスカボロー礁（黄岩礁）を改めて自国領と明示した。

パゲアサ島（中業島）は、南沙諸島で2番目に大きくフィリピンが実効支配する最大の島。淡水が確保できる。1,500m級の滑走路があり、海兵隊など30人以上が駐屯する。政府の入植政策で2002年から約60人の民間人も暮らし、簡易な1棟造りの小学校もある。2012年7月に下院議員4人がC-130輸送機で上陸し視察した。滑走路や岸壁の改修計画があるが政府の予算難から実現していない。同島の主権を主張する中国政府はフィリピン側の新たな動向が伝えられるつど、逐一、抗議している。

フィリピン海軍は2011年8月、パタグ島（Flat Island、費信島）に守備隊用シェルターを建造中と報道され、中国は2002年の行動宣言（DOC）違反と抗議した。アキノ3世大統領は2011年6月から南シナ海の一部を西フィリピン海と呼び、2012年9月には地図や学校での公用化を大統領令で義務付けた。

③ マレーシア

1960年代後半からマレーシアは自国の東部海域で石油ガスの開発を意欲的に続けている。1979年発行の領海と大陸棚の地図では、南沙海域の東南部にある12島嶼を自国領としている。1980年4月には自国領のAmboyna Cay（安波沙洲）をベトナムが占拠していると抗議した。1983年にスワロー礁（Swallow Reef、彈丸礁）、1986年にはArdasier Reef（光星仔礁）とMariveles Reef（南海礁）および付属の5岩礁、1999年にInvestigator Shoal（楡亜暗沙）とErica Reef（簸箕礁^{ひき}）などを占拠した。

マレーシアは南シナ海全体の主権主張はしていないが、中国、台湾、フィリ

ピン、ベトナム、ブルネイと主張が部分的にオーバーラップする。ただ激しく対立しているわけではない。理由として、中国から距離が遠く、マレーシアの石油ガス開発に対し中国はフィリピンやベトナムに対するほどは強硬な姿勢をとっていないこと、マレーシアの漁業はフィリピンやベトナムに比べて小規模で、利害の衝突がそれほどは大きくないことを指摘できる。実際、マレーシアとベトナムは2009年5月に共同で大陸棚限界の延長申請を国連海洋法条約の大陸棚限界委員会（CLCS）に行った。ちなみに中国はこれに対抗して南シナ海の“9段線”の地図をCLCSに提出した。フィリピンも抗議した。またマレーシアとブルネイは2009年4月に海上境界協定に調印して主張の対立を終息させ、翌年にはボルネオ島沖の鉤区で両国が石油ガスの共同開発をスタートさせている。

スワロー礁はマレー語ではラヤンラヤン島。南沙で11番目の面積だが人工島として拡張し、滑走路を建設した。軍人約70人が常駐する。1993年にダイビングや海島観察を売り物にリゾートホテル（15室）を開設した。サバ州（カリマンタン島）の州都コタキナバルから小型機で1時間弱の距離にある。

そのコタキナバルにマレーシア海軍は2009年にフランス／スペインから導入したスコルペヌ（Scorpene）級潜水艦（水中排水量1,559トン）を2隻配備した。ちなみにサバ州と国境を接するブルネイは、2011年にドイツから哨戒艦3隻を取得してムアラ海軍基地に配備している。

2010年4月、スワロー礁（弾丸礁）付近までパトロールした中国の漁業監視船「漁政（Yuzheng）311」がマレーシア海軍の哨戒艇や航空機に17時間にわたり追跡された、と中国側の同乗記者がルポ記事を書いている。

④ 台 湾

南沙諸島のなかで面積が最大の太平島（Itu Aba Island）は、20世紀初めから日本人が燐鉍（グアノと呼ばれる鳥糞）の採掘のため進出していた。1933年にインドシナのフランス植民地当局がコーチシナに編入した。1939年に日本軍が占領し長島の名称で台湾の高雄州の管轄下に置いた。日本の降伏後に復帰した仏軍が1946年に軍艦を派遣、中国の国民党政府も巡防艦「太平（Tai-Ping）」や揚陸艦「中業（Chung-Yeh）」などを送り、艦名にちなんで太平島と改名した。国共内戦に敗れ国民党政府は台湾にこもったが、1956年6月に海軍艦隊を送って実効支配を回復した。海軍陸戦隊が常駐して1995年からは近傍の中洲礁（Ban Than Reef）も実効支配してきた。2000年からは守備が

新設の行政院海岸巡防署に移管された。

大平島には、2006年に新たにL字形岸壁が完成した。2007年には1,150mの滑走路も完成して空軍C-130H輸送機が使えるようになった。行政上は高雄市旗津区の所属で、海岸巡防署の100人あまりと気象員（海軍）や飛行場勤務員（空軍）も常駐する。通信傍受施設もあるとされる。台湾は新規取得するP-3C哨戒機の運用に太平島の滑走路を使う計画もあるとの未確認情報もあるが、仮に哨戒飛行をするにしても着陸させる必要はなく、この情報の信頼度は低い。海岸巡防署は2012年4月、前月に2回にわたり太平島の領海を侵犯したベトナムの哨戒艇を巡視船が退去させたと発表した。

太平島の主権は中国・ベトナム・フィリピンも主張する。2011年に台湾当局は海軍陸戦隊の40ミリ砲や120ミリ迫撃砲、M-41戦車、海軍の海鷗（Haiou）級ミサイル艇などを海岸巡防署に移管し、このうち火砲16門を2012年8月に現地に搬入したと発表した。中国は太平島を影響下に収めなければ南シナ海全域や付近の重要航路は確保できない。強力な空母攻撃群を保有しない限りは、太平島の滑走路は南沙諸島海域の航空優勢を確保するうえで不可欠の存在になる。南シナ海の島嶼主権の要求は中国・台湾の主張が実質的に同一だが、政策調整をしているわけではない。

⑤ 中 国

中国（中華人民共和国）政府は1951年8月、サンフランシスコ平和条約の草案に異を唱え、「東沙・西沙・中沙・南沙諸島は中国領土」との声明を発表した。外交的な主張のみにとどまる時期が長く続いたが、文化大革命の混乱を取捨して鄧小平体制になってからの1983年に海軍編隊がJames Shoal（曾母暗沙）まで航行した。James Shoalはどの国も実効支配していないが海域はマレーシアがコントロールしている。中国は主権範囲の最南端としてシンボル視し、主権を示す石標を現場に沈めるパフォーマンスをくり返している。

中国海軍は1987年5月、南沙諸島海域に16隻を送り初の本格的な軍事演習をした。中国外交部は翌月「適当な時期に島嶼を取り戻す権利を留保している」との声明⁹を出した。「取り戻す」との表現は初めてだった。翌1988年3月、

⁹ 「越南非法侵占我南沙群岛部分岛嶼、我外交发言人发表声明强烈谴责」、『人民日報』1987年4月16日。

中国海軍はベトナム海軍との「南沙（赤瓜礁）海戦」¹⁰で、南沙諸島に初めて実効支配する島礁を確保した。九章群礁の赤瓜礁（Johnson South Reef）、東門礁（Hughes Reef）、永暑礁（Fiery Cross Reef）、および鄭和群礁の南薰礁（Gaven Reef）、それに中業群礁の渚碧礁（Subi Reef）、さらに尹慶群礁の華陽礁（Curteron Reef）の6岩礁である。中国は信義礁（First Thomas Reef）などごく小さな2岩礁を確保したとも伝えられるが、中国自身は何も言及していない。

南沙諸島に出遅れた中国が獲得した岩礁は地形条件が極めて厳しい。国連海洋法条約第121条「島の制度」に定める「島」の要件を満たさないとの見方が強い。だが最初は“高脚屋”という高床の掘っ立て小屋を組み、徐々に鉄筋コンクリートの恒久施設に拡充させてきた。最大拠点の永暑礁には、1988年8月までに岩礁上に8,080m²の人工島を築いた¹¹。上部に海洋観測ステーション、東側に岸壁、東北と西南側に錨泊地を設けている。これら6礁には陸戦隊が常駐し、通信設備、レーダー、対空砲などを配置している。船着き場に加えてヘリコプター用パッドも建設されている。南海艦隊は「南沙巡防区」を設けているが、本部は現地ではなくて艦隊司令部がある広東省湛江市とされる。

加えて中国はミスターフ礁（美濟礁）に1994年から建造物を構築した。1995年2月になり占拠に気付いたフィリピン側は、ラモス大統領が自ら会見して公表した。同礁のフィリピン名はバンガニバン島。カラヤン諸島の拠点パラワン島から西130カイリのEEZ内にあり、フィリピンが石油ガス



図 1-1 渚碧礁（Subi Reef）
（写真提供：共同通信社）

¹⁰ 李俊亭、楊金河主編『中国武装力量通覧』（北京・人民出版社1990年）147-148頁。

中国海軍は、永暑礁に海洋観測ステーションの建設準備を開始したのに対し、越軍が妨害のため赤瓜礁に兵員を上陸させたとし、フリゲート2隻で越軍の武装輸送船など3隻を攻撃して駆逐したとする。「南沙3・14海戦」とも呼んでいる。

¹¹ 前掲『海軍大辞典』1278頁。

開発を進めるリード礁（礼楽礁）に近い戦略的位置にある。主権はベトナムも主張している。

フィリピン側が公表した建設当時の航空写真には、中国海軍の揚陸艦・測量艦・補給艦などが写っていたが、中国側は「地方当局が建てた漁船用の暴風待避施設」と述べて取り合わなかった。ここでも最初は竹と木材の「高脚屋」だったが、1999年までに恒久的な施設になり、フィリピン側は自国の安全にかかわる軍事施設だと抗議した。2012年までに一部3階建ての合計4棟が完成し、風力発電や太陽光パネルの設備を備え、ヘリコプター用パッドもできている。中国側は常駐する約50人は漁政局要員と主張し、南海艦隊の大型補給艦を一時的に転籍させた「漁政21」や「漁政88」などで物資輸送を続けてきた。

中国の行政上、南沙諸島全体は2012年7月新設の海南省「三沙市」の管轄下になった。だが常駐は陸戦隊だけで、純粋な民間定住者はいない。南沙諸島では2010年5月、中国移动通信会社が国内携帯電話のローミングが可能になったと発表した。付近を航行する民間船舶の暴風待避や海難救助の緊急連絡にも活用できるとしている。12年7月には渚碧礁の監視哨の屋上に完成したレーダードームの画像をフィリピンが公表した。

2011年3月、フィリピンは Amy Douglas Bank（安塘礁）周辺で中国海軍と海監が、資材を下ろし鋼製の支柱やブイを設置したと抗議した。フィリピンは2011年5月に Iroquios Reef（鸞藤礁）、さらに同年12月に Sabina Shoal（仙賓礁）でも、中国艦船が資材を下ろしているのを確認したと抗議した。2012年7月、パラワン島西方の Half Moon Shoal（半月礁）で中国南海艦隊の江滬（Jianghu）V型フリゲート「560 東莞（Dongguan）」（1,960トン）が座礁事故を起こしたと中国が発表した（損傷は軽微で4日後に離礁）。Half Moon Shoal には2011年11月に国家海洋局南海分局の15人が上陸し測量を実施したと報道されていた。中国側はプレゼンスの拡大を隠してはいないようにもみえ



図 1-2 ミスチーフ礁（美濟礁）
（写真提供：共同通信社）

る。

南シナ海の実効支配強化の新たな法的措置の一環として、中国海南省の人民代表大会（議会に相当）は2012年11月、「海南省沿海辺防治安管理条例」を制定した。条例は、外国の船舶と人員が、海南省の管轄海域（領海と接続水域）を有害通行、不法侵入、管轄する島嶼に上陸、宣伝活動するなどの事案に対し、公安辺防機関（すなわち海警）は乗船、検査、差し押さえ、停船・航路変更・強制退去などの措置をとることができるとする。2013年1月から発効した。これについて中国外交部スポークスマンは会見で、国際法に基づく南シナ海での「航行の自由」は保障され、いかなる問題もないと説明した。ただ中国は南シナ海の全部の島嶼が海南省（三沙市）の管轄と主張してフィリピンやベトナムの主権主張と重複しており、この条例が新たな摩擦の火種になる可能性は否定できない。

ここまで説明した南シナ海での島嶼主権と海洋管轄の争奪は、基礎的な、いわば伏線の動きである。最近の対立では、主権主張のぶつかり合いのレベルを超えて、漁業資源の争奪、石油ガスの資源争奪、さらに安全保障面の摩擦として具体的に表面化し、その烈度を増してきている。以下、それぞれの動向をみていこう。

4 漁業資源の争奪

漁業紛争は、もともと当事国同士の問題であって、沿岸国以外の域外国を巻き込んではいない。伝統的には沿岸漁民の操業海域をめぐるトラブルが中心だったが、漁船の出漁海域が広がり、相手国との摩擦や対立が目立つようになってきた。

操業範囲が拡大している背景には、各国の経済成長による生活レベル向上や流通コールドチェーン網の普及によって魚介類への消費需要が高まってきたこと、その一方で沿岸海面はすでに養殖用に占有され、近海漁場も乱獲や環境破壊などで資源が枯渇していることがおもな要因として指摘されている。同時に漁船が大型化され航行支援のGPS（測位衛星）や魚群探知システムなどのハイテク装備も普及して沖合への進出が容易になってきた。

他方で、近年は島嶼の領有権主張とも絡んで域内各国が取り締まり態勢を強化し、漁船団の派手な操業をめぐる衝突も目立ってきた。中国漁船は、自国が直接は面していない日本海や北太平洋、インド洋などの遠洋海域へも積極的に

出漁するようになり、域外国とのトラブルも拡大している。

(1) スカボロー礁の対峙

中国とフィリピンは2012年、中沙諸島のスカボロー礁（Scarborough Shoal：黄岩島）で公船同士がにらみ合う異常事態になった。発端は4月10日、ラグーン（潟湖）内に錨泊中の中国漁船8隻をフィリピン海軍の観測機が発見した。海軍フリゲートの臨検班がサンゴなどの密漁物を見つけ検挙しようとしたが、中国の海洋監視船が割って入った。

スカボロー礁は、ルソン島の西124カイリ、中国広州から南東300カイリにある環礁。衛星写真など上空から見ると三角形を呈し、周囲34カイリ。ラグーン（水深10～20m）を囲むサンゴ礁は、満潮時ほとんど海面下に隠れる低潮高地である。東南側に外海に通じる水路（幅360～400m）がある。

礁名のスカボローは18世紀に同名の茶貿易船が現場で難破したのが由来とされる。中国は、元朝の天文学者・郭守敬かくしゅけいが「四海測検」で島を測量地点に使ったこと、スペインがアメリカへの譲渡を決めたパリ条約（1898年）など3条約では東経118度をフィリピンの西限とし、同礁はその外の西側にあることなどを主権主張の論拠に主張している。

これに対しフィリピン側は、スカボロー礁は「島」ではなく「岩」であって上記3条約の対象ではないが、実効支配下に置かれてきたと主張する¹²。タガログ語ではバナタグ礁だが、2009年制定の領海基線法は「Bajo de Masinloc」（マシロック町のもの）と表記している。中国は1983年に標準地名を黄岩島に決めたが、それまで民主礁と呼んできたことは先述した。



図1-3 スカボロー礁の位置

¹² <http://dfa.gov.ph/main/index.php/newsroom/dfa-releases/5216-philippine-position-on-bajo-de-masinloc-and-the-waters-within-its-vicinity>

4月10日に立ち入り検査班を送ったフィリピン海軍のフリゲート「PF-15 グレゴリオ・デル・ピラール (Gregorio del Pilar)」(3,250トン)は、米沿岸警備隊(USCG)が払い下げた Cutter (警備艦)で、改修をへて2011年12月に就役したばかり。フィリピン海軍の旗艦を務めている。中国の監視船は国家海洋局の海監南海区総隊の「海監75」と「海監84」で、ともに2年前に就役した新型(1,500トン級)である。



図1-4 漁業監視船「漁政310」
(写真提供：海上保安庁)

フィリピン側は4月12日にフリゲートを沿岸警備隊の巡視船「BRP パンパンガ (Pampanga)」に交代させる一方、現場は自国領で自国の法令が適用されると通告した。中国側は4月13日に漁船3隻と監視船1隻が現場を離れた。だが人民日報は4月16日「フィリピンが中国領海で法執行を試みるのは主権侵害で、監視船の派遣はこれを容認しないことを示す明確なシグナル」と伝えた。農業部南海区漁政局は漁業監視船「漁政310」(2,580トン)を投入した。同船も2年前に配備された新型でヘリコプター1機を搭載する。

紛争をエスカレートさせているとのフィリピンの非難に、中国外交部はフィリピンが主権を侵害しているため3隻目の監視船を送ったと反論した。出合い頭の“遭遇戦”は、公船が対峙する“持久戦”になった。フィリピンは国際海洋法裁判所(ITLOS)への付託も働きかけたが中国は同意していない。フィリピン側情報では、中国側は2012年10月ごろまでに環礁の開口部に封鎖用のロープを張ったという。

マニラでは中国総領事館前で抗議デモが続いた。一方、フィリピン政府系の通信社などのホームページには中国からハッカー攻撃が続いた。中国は5月10日、国家旅游局が観光旅行の中止を指導、前後して検疫当局はフィリピンからの輸入農産物の検査を強化し、バナナやパイナップルなどの対中輸出がほぼストップした。『環球日報』(人民日報系の国際情報紙)が“組合拳”コンビネーション・パンチとあおり立てる複合的な経済制裁である。中国南海区漁政

局は南シナ海で5月16日から2か月半を休漁期間としたが、黄岩島での単層刺し網と一本釣り漁は対象外とした。フィリピンとベトナム両国は、休漁期の設定は行政権の一方的な行使で認められないと抗議した。

(2) 南シナ海の拿捕合戦

スカボロー礁の対峙は表面的には漁業紛争にすぎないが、中国とフィリピンの意地の張り合いには、単なる漁業権益への執着という次元を超えた別の戦略的意図や野心があることは疑いない。ただ海洋権益の重要な構成要素としての漁業権益をめぐる対立状況はまずきちんと把握しておく必要がある。

南シナ海の各島礁周辺は伝統的に好漁場とされ、イシモチ、ビンナガマグロ、メカジキ、サメ、ロブスター、オオシャコ貝、アオウミガメなど高級魚介類がとれるという。アオウミガメはフィリピンでは保護対象だが、一部の中国人は装飾用だけでなく食用としても珍重するらしい。海域全体の漁獲実績が合計でどれほどか。公表された公的統計は見つからないが、全世界の水揚げ量の10分の1との見方や全体で年間500万トンとの推計もある¹³。

中国南海区漁政局の呉社局長は、専門月刊誌『艦船知識』のインタビュー¹⁴で「研究資料によれば、9段線内の200余万km²で漁獲可能な資源量は年間1,500万トン超と予測される」と述べている。ただ呉局長は「管轄下の広東・広西・海南・香港・マカオの漁船は約10万隻、漁民が約70万人で、年間漁獲量は400万トン超」、「このうち90%の漁船は、近海すなわち南シナ海の北部の水深200m以浅、多くは水深100m以浅で操業する。南海外海（南シナ海の南部）にまで出漁できる漁船は4,000隻以上あるが、漁場が遠くてコスト高、厳しい自然条件、周辺国からの武力威嚇や拿捕への心理負担などで実際の出漁隻数は1,000隻あまり」と語っている。つまり、中沙・南沙以南の海域での中国漁船の漁獲量はかなり限定的であることを示唆している。

今回、スカボロー礁に出漁していた漁船の船籍港は、すべて海南省の東南にある瓊海市潭門鎮である。広州の『南方都市报』と上海の『新民晚报』という

¹³ 毛正気「南海の自然資源与争奪」『海軍学術月刊』第46卷第4期（台北・国防部2012年8月）、唐復全「对我国海軍戰略的再認識」『解放軍報』1989年9月15日など。

¹⁴ 宋曉軍・劉兵「南海護漁維權40載 訪南海区漁政局吳社局長」『艦船知識』総第395期（北京・艦船知識雜誌社2012年7月）21-23頁。

2つの人気紙は、その潭門鎮の現地ルポ¹⁵を掲載した。ポイントを要約する。

- ・1956年以降は国民党守備隊（太平島）に妨害された。文化大革命中は鎮国状態で南沙海域へは出漁禁止だったが、西沙海域での操業は許可されていた。
- ・1980年以降は改革・開放で状況は変わったが、乱獲で西沙海域の資源がすぐに枯渇してしまい、新漁場が必要になった。
- ・1984年から政府補助で南沙海域の開拓を試み、1985年に5隻が試験操業したが、周辺の島嶼は外国に占拠され、威嚇や妨害を受けた。
- ・潭門鎮（人口32,000）の漁船は500余隻。うち南沙海域への出漁許可は140余隻。燃料助成などがあるがコスト割れや拿捕への危惧から全隻が出漁してはいない。南沙海域への出漁隻数のピークは2005年だった。

中国は「黄岩島は中国漁民の伝統漁場で、日常的に出漁してきた」と主張しているが、両記事は内実がそれほど単純ではない事情を示している。

中国側の報道は、南シナ海で中国漁船が外国当局の妨害、銃撃、漁獲や漁具・装備・燃料の没収、漁船と乗組員の拿捕などに遭ったケースは1989～2010年に380件あまりとの不完全統計があるとする。また数字がやや古いが海南省外事僑務弁公室の統計では1999～2002年に海南省籍の漁船が拿捕された相手国は、マレーシア74件、フィリピン65件、ベトナム31件、インドネシア5件、不明7件だったという¹⁶。

2010年6月には、インドネシアのEEZ内で違法操業していた中国漁船をインドネシア側警備艇が拿捕した際、「漁政311」など2隻の漁業監視船が現れてにらみ合ったと伝えられた。「漁政311」は海軍南海艦隊の潜水艦救難艦「南救503」を転用して2009年に南海区漁政局に配属された。また2012年5月18日、黄岩島の「護漁任務」を終えて再び巡航に出た「漁政310」は永暑礁から赤瓜礁にかけての海域で中国漁船5隻を追跡中のベトナム砲艇3隻を威嚇して阻止したと報道された。だがベトナム側は、中国漁船の密漁や操業ルール違反こそが自国の漁業基盤を脅かしていると主張している。

他方、南シナ海では中国の監視船などによる外国漁船の拿捕も続く。公表さ

¹⁵ <http://mil.news.sina.com.cn/2012-05-16/1040690669.html>

および <http://mil.news.sina.com.cn/2012-05-11/1432690253.html>

¹⁶ 郭文路ほか『南海争端与南海漁業資源区域合作管理研究』（北京・海洋出版社2007年）103、134頁。

れた統計はないが、2010年6月にはトンキン湾（北部湾）で漁政船と海警船（公安边防総隊の巡視船）が合同でベトナム漁船5隻を拿捕したと報道された。2012年3月には「漁政306」が西沙海域でダイナマイト漁をしていたベトナム漁船2隻（乗組員21人）を拿捕したと発表した。ベトナム外務省は、現場は自国の管轄海域で不当拿捕と抗議した。2011年2月にはJackson Atoll（五方礁）の周辺で操業中のフィリピン漁船が中国海軍のフリゲート「560東莞（Dongguan）」から無線で退去を求められ、海面に警告射撃を受けていたと報道された。

(3) “外海” 進出と高まる摩擦

南シナ海の情勢分析に定評があるシンガポールの南洋工科大学ラジャラトナム国際関係学院（RSIS）の評論（2012年6月4日）¹⁷は、中国漁船が“外海”への進出を強めている背景を次のように分析した。

「急速な経済発展で中国の1人あたりの水産物消費量が1970年の年間5キロから2010年に25kmに増加、人口増がさらに需要増を招いている。他方、漁獲の大半を占める沿岸は、乱獲と深刻な汚染で急速に資源が枯渇している。中国政府は養殖の奨励、小型船の削減、沖合・遠洋漁業への転換を進め、これが結果的に近隣国のEEZや係争海域への出漁の拡大につながっている」

沿岸線が長く奥行きが狭いベトナムでは、タンパク源の約半分は水産物との指摘¹⁸もある。また水産物は原油に次いでベトナムの第2位の輸出品である。経済成長が魚介類への需要を高め、漁船の遠方進出ひいては近隣国との対立の拡大を招いている状況は、どの国も大同小異であろう。

特に中国は、操業漁船の隻数が多く、出漁先も南シナ海だけではない。中国漁船が他国の海域内で拿捕された事案は、これまでトラブルが頻発してきた韓国海域（黄海）に加えて、2012年には新たにパラオ（太平洋）、北朝鮮（渤海）、ロシア（日本海）、スリランカ（インド洋）と広範囲に及び、管轄国の取締り当局との殺傷事件など深刻な刑事事件に発展したケースも目立っている。今後ともトラブルが世界各地の海に広がる懸念がある。

¹⁷ Zhang Hongzhou, “China’s Growing Fishing Industry and Regional Maritime Security” <http://www.rsis.edu.sg/publications/Perspective/RSIS0912012.pdf>

¹⁸ “Fishery and Aquaculture Country Profile: Viet Nam”, Food and Agriculture Organization (FAO)

こうしたなか、中国は2012年7月、海南省三亜市から中型（140トン以上）鋼製漁船29隻と総合補給船（3,000トン級）1隻で構成する漁業船団を南シナ海の永暑礁海域での20日間の集団操業に送り込んだ。総合補給船は燃料・真水・氷などを漁船に供給する一方、洋上で水揚げを買い取るという。8割以上の漁船は南沙海域への出漁は初めてで、新漁場の開拓がおもな目的と伝えられた。保護役として「漁政310」も同行した。

これより先の2012年4月、海南省の遠洋漁業会社とギリシア企業が共同投資した漁業母船「海南宝沙（Hainanbaosha）001」（32,000トン級）が、海南省の海口港に初入港したと報道¹⁹された。同船は日量2,100トンの魚介類を冷凍冷蔵品・缶詰・フィッシュミール（魚粉）などに加工する能力がある。給油船（20,000トン級）1隻や冷凍運搬船（10,000トン級）2隻などを随伴させ、漁船群と船団を組むという。旧ソ連の漁業コンビナートを彷彿とさせるもので、中国漁業の大型システム化と遠洋化への志向を象徴する新動向といえよう。出漁する海域はとりあえず南シナ海とされているが、周辺国などとの漁業資源の争奪のさらなる白熱化につながる可能性はある。

5 石油ガス資源の争奪

南シナ海は石油と天然ガスが海底に豊富に眠るとされ、「第2のペルシャ湾」と期待を込めて呼ばれることも多い。資源開発はマレーシア、ブルネイ、インドネシアが先行し、ベトナム、フィリピンと続いてきた。

中国の資源開発は、これまでは近海の珠江沖^{しゅうこう}や海南島沖にとどまり、南部の南沙海域までは力が及んでこなかった。深海の掘削技術や大陸本土との距離などが制約要因になってきたためである。だが国力向上に伴って自国資源が奪われているとのナショナリズムが高まり、政府監視船がフィリピンやベトナムの探査活動を妨害する一方、国有の石油メジャーが周辺国と重複する鉱区への国際入札を公告するなどの対抗姿勢を強めている。同時に、水深3,000mの深海を掘削できる海上リグを国産建造し、南部海域を目指す動きもみせている。

産油国への飛躍を夢見るベトナムやフィリピンも、もちろん譲らない。

¹⁹ 中国将在南海部署3万吨級漁業船 全球僅4艘（図）
<http://mil.news.sina.com.cn/2012-05-07/1322689726.html>

(1) ケーブル切断事件

南シナ海の石油ガス資源争奪をめぐることは、中国側がフィリピンとベトナムの探査船を実力で妨害する事案が2011年に少なくとも3件、明るみにでた。

2011年3月2日、フィリピン・パラワン島の西250kmにある南沙諸島のリード礁(Reed Bank: 礼楽礁)周辺にある鉦区SC-72(米Forum Energy社が契約)で資源を物理探査していた探査船が中国の海洋監視船からハラスメントを受けたとフィリピン軍が発表した。探査船はエネルギー省(DOE)がチャーターした「ベンチャー(Venture)」。中国監視船は「海監71」と「海監75」で、2隻は探査船をはさむように航行したという。フィリピン軍の軽攻撃偵察機が現場に向かったが、中国船は立ち去った後だったという。

2011年5月26日、こんどはベトナム中部ニャチャン沖80カイリ(海南島沖322カイリ)の148鉦区で、国営ベトロベトナムの技術部門PTSC社の2D探査船「ビンミン(Binh Minh: 平明)02」(2,281トン)が中国の「海監84」など3隻に囲まれ地震探査用のケーブルを切断された。ベトナム外務省は29日に会見し「ベトナムのEEZ内で主権を侵害する行為」と非難した。PTSC社は「ケーブルは海面下30mにあって特殊機材がなければ切断は不可能で、周到に準備されたもの」と述べたが、中国外交部は「中国の管轄海域での正常な取り締まりだった」と反論した。

6月初めシンガポールでのアジア安全保障会議(シャングリラ対話)に出席したベトナムのフン・クアン・ティン国防相は「中国側の行為は南シナ海の行動宣言(DOC)に反し、他の国々の懸念を増大させている」と批判した。ハノイとホーチミンでは6~7月に少なくとも6回、中国大使館と総領事館に抗議のデモ隊が押しかけた。

続く6月9日、ベトナム沖200カイリ内のVanguard Bank(万安灘)で、「漁政311」と「漁政303」が支援する中国漁船が、PTSC社がチャーターした3D地震探査船「バイキング(ViKing)2」(ノルウェー船籍)に接近し、探査ケーブルの切断を試みた。ベトナム外務省によると、中国漁船は切断装置がケーブルを巻き込んで立ち往生し「漁政311」が救出したという。「漁政311」は南海艦隊の潜水艦救難艦から漁政船に改装され2009年に配備されていた。

バイキング2は鉦区を落札したカナダTalisman社の要請で探査をしていた。ベトナム外務省は「中国側の行動は意図的かつ周到に準備されたもので重大な主権侵害」と抗議した。中国外交部は「漁船はベトナム武装船に追跡され

てケーブルに漁網が絡まり、切断して難を離れた。違法な探査をしたのはベトナム側で中国の権益と主権を侵害した」と反論した。ベトナム海軍の海岸砲部隊は6月13日、中部地区沖合で実弾射撃訓練をして不快感を示した。

南シナ海の石油ガス資源をめぐり、中国政府公船の「海監」と「漁政」が競い合うようにフィリピンとベトナム両国の探査への物理的妨害にでたのは、この2011年が初めてだった。その後1年半、類似の事件はなかったが、ベトロボトナムは探査船「ビンミン 02」が2012年11月30日にベトナムのEEZ内で数隻の中国漁船に追突されて探査用ケーブルを切断されたと発表した。沈静化にはほど遠いことを示している。

(2) 産油国への期待と現実

海洋石油ガス資源への執着は、各国とも経済成長の持続が最大の理由になっている。中国では、國務院が2012年10月に発表した『エネルギー政策白書』²⁰で、原油の対外依存率は2000年の32%から57%に上昇したとする。省エネ化を進めてはいるが、海外輸入先のさらなる開拓や国内資源をどれだけ確保できるかが課題になる。現在、国産エネルギーのうち原油は23%、天然ガスは29%が海洋からの産出である。内陸での新規増産が今後、厳しい見通しとされるなかで、新天地としての海洋への期待がある。

中国の国有3大石油メジャーのうち、海洋を主力基盤とする中国海洋石油総公司(CNOOC)は、ここ数年「圓夢5000万!海上大慶油田」というスローガンを掲げてきた。国内最大の大慶油田と同じ年産5,000万トン(日量10万バレル)を海洋で確保したいとする願望である。他方、過去には貧油国だったベトナムとフィリピンは、インドネシアやマレーシア、ブルネイのレベルには届かないが、海洋石油ガス田が一部の需要を賄い、外貨獲得への道も拓いている。

では、南シナ海の埋蔵資源はどれほどなのか。全面的な調査がされていないため実証的データはないが、米エネルギー情報局(EIA)の2008年の報告²¹は、石油埋蔵量について米地質調査所(USGS)では280億バレル、中国側は1,050~2,130億バレルとするなどさまざまな推計があると記述する。天然ガスは

²⁰ 國務院新聞弁公室「中国的能源政策(2012)」。
http://www.gov.cn/zwqk/2012-10/24/content_2250617.htm

²¹ http://www.eia.gov/cabs/South_China_Sea/pdf.pdf

CNOOC と契約したカナダの Husky Energy 社が南沙諸島海域で確認済埋蔵量は 4~7 兆立方フィートと 2006 年に発表したとする。中国側の見積もりは楽観的だが、2011 年 3 月公表の「第 12 次 5 カ年計画」（2011-15 年）で「海洋経済の発展推進」という 1 章が新設され、原油や天然ガスなど海洋資源の開発と利用促進が重点項目に位置づけられた。

中国の海洋石油開発は 1970 年代末の改革・開放策でスタートした。わが国も含む外資との協力で渤海湾などから開発が始まった。1982 年には CNOOC を設立し、南シナ海北部の珠江デルタ沖や海南島沖などで一定の商業生産を実現してきた。2011 年 5 月には CNOOC が 19 鉱区を国際入札に開放した。ただ南沙海域は本土からの距離、大深度掘削の技術不足、島嶼の実効支配が少ないことが障害になり、開発には着手できていない。反面、中国からみて他の係争諸国に開発の先行を許す結果になってきた。

たとえばベトナムでは、1975 年にメコン・デルタ沖の堆積盆で当時のモービルが油田を発見した。3 か月後には南ベトナムが崩壊し計画は宙に浮いたが、1977 年に国营石油ペトロベトナムを設立した。1986 年にソ連と合弁の VSP のバクホー（白虎）油田としてようやく商業生産を始めた。大半をわが国に輸出してベトナムは小規模ながら産油国になった。1994 年にはダイホン（大熊）やロン（龍）油田、2003 年には米 ConocoPhillips と韓国 KNOC が参加のシツデン（黒獅子）油田などが操業を開始した。原油は実は中国にも一部を輸出してきた。海洋油田に随伴する天然ガスも 1995 年に本格生産を始め、国内発電プラントなどにパイプラインで輸送している。

ベトナムの産油量の半分を占めたバクホー油田は 2003 年に日量 26 万 3,000 バレルのピークに達したが、2011 年に日量 9 万 2,000 バレルに落ち込んだ。今後も減産が予想されている。だがシツバン（金獅子）とシツデン油田が同年に合計日量 10 万バレルを確保し、減産分を穴埋めしている。2011 年 10 月には、新プレイヤーとしてインドも石油ガス公社 ONGC の傘下企業がベトナムでの新規油田の開発に参加を表明した。ベトナム政府は 2013 年の生産目標を日量 40 万バレルとしている。

フィリピンは 1974 年にリード礁での探鉱権をスウェーデン企業に与え 37 坑を試掘した。2000 年代に入り、パラワン島沖のカマゴ・マランパヤ天然ガス田の商業生産を始め、国内供給している。2009 年にリード礁で英 Forum Energy と合同で再度の探査をスタートさせた。

フィリピン政府エネルギー省（DOE）は、リード礁の周辺では初歩的探査で4億4,000万バレルの原油と3兆4,000億立方フィートの天然ガスの埋蔵が判明していると明らかにし、国際入札を進める準備をしてきた。

(3) 被害者意識と深海進出

南シナ海の領有権問題で中国は「主権属我、搁置争議、共同開発」（主権は自国にあるが、論争を棚上げ、共同開発する）が原則と唱えてきた。だが現実には、周辺の係争諸国による資源開発だけが先行し、自国の海洋権益が篡奪されているとの被害者意識が強い。人民日報系『中国経済週刊』の特集記事²²はそれをあおるかのように、次のように書いている。

「海域が“瓜分”（切り分け）され、島礁が侵犯占拠され、資源が略奪され、安全が脅かされる。これが中国の海洋権益が直面する4大問題だ。」

「30年来、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、インドネシアの5か国は国外の石油企業200社以上との合作で約1,380本の油井を南シナ海で掘り、年間産油量は5,000万トンに達する。これは中国（東北部）の大慶油田が最も輝いた時期の産油量に相当する。」

「周辺国は入札鉱区を設定し探査範囲を不断に広げている。だがその大部分は中国の伝統的“海疆線”（海の境界）つまり“9段線”内にある。」

「中国とベトナムの権益争奪が最も激烈だ。ベトナムが宣言したEEZと大陸棚は“9段線”の内側に100余万km²も食い込んでいる。ベトナムは合計185の鉱区を設定したが、その多くは中国の西沙・南沙海域に帰属する……」

引用はここまでにするが、この記事は「ベトナム：南海争端で最大の既得利益者」、「マレーシア：南海最多の石油ガス井を掘削」、「フィリピン：南海に最も早く手をつけた国」、「ブルネイ：南海石油に依存し家を起こした小国」、「インドネシア：南海で世界特大ガス田開発」など扇情的な見出しで各国の動向を紹介している。こうした過度の被害者意識や焦りの強調は、富国強兵を果たし

²² 姚冬琴「南海宝蔵 失去南海就相当於失去中国油氣資源的三分之一」『中国経済週刊』2012年5月29日。http://mil.news.sina.com.cn/2012-05-29/0823691725.html

つつあるいまこそが権益の獲得と維持に当たる秋、との過激なナショナリズムにつながっていることは容易に推測できる。

CNOOCは2012年6月23日、南シナ海で9つの開発鉱区を対外入札にかけると発表した。その総面積は16万km²。ベトナム中部～南部の沖合に位置している。ペトロベトナムが設定済みブロック128～132と145～156の合計12鉱区と一部が重なる。その前々日にベトナムは、西沙と南沙諸島を自国領とする海洋法を成立させた。前述したとおり中国は同日、三沙市を新たに設立しており、この鉱区設定も対抗措置の一環であるのは明らかだ。

ペトロベトナムの鉱区とCNOOCの新鉱区は、ベトナムとロシア企業ガスプロムとの契約（2008年）やExxonMobilとの契約（2009年）さらにインドONGC傘下企業との契約（2011年）などと一部が重複する。ペトロベトナムは各国企業にCNOOCが設定した鉱区開発に応札しないよう呼びかけ、すでに自国に契約済みの鉱区は開発を中断しないと約束した。

ベトナムと中国の鉱区の重複は、実は早くも1992年にペトロベトナムがメコン・デルタ沖のブロック133・134でConocoPhillipsと契約したのに対し、CNOOCが万安北21鉱区を設定し米Crestone Energy（現Harvest Natural Resources）社と契約した対立にさかのぼる。この時の契約は実際には着手されなかったが、時代が下がって権利主張が激化してきたことを示している。

フィリピン政府エネルギー省は2012年7月、南シナ海の石油ガス3鉱区の国際入札を公告した。3鉱区はパラワン島とリード礁の周辺にある。DOEは3鉱区とも同国のEEZ内とするが、中国はこのうち2鉱区は中国が主張する“9段線”の内側にあるとして「いかなる国、政府、企業も中国政府の許可なしに開発するのは違法」と主張している。

こうしたなかCNOOCは2012年5月、中国国産の深海掘削リグ（半潜没式掘削プラットフォーム）の「海洋石油（Haiyangshiyu）981」が南シナ海で正式に掘削作業を開始したと発表した。中国はこれまで水深3,000m超の深海に対応できるリグがなかった。上海の造船所で2011年に竣工し、深海敷設船の「海洋石油201」（59,101トン）などと合わせ5型6隻の“連合艦隊”とも呼ぶ。海洋石油981は最大作業水深3,000m、最大掘削深度12,000mで、水深1,500mで位置を保持するDPS-3システムをもつという。

南沙海域の石油ガス資源は、数百～3,000mの深海底に眠るとされる。今回の掘削リグの投入地点は、南シナ海とはいっても香港南方沖170カイリの水深

1,500mの鉞区（荔湾6-1）で、まだ南部の海域ではない。だが海南省政府のシンクタンク・中国南海研究院（海南省海口市）の呉士存院長は2012年3月、東京での筆者の質問に「新型リグの南シナ海中央部への投入は時間の問題」と答え、南沙諸島海域の開発が工程表にあることを示唆した。ただ南沙海域の資源は石油ではなく天然ガスの可能性が高いとの見方もある。輸送の困難さなどから経済的に採算がとれるのか疑問との指摘もある点には留意しておきたい。

6 海洋法令執行機関の“功罪”

これまで本章の記述にしばしば登場しているが、南シナ海の権益争いで中国の前面に立っているのは、政府公船の漁業監視船「漁政」と海洋監視船「海監」であり、海軍軍艦ではない。南シナ海だけではなく、東シナ海の尖閣諸島周辺の海域でも「漁政」と「海監」は「維権（主権維持）と執法（法執行）の常態化」と称し、接続水域をしきりに航行して断続的に領海を侵犯し、海上保安庁の巡視船艇と対峙している。

ただ中国の監視船が系統的に整備されてきたのは近年になってのことである。「漁政」は農業部漁政局、「海監」は国土資源部国家海洋局に所属する。これに公安部边防管理局の「海警（Haijing）」と交通運輸部海事局の「海巡（Haixun）」さらに海関総署緝私局（税関監視部門）の「海関（Haiguan）」の3者を加え、中国では“五龍治海”（5龍が海を治める）や“群龍鬧海”（龍の群れが海を騒がす）と揶揄される。交通運輸部救助打撈局（打撈はサルベージ）の「海救（Haijiu）」や「海撈（Hailao）」は、海洋法令執行機関には含まない。

ちなみに「海警」は英語名「CCG（China Coast Guard）」で、海上保安庁や米沿岸警備隊と交流もある。1982年に海軍の兵員整理で海上公安巡邏隊を作り、1988年から「海警」に改名した。ただ外洋型船艇は少ない。「海巡」は「MSA（Maritime Safety Agency）」を名乗り、1988年に国家港務監督局と船舶検査局を併合してできた。ヘリコプター搭載海巡船もあるが、主管は航路の安全、船舶検査、海技免許など。密輸摘発の「海関」緝私局は1999年の発足で活動は湾内にとどまる。

海軍ではなく「漁政」や「海監」が海洋権益保護の前面に立つのは、周辺国との摩擦や対立が不用意にいきなり軍事衝突にエスカレートするのを防ぐという意味では抑制的なシステムと評価できる。ただ一方で新型監視船の投入で強圧的な対応をとり、トラブルを起こしている運用姿勢には疑問符もつく。

海上警察機能としてフィリピン沿岸警備隊、ベトナム海上警察も近年、急速に整備されてきた。ただ装備ハードと運用ソフトの両面とも初歩的な段階にとどまっている。日本やアメリカが能力構築を支援している。

(1) 中国の漁政船 FLEC

漁政部門は全中国で約2,800の単位がある²³。英語名は「FLEC (China Fisheries Law Enforcement Command)」を使う。国家レベルでは農業部直属の黄渤海区漁政局(山東省煙台市)、東海区漁政局(上海市)、南海区漁政局(広東省広州市)の3つがある。その次に沿海部の合計11の直轄市・省・自治区に省レベルの漁政部門がある。天津市漁政漁港監督管理処、上海市漁政漁港監督管理処、遼寧省漁港監督局、河北省漁政処、山東省漁港監督局、江蘇省海洋漁業指揮部、浙江省海洋と漁業局、福建省漁政管理処、広東省漁政総隊、広西漁港監督局、海南省漁業監察総隊と名称は不統一である。さらに下部には市・区・県レベル以下の漁政部門がある。

漁政部門の任務は漁業関連の法規執行、漁業資源と水域環境の保護、漁民の合法的權益の維護(維持擁護)をとおして、漁業の持続的な発展を促進し、国家の海洋と漁業の權益を維護するなどとされている。

このうち南海区漁政局は、1974年に設立された南海区漁業指揮部が前身で、國務院に直属し中央軍事委員会の指導を受けており、海軍と密接不可分の組織だった。改革開放後の1984年に当時の農牧漁業部に所属が変わり、2008年から対外的に農業部・中国南海区漁政局を名乗っているが、正式な組織名は南海区漁政漁港監督管理局とされる。前述の『艦船知識』誌は、国際条約や漁業協定の執行状況の検査、重大な漁業紛争と涉外事件の調査と処理、南シナ海の総合管理と“守礁”任務(島礁の守備)が具体的職能として重要と紹介している。

「漁政船」という呼称は、1985年から漁業指揮船を改めて使い始めた。船隊は1995年に海区漁政検査大隊を改めて中国漁政南海総隊になった。各総隊長は漁政局長が兼務している。地方レベルは、直轄市・省・自治区に漁政総隊、地区・市に漁政支隊、県に漁政大隊がある。統一運用のため農業部漁政指揮センターが2000年に設置された。

漁政船の勢力は、2010年末現在で1,421隻(合計77,020トン)。このうち海

²³ 金強「中国漁政執法船」『艦船知識』2012年7月号(北京・艦船知識雜誌社)。

表 1-3 おもな漁政船

海 区	船 名 (排水量)	
黄渤海区 漁政局 (煙台)	漁政 118 (1,166 トン) 2001 年配備	漁政 116 (800 トン級)
	漁政 115 (400 トン級)	漁政 112 (300 トン級)
	漁政 117 (300 トン級)	
東海区 漁政局 (上海)	漁政 201 (1,272 トン) 2001 年配備	漁政 202 (1,272 トン) 2001 年配備
	漁政 204 (800 トン級)	漁政 203 (497 トン)
	漁政 205 (400 トン級)	漁政 206 (300 トン級)
南海区 漁政局 (広州)	漁政 310 (2,580 トン) 2010 年配備	漁政 311 (4,450 トン) 2009 年配備
	漁政 301 (1,000 トン級)	漁政 302 (1,000 トン級)
	漁政 303 (1,166 トン) 2001 年配備	漁政 308 (400 トン級)
	漁政 309 (400 トン級)	漁政 305 (300 トン級)

(各種資料から筆者作成)

洋漁政船が 450 隻 (62,485 トン)、内陸の漁政船が 971 隻 (14,535 トン)。EEZ パトロールが可能なのは 49 隻とされる。排水量で区分すると、2,500 トン以上は全国で 2 隻、1,000 トン級 6 隻、500~1,000 トン級 14 隻、300~500 トン級 33 隻など。300~500 トン級は省級部門の所属で舷号が 5 桁である。

表 1-3 でわかるように、舷号 (船番号) は、1XX 黄渤海区、2XX 東海区、3XX 南海区の各総隊である。南海区の「漁政 310」(2,500 トン型) は全国唯一のヘリコプター搭載型で 2010 年 9 月配備。スカボロー礁でのフィリピンとの対峙のほか、尖閣諸島周辺海域の巡航にも出動している。また「漁政 311」(4,450 トン) は南海艦隊の潜水艦支援艦「南救 (Nanjin) 503」から 2009 年に転籍し、2011 年にはベトナムの石油探査船ケーブル切断事件の現場にも出た。このほか南シナ海では 2007 年に南海艦隊の大型補給艦「884 鏡泊湖 (Jingbobu)」(8,500 トン) が「漁政 21」、また 2009 年に「888 撫仙湖 (Fuxianhu)」(15,000 トン) が「漁政 88」に舷号と船体を塗り替えて一定の期間、ミスターフ礁への補給任務についた。2012 年 12 月、海軍東海艦隊の海洋調査艦「871 李四光 (Lisiguang)」(5,872 トン) が「漁政 206」に転換されて東海区漁政局に配属された。

(2) 中国の海監船 CMS

国家海洋局は国务院直轄として 1964 年 7 月に設立された²⁴。設立目的は、国

²⁴ 『当代中国的海洋事業』(北京・中国社会科学出版社 1985 年 7 月) 19-25, 473 頁。

家科学委員会海洋組の名義で海軍が行っていた海洋の資源と環境の調査とされた。同年9月、海軍の海洋研究所と海洋調査大隊、国家科委海洋組弁公室が国家海洋局に移管された。翌年に北海（青島）、東海（寧波のち上海）、南海（広州）の各分局が設置された。編制上は國務院直轄だが実際は海軍が代理で管理を続けた。まもなく文化大革命の混乱期に入ったが、海洋総合調査船「実践（Shijian）」、遠洋調査船「向陽紅（Xiangyanghong）05号」、双胴型掘削船「勘探（Kantan）1号」、海洋地球物理調査船「科学（Kexue）1号」などの建造は止まらなかった。

改革開放後の1980年に国家科学委員会の指導下に入り、1983年の政府機構改革で調査科研に加え海洋の管理と公益サービスの職能を行うと定められた²⁵。1998年に国土資源部の所属になり、主要職責を海域使用管理・海洋環境保護・海洋科技・海洋の国際合作・海洋の防災減災・国家海洋權益の維護（維持と擁護）と定められた。「海洋權益の維護」が初めて任務に加わった。2008年には気候変動問題への対応と「定期的な維權巡航執法の実施」が新職責に追加された。海洋での權益維持のパトロール実施が明文で規定されたが、その沿革から漁政と同様に厳密な意味での海上警察力とは呼びにくいことがわかる。

地方レベルで海洋管理の職能を担うのは沿海部11省・市・自治区の機構である。天津市海洋局、上海市水務局（海洋局）、遼寧省海洋与漁業庁、河北省国土資源庁（海洋局）、山東省海洋与漁業庁、江蘇省海洋与漁業局、浙江省海洋与漁業庁、福建省海洋与漁業庁、広東省海洋与漁業局、広西自治区海洋局、海南省海洋与漁業庁がある。漁政と同様、所管官庁の名称は不統一である。加えて沿海部の計画単列市（中央が単独に計画対象に指定する重点都市）の大连、青島、寧波、厦門、深圳の各市にも類似の組織がある。

海監の設立は1998年10月で中央編制委員会の認可で国家海洋局の中国海監総隊（庁級）として設置された²⁶。前身は同局の船舶飛行機運用指揮中心。大型海監船は「CMS（China Marine Surveillance）」と船体に表示している。主力は北海区総隊（第1～3支隊）、東海区総隊（第4～6支隊）、南海区総隊（第7～10支隊）の3個総隊で、それぞれに航空支隊（Y-12小型プロペラ機）と維權執法支隊もある。海区海監総隊長は海洋分局長が兼務する。別に沿海部の

²⁵ 国家海洋局海洋發展戰略研究所課題組「海洋發展報告（2012）」309-315頁。

²⁶ 前掲書340-342頁。

省・市・自治区に地方レベルの海監として11個総隊（81個支隊、205個大隊）がある。合計で海監の執法要員は約8,000人。「軍の予備役に列せられ、準軍事化された管理をする」とされる。海監の任務は、巡航監視、違法行為（権益侵犯・海域の不法使用・環境と資源の破壊・海上施設の損壊・海上秩序びん乱など）



図 1-5 海洋監視船「海監 83」
（写真提供：海上保安庁）

の摘発、海上突発事件への応急行動の調整、などと規定されている。

発足時の陣容は、800~1,000トン級の公務船10隻、調査船3隻、小型機2機にすぎなかった。第10次と第11次の5か年計画で大型の海監船13隻を新造し、航空機5機を取得するなど急速に勢力を拡大してきた。最新報道²⁷では海監船の総数は62隻。このうち維権任務を実施できるのは26隻という。近年の新造船は表1-4のとおり。航空機は小型機5機（Y-12 II型）と大型の「海監83」「海監50」に搭載するZ-9Aヘリコプター2機である。

船体番号は、「1X・2X」が北海、「4X・5X・6X」が東海、「7X・8X」が南

表 1-4 おもな海監船

タイプ	隻	船名（配備年・定係港）
3,000トン級	2	海監 83（2005年・広州） 海監 50（2011年・上海）
1,500トン級	3	海監 51（2005年・上海） 海監 15（2010年・青島） 海監 84（2011年・広州）
1,000トンⅡ級	5	海監 27（2008年・天津） 海監 75（2010年・広州） 海監 23（2011年・天津） 海監 66（2011年・廈門） 海監 26（2011年・天津）
1,000トンⅠ級	3	海監 17（2005年・青島） 海監 46（2005年・寧波） 海監 71（2005年・広州）
1,000トン級（旧）	3	海監 18（1995年・青島） 海監 49（1995年・寧波） 海監 74（1995年・広州）

（各種資料から筆者作成）

²⁷ 張志明「保衛釣魚島の中国海監総隊」『艦船知識』2012年11月号。

表 1-5 海軍艦船の海監／漁政船への転用（2012年11月～）

旧所属	旧艦名	排水量	新船名	新所属
北海艦隊	航洋曳船「北拖 710」	2,400トン	海監 110	海監北海総隊
	砕氷調査艦「北冰 723」	4,420	海監 111	
	機雷敷設艦「814 遼陽」	2,500	海監 112	
東海艦隊	航洋曳船「東拖 830」	2,400	海監 137	海監東海総隊
	測量艦「東測226」	1,126	?	
	旅大型 DD「131 南京」	3,670	?	
南海艦隊	航洋曳船「南拖 154」	2,400	海監 167	海監南海総隊
	調査艦「南調 411」	3,324	海監 168	
	電子偵察艦「852 海王星」	4,590	海監 169	
	兵員輸送艦「南運 830」	2,150	?	
	旅大型 DD「162 南寧」	3,670	?	
東海艦隊	海洋調査艦「871 李四光」	5,800	漁政 206	東海区漁政局

（中国側情報を筆者が整理・作成（一部推定））

海の各海監総隊の所属を示している。表には含めていないが、他に 4,000 トン級「海監 28」と「海監 81」は旧海洋調査船「向陽紅 (Xiangyanghong)」で、前者は 2012 年に 7,000m の潜水を達成した有人深海艇「蛟龍 (Jiaolong)」の母船を務める。また 2,500 トン級「海監 52」は科学調査船「実践 (Shijian)」、1,000 トン級「海監 53」はケーブル敷設船「郵電 (Youdian) 1 号」からの転用である。

海監の執法船は隻数と大型化がまだ不足しており、地方レベルの海監に 36 隻を新造させる計画が進んでいる。また別に、2012 年 9 月には海軍東海艦隊を退役した旅大 (Luda) 型駆逐艦「131 南京 (Nanjing)」を改装して海監船に転用すると公表された。2012 年秋から表 1-5 のとおり、海軍の遠洋タグボートや砕氷艦を含む情報収集艦などが海監船にコンバートしたことが断片的に伝えられている。海軍の「Grey Fleet」に対して、海監船を白色の船体から「White Fleet」と呼ぶ形容も西側にはあり、増強された監視船をどのように使うかが注目されることになる。

中国国内には“群龍鬪海”状態の海洋法令執行機関を整理統合すべきとの議論があり、2012 年 3 月には全国政治協商会議で「海岸警衛隊」への統合を建議した委員の発言が報道された。業務による重複の弊害と過度の縦割りによる隙間や死角の存在が指摘されている。国外からすると、各機関は予算獲得への思惑があって現場海域で周辺国への強硬姿勢を競い合っている側面があるよう

にもみえる。統合に向けた内部検討の一部は公刊²⁸されている。脚注で紹介した刊行物は「海岸警備隊」の編制、基地配置、警備船の所要数などを数式も使って導き出している。ただ統合は、法体系や行政システム全体、各官庁の権益が絡み、強力なリーダーシップがなければ動かない。同書も「国家海洋工作委員会」（仮称）を設けて調整を進めるとするだけで、統合実現へ向けた具体的な工程表は描き出していない。

(3) フィリピン沿岸警備隊 PCG とベトナム海上警察 CSB

フィリピン沿岸警備隊（PCG：Philippine CoastGuard）は、海軍から1998年に分離され、運輸通信省に付属している。任務は、海上犯罪の摘発、海難救助、海洋汚染防止、海上航行の安全など各国の沿岸警備隊と同じである。国内離島航路を結ぶフェリーのハイジャック防止チームもある。ただ装備は巡視船が10隻足らず、固定翼機2機、ヘリコプター7機と貧弱で、外洋をパトロールする能力はほとんどないとされる。

わが国は2011年の第1回日比海洋協議でPCGの訓練を目的に海上保安庁の巡視船を派遣することや能力構築支援に協力することなどで合意した。2012年5月に、「戦略的ODA」の一環としてPCGに巡視船艇12隻（有償10隻、無償2隻）を供与する方針を表明した。8月には大型巡視船「しきしま」がマニラを訪問し海賊対策などの合同訓練をした。これとは別に、フィリピン政府は82m級巡視船1隻と40m級巡視艇4隻をフランスから購入する計画を検討していると伝えられている。

ベトナム海上警察（Vietnam Marine Police、ベトナム語略称でCSB）は2008年3月に海軍と独立の沿岸警備組織になった。任務は、海洋主権と管轄権の擁護、資源保護、環境汚染防止、密輸・密出入国・麻薬犯罪の摘発、捜索救難など。4個管区（第1：北部、第2：西沙諸島を含む中部、第3：南沙諸島を含む南東部、第4：カンボジアに隣接する南部）があるが、要員は1,000人前後と少ない。巡視船艇はオランダDamen造船所の技術による2,500トン型2隻と国産1,200トン型2隻のほか、400～120トン型艇24隻、救難サルベージ船（1,400トン型）4隻。航空機はエアバスC-212小型機若干にとどまる。

²⁸ 何忠龍ほか『中国海岸警備隊組建研究』（北京・海洋出版社2007年）。主著者は、武警大佐で公安海警高等専科学校（浙江省寧波市、現在は公安海警学院に昇格）教授。

日越外相会談（2012年7月）で、わが国はCSBの能力構築支援に協力することを表明した。フィリピンと同様のスキームである。米沿岸警備隊も2009年にパートナーシップ計画を立ち上げ法執行教育などを支援している。2011年10月のフィリピンとベトナムの首脳会談では、PCGとCSB間のホットラインを開設することに合意した。

ベトナム首相は2012年11月29日、農業農村発展省水産総局の下に「漁政分局」を設ける政府命令に署名した。6月に制定された海洋法の初の実施細則の1つで、2013年1月25日から海域パトロール、検査、監督管理などの業務にあたる。中国の漁政局と同様の行政組織を新設して漁船操業に関係した海洋管轄での対抗措置を強化する姿勢といえよう。

7 複雑化する安全保障要因

南シナ海ではこれまでみてきたように、海洋権益をめぐる対立と同時に軍事面での緊張も安全保障要因として見逃せない情勢になっている。

特に「近海積極防御」戦略で米軍をできるだけ遠ざけようとする中国、その中国の軍備拡大にヘッジをとるアメリカ、両者の海洋正面でのせめぎ合いは加熱している。アメリカ側は、中国の近海防御を接近阻止／地域拒否（A2/AD Anti-Access／Area Denial）戦略と捉え、対抗策として「空海一体戦」という作戦概念を開発中である。米国防総省は2011年11月に担当オフィスを立ち上げたことを明らかにし、続いて統合参謀本部は2012年1月に「統合接近作戦構想」²⁹を発表した。また戦略的にはオバマ大統領が「アジア回帰」の姿勢を鮮明にして「リバランス」（再均衡）を図りつつある。だが米側の一連の動きを、こんどは中国が自らの台頭を封じ込める“対中包囲網”の形成と受け止め、疑心暗鬼になっている。相互の信頼醸成は進まず、猜疑心のスパイラルになっている。

フィリピンやベトナムは、特に海・空軍力の分野で一定レベルの近代化装備の導入を進め、軍事面でアメリカのバンドワゴンに乗る動きもみせている。これに対しても中国は警戒を強め、経済力を梃子に他のASEAN諸国を自国側に引き寄せようと対抗する動きをみせている。

²⁹ JOINT OPERATIONAL ACCESS CONCEPT VERSION 1.0 (JOAC)
http://www.defense.gov/pubs/pdfs/JOAC_Jan%202012_Signed.pdf

(1) 近海積極防御と A2/AD

南シナ海では米中の軍事的角逐が表面化したのは、2001年の米海軍 EP-3 電子偵察機と中国海軍 J-8 II 戦闘機の空中接触・墜落事故に続き、2009年3月に起きたインペッカブル事件からである。事件は、海南島の南方70カイリで「漁政302」指揮の漁船4隻³⁰が米海軍の音響観測艦「T-AGOS-23 インペッカブル (Impeccable)」を妨害し、曳航式ソナー (TASS) を手繰り寄せようとするなどした。米太平洋軍のウイラード司令官 (当時) は事件を“攻撃的ハラスメント”と議会証言で形容した。

現場は中国のEEZ内で、軍艦による調査活動の是非について国連海洋法条約の解釈をめぐる米中双方の対立が鮮明になった。中国側主張³¹はEEZの排他性を重視して、米海軍の偵察や調査は沿岸国の同意が必要な「海洋科学調査」にあたるとする。声高に叫ぶのは、中国海軍はアメリカ本土の沖までは行っていないのに、米海軍はなぜ中国近海を動き回ることの主張だ。

一方、アメリカ側はEEZ内の水路調査や軍事調査は「航行の自由」の確保に必要で、国連海洋法条約でいう海洋資源の科学調査とは別だとする。この解釈は米海軍の指揮官向け作戦法規集 NWP1-14M³²にも明記され、沿岸国への通報や同意の取得 (いわゆる外交的クリアランス) は必要ないとしている。艦船の自由航行こそがアメリカのシーパワーの根源との発想だろう。

双方の主張はかみ合わない。上海社会科学院アジア太平洋研究所の劉鳴副所長は2011年1月の意見交換で、筆者の質問に「アメリカは自国の国益を国連海洋法条約よりも上位に置いている」と語気を強めて批判した。

インペッカブル事件から1年後の2010年3月、訪中した米政府高官に中国の高官が「南シナ海は中国の“核心利益” (core interest)」と初めて言明したと伝えられた。事の真偽と真意は曖昧なままだが、“核心利益”との表現は中国が南シナ海の権益を台湾、チベット、新疆と同列視し、一切の妥協や譲歩をしない強硬姿勢を示唆したものと一般に理解された。

中国海軍は2010年7月、南海艦隊に加えて北海艦隊と東海艦隊からもミサ

³⁰ 「鄭明少将賛賞南海維權的漁船、漁政船」、『艦船知識』2012年7月号。

³¹ たとえば李広義「論專屬經濟区軍事利用的法律問題」、中国人民解放軍『西安政治学院学報』第18巻第2期、2005年4月。

³² THE COMMANDER'S HANDBOOK ON THR LAW OF NAVAL OPERATIONS
[http://www.usnwc.edu/getattachment/a9b8e92d-2c8d-4779-9925-0defea93325c/1-14M_\(Jul_2007\)_\(NWP\)](http://www.usnwc.edu/getattachment/a9b8e92d-2c8d-4779-9925-0defea93325c/1-14M_(Jul_2007)_(NWP))

イル駆逐艦（DDG）やフリゲート（FFG）などを南シナ海に集結させ、“最高規格”と称する複雑な電磁環境下での多兵種合同演習をした。16種類71発のミサイルを発射したと宣伝され、地域での圧倒的軍事力を誇示した。視察した陳炳徳ちんへいとく総参謀長（当時）は「情勢と任務の発展の変化に大いに注目し軍事闘争の準備を着実にする必要がある」と訓示したと報道された。

中国の国防白書『2010年中国的国防』³³（2011年3月公表）は、「中国は平和発展の道を歩み、防御性の国防政策を奉行する」と記述する。ここからは軍備拡大の本音は読み取れない。だが焦点の海軍の任務について、近年の動きから導き出せるのは以下5点であろう。①国土と主権を守るためできるだけ遠方で敵を防御、②台湾独立を抑止・阻止するため外国軍（米軍）の介入を阻止、③（対米）核抑止力を保持、④海洋権益を獲得・維持・保護、⑤原油輸入など自国の海上交通路を保護。さらに追加すると、威信の確立いわゆる“中華民族の偉大な復興”であろう。

このうち①②は有事の「近海積極防御」で、まさにA2/ADになる。では何を拒否するのか。ひとつは米海軍の空母打撃群（CSG）。もうひとつは巡航ミサイル原潜（SSGN）である。第1に艦載機の作戦半径を500kmと仮定し、空母を大陸本土や台湾からその圏内に接近させないこと。第2にSSGN搭載のトマホークミサイルは最大射程3,000kmで南沙諸島北部や西太平洋の沖ノ鳥島～グアム島周辺の海域から北京への精密攻撃が可能とされ、SSGNをその海域に入れないことである。逆に、③では中国が上記海域から相手を排除し“聖域化”すれば、自己の戦略弾道ミサイル原子力潜水艦（SSBN）を伏在させることが可能になる。南シナ海、東シナ海、西太平洋でのA2/ADをめざすとされる軍事的意義は、こう考えれば一目瞭然である。

一方、④については、国防部スポークスマンの次の言明が単刀直入でわかりやすい。「軍は常態化した戦備勤務（有事に備えた態勢）を堅持、海空の突発状況に積極的に対処、主権と海洋権益を断固、維持擁護する。日常戦備と海監や漁政との密接な協力を結合させ、海洋法令執行・漁業・石油ガス開発に保障を提供する」（2012年9月27日）。つまり、海洋権益の維持擁護に海軍力の投入も否定しないとの意思表示である。

⑤について中国は、ソマリア沖の海賊対処に2009年1月から約3隻の艦艇

³³ http://www.gov.cn/jrzq/2011-03/31/content_1835289.htm

編隊を継続して派遣している以外、中東・アフリカから東アジアへのSLOC（海上通商路）は、事実上はアメリカ主導の秩序維持に“フリーライド”（ただ乗り）している。だがパワーバランスが傾けば同じ状況が続くとは限らない。南シナ海からインド洋方面での中国海軍の動向が注目されるゆえんである。

(2) オバマ政権の「アジア回帰」

南シナ海での中国側の一連の動きに対して、クリントン米 국무長官（当時）は2010年7月、ベトナム・ハノイでのASEAN地域フォーラム（ARF）の演説³⁴で“反転攻勢”にでた。その要点は、①航行の自由、アジアの海洋コモンズへの自由なアクセス、南シナ海での国際ルール遵守は、アメリカの国益にかなう、②領土紛争を解決するすべての関係国による協調的プロセスを支持し、武力使用や威嚇に反対する、③アメリカは、領土紛争ではいずれの側にも与しないが、いかなる国も国連海洋法条約を遵守すべきである、以上3点に集約できる。アメリカはその後も国際会議などで同様のスタンスをくり返しており、このクリントン演説が南シナ海問題に対するオバマ政権の基調になっている。

これに対して中国は、南シナ海で航行の自由は何ら脅かされていない、紛争は2国間の問題であって国際化や多国化は問題を複雑化させ解決を困難にする、などと反発している。中国側には、問題を国際化させず当事国を分断して2国間交渉にすれば、経済力を背景に自国に有利な形で影響力を行使できるとの読みもあるようだ。他方でアメリカ側には、国際社会を結束して中国にプレッシャーをかけると同時に、海洋管轄について地形条件を重視する国連海洋法条約に基づく法的議論になれば、中国側の主張を崩せるとの読みがあるとも分析できる。

このクリントン演説後の2010年8月、米海軍はベトナムとの国交正常化15周年行事として空母「CVN-73 ジョージ・ワシントン（George Washington）」を西沙諸島に近い中部ダナン沖に送り、ベトナム海軍と初の合同訓練もした。同艦は2011年8月にもベトナムを訪問した。

前後してオバマ政権は、「アジア回帰」を次第に鮮明にするようになってきた。イラクとアフガニスタンでの対テロ戦争の終息を図る一方、10年の空白期に中国が台頭してきたこと、米欧の経済不振が深刻化してきたなどの情勢変

³⁴ <http://www.state.gov/secretary/rm/2010/07/145095.htm>

化をにらんだ戦略シフトとされる。軍事面では、深刻な財政難で国防予算を削減しつつもアジア太平洋地域の安全保障を最優先する方針を打ち出してきた。オバマ大統領はインドネシアのバリ島での東アジアサミット（EAS）出席前の2011年11月にオーストラリアを訪問し、北部のダーウィンに米海兵隊2,500人をローテーション配置することでギラード首相と合意した。

パネッタ米国防長官（当時）は2012年6月のアジア安全保障会議（シンガポール）での演説で、2020年までに海軍戦闘艦の6割を太平洋側に回す方針を明らかにした。太平洋と大西洋側の比率を現在の5対5から6対4にシフトさせるもので、中国に国際協調と自制を働きかけつつ、同時に軍拡に対してヘッジをとる構えを示している。アメリカはこの他にもフィリピンやベトナムとの共同訓練や演習の拡大、艦艇の訪問などのプレゼンス強化、新型の沿海戦闘艦（LCS）4隻のシンガポール配置などの方針を示している。

アメリカ側の動きに対し、中国は「2国間の防衛協力は第3国に向けたものであってはならない」（外交部スポークスマン）としている以外は公式コメントをしていない。だが国営メディアには、アメリカの「アジア回帰」の真意はまさに「対中包囲」や“中国封じ込め”強化に他ならないと警戒する論調があふれている。

たとえば中国人民解放軍国防大学の梁芳教授の以下のような主張である。「アメリカは日本やフィリピンなど第1列島線の同盟国と軍を取り込んで中国に対する第1防衛線を構築する。グアムなど第2列島線での海空軍力は戦略爆撃機・ステルス戦闘機・原潜・空母など長距離打撃力を突出させる。ハワイなど第3列島線の基地には戦略後方の役割を演じさせ、必要があれば速やかに前線に増援する。アジア太平洋全体の米軍の配置の調整による“中国封じ込め”の3本線は弱まるのではなくて拡大するのであり、中国への脅威は警戒に値する」（『環球時報』2012年2月20日）。

ちなみに、A2/ADに対抗する前述のJOAC（統合接近作戦構想）に関連しては、その構成要素として空海一体戦のほか、陸軍と海兵隊のアクセス確保維持構想³⁵も2012年3月に公表された。前方基地、同盟・友好国、アメリカから戦域への交通路の確保の重要性が重視され、陸軍／海兵隊の進入作戦や沿海域

³⁵ Gaining and Maintaining Access: An Army-Marine Corps Concept
<http://www.defenseinnovationmarketplace.mil/resources/Army%20Marine%20Corp%20Gaining%20and%20Maintaining%20Access.pdf>

作戦も具体的に強調されている。米海軍は、冷戦期にソ連海軍がSSBNの海中陣地としてオホーツク海を“聖域化”するのを阻止すべく採用した攻勢戦略「海洋戦略」を中国海軍への対処に応用するとの観測もある。

ただし米中関係がかつての冷戦期の米ソ関係そのままの再現になるとみることはできない。第1に、かつて米ソ両国は軍事・政治・イデオロギー・経済の全分野で全面的に対立した。だが中国は政治やイデオロギー面で“革命輸出”を目指しているわけではない。第2に、経済面の米中関係はいまや不可分である。冷戦期のモスクワにアメリカのハンバーガー店はひとつもなかったし、ソ連の消費財がニューヨークの量販店に並ぶこともなかったのを想起すれば、違いは明らかである。この2点は米中が全面的に対峙するのにブレーキをかける大きな要因になる。

他方で米中の軍事的競争では、次のような新たな要素も加わっている。

- ① 米ソの軍事対立は陸・海・空+宇宙だったが新たにサイバー空間が競争領域に加わった。中国は通常戦力の能力不足を補うためASBM（対艦弾道ミサイル）やASAT（衛星攻撃）など“非対称戦力”を開発している。
- ② 冷戦期の西側諸国はソ連をグローバルな脅威と捉え、アジアとヨーロッパの2正面をカップリングして対処した。だが欧州には、中国はリージョナルな脅威にすぎないと捉え武器技術の供与に禁欲的でない国もある。
- ③ ソ連太平洋艦隊の外洋への出口は、宗谷・津軽・対馬の3海峡だけで監視は比較的容易だった。中国海軍は全体として第1列島線が障壁にはなるが、ミクロ的には東シナ海と南シナ海を合わせて10前後の海峡が使える。
- ④ 冷戦期の米ソは厳しく対峙しつつもプロフェッショナル同士で海上衝突回避など暗黙の“ゲーム・ルール”があった。米中両軍は協議メカニズムは立ち上げたが、EEZ内での活動も含めルールは未確立である。

(3) 軍拡の「実」と「虚」

重ねて述べるが、南シナ海の摩擦や対立は、いずれの周辺国も軍事力を前面に押し立てているわけではない。だが過去に軍事力が行使された経緯、どの国も海上警察力の後ろ盾として軍事力を重視していることなどから、その動向を注意深くウオッチし続けることが不可欠である。中国の軍備増強とりわけ海軍力の現代化は巷間で広く議論されている。重要なのは何がどこまで実際に“戦力化”されているのか、「実」と「虚」を冷静に見極めることである。

たとえば旧ソ連の半成空母「ワリヤーグ (Varyag)」を再生した空母「16 遼寧 (Liaoning)」は 2012 年 9 月に就役し、中国は世界の「空母クラブ」に仲間入りした。11 月にはようやく J-15 艦載機が着発艦した。だが空母打撃群として戦力化するまでに、まだ 10 年前後かかることは中国自身が認めている。とすれば、本土からエアカバーできない南沙諸島海域で航空優勢を確保するのは依然として困難である。また原子力潜水艦は第 2 世代艦として、戦略ミサイル原潜 (SSBN) は晋 (Jin) 型、攻撃原潜 (SSN) は商 (Shang) 型が就役したが、騒音を低減できないなど実戦力には疑問符が付き量産化されていない。

他方で中国海軍は、防空ミサイル駆逐艦 (DDG) は 10 年あまりに 4 タイプ 10 隻を取得してきたが、南海艦隊に 2 隻配備された 052C 旅洋 (Luyang) II 型中国式イージス艦には自信が持てたようで、現在 4 隻を追加建造中である。3 番艦の「150 長春 (Changchun)」は 2013 年 2 月に東海艦隊の旗艦として就役した。改良版の「052D 旅洋 III 型」も開発され、2012 年夏に進水した。また LCAC (エアクッション艇) 4 隻と中型ヘリコプター 4 機を搭載できるドック型輸送揚陸艦 (LPD) 「玉昭 (Yuzhao) 型」(18,000 トン級) は 3 隻が南海艦隊に配備され、さらに 3 隻を建造するという。南海艦隊には唯一、陸戦隊 2 個旅が配属されている。国営 CCTV (2012 年 11 月 5 日) は、南海艦隊がこの LPD や DDG に潜水艦や補給艦も加えて南シナ海で島嶼上陸訓練を実施し、上陸支援のため艦対空ミサイルも発射したなどと伝えている。

南海艦隊は、中国と台湾の関係が緊張していた時期には台湾海峡の通過がけん制され、北海・東海艦隊と分断されていた。現在はほぼ制約が消えて 3 艦隊は、かなり一体的に運用されている。南シナ海最奥部 (中国本土の最南部) の海南島三亚市には榆林基地に加えて 2008 年までに新軍港 (亜龍湾) が完成した。西側の衛星写真で潜水艦用の地下トンネルも確認され、原潜などが潜航したまま出航できると推定されている。

フィリピンはブルネイを除いて南シナ海の周辺国のなかでは海空軍力が最も弱体とされている。アメリカは沿岸警備隊のハミルトン (Hamilton) 級中古カッター (警備艦) 1 隻をフリゲートに改装し 2011 年に引き渡した。2012 年に同級艦もう 1 隻を売却し、「PF-16 ラモン・アルカラス (Ramon Alcaraz)」として 2013 年に就役する。アメリカはさらに島嶼配備の沿岸監視 (レーダー) システムも供与する。フィリピン議会は 2012 年 9 月に軍近代化予算を承認し

た。目玉は韓国 KAI の T/A-50 練習／攻撃機 12 機、ブラジル EMB-314 練習／攻撃機 6 機などの新規取得。海軍はイタリア海軍の中古マエストラーレ (Maestrale) 級フリゲート (3,200 トン) 2 隻などを取得する。

米軍は 1990 年代初めにスービック海軍基地とクラーク空軍基地をフィリピンに返還して撤退した。だが南シナ海の緊張が再燃して以降、SSN を含む海軍艦船を頻繁に寄港させるなどプレゼンスを維持し、「アジア回帰」を示している。フィリピン海兵隊との共同演習も強めている。

だが微妙な焦点は、スカボロー礁などの島嶼防衛でアメリカがフィリピン側の期待にどこまでコミットするかである。フィリピンは 1951 年の米比相互防衛条約で南シナ海の周辺国では唯一、アメリカと同盟関係にある。2012 年 6 月の米比首脳会談では条約上のコミットメントと義務を再確認したと新聞発表された。ただアメリカ側は、条約上の義務が南シナ海での領土紛争にも適用されるかどうかについては、公式には明確にしていない。少なくとも軍事衝突ではなく政府公船の対峙レベルという段階では介入はできない。

ベトナムとアメリカの軍事面の関係強化を示す最大の象徴は、南沙諸島海域へ至近距離にあるカムラン湾の米海軍による利用である。カムラン湾は天然の良港で、19 世紀末に宗主国フランスが軍港を開き、ベトナム戦争では米海軍が作戦補給基地にした。1975 年の南ベトナム崩壊後、ソ連が借り受けたが冷戦終結で手放した。ベトナムは 2010 年に外国海軍に開放する意向を示していた。パネッタ国防長官は 2012 年 6 月、シンガポールでの安保会議のあとカムラン湾に飛び、前年夏に続き現地施設で短期メンテナンス中の貨物弾薬補給艦「T-AKE-4 リチャード E. バード (Richard E. Bird)」を視察した。

ただベトナムは、対米接近をはかることで中国との対立姿勢を鮮明にしているわけではない。むしろ 2011 年 10 月にはベトナム共産党のグエン・フー・チョン書記長が訪中して胡錦濤総書記 (当時) とトップ会談し、海上国境問題の解決の原則をうたった協定に調印した。ベトナムと中国は、共産党独裁体制を共有する残り少ない国家である。一方、同時期にはチュオン・タン・サン国家主席がインドを訪問し関係強化で合意した。インドはベトナムの海洋油田開発への出資やロシアから調達する潜水艦の乗員訓練に協力することを表明した。ベトナムの対外姿勢は、アメリカと中国との間合いを巧みにとって“一辺倒”を避けるバランスに注意し、なおかつ域外国との関係を多様化することにより、相対的に北方の巨大な隣国・中国の影響を減らすという独特の知恵を働

かせているようにもみえる。

またベトナムの軍事装備面の近代化は、実はその供給源を依然としてロシアに依存している。防空分野はS-300地对空ミサイルやスホーイ (Su-30MKZU) 戦闘攻撃機 24 機をまず導入した。海軍装備では、ゲパルト (Gepard) 級ミサイル・フリゲート 2 隻が 2011 年に就役し、さらに追加 2 隻を発注している。6 隻を発注済のキロ (Kilo) 級潜水艦は 1 番艦が 2012 年 8 月に進水した。(最終艦は 2016 年納入予定)。沿岸配備の長距離の対艦巡航ミサイルもロシアから導入している。ゲパルト級 FFG やキロ級 SS の配備先は南沙諸島をにらむカムラン湾とされる。これら海空軍の装備は、中国がロシアから輸入して国産化した武器装備とほぼ同等の性能とされる。つまりベトナムは、中国の圧倒的軍事力への全面的な対抗はできなくても、局地的に中国軍とパリティを確保できる可能性はあり、それなりの抑止力は備える。

他方でアメリカは、ベトナムの人権状況が改善されていないことを理由にあげ、致死性の武器装備などの禁輸政策は継続している。その点でも、米越関係は全面的な雪解けになっているわけではない。

8 進まぬ協調体制づくり

南シナ海情勢の緊張緩和策として常識的に想定できるのは、① 2 国間の条約や協定の締結、② 領土主権や海洋管轄権の主張を棚上げしての資源の共同利用や共同開発、③ ASEAN と中国との協力や自製の多国間枠組みの構築、④ 国際的な調停や仲裁、以上の 4 点である。

だが①は、中国とベトナムが 2000 年 12 月にトンキン湾 (中国名：北部湾) の画定協定に調印した (両国は画定ラインの南側への延伸を断続的に協議している)。またマレーシアとブルネイが 2009 年 4 月に海上境界協定に署名して争いを終息させ、翌年にマレーシアの国营石油会社ペトロナスとブルネイ政府がボルネオ島沖の 2 鉱区を共同開発する協定を結んだ。しかし、これ以外には何の成果もでていない。②は、中・比・越 3 か国が 2005 年に石油ガスの共同探査に合意したが流産した。③は、中国と ASEAN が 2002 年に「行動宣言」(DOC) に調印したが、その先の「行動規範」(COC) をめぐっては足踏みが続いている。フィリピンのベニグノ・アキノ大統領は、南シナ海を「平和・自由・友好・協力ゾーン」(ZoPPFC) とする提案をしているが、線引き画定という入り口で各国が難色を示し、協議は進んでいない。④は、フィリピンが

2013年1月に国連海洋法条約に基づく仲裁裁判所 ITLOS に領有権争いの解決を求めたが、中国は応じるのを拒否している。つまり①～④のいずれも展望が開けていない。

(1) トンキン湾の画定協定

中国とベトナムは1979年の中越戦争で戦火を交えたが、1991年から関係正常化に向かい、1999年12月に「陸上国境の画定条約」に調印した。これを背景に両国は「トンキン湾（北部湾）の領海・EEZ・大陸棚の画定に関する協定」と「トンキン湾（北部湾）漁業協力協定」に2000年12月に調印、批准書を2004年7月に交換し発効した。両国では国境をまたいで大規模経済圏を発展させるさまざまな構想が提出され期待が高まっていた。

協定の特徴は、中国の海南島とベトナムの地理的中間線を境界と定め、両側に両国のEEZをまたぎ33,000km²の共同漁区を設定した点にある。EEZ画定で中国が地理的中間線を基準とするのに同意したのは注目される対応といえる。というのも、東シナ海で中国は大陸棚の自然延長部分までが中国の管轄範囲と主張し、地理的中間線つまり50:50を線引きの基準とするよう求めるわが国の主張と対立しているからである。

両協定をもとに、中国とベトナムは漁業合同委員会を設立して共同漁区で操業する漁船の隻数を毎年決めることになった。また両国の取締船が合同で双方のEEZに入り自国漁船を検査することになった。さらに合同検査とは別に、両国は2005年に「中越海軍トンキン湾合同パトロール協定」を結び、春秋各1回、海軍艦艇（おもに駆潜艇や掃海艇）が共同パトロールしている。

ただトンキン湾協定は、対象海面が中国の海南島と広西自治区およびベトナム本土にはさまれた限定的海域で、基点になる陸上部分は領



図1-6 中国とベトナムのトンキン湾協定
 (出典：曹雲華・鞠海大主編『南海地区形勢報告 2011-2012』(北京・時事出版社) 2012年5月 51頁)

土主張に争いが無い。南シナ海のこれ以外の海域は、領海基線になるべき島嶼の領有権をめぐり関係国間に対立があって、複数の当事国の主張が重複している場合も多い。トンキン湾の画定は、中国の他海域での管轄画定のモデルにはなっていない。

(2) 流産した共同探査

中国の鄧小平副首相（当時）は1978年10月の訪日時に福田赳夫首相との会談で、尖閣諸島の領有権問題の解決を急ぐ必要はなく、将来の世代が解決方法を見つければよいとの趣旨の発言をしていたことは、よく知られている。翌年6月に中国は、尖閣諸島周辺の資源を共同開発することを外交ルートで提案して、領土と海洋権益の争いを「論争棚上げ、共同開発」モデルで解決することを望む姿勢を初めて明らかにしたとされる。

中国はこの方針を南シナ海にも適用する考えを示し、鄧小平氏は1986年6月に訪中したフィリピンのラウレル副大統領に「しばらくの間、南沙諸島の問題を棚上げすべきで、この問題が友好関係を妨げることがあってはならない」と述べた。鄧小平氏は1988年4月にもアキノ大統領に「問題をしばらく棚上げし、共同開発を進める道を採用することができる」と述べた。ただ中国外交部は「論争棚上げ、共同開発」は、厳密には「主権は中国、論争棚上げ、共同開発」（主権属我、搁置争議、共同開発）だとする³⁶。あくまで主権は中国にあることを前提条件とする“便法”であることに留意しておく必要がある。

こうした流れで、中国海洋石油総公司（CNOOC）とフィリピン国家石油（PNOC）さらにベトロベトナム（PVN）の3社は2005年、共同で南シナ海の143,000km²の海域で地震波により海底の2D/3Dデータを集め、石油ガス資源の埋蔵を3年間にわたり調べるプロジェクトを実施することに合意した。費用は3社で分担し、データも共有するほか、探査の実施は各国の主権主張に影響を与えないとされた。この合意は中国として「論争棚上げ、共同開発」の初の実践だった。だがフィリピン国内で、アロヨ大統領が中国から利権を供与されていたことへの政治批判が強まったことなどから、最終的には流産した。

³⁶ 「南海問題」、『中国外交辞典』（北京・世界知識出版社2000年）238頁。

(3) 「行動宣言」DOCと「行動規範」COC

南シナ海の対立状況が深刻化するなか、ASEANは1990年代後半から、現状維持と武力衝突の回避をおもな目的にして、中国が南シナ海での「行動規範」(DOC)の制定に応じるよう求める動きを強めた。

曲折をくり返しながら双方は2002年11月、カンボジアのプノンペンで「南シナ海における関係諸国行動宣言」(DOC: Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea、中国語では“南海各方行為宣言”)³⁷に調印した。紛争を平和的方法で解決すること、武力による威嚇や武力の使用に訴えないこと、無人の島嶼に新たに要員を常駐させないこと、航行の自由を保障すること、などの原則が盛り込まれた。ただ合意はあくまで「行動宣言」であり、本来目指していた「行動規範」(COC: Code of Conduct for the South China Sea、中国語は“南海地区行為準則”)に比べ、法的拘束力は弱い。中国も“政治性文書”であり“法律性文書”ではないとの解釈を明らかにしてきた。

DOCは第10条で「行動規範(COC)の採択に向け協力する」としているが、そのCOCの策定に向けた動きは停滞していた。だが南シナ海で中国が強圧的姿勢を強めるなか、フィリピンを中心にしたASEANと中国とのCOCの策定を目指す接触が、2005年から断続的に行われてきた。2010年のハノイでのASEAN地域フォーラム(ARF)以降、南シナ海情勢への関与姿勢を打ち出してきたアメリカもクリントン国務長官がCOC策定への動きを後押しする姿勢を明確にした。

こうした動きを受けて、中国とASEANは2011年7月、この年のASEANサミット議長国のインドネシアでDOCをめぐる高級実務者会議(SOM)を4年ぶりに開き、8項目からなる「DOCの履行に関する指針」³⁸に合意した。一歩前進であることは間違いない。ただこの指針では「COCの最終的な実現」との表現を盛り込んだものの、実現に向けた具体的な道筋は何も示さなかった。また中国が強く反対する「ASEAN内部の事前の多国間協議」という文言も盛り込まなかった。

中国が「COCの最終的な実現」との表現を指針に入れることに応じたのは、果たしてCOCの先送り姿勢に終止符を打つものか、それとも先送りの単なる

³⁷ <http://www.aseansec.org/documents/20185-DOC.pdf>

³⁸ <http://www.aseansec.org/13163.htm>

言い換えかは、判断が難しい。中国の総合国力の上昇で ASEAN 諸国への経済的影響力が強まる一方、海洋権益をめぐり国内のナショナリズムが高揚するなかで、中国は安易に ASEAN 側に妥協する理由はないと判断している可能性がある。2012年のスカボロー礁での対峙、さらに東シナ海の尖閣諸島での対応は、こうした推測を裏付けるものといえる。

COCの策定に向けた作業は、そもそもまず ASEAN 内部の草案を固めたいうで ASEAN と中国の2者の合意になるのか、それとも ASEAN メンバー国と中国の合計11か国の合意になるのか、その形式すらも固まっていない。中国は ASEAN が全体として結束するのを好んではいない。他方、ASEAN 側も結束した形で COC 草案をまとめる段階にはない。たとえばフィリピンは2012年1月に全文8ページの草案のたたき台を明らかにしたが、他の ASEAN メンバー国や中国から、国連海洋法条約の適用や紛争解決メカニズムなど、規定が細かすぎるなどの批判がでたという。2012年7月にはインドネシアがシンプルな6項目のたたき台（ゼロ草案）を提案したが、そもそも COC の適用範囲に西沙諸島を含めるかどうかをめぐり、実効支配する中国とこれを認めないベトナムとは入り口から対立があるという。

2012年の ASEAN サミット議長国カンボジアのプロンペンで7月に開かれた ASEAN 外相会議は、設立以来45年間で初めて共同声明を出せなかった。南シナ海情勢をめぐる加盟国の足並みが揃わず、紛争当事国のフィリピンやベトナムなどと、海洋問題では非当事国のカンボジアなどとは、温度差があることが浮き彫りになった。議長国カンボジアなどを対象にした経済援助や武器輸出などを梃子にする中国の“各個撃破”外交が功を奏している面も否定できない。11月の ASEAN サミットでは結局、COC の策定に向けた作業の開始は合意できなかった。輪番による2013年の ASEAN 議長国はブルネイ、2014年はミャンマーになる。

ASEAN 議長国は、ASEAN 自体の首脳（サミット）や外相、高級実務者などもろもろの会議のほかに、日・米・中など他の広範な主要国も加えた国際会合としての ASEAN 地域フォーラム（ARF）、ASEAN 拡大国防相会議（ADMM+）、東アジア首脳会議（EAS）などに向けて、議題の選択や設定、共同声明や焦点になっている COC を含む諸草案の調整など、協議の行方を左右する重要な役割を担うことになる。

長期の歴史的視点で海洋をざっくりと概観すると、世界の活力の中心は商業

と貿易で長く繁栄を誇った「地中海世界」が17～18世紀からは産業革命の成功やアメリカ建国などで大西洋の両岸に移った。その「大西洋時代」は20世紀の2つの大戦をへてヨーロッパ列強が衰退して、アメリカがグローバルな主導権を掌中にした。そして21世紀は太平洋の両岸の成長と繁栄による「太平洋の世紀」に向かっているともしられる。アメリカの「アジア回帰」はこのトレンドを先取りする側面もある。だが太平洋、わけても東アジアの海は波浪が高く、太平洋はけっして太平ではない。アジアに身を置くわれわれは、この風波をどう乗り越えて前進していくのか、知恵と決意が求められている。

(竹田 純一)

第2章 東アジア海洋圏の戦略構造

—その地政学的考察—

1 東アジア海洋圏とアジアの繁栄

東アジア海洋圏のなかで、東シナ海と南シナ海は、韓国、日本、中国、台湾、フィリピン、ベトナム、カンボジア、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシアの11か国と1地域の国境線によって囲まれており、いわば“東アジアの地中海”のようなものである。古来、東シナ海と南シナ海に面した地域の交易は海運が担ってきた。東シナ海は台湾海峡を通じて南シナ海と連なり、南シナ海はマラッカ海峡を玄関口としてインド洋に連なる。歴史を顧みれば、アジアの繁栄は東アジア海洋圏のシーレーンを介してもたらされてきたことがわかる。中国古代の秦や漢帝国の発展は南シナ海を舞台にした「百越の海人」の海上交易活動と深く結びついていたし、インド古代帝国もドラビダ商人によるローマとの海上交易によって発展した面がある。文化や宗教もまた海を渡った。2世紀の半ば、後漢がローマに海路から使者を送ったとの記録もあるという。4世紀末に仏教留学のため長安から陸路インドに旅した法顕は、帰路は海上のルートを利用している。インド洋は1月に北東の季節風、8月には南西の季節風が吹く。この季節風を利用して東アジアの海人たちの船は遠く紅海にまで乗り出し、サラセンの商人もまた、絹、生糸、香料を求めてアジアの海を行き交っていた。中国の広東から紅海までの海路は、コロンブスによるスペインから西インド諸島までの海里のほぼ1.5倍あり、バスコ・ダ・ガマのポルトガルから喜望峰までの航海とほぼ同じ距離である。真の意味の大航海時代の幕開けは、東アジアとインド洋を結ぶ海路であったと言える。事実、日本語で呼ばれるところの「大航海時代」は、英語圏では“The Age of European Voyages of Discovery”と称されることが多い。つまり、遅れて海に乗り出したヨーロッパによるインド洋・アジアの海への初めての航海の時代を意味する。

東アジア海洋圏のシーレーンは、ユーラシア大陸の陸路と結びつき発展した面がある。ユーラシア大陸のほぼ全域を支配した元帝国は、イスラム教徒に寛大で、かつ東西通商を保護する政策を進めたため、ヨーロッパとアジアとの交

易は活況を呈することとなり、陸上の「絹の道」とともにアジアから中東にかけての「海上の道」も大いに栄えた。フビライに厚遇されたマルコ・ポーロは、往路は「絹の道」を旅したが、帰途は南シナ海からインド洋を横断する「海上の道」を辿ってベニスに帰っている。マルコ・ポーロの旅については信憑性を疑う向きもあるが、その『東方見聞録』が西欧世界による「(遅れた)大航海時代」を誘発する一因となっている。中国では、元が滅び明の時代になると、漢民族による伝統的中華帝国への回帰のなかで、民間人による海外貿易を禁止する「海禁」が発令され、もっぱら海上交易は明帝自身、つまり国家事業として実施されることになった。その事業を担ったのが鄭和である。

明の永楽帝の命を受けた鄭和が、艦隊を率いて第1回南海大遠征のために南京郊外の劉家港を出港したのは1405年のことであった。艦隊は大型船62隻、乗組員27,800名余をもって編成されていた。台湾海峡を通過して南シナ海に出、マラッカ海峡を通過してインド洋に進出、当時、胡椒や綿布の交易で栄えたインドの西岸カリカットに到達した。鄭和の南海大遠征は計7回実施されたが、たびたび北方を脅かすモンゴルに対する出兵、明の内政重視政策、経費削減の必要性等から1433年に終結した。第4回以降は、ホルムズ海峡、アラビア半島のアデン、そしてアフリカの北東岸モガデシオにまで進出している¹。

鄭和の南海大遠征が廃止されてから約70年後の1498年、バスコ・ダ・ガマが喜望峰を廻ってインド洋に入る。西欧世界がアジアに出会い、その豊富な資源を求めて植民地支配の時代が始まった。植民地支配の時代が終わり、アジアの国々が領域と主権を回復した後も、東アジアの海域は、資源・エネルギールートとしてのシーレーンを提供し、アジアの復興と発展を支えてきた。東アジア海洋圏は、すべての歴史のなかで、世界経済を回す大きな歯車で有り続けてきた。

2 シーレーンの力学

さて、シーレーンは船舶が海上交易を担って自由に航行するだけの海上の道ではない。シーレーンが国家の生存と繁栄のための生命線であれば、そこには、国益の擁護のための安全保障の概念が生まれる。シーレーンの安全利用を確保

¹ 鄭和の航海と明の海禁については、ルイーズ・リヴァシーズ『中国が海を支配したとき』君野隆久訳、(新書館、1996年)に詳しい。

することのできる信頼性の高い国際協定がない限り、自国の経済に直結する船舶の安全航行とシーレーンの安定的利用のための軍事と外交が必要となる。シーレーンを守ることのできる軍事力とは、シーレーンを提供する海洋に力を及ぼし、自国に有利なように統制（シーコントロール）することのできる海軍力を平時のうちから現存（プレゼンス）させることによって保障される。シーレーンは、海軍力を自由にアクセスさせるための道でもある。ちなみに、国家のシーパワーとは、海洋を利用し得る国家の力の総称であり、シーコントロールを実行する海軍力がその中核となる。シーパワーは外交の後ろ盾ともなる。以下に、そのシーパワーの歴史と、それが東アジア海洋圏に及ぼした影響について触れてみよう。

大航海時代が幕を開けた15世紀は、オスマン・トルコ帝国の隆盛が西欧世界を脅かす時代のなかにあった。1463年にオスマン・トルコ帝国がエーゲ海に侵攻すると、西欧キリスト教連合軍はキプロス島に守備隊を置いて永い持久戦となった。キリスト教世界とイスラム教世界との冷戦であった。これによって、西欧とオリエントとの交易が困難になった。そのころ、東方からの産物は陸路あるいはアラビア海から紅海を経由して運ばれており、その輸送路はイスラム圏を通っていたからである。大航海時代の幕開けについてはさまざまな見方があるが、イスラム圏を通らない海路の啓開の必要性もそのひとつである。

エーゲ海を挟んでの冷戦は、1571年のレパント沖海戦における神聖同盟海軍の勝利によって終結する。レパント沖海戦でオスマン・トルコ海軍が全滅すると、東地中海に敵のいなくなったスペインやポルトガルは東アジアの海に伸びるシーレーンに海軍力を振り向けることが可能になった。シーレーンに砲艦が持ち込まれ、シーパワーが誕生した。西欧世界のシーパワーがアジアの海洋圏を支配し、資源が東から西に流れるとともに、富における西高東低の状態が生まれた。

米海軍のアルフレッド・セイヤー・マハン大佐（当時）が「*The Influence of Sea Power upon History, 1660-1783*」（邦訳『海上権力史論』）を著したのは1890年のことである。マハンは、シーレーンに海軍力が及んで以降の歴史を紐解き、海洋を利用する「力」を持った国が繁栄を得ることができると説き、そのような「力」を「シーパワー」と呼称した。マハンのいうシーパワーとは、単に海軍力のみならず、造船力、航海術、国民の海洋気質といった、国家をし

て海洋国家ならしめるすべての力である²。マハンのシーパワー論は、イギリスそしてアメリカで支持され、シーパワーが世界の海にシーレーンを延伸していった。

東アジア海洋圏は、シーパワーという力を主役としてその安全保障環境のパラダイムをシフトさせてきている³。鄭和の南海大遠征以前の東アジアの海域は、国家のシーパワーといった概念のない海洋世界のなかで、コスモポリタンの通商活動の場となっていた。いわば、“トランスナショナルな海洋世界”である。鄭和の南海大遠征は、それが功を奏したか否かは別として、東アジアの海に初めて国家のシーパワーというアクターを出現させるものであった。鄭和の航海において、大規模な海上戦闘は生じていない。鄭和の航海に沿った地域の人々にそのような認識はなかったかもしれないが、それでも、“覇権の支配する海洋世界”の幕開けと位置づけることが適当であろう。大航海時代以降、ポルトガル、オランダそしてイギリスによるアジアへの進出によって、東アジアの海域には“覇権の支配する海洋世界”が確立することになる。両次大戦とそれに続く冷戦の時代、東アジア海洋圏は“覇権争奪の海洋世界”となり、覇権を競う大国のシーパワーがアクターとなって安全保障環境を創り出していた。冷戦後とポスト冷戦後としての現在の東アジアの海域の安全保障環境は、どのようなパラダイムとして表わすことができるであろうか。その前に、冷戦が形作っていた戦略環境を知る必要がある。現在の東アジア海洋圏の安全保障環境にはその残滓が大きな影響を及ぼしているからである。

3 東アジア海洋圏の安全保障環境をめぐるパラダイム

(1) 冷戦時代～冷戦後の時代

冷戦の時代の海洋は、米海軍と、それに対抗するソ連海軍による海軍戦略の狭間のなかにあった。1960年代に入ってアメリカの軍事戦略は、それまでの大量報復戦略から柔軟反応戦略の時代となり、即応展開が可能で事態に柔軟に対応できる空母部隊が海軍力の主役となった。空母部隊の機動力は、地球上の

² マハンのシーパワー論については、アルフレッド・T・マハン『海上権力史論』北村謙一訳（原書房、1982年）に詳しい。

³ シーパワーのパラダイムシフトについては、拙稿「新たな安全保障の概念—海洋の安定化第3部：シーパワーのパラダイムシフト」『波濤』135号（兵衛同好会、1998年3月）で論述している。

さまざまな地域の戦闘への介入を可能とするところから、米海軍は地球規模でさまざまな事態に対応する作戦能力を備えることになった。

アメリカの地球規模の海軍活動に対し、ソ連もまた海軍力の拡張を目指した。ソ連の海軍力強化の指針は、1970年代にゴルシコフ海軍総司令官による『戦時と平時の海軍』（1973年）と『国家の海洋力』（1976年）によって示され、その内容は、国家繁栄のためのシーパワーとそれを支える海軍力の必要性を謳ったマハンの理論そのものであった。しかし、実際のソ連海軍は米海軍によるシーコントロールやソ連近海に展開してくる空母部隊の接近を拒否することのできる戦力の整備に力を入れ、その結果として、世界の海軍史上に類を見ないほどの大規模な潜水艦部隊を作り上げていった。

アメリカにとって、ソ連の潜水艦部隊は、空母部隊の作戦と、長く伸びたシーレーンに対する大きな脅威となっていた。1978年、米海軍は、シーレーンの防護を重視する「シープラン2000」を作成し、ソ連の潜水艦に対する対潜水艦作戦のキャンペーンを繰り広げていく。1980年代の前半までは、いかにして外洋に展開しているソ連の潜水艦から西側のシーレーンを防衛するかが、米海軍の最大のテーマとなっていた。海上自衛隊は、P-3Cの導入や1,000カイル・シーレーン防衛構想に基づいて日米の共同作戦能力を高めていった。しかし、米海軍で対潜水艦作戦能力を向上させるためのあらゆる努力がなされるなかで、海軍戦略上の大きな不具合が浮かび上がってきていた。それは、海軍が、その目的とするシーコントロールを追求するのではなく、潜水艦というシーコントロールを拒否する敵戦力の排除に多大の戦力を割いているという、ドクトリン上の矛盾であった。1986年に発表された『海洋戦略』は、その矛盾を解消し、アメリカの戦略を大きく変更するものであった。『海洋戦略』は、ソ連海軍を「一層北へ、一層奥へ、氷海の下にまで封じ込める」ことを謳った国家軍事戦略であり、地球的規模で海上からソ連軍を封じ込めることを意図したものであった。平時のうちからソ連の近海にプレゼンスし、緒戦をソ連の防衛水域で戦い、開戦当初から敵中枢を破壊する作戦を敢行するといった極めて攻勢的な戦略であり、その実現のためのバックボーンは、15隻展開可能な空母を含む600隻艦隊整備構想と同盟戦略であった。米海軍が『海洋戦略』に沿って海外展開基地を強化し、より前方にプレゼンスを推し進めるなかで、冷戦は終結した。東アジアの海域には、米軍の前方展開基地と同盟態勢が残され、それはそのまま、冷戦後も東アジアの安全を保証するためのアメリカの軍事戦

略の基礎を提供した。

(2) ポスト冷戦後としての現在

いま、中国の海軍力増強と海洋への活発な進出が、東アジア海洋圏のパワーバランスを著しく流動化させている。その発端は、中国による南シナ海における島嶼の領有権紛争と海洋資源の取得に係わる高圧的な姿勢にある。南シナ海問題における、中国の ASEAN 諸国に対する外交姿勢には、冷戦時代、冷戦後の時代、そして現在のポスト冷戦後の時代をとおして、強硬と宥和の繰り返しが見られる。冷戦時代にさかのぼり、1974年の西沙諸島武力占拠以降の中国の対応を見てみる。

1974年、北ベトナムが南ベトナムへの侵攻を本格化させた年、中国はベトナムが領有権を主張する西沙諸島の島嶼を武力で占拠した。これが、第二次大戦後における、南シナ海の島嶼をめぐる国家間武力衝突の始まりであった。ベトナム戦争終了後、旧ソ連海軍がベトナムのカムラン湾に展開、アメリカはそれに対抗してフィリピンの軍事基地を強化していく。冷戦が激化した1980年代、中国とベトナムの間で南沙諸島をめぐる海軍艦艇による交戦があったことを除けば、南シナ海は米ソの狭間で緊張のなかの安定の状態をみせていた。

冷戦が終わり、1990年代になると、ソ連の脅威から解放された中国は、南シナ海の領有権問題に強硬姿勢で臨むようになる。1992年に「中華人民共和国領海及び接続水域に関する法律」(中華人民共和国主席令第55号)を制定し、南シナ海を含む自国周辺海域に対する主権と管轄権を明示したうえで、1995年から1998年にかけて、フィリピンが主権を主張するミスターフ環礁への要塞の構築や、ベトナムによる海底資源開発に対する抗議など強硬な姿勢を示した。ちなみに、米軍がフィリピンのスービック海軍基地とクラーク空軍基地から撤退したのは、1992年であった。この時期、中国は領有権紛争を2国間の問題であるとし、ASEANとの多国間枠組みでの交渉を拒否していた。

しかし、1990年代末になると、中国は柔軟な姿勢に転じ、2002年には ASEAN との間で「南シナ海行動宣言」(Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea : DOC) に合意する。次いで中国は、2005年にフィリピンおよびベトナムとの間で紛争海域における資源の共同開発に合意する。

ところが、2007年以降、中国は南シナ海の紛争に対して強硬な姿勢に戻ることになる。海軍艦艇による南シナ海におけるパロトールが増大し、2009年3

月の「フィリピン領海基線法」や、同年5月のベトナム単独、およびベトナムとマレーシア合同の大陸棚外側限界延長申請に対して強硬な抗議声明を出してくる。このような中国の姿勢転換の背景には、増大し続ける経済力と海軍力がある。中国が、国際会議等の場で南シナ海のいわゆる「9段線」(Nine Dash Line)あるいは「U字型ライン」(U-shaped line)を持ち出してくるのも、2007年以降に顕著となった。南シナ海の約80%を囲い込んでいる「9段線」の意味については、第3章に詳述される。中国政府が公式に「9段線」に触れたのは、2009年5月6日の国連大陸棚限界委員会へのマレーシア・ベトナム合同申請に抗議した際である。また、中国国家測量地図局の地図には、「9段線」が記載されている⁴。

2008年以降、中国は東シナ海と西太平洋での行動も活発化させ、人民解放軍海軍の艦隊が東シナ海から南西諸島を通して西太平洋で演習することが恒常化されるようになった。その概要は以下のとおりである。

- ① 2008年10月、中国海軍艦艇4隻が津軽海峡を通過して太平洋を南下、南西諸島から東シナ海に入って寄港。
同11月、艦艇4隻が沖縄本島と宮古島の間を通過して太平洋を巡航。
- ② 2009年6月、艦艇5隻が沖縄本島と宮古島の間を通過し沖ノ鳥島北東海域で行動。
- ③ 2010年3月、艦艇6隻が沖縄本島と宮古島の間を通過して太平洋で行動。
同4月、艦艇10隻が沖縄本島と宮古島の間を通過し沖ノ鳥島西方海域で行動。
- ④ 2011年6月、艦艇11隻が沖縄本島と宮古島の間を通過しフィリピン沖で行動。
- ⑤ 2012年4月、艦艇3隻が大隅海峡を通過して太平洋に展開。同5月、艦艇5隻が南シナ海方向から太平洋に展開⁵。

本章の第5節「日本の領有する島嶼の戦略的価値」で詳述するが、中国とアメリカによる軍事戦略的対峙ラインとして、南西諸島とフィリピンを結ぶ第1

⁴ <http://www.tianditu.cn/map/index.jsp>

⁵ 防衛省編『防衛白書』平成24年度版（佐伯出版、2012年）38頁から抜粋。

列島線と小笠原諸島からグアムとインドネシアを結ぶ第2列島線がある。もともとは、防共ラインとしての「アチソンライン」である。これが、アメリカ側からは中国海軍の太平洋への進出の阻止ラインをイメージし、中国側からは太平洋への進出のための突破ラインとなっている。

中国海軍艦隊が2010年3月と4月に第1列島線を越えて西太平洋で行動したとき、それと前後して南シナ海でも中国海軍による大規模な演習が行われていた。西太平洋への展開と南シナ海での演習は、中国の3つの艦隊すべてが参加しての、一連のシナリオに基づくものであったと考えることができる。これら一連の行動から、中国海軍は2010年に第1列島線を越え西太平洋を含む海域で作戦能力を得たとみることができる。中国は、第1列島線の内側および第1列島線と第2列島線の間で、米海軍の東アジア海洋圏への展開に対抗する接近阻止/地域拒否(A2/AD)戦略の構築を図っているとされる。

ポスト冷戦後のいま、東アジア海洋圏の安全保障環境のパラダイムは、新たな“覇権争奪の海洋”に変貌しており、一躍、世界の火薬庫となった感がある。武力紛争事態が生起し、東アジア海洋圏のシーレーンが通航不能となった場合、世界経済にはどのような影響が及ぶであろうか。

4 東アジア海洋圏のシーレーンが通航不能となった場合の経済的影響

東シナ海と南シナ海は、世界経済に死活的に重要な意味を持っている。そこを通るシーレーンの安定的利用は、グローバル経済の発展のために不可欠な、世界の共通益でもある。

中東方面からインド洋を経て東アジアに至る海洋（ここではユーラシアブルーベルトと呼称する）には、図2-1に示す4本の大きなシーレーンがあるとみることができる。ここでは、①中東とアンダマン海を結ぶ「北インド洋シーレーン」、②アフリカとアンダマン海の間「南インド洋シーレーン」、③マラッカ海峡・インドネシア群島水域と北東アジアを結ぶ「東アジアシーレーン」、④オーストラリア大陸・オセアニア島嶼と北東アジアの間「オセアニアシーレーン」と呼称する。

主として、北インド洋シーレーンは原油や石油製品が、南インド洋シーレーンは鉄鉱石、東アジアシーレーンは原油、原料炭、鉄鉱石が、オセアニアシーレーンは穀物資源が運ばれている。

さて、南沙諸島等の領有権をめぐる国家間の意見の対立がさらに緊迫し、武

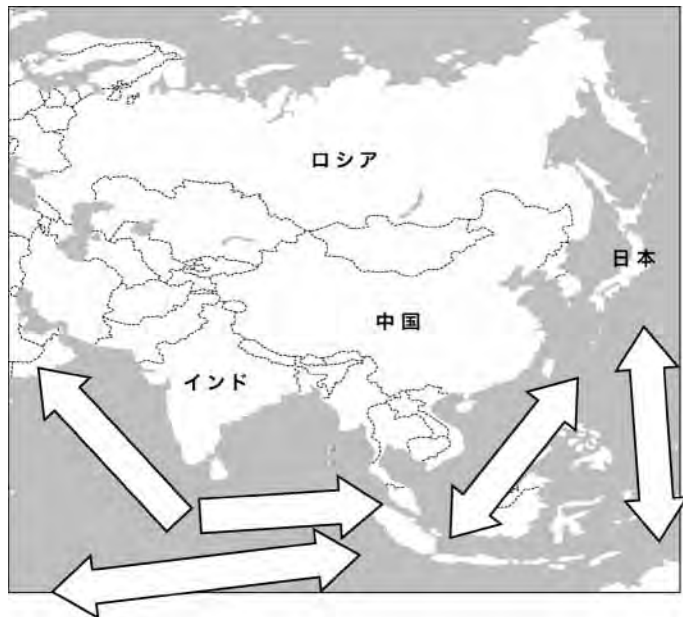


図2-1 ユーラシアブルーベルトのシーレーン

力紛争が生じる、あるいは航行が規制されるなどして南シナ海のシーレーンが利用できなくなる事態が生じた場合、中東から北東アジアに向かう船舶はどこを通らなければならないか、それによる経済的損失はどの程度になるであろうか。南シナ海が通航困難となれば、船舶はマラッカ・シンガポール海峡を利用できなくなる。インド洋側からマラッカ・シンガポール海峡を通峡すると、必然的に南シナ海に入るからである。中東から原油を日本に運ぶタンカーを想定した場合、インドネシア群島水域のロンボク海峡とマカッサル海峡を通過してフィリピン東方に出て、西太平洋を北上するルートをとるケースが考えられる。この場合、粗い計算ではあるが、マラッカ・シンガポール海峡を通航するルートより航程が3日程度多くなるはずである。最小限のタンカーを調達して往復輸送を繰り返すというオイルフローのランニング状態を考え、距離を航程で割るという極めて単純な計算をすると、平時の必要原油量を確保するためには約15隻のタンカーの補充が必要となる。

しかし、ロンボク海峡とマカッサル海峡はインドネシア群島水域にあり、大

量の船舶が一度に航行することには安全上の問題が生じることもあるだろう。その場合は、オーストラリア大陸の南方に迂回して南太平洋から北上することになる。日本への中東からの原油輸送の場合、約2週間の航程増となり、平時所要量を供給するためには単純計算で約80隻のタンカーの補充が必要となる。程度の差はあれ、韓国も同じように損失を被るであろう。資源輸入においてインド洋を經由しマラッカ・シンガポール海峡を通るシーレーンに大きく依存する中国にとっても、南シナ海が利用できなくなる損失は大きい。

では、尖閣諸島の領有権や海底資源の取得権をめぐる紛争が激化して東シナ海が航行不能となった場合はどうなるか。迂回路としては、フィリピンのルソン島と台湾との間のバシー海峡を太平洋に出て、日本列島東側を通航することになる。日本への中東原油の輸送の場合、迂回による損害はあまり考えられない。しかし、韓国やロシアに向かう外航船舶は、おそらく津軽海峡まで北上して日本海に入らなければならないはずである。

シーレーンの迂回による経済的損失については、計算の方法や前提、その時々々の経済状態によって異なるので、一概に定量的な数字を示すことは難しい。しかし、仮に南シナ海とインドネシア群島水域が閉鎖され、日本に向けた原油やその他の貨物のすべてがオーストラリア南岸を迂回することがあれば、日本のみならず、東南アジア諸国や韓国など多くの国にも経済的影響は及ぶことは確かである。アメリカについても経済的影響は避けられないであろうが、アメリカにとってより大きな懸念は自国海軍の行動の制約であり、それによる中国との戦略的關係への影響であろう。

ところで、迂回による運賃の増加はそれほど大きなものではないとする意見もある。迂回による最も大きな出費は、多分、新たな備船費用、つまり、遅配による不足を充足するための新たな船舶チャーター費用になるだろう。しかし、原油についてみれば、日本には国内備蓄がある。新たにタンカーを補充せず、遅配による不足分を国内備蓄から賄えば、オーストラリアの南を回った場合でも1年程度は維持できるのではないか。また、世界的にみた場合、原油タンカーにはかなりの余剰がある。つまり、使われていないタンカーがかなり存在しており、これら浮遊タンカーが新たな需要地域に流れ込んでくるとの見方がある。当初、備船コストはかなり値上がりするであろうが、やがて市場原理が働いて適切ところで落ち着くかもしれない。しかし、備船コストが適切ところで落ち着くまでの間がどのくらいであるかは予測できない。その間、市

場は大混乱を招くであろうことは間違いない。

原油タンカーなどのバルク SHIPPING（ばら積船）とともに、コンテナ SHIPPINGにも計り知れない影響が及ぶ。と言うよりも、コンテナ船が迂回し貨物に遅配が生じると世界経済にバルク SHIPPINGよりもさらに深刻な打撃を与えることが予想される。コンテナ SHIPPINGでは、原材料や製品がコンテナ積み状態で各地方港からハブ港に集中され、そこから内航航路や内陸輸送などに振り分けられており、“Just in Time”を要求される市場であるところから、遅配があると製造工程に大規模な混乱が予想されるからである。

コンテナ船の隻数はグローバル経済の活発化のなかで増大し続けており、コンテナを集積するハブ港の中心が、香港、シンガポール、上海などの東アジア海洋圏に集中している。

各地域からさまざまな工業部品や加工製造品を運ぶコンテナ船市場は、何よりも確実な物流を維持することが必要であり、コンテナ物流の途絶は世界経済に計り知れないほどの影響を及ぼす。

さて、北東アジアへの航路については迂回路の設定が可能であるが、南シナ海と東シナ海を囲む地域の内航航路については完全に破壊された状態になるはずだ。シーレーンとは、ハブ港とハブ港あるいは地方港とを結ぶ“ハブ・アンド・スポークス”であり、たとえ内航シーレーンの1本であったとしても、それが機能しなくなった場合、世界経済に大きな影響を及ぼす恐れがあることは否定できない。

前述したように、航路の迂回による経済的損失の程度やその受容性については、それを一概に結論づけることはできない。バルク SHIPPINGについては、余剰船舶の利用や備蓄原油の使用が可能の場合、経済的余力のある国ではそれほど大きな損失は生じないと分析する向きもあるだろう。しかし、コンテナ SHIPPINGについては、東アジアの国々のみならず世界経済に深刻な影響を及ぼす事態が生じることは容易に想像できる。

さて、東アジアの海域が国家間の紛争によって通航できなくなった場合、迂回路を設定することがおそらく最も無難な選択に思えるだろう。しかし、正しい選択であろうか。

「航行の自由」は、すべての国家・人類の生存と発展に不可欠の要件であって、国連海洋法条約および同関連取極や海洋資源・環境保護のための国際協定を遵守することにおいて、あらゆる国家・船舶に対して認められなければならない

ないものである。「航行の自由」は、いかなる事態においても維持されなければならない。「航路が封鎖されたが迂回すれば済む」、という問題ではない。シーレーンの断絶は、防衛力による対応を含め、あらゆる措置が考慮されなければならない事態であることを念頭におく必要がある。地図を見れば容易にわかるように、中国については、南シナ海や東シナ海が通航不能となった場合、迂回路が設定できない。唯一、台湾との安全保障上の関係が良好に保たれている場合、バシー海峡を通る選択肢はある。その意味から、中国にとって台湾には地政学的な価値がある。仮に、南シナ海や東シナ海が航行不能となった場合、台湾との関係が現状のようなものであれば、中国は、シーレーン確保のために海軍力を用いるかもしれない。南シナ海問題や東シナ海における日中の軋轢を、単なる島嶼の領有権や海洋境界の画定をめぐるものと考えてはならない。対応を誤れば、大規模武力紛争を引き起こす危険性を孕んでおり、日本のみならず関係各国には、適切な外交・安全保障政策が求められているのである。

5 日本の領有する島嶼の戦略的価値

島嶼は、その固有の地政学的特徴によって軍事・安全保障戦略に大きな影響を及ぼす。日本は、大小約6,800の島からなる島国であり、日本の防衛戦略を考えるうえで、島嶼の地勢的な意味を無視することはできない。冷戦の時代、日本本土と島嶼からなる列島線はソ連海軍の外洋への展開を阻止する封じ込めラインを形成していた。これに対してソ連軍は、オホーツク海をいわゆる「聖域化」して戦略潜水艦の作戦海域とした。そこにおいて、北方四島はソ連軍によるオホーツク海聖域化ラインの一部を構成する戦略上極めて重要な意味を持っていた。

現在、外洋進出を活発化させる中国海軍艦艇が西太平洋やインド洋に展開するには、日本の南西諸島や複数の国が領有権を主張する島嶼が多数存在する南シナ海を通らなければならない。そのことについて、ひとつの興味ある事案がある。

2004年11月10日、中国海軍の「漢」級とみられる原子力潜水艦が、潜航して石垣島と多良間島間の日本の領海を侵犯し、これに対して日本では海上警備行動が発令される事態が発生した。領海には国家の主権が及び、すべての国の船舶は、国連海洋法条約や他の国際法の規定に従うことを条件として無害通航権が与えられる。ここにおいて、潜水艦は浮上し国籍を示す旗を掲げしな

なければならない。そのため、潜水艦があえて他国の領海を通過することは稀にしかない。

中国海軍の基地はすべて東シナ海と南シナ海に面しており、太平洋やインド洋に進出するには、他国が領有する島嶼の間の海峡を通過しなければならない。前述したように、中国海軍が艦隊規模で西太平洋に展開する場合には、公海部分のある沖縄本島と宮古島の間を通峡することが多い。沖縄本島と宮古島の地理的位置は図2-2に示すとおりである。

中国海軍潜水艦による領海侵犯事件から4年後の2008年10月、中国の海軍艦艇4隻が津軽海峡を通過して太平洋を南下し、南西諸島から東シナ海に入って帰港している。以降、中国海軍艦艇の西太平洋への展開は、沖縄本島と宮古島の間を通峡することが多くなった。

中国軍の西太平洋へのアクセスについては、図2-3に示されるいわゆる「第1列島線」「第2列島線」という概念がある。

中国海軍は、東シナ海・南シナ海から西太平洋に到る海域での作戦能力を段階的に構築する意図を持っており、その第1段階は、南西諸島からフィリピン

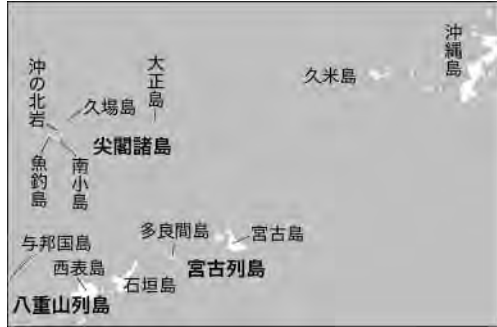


図2-2 中国海軍艦隊の通航路：沖縄本島と宮古島
(出典：国土地理院「先島諸島と尖閣諸島」)



図2-3 第1列島線と第2列島線

(注：US DOD, *Military and Security Developments involving the PRC 2011*, p.23 の地図から作成)

をつなぐライン、いわゆる第1列島線までの海域での作戦能力を確保し、第2段階を、小笠原諸島からグアム、インドネシアを結ぶいわゆる第2列島線にまで拡大することであると言われる。前述したように、この第1・第2列島線の概念は、元をたどれば、冷戦初期のアメリカのアチソン國務長官が示した防共ラインとしてのアチソンラインである。その意味からすれば、第1・第2列島線は米軍による中国軍の太平洋への進出を軍事的に阻止するラインでもある。

中国とは逆に、太平洋側から東シナ海や南シナ海にアクセスを確保したいアメリカは、2010年2月の『4年ごとの国防政策の見直し報告』(QDR2010)のなかで、新たな空海統合戦闘構想「A joint air-sea battle concept」を策定すると述べている。「A joint air-sea battle concept」の目的とするところは、アメリカの行動の自由に挑戦するA2/AD戦略に対抗する作戦構想である。

第1・第2列島線は、アメリカの「A Joint Air-Sea Battle concept」と中国のA2/AD戦略の軍事的な対立ラインであり、そのラインの構成部分である南西諸島は、軍事戦略の面からして極めて重要な地理的位置を占めているのである。

さて、2004年の中国海軍潜水艦による領海侵犯事件については、なお謎が多く、さまざまな憶測が興味を呼び戻す。意図的な侵犯であったのか、それとも単純な航行ミスであったのか。はたまた海上自衛隊の追尾をかわすうちに侵犯してしまったのか。これが、潜行したまま通航できる最短航路を探すとともに海上自衛隊の能力を試すためであったとしたら、どうであろうか。2010年、中国艦隊が沖縄本島と宮古島の間を通航した際、同行した潜水艦は浮上して艦隊と同じ航路を通った。2011年に中国艦隊が沖縄本島と宮古島の間を通った際は、同行した潜水艦は潜航していたと推測される。2010年の浮上通航と2011年の潜航通航は何を意図しているのか。中国の潜水艦は公海上を通航しているとの意思表示であったのかもしれないし、もしその後、密かに他のルートを通っていたとすると、どうであろうか。

いずれにせよ、南西諸島は中国海軍にとって外洋展開の際に最も脆弱となるチョークポイントであり、日本にとっては最も効果的な防衛ラインを、アメリカにとっては対中国海軍の太平洋進出に対する封鎖ラインを提供しているのである。

さて、中国の公船がその領海を意図的に繰り返し侵犯している尖閣諸島は、中国艦隊の通航路となっている沖縄本島と宮古島の間海域のすぐ西側に位置

している。尖閣諸島の存在は、西太平洋に進出する中国海軍艦艇に、国際法上2つの制約を課することになる。1つは無害通航の制約であり、2つ目は排他的経済水域（Exclusive Economic Zone：EEZ）における海軍艦艇の行動に関する問題である。中国海軍艦艇は、沖縄本島と宮古島の間を通行する際、無害通航の関係から尖閣諸島を大きく迂回する形で航行せざるを得ない。尖閣諸島を基線とするEEZは、他国の海軍艦艇の行動に対して、より複雑な問題を提起する。この問題について少し触れておこう。

すべての島は、その島を領土とする国にEEZの基線を提供する。そのEEZについては、海軍艦艇の行動が許されるか否かをめぐって国家間に意見の違いがある。

端的な例として、2001年4月1日に海南島沖110キロの海上で発生したアメリカ海軍EP-3電子偵察機と中国海軍戦闘機の空中衝突事件があげられる。当時、中国は海南島に大規模な潜水艦基地を建設中であると伝えられ、中国初の空母の母港となるとの憶測もあった。そのような海南島沖での米軍による偵察活動を、中国は強く非難し、アメリカは航行の自由であると主張して激しく対立した。

事件が発生した海域は中国のEEZ内であったため、他国のEEZにおける軍の行動や情報収集活動の可否に関する議論を惹起することになった。EEZにおける軍事・情報収集活動の合法性については、EP-3衝突事件以前から、国によってさまざまな解釈があることが国際社会で認識されていた。大きな海軍力を持たない沿岸国の多くは、他国のEEZでの軍の行動は実施できない、あるいは沿岸国の同意が必要であると主張し、反対に、アメリカなど伝統的な海洋国家は、国連海洋法条約の規定⁶により、航行と上空飛行の自由はEEZでも享受できると主張している。

EP-3事件から8年後の2009年3月、黄海における中国のEEZ内で、米海軍所属の海洋調査船「ビクトリアス」が中国の漁業監視船等に活動を妨害され、さらに、海南島沖の中国のEEZ内で、米海軍所属の音響観測船「インベッカブル」が中国の海軍艦船や漁業監視船、海洋監視船、漁船等から行動を妨害される事件が相次いで起きた。中国は、自国のEEZにおける他国の軍事活動、とりわけ情報収集活動に対して強硬に拒否の姿勢を示している。その背景に

⁶ 国連海洋法条約第58条、第87条。

は、中国の A2/AD 作戦構想があると考えべきであろう。

中国は、EEZ における行動は平和目的であるべきであり、軍事的活動は慎まなければならないとの見解を示すことが多いが、その中国も、日本の EEZ でさまざまな調査活動を実施しており、主張は明らかにダブルスタンダードであろう。

EEZ における軍事・情報収集活動に関して、国連海洋法条約の条文は直接的に明示していないが、本来、EEZ が資源・環境の保護保全を沿岸国に委ねる海域であることを考えれば、軍事行動を排する海域ではないと理解すべきではなかろうか。アメリカは、EEZ も国際海域であり、「航行の自由」が適用されると主張し続けている。安全保障上関心のある海域における軍事・情報収集活動は、国家の存亡を担う国防のための行動として不可欠のものであるが、逆に、自国の沿岸海域で実施される他国による軍事・情報収集活動は、自国の安全保障を脅かすものとなる。その意味から、EEZ における軍事・情報収集活動の権利を主張する国にとっても、否定する国にとっても、EEZ の基線を提供する島嶼は、安全保障政策上大きな意味を持っている。

EEZ における軍事・情報収集活動に関して、日本は公式な立場を示していないが、日米安全保障条約体制を国防の基調とするところから、「航行の自由」の側にあると言ってよかろう。しかし、もし仮に、日本が日本の EEZ 内における他国の軍事・情報収集活動を容認できないとの立場をとれば、中国海軍の行動は大きな制約を受けることになる。

尖閣諸島を基線とする EEZ についてみると、西太平洋への進出を図る中国海軍艦艇は、そこにおける事前調査活動や演習ができないことになり、また、海上自衛隊や米海軍の監視に対抗した措置もとれず、作戦に大きな支障を来すことになる。

中国の A2/AD 作戦構想に支障を及ぼすもうひとつの島が西太平洋にある。図 2-4 は沖ノ鳥島の地理的位置を示している。これからわかるように、沖ノ鳥島は、日米の基地がある横須賀とグアム、それに沖縄本島を結ぶ三角海域、すなわち A2/AD 対 AirSea Battle の主戦場となる戦域の真真中に位置している。中国海軍としては、このトライアングルのなかでの行動の自由を平時のうちから十分に確保しておく必要があるが、沖ノ鳥島を基線とする 200 カイリにおよぶ EEZ 内でその行動に制約を受けるとなると、A2/AD 作戦構想を実行に移すことが困難となるであろう。

もちろん、EEZの規定は平時を想定したものであり、有事の際にはEEZはおろか他国の領海においても軍事を優先した行動がとられることになる。作戦構想を実行するためには、平時のうちから演習等を通じて戦術について検証しておかなければならず、また、潜水艦による作戦のための海洋気象や他国の監視システムに関する情報収集が不可欠である。沖ノ鳥島を基線とするEEZでそのような演

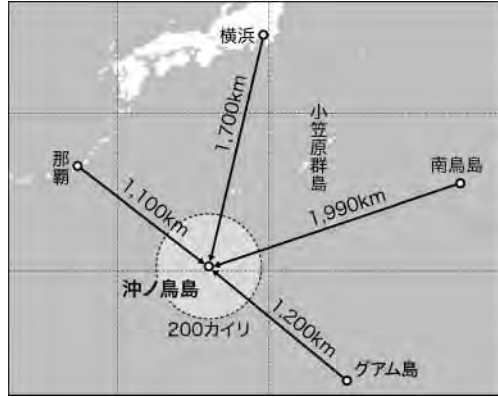


図 2-4 沖ノ鳥島と EEZ

(出典：<http://blogs.yahoo.co.jp/thejapaneseboy/52088110.html>)

習や事前の調査ができないことは、実効性を検証できないことを意味するのである。中国が、沖ノ鳥島は国連海洋法条約上の島ではなく、EEZを構成できないとする主張の背景には、このような軍事的な考えもあるであろう。日本は、沖ノ鳥島を国際法上の島として領有することにより、海洋資源のみならず、防衛戦略上も計り知れないほどの有利性を持っているのである。

島嶼の戦略的価値の多くの部分は、その島嶼が持つ地理的ポテンシャルにある。日本の場合、領有する南西諸島や沖ノ鳥島の地理的ポテンシャルは、国家の防衛・安全保障戦略を構想するうえにおける主要な要素となっている。南西諸島は、日本のみならず隣国や同盟国にとっても、防衛・安全保障戦略を考察するうえで必ず考慮しなければならない地理的構造物である。沖縄海兵隊の移転を含む米軍の再編計画の見直しに当たっては、日本は南西諸島周辺での抑止力の強化を念頭において交渉に臨むべきであろう。

(秋元 一峰)

第3章 東アジア海洋圏をめぐるパワーゲーム

はじめに

東アジア海洋圏では、島嶼や環礁などの領有権や国家管轄海域（EEZ および大陸棚）の境界画定をめぐる、特に日中間および中国と南シナ海沿岸諸国との間で対立、紛争があり、このことが東アジア海洋圏を「混迷の海」にしている。

南シナ海は、国連海洋法条約第 122 条に規定される、「半閉鎖海」である。「半閉鎖海」とは、「その全部または大部分が2つ以上の沿岸国の領海もしくは排他的経済水域から成る」と規定されており、南シナ海がこれに当てはまる。この「半閉鎖海」を鳥瞰すれば、南シナ海への出入り口としてのマラッカ・シンガポール海峡、スダダ海峡、ロンボク海峡、バシー海峡および台湾海峡といった諸海峡が重要なチョークポイントとなっており、そしてこれらの諸海峡から南シナ海を通して北東アジアにシーレーンが伸びている。南シナ海は、インド洋と東アジアを結ぶ最短ルートとして、世界の原油タンカーのほぼ半分が通航するなど、グローバル経済を支える海上交通の要衝である。

第1章に見るとおり、南シナ海では、中国と沿岸諸国、特にベトナムとフィリピンとの間の島嶼や環礁などの領有権や国家管轄海域の境界画定をめぐる対立と紛争が目立っている。国連海洋法条約は、EEZ という 12 カイリの領海を大きく越え、沿岸から 200 カイリまでの海域に国家の管轄権と主権的権利を拡大した。さらに、国連海洋法条約は、沿岸国の大陸棚の縁辺部が 200 カイリを超えて延びている場合、200 カイリを超えて最大 350 カイリまで、または 2,500 メートル等深線から 100 カイリまでのいずれか遠い方まで、大陸棚縁辺部の限界を延長できると規定している。このことが沿岸各国による島嶼や環礁に対する新たな領有権主張を生み、以前になかった紛争を惹き起させている。東アジア海洋圏には、開発可能な豊富な海底資源の存在が予測され、また豊かな漁業資源もあり、このことが関係当事国間の領有権紛争に拍車をかけている。

前章まで、東アジア海洋圏における最近の出来事、そして東アジア海洋圏の地政学的特徴が詳述されてきた。本章では、東アジア海洋圏における領有権や国家管轄海域の境界画定をめぐる対立、紛争を、当事国間の国益をかけた「パ

ワーゲーム」と捉え、特に南シナ海に焦点を当て、その実態と特徴について考察する。

加えて、東アジア海洋圏における米中間の地政学的抗争が、「混迷の海」の通奏低音として、特に南シナ海における「パワーゲーム」を一層複雑で解決困難な問題にしている。地政学的に見れば、本質的に大陸国家である中国と、太平洋・大西洋の両洋に囲まれた「大陸規模の島国」であるアメリカとの影響圏が、中国の海洋への本格的な進出以前には海洋によって地理的に比較的明快に分断され、海洋部と大陸部に双方とも自らの地政学的縄張りを持つ格好になっていた。「太平洋国家」を自認するアメリカにとって、太平洋における、特に海軍力のバランスの如何が重要な意味を持っている。したがって、近年の中国が軍事力、特に海軍力の増強によって、西太平洋にその到達範囲を拡大していることは、アメリカにとって安全保障上、深刻な意味を持つことになった。それは、アメリカの伝統的な国益と米中間の地政学的構造に対する直接的な挑戦になるからである。

本章のもうひとつの狙いは、東アジア海洋圏における米中の対峙構造、すなわち中国の海洋への進出とアメリカの対応にみられる、東アジア海洋圏における米中双方の地政学的縄張りの線引きをめぐる、米中間のパワーゲームを考察するとともに、それを通じて、東アジア海洋圏における秩序の将来動向を展望することである。中国の海洋への進出にみられる理念やそこにかかる利害については、次の第4章で論じられる。

1 南シナ海におけるパワーゲーム

(1) 主要プレイヤーとしての中国

① 目立つ最近の高圧的姿勢

南シナ海におけるパワーゲームの主要プレイヤーは、間違いなく中国である。中国は、南シナ海の領有権問題については、関係当事国間同士の2国間交渉による解決を目指す立場を堅持しており、多国間交渉による解決や域外国の関与を招く問題の国際化には絶対反対の姿勢を示してきた。

南シナ海における最近の中国とその他の沿岸諸国との間で生じた事案については、第1章で詳述したとおりである。そこでは、スカボロー礁（黄岩島）とその周辺海域におけるフィリピンとの対峙、南シナ海を管轄する「三沙市」と軍警備区の制定、さらにはベトナムのEEZに隣接して石油開発鉱区を設定

し外資に開放したことなど、特に最近における中国の高圧的な姿勢が目立っている。これらの事案は、関係当事国間の作用と反作用の連鎖を呼び、一種の「チキン・ゲーム」の様相を呈している。しかも、この連鎖は、関係当事国内のナショナリズム感情に点火しやすい危険性を内包している。

なかでも注目されるのは、中国が南シナ海を管轄する三沙市と警備区を制定したことである。中国民政部は2012年6月21日、海南省の3番目の地級市として、南シナ海の南沙、西沙および中沙の各諸島を管轄する「三沙市」を制定すると発表した。三沙市の市役所は、ベトナムとの海軍紛争が起きた1974年までは中国が実効支配していなかった、西沙諸島の永興島に置かれた。同島は、中国の戦略的要衝、海南島からわずか200カイリ足らずの位置にある。さらにその後、中国は、三沙市に警備区を設置した。この警備区は、海南省軍区に属する師団レベルの司令部で、海南省軍区司令員と文官の三沙市長の二元指揮を受けることになっている。

永興島での市議会開会と警備区設定を祝う式典に参加した中国南海研究院の呉士存院長は、中国は南シナ海全域の支配を望んでいるわけではなく、わずか80%の支配を求めているだけであるとし、永興島に警備区と市を制定した狙いについて、「南シナ海にあるすべての島嶼—そのうち、40以上がベトナム、フィリピンおよびマレーシアに不法占拠されているが—に対して、北京が主権を行使できるようにするためである」と語っている¹。中国は11月11日には、三沙市の地図を公刊した。三沙市と警備区は、南シナ海における中国のプレゼンスを一層明確にするものであり、南シナ海における現状を変えようとする中国の対応の新たな展開であるといえる。

② 高圧的姿勢の背景

こうした中国の高圧的姿勢の背景には、中国にとっての南シナ海の戦略的重要性がある。中国から東アジア海洋圏を眺めれば、中国大陸の沿岸は、北から渤海、黄海、東シナ海そして南シナ海に面している。そしてこれらの海は、その外縁に日本列島、沖縄、先島諸島、台湾そしてフィリピンに至る連続的な島嶼群が連なっていることで、「半閉鎖海」となっており、同時に外縁が中国の

¹ Jane Perlez, "China Asserts Sea Claim With Politics and Ships," *The New York Times*, August 11, 2012.

http://www.nytimes.com/2012/08/12/world/asia/beijing-reasserts-its-claims-in-south-china-sea.html?_r=1&nl=todaysheadlines&emc=edit_th_20120812

太平洋への進出に対する一種の障壁ともなっている。中国は、外縁を越えた太平洋に固有の島嶼を領有していないために、日本のように太平洋への国家管轄海域の広がりを持たない。こうした東アジア海洋圏の地政学的特徴から、台湾の戦略的重要性が看取できる。

南シナ海は、沿岸国として中国にとって最大の海域である。中国にとって、南シナ海はどのような海か。たとえば、米シンクタンク、Center for a New American Security (CNAS) のシニアフェロー、ロバート・カプランは、中国にとっての南シナ海について、以下のように述べている。「南シナ海は、インド洋と世界のエネルギー輸送ルートに繋がるゲートウェイであり、『第2のベルシャ湾』とも言われる戦略的重要性を持つ。アメリカの地政学者、ニコラス・スパイクマンによれば、ギリシャがエーゲ海を、ローマが地中海を、そしてアメリカがカリブ海を管轄しようと試みてきたように、各国は歴史的に見て、隣接海域を管轄しようと海を越えて拡大してきた。中国はいまや、南シナ海を管轄しようとしている。スパイクマンは、アメリカにとっての重要性を強調する意図で、カリブ海を『アメリカの地中海』と呼んだ。これに倣えば、南シナ海は、『アジアの地中海』に、そして今後数十年にわたって地政学の政治的中枢になるかもしれない。」²

加えて半閉鎖海としての南シナ海の特徴は、その奥の海南省三亜市近郊に大規模な海軍基地が建設されたことからみて、中国の対米核戦略における弾道ミサイル原潜 (SSBN) の聖域としての役割と同時に、この基地から潜水艦が南シナ海の重要な国際的シーレーンにアクセスすることもできる。海南島南方70カイリの公海上で海洋調査を行っていた、米海軍の音響観測艦「インベックブル」に対する2009年3月の中国の妨害事案は、中国にとってのこの海域の戦略的重要性を裏書きするものであった。

では、南シナ海における中国の領有権主張は、どのようなものか。中国は、西沙諸島と南沙諸島のすべてに対して領有権を主張している。中国の主張の特徴は、9か所の点を結ぶ、「9段線」といわれるもので、1947年に当時の国民党政権が発行した地図(図3-1)が最初で、その後、現中国に継承され、1953年以降に発行された中国の地図には、「9段線」(図3-2)が明示されている。

² Robert D. Kaplan. "The Geography of Chinese Power," *Foreign Affairs*, May/June, Vol. 89 Issue 3, 2010, pp.22-41.

国民党政権が発行した地図には「11 段線」が描かれていたが、1953 年以降の中国地図では「9 段線」に書き直されている。

中国は、マレーシアとベトナムが 2009 年 5 月 6 日に「大陸棚限界委員会 (The Commission on the Limits of the Continental Shelf : CLCS)」に合同で大陸棚縁辺部限界の延長を申請したことに対する抗議の口上書で、「9 段線」地図を論拠として提出しており、中国が領有権を国際的に主張するために「9 段線」を使ったのはこれが初めてといわれる。この「9 段線」をつなげば、南シナ海を U 字型に囲い込むことになり、その結果、中国が領有権を主張する海域は南シナ海の約 80% をカバーするとされる。

中国社会科学院边疆史研究所の李国強は、「9 段線」は南シナ海の海上境界に関する交渉において、中国と周辺諸国が避けることのできない問題であり、したがって、「9 段線」の法的地位は南シナ海における当事国の主権、主権的権利および管轄権に直接関係するとして、「9 段線」の根拠について、以下の 4 つの「理解」があると指摘している。

すなわち、第 1 の理解は「島嶼帰属の線」で、線内の島嶼および周辺海域は中国に属しており、中国がこれを管轄し、統制するというものであ

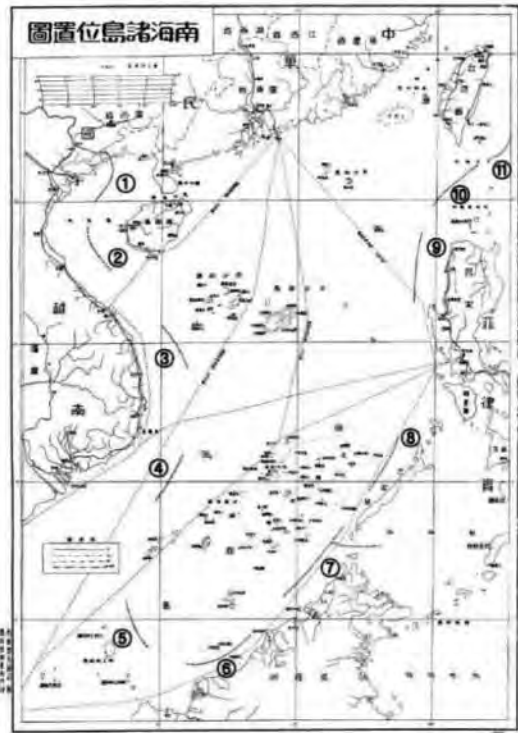


図 3-1 11 段線

(出典 : Source: Wang, K. H. (2010). The ROC's Maritime Claims and Practices with Special Reference to the South China Sea. *Ocean Development & International Law*, 41(4), p. 244. doi:10.1080/00908320.2010.499282)

る。第2の理解は「歴史的な権利の範囲」で、線内の島嶼、礁、浅瀬および砂洲は中国領土であり、内水以外の海域はEEZと大陸棚となり、国家管轄海域となるといえるものである。第3の理解は「歴史的な水域線」で、中国は線内の島嶼、礁、浅瀬、砂洲および周辺海域の歴史的権利を有するのみならず、線内のすべての海域を中国の歴史的な水域と見なすといえるものである。この理解は、台湾の学者の間で有力という。そして第4の理解は「伝統国境線」である。それによれば、線内の島嶼、礁、浅瀬、砂洲および周辺海域は中国に属しており、線外の区域は公海または他国に属



図3-2 9段線

(出典：中国が2009年5月7日に国連に提出した口上書添付地図 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/chn_2009re_mys_vnm_e.pdf)

することを示す断続した国境線、すなわち、「中国と外国との境界」を示すものという。李国強によれば、中国学界では「9段線」の法的な地位に対する認識が完全に一致しているわけではないが、「9段線」は中国の歴史的な発展の下で形成され、近代以来の中国人民の南シナ海での活動範囲に対する認識を反映したものという。そして、中国の地図が作成された当時の基本的な規範から考えれば、この「U字線」は「断続的国境線」であると確認できると述べている。そのうえで、李国強は、現実には、「9段線」が国連海洋法条約と合致しない部分があることで難しい局面が生まれているとし、歴史を考慮しつつも、

「9 段線」を国連海洋法条約および他の国際法の基本原則に合わせ、かつ関係国の利益に配慮しながら、適切な法的な地位を与えることがこの困難の打開につながる、と論じている³。

しかしながら、中国政府も台湾政府も、この「9 段線」の法的根拠について、これまで公式には何の説明もしていない。

中国は、いわゆる「断続的国境線」内では、海軍戦闘艦ではなく、第 1 章で詳述した「海警」、「海監」あるいは「漁政」といった、海洋法令執行機関に所属する政府公船を使った常統的な巡視活動を行っている。中国は、自国の管轄海域における政府公船による海洋法令執行活動を演出することによって、前出の呉士存院長が「南シナ海の 80% の支配」を求めているだけと語っているように、U 字線で囲い込む海域が中国の南シナ海における「断続的国境線」であることを、関係各国に誇示する狙いがあるとみられる。

「U 字線」が「断続的国境線」であるとすれば、南シナ海でこのラインがいわゆる中国の第 1 列島線とほぼ重なっていることは、中国にとっての南シナ海の重要性を考えるうえで極めて重要である。中国が、「断続的国境線」内の海域を、外部勢力の干渉を排除する海域、“keep out zone” あるいは「中国の湖」ともいうべき海域とすることを目指せば、アメリカの国防の最前線である西太平洋における海軍戦略にとっても、また南シナ海の国際的シーレーンの安全にとっても重大な挑戦となるからである。

また、米海軍大学のトシ・ヨシハラ教授が指摘するように、政府公船による常統的な巡視活動は、膠着状態を継続的に作為することで相手に戦略的消耗を強い、その政治的決意を試すこともできる。しかも、紛争を低レベルに抑えておくことで、中国は、戦略環境の変化に応じて、圧力を強めたり弱めたりする外交的主導権を保持でき、これらの非軍事手段が効果を発揮できなければ、非軍事部門の後ろ盾として、海軍力と沿岸基地の攻撃戦力を動員できる⁴。

要するに、中国は軍事力と非軍事能力の相互作用による戦略的威力を背景に、南シナ海の領有権紛争当事国との作用と反作用の連鎖という、一種の「チ

³ 李国強、劉旭訳「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』No.1 (2010)、45-56 頁。
http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/publicn/japan_border_review/no1/03_li_guoqiang.pdf

⁴ Toshi Yoshihara, “War By Other Means: China’s Political Uses of Seapower,” *The Diplomat*, September 29, 2012
<http://thediplomat.com/2012/09/26/war-by-other-means-chinas-political-uses-of-seapower/?all=true>

キン・ゲーム」における主導権を握っているわけである。しかし、中国の主導権発揮は、後述するように、特にベトナムとフィリピンによるアメリカなどの域外国の関与を求める動きを誘発し、域外国の関与を拒否する中国にとって、必ずしも有利に働いているとは限らない。

(2) ベトナムとフィリピンの対応

南シナ海の領有権をめぐるパワーゲームのもう一方の主役は、ベトナムとフィリピンである。両国は、領有権をめぐる中国と直接対峙している。当然ながら、ベトナムとフィリピンは、中国の「9段線」を認めていない。両国は、中国との対話を維持しながら、中国に対抗するために、アメリカやその他の諸国を引き込むことで南シナ海問題の国際化を図っている。またベトナムは、インドなどの中国の伝統的な競争相手との関係を強化する、一種の全方位外交的なアプローチを進めている。そして両国とも、中国の海軍力に対抗するために、両国間の安全保障関係を強化するとともに、自らの軍事力の強化を進めている。

① ベトナムの対応

ベトナム国会は2012年6月21日、南沙諸島と西沙諸島に対する主権を再確認する海洋法を成立させた。これに対して、中国は同日、自国の主権に対する重大な侵害であると批判するとともに、前述のように、三沙市や警備区の制定を発表し、ベトナム近海における石油開発鉱区の設定と外資への開放など、強硬な対応をとった。2012年6月から7月にかけてのこうした両国による作用と反作用の連鎖によって、ベトナムと中国との関係は緊張が高まった。ベトナムでは反中デモが行われるなど、両国間の領有権紛争は、感情的な大衆ナショナリズムに火を付けやすい問題となっている。

一方で、両国とも領有権紛争が武力紛争にエスカレートすることは望んでいない。ベトナムと中国は2011年10月11日、北京で行われた両国首脳会談で、海洋における紛争解決の基本的原則に関する協定に調印している。6項目からなる基本原則は、要旨以下のようなものである。①南シナ海を平和、友好そして協力の海にするとともに、海洋に関する紛争解決に向けて友好的な対話と交渉を継続していく。②国連海洋法条約を含む国際法規に基づく法的レジームと諸原則に準拠し、双方に受け入れ可能な海洋紛争の根本的かつ長期的な解決を目指す。③双方は、2002年のASEANと中国の「行動宣言」に規定された合

意事項と共通認識を遵守し、中国とベトナムの海洋紛争に関しては友好的対話と交渉による解決を目指し、他の関係国との紛争に関しては当該関係国との交渉による解決を目指す。④海洋紛争の根本的かつ長期的な解決を目指す過程で、双方は、双方の立場と政策に影響を及ぼさない過渡的かつ暫定的な措置について議論する。⑤海洋紛争問題の対処に当たっては、まず解決容易な問題から、その後に解決困難な問題に取り組む。⑥双方は、政府レベルの境界画定交渉代表による年2回の定期会談、そして必要なら特別会談を行うとともに、海洋紛争に関するタイムリーな意見の交換と適切な対処を図るため、双方の政府レベルの代表の間にホットラインを設置する⁵。

ベトナムの海洋法は、中国の「9段線」に対抗して、南シナ海におけるベトナムの領有権を明示するものである。海洋法は7章55条からなる包括的なもので、ベトナム国会法務委員会のディン・スアン・タオ立法調査研究所所長は、海洋法は「東海」（南シナ海のベトナム呼称）における国家主権を擁護するうえで強力な根拠となるとして、「ベトナムは海洋法によって、自国の海洋領域と島嶼に対する主権と主権の権利を世界に向けて公式に宣言した。海洋法は、西沙諸島と南沙諸島を、ベトナムの主権下にある2つの群島であることを、明確に規定している。一方、外国船舶がベトナム領海を通過する時には、海洋法の遵守が求められる。もし違反すれば、当該外国船舶は、海洋法の規定に従って処罰される」と強調している⁶。

ベトナムは、海洋法の制定に加えて、海軍と空軍の近代化を進め、自国の国家管轄海域における哨戒・監視能力を強化しようとしている。ベトナムのおもな武器の供給国はロシアである。ベトナムは近年、ロシアから防空ミサイル・システムやSu-30MK2多目的戦闘機20機に加えて、哨戒艇6隻、誘導ミサイル・フリゲート2隻および各種の対艦ミサイルなどを取得してきた。さらにベトナムは2009年12月、ロシアから6隻のキロ級通常型潜水艦を購入する契約を締結した。ベトナム向けの最初のキロ級潜水艦は2012年8月に進水し、海上公試を経てベトナムに引き渡されることになっている。全6隻の引き渡し

⁵ “Vietnam, China establish principles of settling sea issues,” VietNam.net, October 12, 2011. <http://english.vietnamnet.vn/en/politics/14065/vietnam-china-establish-principles-of-settling-sea-issues.html>

⁶ “Law on Viet Nam’s Sea-strong foundation to protect national sovereignty,” The National Boundary Commission, Ministry of Foreign Affairs, Vietnam, September 17, 2012 <http://biengioilantho.gov.vn/eng/lawonvietnam-ssea-nd-fd6b93b9.aspx>

完了するのは、2016年の予定といわれる。この潜水艦は、排水量3,100トン、最高速度20ノットで深度300メートルまで潜航ができ、乗組員数は52人で、533ミリ魚雷発射管を装備し、魚雷、機雷および巡航ミサイルが発射可能という。ベトナムが実際にキロ級潜水艦の運用能力を習得し、南シナ海で運用を開始すれば、全海軍力では中国に遙かに及ばないものの、ベトナム沿岸沖と南沙諸島周辺海域における中国の政府公船や海軍の水上演習艦と潜水艦に対して、ベトナムは一定の抑止力、「アクセス拒否能力」を持つことになる。

ベトナムはまた、アメリカとの安全保障関係も強化している。両国は2010年から、国防政策に関する年次対話を実施しているが、2011年9月19日にワシントンで開催された年次対話で、米越間の防衛協力に関する了解覚書が調印された。それによれば、両国国防省間の高官レベルの定期的対話メカニズムの構築、海洋安全保障、捜索・救難、国連PKO活動の研究と経験の交換、および人道支援・災害救助の5つの分野における協力促進が合意された⁷。しかしながら、アメリカは、ベトナムの人権状況を理由に、致死性兵器や主要な軍事装備品の禁輸政策を継続している。

ベトナムは2010年10月にカムラン湾海軍基地施設を外国の海軍艦艇に開放する意向を明らかにしたが、2011年8月18日には、米海軍海上輸送コマンドの貨物弾薬補給艦「リチャード・バード」がカムラン湾に寄港し、23日まで滞在し、ベトナム戦後初めての米海軍艦艇のカムラン湾寄港となった。さらに、パネッタ米国防長官（当時）は2012年6月3日、ベトナム戦後、国防長官としては初めてカムラン湾を訪問した。パネッタ長官は停泊中の米海軍輸送艦の飛行甲板上で、「米越両国の防衛関係に関しては、ここまで来るのに長い道のりを要した。アメリカは、こうした港湾が利用できるベトナムなどのパートナーと共同していく」と語り、今後、米艦船のカムラン湾寄港を増やしていく意向を表明した⁸。

カムラン湾は、ベトナム南部の深水港で、南シナ海を通るシーレーンに対する重要なアクセスポイントになっている。アメリカにとって、南シナ海に一定

⁷ “Vietnam, US ink deal to boost defense ties,” Thanh Nien News, September 22, 2011
<http://www.thanhniennews.com/2010/Pages/20110922122207.aspx>

⁸ “Defense Secretary Leon Panetta highlights U. S. ties to Vietnam during visit,” *The Washington Post*, June 4, 2012
http://www.washingtonpost.com/world/asia_pacific/defense-secretary-leon-panetta-highlights-us-ties-to-vietnam-during-visit/2012/06/03/gJQAOWcLBV_story.html

の軍事プレゼンスを確保することは、第1列島線内の南シナ海を「中国の湖」にさせないために重要である。他方、カムラン湾に米海軍艦艇が定期的に寄港するようになれば、中国は、これを、アメリカの軍事プレゼンスに便宜を図ることで中国パワーに対抗しようとするベトナムの戦略的意図の表れとみて、ベトナムに対する威圧的な軍事外交を展開していくことになるかもしれない。

さらにベトナムは、インドとの関係強化も進めている。ベトナムとインドは2011年10月12日、ニューデリーでの両国首脳会談後、両国の国営石油開発会社間で、ベトナム海域での石油開発を促進する協定に調印するとともに、「海洋を挟んだ隣国」（シン・インド首相）として、この地域のシーレーンの安全確保のために、テロ、海賊、自然災害といった共通の安全保障上の脅威に対処するため協力することに合意した⁹。インドは、海軍力の増強を背景に、海洋大国として台頭しつつあり、その戦略的重点がインド洋にあるものの、最近では、南シナ海を含む西太平洋にもしばしば進出している。インド海軍司令官は2012年12月3日、インドは南シナ海における領有権紛争の当事国ではないが、そこにおける石油開発などに関わる海洋権益あるいは経済的利益を護るため、必要なら海軍部隊を派遣する用意がある、と語っている¹⁰。

② フィリピンの対応

フィリピンのアロヨ大統領は2009年3月10日、フィリピン領海基線法、Republic Act No. 9522 (The Philippine Archipelagic Baselines Law) に署名した。領海基線法は、スカボロー礁とカラヤン諸島（南沙諸島のタガログ語呼称）を領海基線に含めず、これらを基線の外側にある、国連海洋法条約第121条の「島の制度」としているが、領海基線法第2条は、スカボロー礁とカラヤン諸島に対するフィリピンの主権を明記している¹¹。(図3-3) フィリピンの領海基線法に対しては、中国は翌3月11日、南シナ海の領土に対する違法かつ根拠のない主張として強く反対し、嚴重に抗議するとの声明を発表した。

⁹ "India, Vietnam sign oil exploration agreement, ignoring China's objections," *The Washington Post*, October 12, 2011

http://www.washingtonpost.com/world/asia-pacific/india-vietnam-sign-oil-exploration-agreement-ignore-chinas-objections/2011/10/12/gIQA3p9ZeL_story.html

¹⁰ "Vietnam steps up sea patrols as tensions with China climb," *The Asahi Shimbun*, Reuters, December 4, 2012

http://ajw.asahi.com/article/asia/south_east_asia/AJ201212040107

¹¹ Philippine Law and Jurisprudence Data Bank;

http://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra2009/ra_9522_2009.html

さらに、フィリピンは2011年6月13日、南シナ海のフィリピンの主権と主権的管轄下にある海域を「西フィリピン海」と改称し、2012年9月5日には、アキノ三世大統領が改称を公式化する行政命令に署名した。行政命令文書は、「フィリピンは、ルソン海とその周辺海域、カラヤン諸島（南沙諸島）とスカボロー礁およびその周辺海域を含む海域を画定する固有の権限を有している。西フィリピン海の命名は、フィリピン共和国が主権と主権的権限を持つ領域に対する完全な支配を確定するものである」としている¹²。



図 3-3 フィリピン領海基線法概念地図

(注：以下のプレゼンテーション資料から作製 Archipelagic Philippine: A Questions of Policy and Law By Atty. Henry S. Bensurto, Jr., Secretary-General. Commission on Maritime and Ocean Affairs Secretariat <http://www.virginia.edu/colp/pdf/Bali-Bensurto.pdf>)

フィリピンは当然ながら、中国の「9段線」を認めていない。フィリピン外務省は2011年4月14日、南シナ海における中国の「9段線」に基づく領有権主張に対して、同年4月5日付の口上書を国連に提出し、正式に抗議したことを確認した。口上書は、南沙諸島においてフィリピンが領有する島嶼群はフィリピンの不可分の領土であるとして、「中国の領有権主張と中国のいう、“adjacent waters”（「隣接水域」）なる用語は、国際法、特に国連海洋法条約に如何なる論拠も持たない」と主張している¹³。これに対して、中国は、フィ

¹² “President Aquino signs AO 29 naming West Philippine Sea,” DiploNews.com, September 12, 2012.

http://www.diplonews.com/feeds/free/12_September_2012_120.php

¹³ “PH runs to UN to protest China’s ‘9-dash line’ Spratlys claim,” *Philippine Daily Inquirer*, April 15, 2011.

<http://newsinfo.inquirer.net/inquirerheadlines/nation/view/20110415-331204/PH-runs-to-UN-to-protest-Chinas-9-dash-line-Spratlys-claim>

リピンの口上書に対抗して、中国は南沙諸島に対して議論の余地なき主権を保持しており、フィリピンの口上書を「全面的に受け入れられない」とする、4月14日付の口上書を国連事務総長に提出した。また、すでにマレーシアとベトナムが2009年に、インドネシアが2010年に同様の口上書を国連に提出している。

フィリピンのデルロサリオ外相は2011年8月5日、「西フィリピン海」全域に対する中国の「9段線」の領有権主張こそ、国際法、特に国連海洋法条約に基づく「西フィリピン海」の領有権問題の解決を阻害する「問題の核心」であると指摘し、中国の「西フィリピン海」全域に及ぶ「9段線」は、明らかに違法であり、国際法、特に国連海洋法条約に如何なる法的根拠も有せず、フィリピンの主権的権利と管轄権を損なうばかりか、航行の自由にとっても潜在的な脅威となる、と強調している¹⁴。

そしてフィリピンは、南シナ海の領有権問題の解決策として、南シナ海を、「平和・自由・友好・協力ゾーン (ZoPFFC : Zone of Peace, Freedom, Friendship and Cooperation)」とすることを提案している。ZoPFFCの核心は、南シナ海における紛争海域を非紛争海域から分離することである。ZoPFFCによれば、①南シナ海は全域が紛争海域ではない、②南シナ海の紛争海域は事実上、南沙諸島と西沙諸島の島嶼とその周辺海域に限定される、③紛争島嶼とその周辺海域以外の海域と大陸棚は紛争海域ではない、④紛争島嶼とその周辺海域は合同協力海域 (JCA : Joint Cooperation Area) として特定し、領有権主張国が占拠島嶼の非軍事化を進めるとともに、海底資源と漁業資源を管理する合同機構を設置する¹⁵。

アキノ三世大統領は、2011年11月19日にバリ島での東アジア・サミットで、ZoPFFC提案を説明したが、ベトナムを除いて東南アジア諸国連合 (ASEAN) 内で支持は得られていない。ベトナムのチュオン・タン・サン国

¹⁴ "Secretary Del Rosario Says China's 9-Dash Line is 'Crux of The Problem' in WPS, Proposes 'Preventive Diplomacy' Solutions," The Department of Foreign Affairs, Republic of The Philippines, Press Release, August, 5, 2011
<http://dfa.gov.ph/main/index.php/newsroom/dfa-releases/3533-secretary-del-rosario-says-chinas-9-dash-line-is-crux-of-the-problem-in-wps-proposes-preventive-diplomacy-solutions>

¹⁵ Philippine Paper on ASEAN-China Zone of Peace, Freedom, Friendship and Cooperation (ZoPEEC) in the WPS (SCS), The Department of Foreign Affairs, Republic of The Philippines, October, 2011.

家主席は、2011年10月26日にマニラで行われたアキノ三世大統領との首脳会談で、ZoPPFFC 提案を支持することを明らかにしている。しかし、中国は、この提案を拒否している。したがって、現在のところその実現可能性は低いとみられている。さらに、フィリピンは、南シナ海における中国との間の領有権問題について、国連海洋法条約で設置された、国際海洋法裁判所 (ITLOS) あるいは他の紛争解決機関に解決を委ねるよう中国に働きかけているが、中国は拒否している。

第1章で述べたように、前述の領海基線法でフィリピン領と規定する、ルソン島西方約124カイリに位置するスカボロー礁とその周辺海域において、2012年4月初めから、フィリピンと中国との間で主として漁業資源に関する主権的権利をめぐる、双方の監視船による対峙状況が続いている。フィリピン外務省元高官が10月5日に明らかにしたところによれば、中国は、スカボロー礁の開口部にロープと漁網でバリアをめぐらし、フィリピンの政府公船や漁船がラグーン内に入れないようにしており、事実上中国の管制下にあるという¹⁶。米マサチューセッツ工科大学のテイラー・フラベル准教授は、中国はフィリピンと日本との海洋紛争において、中国の領有権主張を強化するために紛争海域に新たな現実を作為することを狙いとして海洋法令執行機関によるプレゼンスを活用してきたとし、「海洋紛争に対する2012年の中国の対応にみる最も目立った特徴は、現状を変更しようとする努力であった」と指摘している¹⁷。中国は、4月に対峙が始まるまでスカボロー礁には持続的なプレゼンスを維持していなかったが、スカボロー礁とその周辺海域を事実上中国の管制下におくことで、紛争海域の現状を中国有利に変更したことになる。

スカボロー礁をめぐる中国との対峙は、フィリピンにとって、「西フィリピン海」における領有権問題に対処していくうえで、重要な意味を持っている。

1つは、フィリピンの海洋法令執行能力の弱体ぶりが露呈されたことである。フィリピンは当初、海軍戦闘艦を派遣し、その後、沿岸警備隊の巡視船に交代

¹⁶ “China has de facto control over Panatag Shoal, says former DFA senior official,” GMA News, October 6, 2012
<http://www.gmanetwork.com/news/story/277126/news/nation/china-has-de-facto-control-over-panatag-shoal-says-former-dfa-senior-official>

¹⁷ M. Taylor Fravel, “China’s Island Strategy: ‘Redefine the Status Quo’,” The Diplomat, November 1, 2012
<http://thediplomat.com/china-power/chinas-island-strategy-redefine-the-status-quo/>

させたが、中国が派遣した、新鋭の海洋監視船「海監」や漁業監視船「漁政」に対しては能力面で太刀打ちできない。フィリピンの海軍力や海洋法令執行能力は南シナ海沿岸諸国では最弱といわれ、この面での能力強化が今後の課題となっている。フィリピンは、自国のEEZに対する海洋監視能力を強化する計画を進めているが、そのためにはわが国やアメリカなどからの能力構築支援が不可欠である。

わが国は、2011年9月27日に訪日中のアキノ三世大統領と野田総理（当時）との首脳会談で、フィリピン沿岸警備隊の訓練を目的とした海上保安庁巡視船のフィリピンへの派遣やフィリピン沿岸警備隊の能力向上支援などを通じて、両国の海上保安機関間の協力および連携を強化していくことに合意している。

2つ目は、スカボロー礁をめぐる中国との対峙において、フィリピンは、ASEANのどの国からも、また同盟条約を結ぶアメリカからも明確な支援を得られなかったことである。後述するように、ASEANは、中国との関係において一枚岩ではなく、中国とフィリピンの2国間の領有権問題には沈黙せざるを得ないのが現状である。一方、アメリカは、フィリピンとの同盟条約を堅持する姿勢を明確にしているが、同盟条約が南シナ海の島嶼に適用されるかどうかについては明確にしていない。

(3) ASEAN—中国をめぐる断層

ASEANと中国は、2002年11月4日、「南シナ海行動宣言」(Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea : DOC)¹⁸に調印した。DOCは、調印国が、南シナ海における紛争の平和的解決、国際法規の遵守、信頼醸成措置の必要性、航行の自由と上空通過の自由などにコミットしたものであるが、法的拘束力を持たない。DOCは、南シナ海における武力紛争の抑止に一定の効果を果たしてきているが、海洋環境の保護、海洋科学調査、海洋航行と通信の安全、海洋捜索救難、および国境を越える犯罪対処などの協力活動分野や信頼醸成措置の具体化は実現していない。国連海洋法条約第123条は半閉鎖海の沿岸国の権利の行使および義務の履行を規定しているが、領有権問題をめぐる沿岸各国の対立がDOC履行の進展を阻んでいるのが現状である。

DOCは、第10項で、法的拘束力を持つ、「南シナ海に関する行動規範(a

¹⁸ DOC全文は以下を参照：<http://www.aseansec.org/13163.htm>

Code of Conduct in the South China Sea : COC)」の実現を目指すと言っている。ASEANは2011年7月20日、バリ島で高級事務レベル会合を開き、「2002年のASEANと中国の行動宣言の履行に関する指針（Guidelines for the Implementation of the DOC）」に合意した。合意された「指針」は8項目からなり、①DOC署名国は対話と協議を継続する、②DOCに規定された活動あるいはプロジェクトは明確に確認できるものであるべきで、それへの参加は自由意思を基本とすべき、③活動あるいはプロジェクトの進捗状況はASEAN・中国年次外相会議に報告する、などを規定している¹⁹。

中国の温家宝首相とASEAN首脳による第14回中国・ASEAN首脳会議が2011年11月18日にバリ島で開催され、会議後の共同声明では、武力による威嚇や行使に依らない、対話と交渉による南シナ海問題紛争の平和的解決や、南シナ海におけるCOCの最終的な締結に向けての協力などが確認された。しかし、その後、実質的な進展はない。

グループとしてのASEANは、南シナ海問題のプレイヤーとして、中国を含む一連の国際会議を通じて、南シナ海問題の平和的解決に向けての環境醸成に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、中国とグループとしてのASEANとの話し合いが今後、南シナ海問題の実質的な進展をもたらすかどうかは不明である。なぜなら、中国が当該当事国との2国間交渉で解決を目指し、多国間会議で取り上げることや、この問題の「国際化」に反対していることに加えて、2012年7月のプノンペンでのASEAN外相会議で露呈されたように、ASEAN内において南シナ海問題の対応についてコンセンサスがないたためである。

シンガポールの東南アジア研究所のイアン・ストーレイによれば、ASEAN諸国間には南シナ海で大きな経済的、戦略的利害を持つ国とそうでない国との間に断層がある。それによれば、ASEAN内でも、ベトナム、フィリピン、マレーシアおよびブルネイの南シナ海における領有権主張国、そしてインドネシアとシンガポールは、南シナ海沿岸国として、南シナ海で大きな経済的、戦略的利害を持っている。もうひとつのグループは、カンボジア、ラオス、ビルマおよびタイの南シナ海非沿岸諸国である²⁰。

¹⁹ 指針の全文は以下を参照：<http://www.aseansec.org/documents/20185-DOC.pdf>

²⁰ Ian Storey, "Asean Is a House Divided," *The Wall Street Journal*, June 14, 2012 <http://online.wsj.com/article/SB10001424052702303734204577465861459787498.html>

南シナ海で大きな経済的、戦略的利害を持っている ASEAN 諸国でも、ベトナムとフィリピンは、中国と領有権をめぐる直接対峙しており、最近の両国における軍事力増強の原動力になっていることはすでに指摘した。マレーシアは、ベトナムと 2009 年 5 月 6 日に合同で大陸棚縁辺部の限界の延長を申請しているが、ブルネイとともに、領有権紛争について中国との間で目立った対立はない。しかも、これら 4 か国の南シナ海における領有権の主張は相互に重複しており、これら 4 か国が南シナ海の領有権問題で中国に共同で対処することを難しくしている。

インドネシアとシンガポールは、領有権紛争の当事国でないが、南シナ海における中国の動向に警戒感を持っている。インドネシアについては、中国の「9 段線」で示される領有権主張がインドネシア最大の天然ガス田を持つ南シナ海のナツナ諸島周辺海域にまで及んでいるからである。インドネシアは 2010 年に、中国の「9 段線」領有権主張について、国連に公式に異議を申し立てた。インドネシアは、2011 年の ASEAN 議長国であった。インドネシア紙の報道によれば、インドネシアは、万一南シナ海で紛争や偶発事故が生じた場合にも、最悪の事態に発展することを阻止するため、信頼醸成と紛争予防措置や紛争管理措置を盛り込んだ、COC を促進するためのイニシアチブをとってきており、マルティ外相は 2012 年 9 月 27 日、国連総会出席時にニューヨークで開かれた ASEAN の非公式会談で、COC の草案を回覧した²¹。

シンガポールは、中国に対して領有権主張の論拠を明確にするよう求めている。同国外務省報道官は 2011 年 7 月 20 日、中国の海洋監視船「海巡 31」のシンガポール寄港に当たって声明を出し、①シンガポールは、南シナ海における紛争当事国ではないが、貿易立国として、南シナ海を含むあらゆる国際海域における航行の自由に影響を及ぼす如何なる出来事にも重大な関心を持っている、②シンガポールは、南シナ海における中国の領有権の主張について、現在の曖昧な主張が国際海洋コミュニティに深刻な懸念をもたらしていることから、より明確化するのが中国自身の利益に適うと繰り返し要請してきた、と述

²¹ “RI circulates draft code of conduct on South China Sea,” *The Jakarta Post*, September 29, 2012
<http://www.thejakartapost.com/news/2012/09/29/ri-circulates-draft-code-conduct-south-china-sea.html>

べた²²。

他方、カンボジア、ラオス、ミャンマーおよびタイの南シナ海非沿岸諸国について、ストーレイは、中国が過去20年間、これら4か国との間に緊密な政治的、経済的関係に加え、安全保障関係を構築してきており、これら諸国は北京に逆らうスタンスをとることで対中関係を損なう危険を冒したくないと考え、南シナ海問題についてまったく沈黙している、と指摘している。

ストーレイの指摘は、2012年7月12日、13日の両日、プノンペンで開催されたASEAN外相会議において裏付けられた。2012年のASEAN議長国は、カンボジアである。ASEAN外相会議では、南シナ海の領有権問題について、共同声明さえも採択できないまま閉幕した。共同声明が発表されなかったのは、45年の歴史を持つASEAN史上初の出来事であった。フィリピンは、中国を困らせることになるような如何なる措置にも抵抗したと、議長国のカンボジアを非難した。「中国の影響圏とは、何か問題が生じた時に、『北京はこれについてどう考えているか』をまず自問する国の範囲」²³とすれば、カンボジアの行動はまさにこの定義に相応しいといえる。

2013年の議長国はブルネイ、2014年の議長国はミャンマーである。中国の近隣諸国をして自らの国益に関係なく中国の要求に従わざるを得ないと感じさせる雰囲気があるとすれば、ASEANが全会一致を原則としている限り、利害の異なる10か国から構成されるASEANが、南シナ海問題をめぐって、一致して中国に対応することは困難であろう。一方で、ベトナムとフィリピンは、アメリカとのより緊密な安全保障関係の構築を目指しているが、アメリカが南シナ海の領有権紛争でより積極的な役割を果たすようになれば、かえって中国の反発を煽り、問題を一層複雑にすることも予想される。ASEAN諸国は、中国とアメリカとの狭間で、南シナ海問題をめぐって困難な対応を迫られることになるだろう。

²² “MFA Spokesman’s Comments in responses to media queries on the visit of Chinese maritime surveillance vessel Haixun 31 to Singapore,” The Foreign Ministry, Singapore, June 20, 2011.

²³ Zbigniew Brzezinski, *The Grand Chessboard: American Primacy and Its Geostrategic Imperative* (New York: Basic Books, 1997) p.166.

(4) 領有権紛争の解決に向けて

南シナ海における領有権紛争では、沿岸各国の領有権主張が重複している。中国は、南シナ海問題を、関係当事国間の領土と海洋主権をめぐる紛争であり、中国とASEAN間、あるいは地域的、国際的な問題ではないとの立場に立っている。したがって、中国は、南シナ海における領有権紛争の解決メカニズムとして、中国と関係当事国の2国間交渉による解決を目指す立場を堅持している。この点で、中国は、アメリカが南シナ海問題に対する関与を強めていることに反発し、この問題の国際化に反対してきた。中国は、中国と関係当事国の2国間交渉を強要できれば、域内諸国に自らの力を背景に有利な解決案を導き出すことができるかもしれないが、南シナ海では、沿岸各国の領有権主張が重複していることから、トンキン湾のように中国・ベトナム2国間の海洋境界画定交渉が可能な海域を除いて、純然たる2国間交渉は困難であろう。

南シナ海のすべての領有権主張国（中国、ブルネイ、マレーシア、フィリピンおよびベトナム）は国連海洋法条約加盟国であり、その規定に拘束される。シンガポール国立大学のロバート・バックマン准教授は、南シナ海における領有権主張国の論拠は曖昧であると指摘し、領有権主張国がその主張を国連海洋法条約の規定に準拠して明確にすべきであるとし、領有権主張国は以下の3つの措置をとるべきと述べている。

- ① 200カイリのEEZを主張している領有権主張国は、地図または地理座標リストを公表することで、自国のEEZの外縁を公示すべきである。さらに、これら諸国が自国沿岸の直線基線から12カイリの領海と200カイリのEEZを測定したのであれば、地図または地理座標リストを公表することで、直線基線を公示すべきである。
- ② 領有権主張国は、自国が主権を主張する島嶼の名前とその位置を特定すべきである。
- ③ そしてそれらの島嶼がEEZと大陸棚を有すると主張するのであれば、その地図や地理座標リストを公表することで、当該島嶼からのEEZを公示すべきである。ある調査によれば、南沙諸島のおよそ170の島嶼や岩礁などのうち、国連海洋法条約第121条の島の定義（EEZと大陸棚を有する）に合致するのは25%以下という。第121条3項の規定では、「人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない岩」は、EEZや

大陸棚を有しないからである²⁴。

確かに、領有権主張国が上記のような措置をとれば、その領有権主張が重複する海域が確認できるであろう。こうしたプロセスを経ることができれば、前出のフィリピンのZoPFFC提案の核心である、紛争海域の分離、特定が可能になるかもしれない。しかしながら、中国が「9段線」による領有権主張を堅持する限り、こうしたプロセスが進展することは望めないであろう。

ベックマンは、「南シナ海における領土主権をめぐる厄介な紛争に対処する唯一の現実的な方法は、紛争を棚上げして、海洋資源の共同開発を図ることである」と述べている。また、国連海洋法条約第123条は、同一の閉鎖海または半閉鎖海に面した国に対して、この条約に基づく自国の権利を行使しおよび義務を履行するに当たって、相互に協力すべきことを求めている。しかしながら、「紛争を棚上げして、海洋資源の共同開発を図る」ことは、たとえば、漁業について関係国が操業海域と操業期間を決めた協定を取り決めることは可能かもしれないが、石油や天然ガスなどの海底資源に関しては、海洋境界の画定を前提としない限り、利益の配分などをめぐって対立が予想され、実現は困難と思われる。

2 アメリカの関与に対する期待

(1) アメリカの基本的立場

南シナ海問題に対するアメリカの立場は、クリントン米国防長官（当時）の2010年7月23日のハノイでの発言に集約される。クリントン長官は、アメリカの立場について、以下のように述べた。

- ① 航行の自由、アジアの海洋コモンズ（国際公共財）に対する自由なアクセス、そして南シナ海における国際法規の遵守は、アメリカの国益である。
- ② アメリカは、多様な領土紛争を解決するため、全関係国による協調的な外交プロセスを支持する。アメリカは、どの関係国による武力の使用あるいは威嚇にも反対する。
- ③ アメリカは、南シナ海における領土主権をめぐる紛争に対しては、いず

²⁴ Robert Beckman, "The South China Sea Disputes: How Countries Can Clarify Their Maritime Claims-Analysis," *Eurasia Review*, August 8, 2012.
<http://www.eurasiareview.com/08082012-the-south-china-sea-disputes-how-countries-can-clarify-their-maritime-claims-analysis/>

れの側にも与しないが、いずれの当事国も国連海洋法条約を遵守して、領土主権と海洋スペースに対する権利を追求すべきである、と考える。国際法規に準拠すれば、南シナ海における海洋スペースに対する合法的な主張は、領土に対する合法的な主張からのみ導き出されるべきである。

- ④ アメリカは、南シナ海における関係国の行動に関する 2002 年の ASEAN と中国の宣言 (DOC) を支持する。アメリカは、関係国に対して、法的な行動規範 (COC) に合意するよう慫慂する²⁵。

当然ながら、中国は、このクリントン発言に対して反発した。中国外交部報道官は、南シナ海問題を国際化したり、多国間問題にしたりすれば、問題を悪化させるだけで、解決を一層困難にするだけである、と主張した。

南シナ海問題に対しては、以後、アメリカは、クリントン発言の論旨を繰り返し表明してきた。しかしながら、前述した最近の三沙市の制定などの中国の高圧的姿勢に対しては懸念を強めており、2012 年 8 月 3 日には、国務省が声明を発表して、中国に警告した。国務省声明は、南シナ海問題に対するクリントン発言の論旨を確認したうえで、中国に対して、「我々は、南シナ海における緊張の激化を懸念しており、資源開発に関する対立、威嚇的な経済活動あるいはスカボロー礁をめぐる対峙など、最近の動向を注視している。特に、中国の三沙市の制定と南シナ海の紛争海域をカバーする警備区の設置は、紛争解決に向けての合同努力を阻害するもので、域内の緊張を激化させる危険がある」と警告した²⁶。この声明はアメリカのこれまでの立場からはみ出るものではなかったが、中国はただちにこれを非難した。中国外交部報道官は 8 月 4 日、国務省声明は事実関係を完全に無視し、誤ったシグナルを発信するものであり、アメリカのかかる態度は領有権問題では「如何なる国にも与しない」そして南

²⁵ U. S. Department of State HP, July 23, 2010.

<http://www.state.gov/secretary/rm/2010/07/145095.htm>

「航行の自由」(freedom of navigation)あるいは「海洋の自由」(freedom of sea)という原則は、1801 年 5 月から 1805 年 6 月まで続いた、バーバリー諸国のひとつ、トリポリとの戦争を通じて確立された。マックス・ブートは、「アメリカは、この戦争を通じて、海軍作戦における重要な原則—海洋の自由を確立した。この戦争によって、アメリカは、世界の警察官、通商航海の保護者、そして海賊やその他の違法行為に対する国際法の守護者を目指して、不確かながら最初の一歩を踏み出した」と述べている。

Max Boot, *The Savage Wars of Peace: Small Wars and the Rise of American Power* (New York: Basic Books, 2002) pp.28-29.

²⁶ Press Statement on South China Sea, U. S. Department of State, Office of Press Relations, August 3, 2012. <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/08/196022.htm>

シナ海問題に対しては「介入しない」とする、従来の主張に反するものである、と主張した。

一方、アメリカ国内には、南シナ海問題に対して、もっと踏み込んだ対応を取るべきとの声もある。たとえば、上院外交委員会東アジア太平洋問題小委員会のジェームス・ウェブ委員長（民主党）は、2012年8月20日付の米紙に寄稿した論説で、アメリカの長年にわたる煮え切らない姿勢が中国を増長させてきた、弱小な周辺諸国はより強力な国際的介入を繰り返し求めてきたとして、「東アジアのすべての国は、南シナ海における中国の行動に対してアメリカがどう出るかを注視している。これら諸国は、これをアメリカにとっての試金石とみて、アメリカが東アジアの安定の保証者として気が進まないが必要な役割を果たすのか、それともこの地域が再び好戦的行動と威嚇に支配されることになるのか、見極めようとしている」と主張した²⁷。

ベトナムとフィリピンがアメリカの南シナ海問題への関与に期待を高め、一方で、後述するように、アメリカが「アジア回帰」を宣明にし、域内のプレゼンスを強化する軍事力の「再均衡化」を進めていることで、南シナ海をめぐる米中間のパワーゲームも次第に激しさを増してきている。

(2) アメリカは南シナ海紛争に介入するか

フィリピンやベトナムなどの ASEAN 諸国には、中国の増大するパワーに対抗していくために、アメリカに与しようとする、一種のバンドワゴン格的動きが見られることは、すでに指摘した。特にフィリピンは、南シナ海問題の直接当事国のなかで、唯一のアメリカの条約上の同盟国である。アメリカは、南シナ海紛争で米比同盟条約を発動するか。

1951年8月に締結された米比相互防衛条約は、第4条で両国のいずれかが第三国に攻撃された場合、相互支援を規定している。アメリカは、ベトナムとの安全保障関係を強化するとともに、フィリピンに対する同盟条約のコミットメントを確認している。たとえば、クリントン米國務長官は2012年3月5日、アメリカは中国とフィリピンの領有権紛争のいずれにも与しないとする一方で、「西フィリピン海」（クリントン長官はこの呼称を使用）における航行の自

²⁷ James Web, "The South China Sea's Gathering Storm," *The Wall Street Journal*, August 20, 2012

<http://online.wsj.com/article/SB10000872396390444184704577587483914661256.html>

由と通商の自由の確保を強調している。また、米比両国は4月30日、初の外務、国防担当閣僚会合をワシントンで開催した。共同声明は、航行の自由と通商の自由の確保を確認し、「両国は、米比相互防衛条約の下での共通の義務を再確認した」と述べている²⁸。一方で、フィリピンのデルロサリオ外相は、5月9日付の米比同盟条約に関する声明で、オバマ政権がクリントン長官を通じて、中国が南沙諸島のフィリピン軍を攻撃した場合、「フィリピン防衛に対するアメリカのコミットメント」を再確認したことを明らかにした²⁹。さらに、外相は同声明で、4月のワシントンでの会議で、「アメリカは相互防衛条約に基づくアメリカのコミットメントと義務を再確認する」とクリントン長官が述べたことも明らかにしている。6月8日にワシントンで行われた、フィリピンのアキノ三世大統領とオバマ大統領との会談でも、米比相互防衛条約における相互のコミットメントが再確認された。

フィリピンには、苦い歴史的教訓がある。南シナ海を望むマニラ北方のスービック海軍基地とクラーク空軍基地から米軍が撤退したのは、1992年末であった。これは、基地貸与協定更新交渉の不調やピナツボ火山の噴火によってクラーク空軍基地が使用不能となったことが主たる理由であった。その3年後の1995年2月に、中国は、パラワン島から約70カイリにあるフィリピンが領有を主張するミスチーフ環礁を占拠し、建造物の構築を始めた。南シナ海からの米軍の撤退は、ミスチーフ環礁に対する中国のこうした行動における心理的負担を軽減させたと推測される。その後、フィリピンは1998年2月にアメリカと地位協定を結び、米比軍事協力を正式に復活させた。以来、米軍はフィリピン軍との間で、各種の年次演習を実施している。

実際、スカポロー礁をめぐるフィリピンと中国の対峙に対しては、アメリカは、領有権紛争についてはいずれにも与しない、武力による威嚇あるいは行使による紛争解決に反対といった、従来の立場をはみ出す対応を示さなかった。ベルギーのシンクタンク、The International Crisis Group (ICG) が2012年7月

²⁸ Joint Statement of the United States–Philippines Ministerial Dialogue, U. S. Department of State, Office of the Spokesperson, April 30, 2012
<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/04/188977.htm>

²⁹ Statement of Secretary del Rosario regarding the Philippines–U. S. Mutual Defense Treaty, May 9, 2012
<http://www.gov.ph/2012/05/09/statement-of-secretary-del-rosario-regarding-the-philippines-u-s-mutual-defense-treaty-may-9-2012/>

24日に公表した報告書は、「マニラは、米比同盟条約を支持するというワシントンの『曖昧な保証』を得てきただけで、ワシントンは条約の適用範囲が南シナ海のフィリピン領に及ぶかどうかも明確にしていない」と指摘している³⁰。事実、アメリカは、この条約上の義務がスカボロー礁などの南シナ海での紛争に適用されるかどうかは公には明確にしていない。

アメリカ国内には、アメリカは中国との領有権紛争に対して米比相互防衛条約に関する立場を明確にしなければならないと主張する声もある。たとえば、シンクタンク、The Heritage Foundationのアジア研究センター長、ウォルター・ローマンは、当時のバンス米国务長官が1979年にフィリピンの外相宛の書簡で、「たとえフィリピン本土やその管轄下にある島嶼に対する武力攻撃がなくとも、米比相互防衛条約は、フィリピン軍、政府公船あるいは航空機に対する攻撃にも適用される」ことを確認していると指摘したうえで、「中国軍によるフィリピン政府公船に対する攻撃があれば、かかる攻撃が『アメリカの平和と安全にとって危険である』と宣言して条約上のコミットメントを発動しなければならず、採るべき適切な措置を決めるためにフィリピンとただちに協議を始めるということ、アメリカは中国当局に内々に通告しておかなければならない」と主張している³¹。

アメリカは、米比相互防衛条約に対するコミットメントを確認し、フィリピン軍の強化について支援し、またフィリピン軍との合同演習を実施するなどしている。もし南シナ海であるいはその周辺海域で、ある程度深刻な危機が生起すれば、アメリカの条約上の同盟国であるフィリピンの存在は、アメリカの介入の可能性を高めるかもしれない。とはいえ、介入しなかった場合のアメリカのコミットメントの信頼性に対する域内におけるマイナス影響と、介入した場合の米中関係におけるリスクを比較考量すれば、米軍がフィリピン軍を支援するかどうかは状況次第であろう。前述のように、中国は現在のところ、海軍戦闘艦が前面に出ないで、政府公船による低レベルの持続的な圧力をかけ続ける

³⁰ The International Crisis Group (ICG), *STIRRING UP THE SOUTH CHINA SEA (II): REGIONAL RESPONSES*, July 24, 2012, p.25. <http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/north-east-asia/229-stirring-up-the-south-china-sea-ii-regional-responses>.

³¹ Walter Lohman, "Scarborough Shoal and Safeguarding American Interests," Heritage Foundation, Issue Brief, May 14, 2012. http://thf_media.s3.amazonaws.com/2012/pdf/ib3603.pdf

ことで膠着状態を継続的に作為し、相手に戦略的消耗を強いる戦術をとっている。たとえ中国が南シナ海の領有権紛争当事国との作用と反作用の連鎖という、一種の「チキン・ゲーム」における主導権を握っているとしても、アメリカの介入の敷居の高さを見極めることは中国にとって難しい判断であろう。

3 東アジア海洋圏における米中間の地政学的抗争

(1) 「東半球」に出現しつつある「大中華圏」

南シナ海におけるパワーゲームを一層複雑で解決困難な問題にしているのが、東アジア海洋圏における米中間の角逐である。ここでは、2つの側面がある。ひとつは、他国のEEZ内における軍事活動をめぐる米中間の見解の相違である。これは米中両国の海軍戦略が絡んだ厄介な問題であるが、これについては第2章と第4章で言及されている。もうひとつは、中国の海軍力の増強に伴う、西太平洋における米中間の地政学的抗争であり、これが「混迷の海」の通奏低音となっている。

国際関係における不変の要素は当該国家の地理的位置であり、これが一国の安全保障戦略を方向付ける基本的要因である。どの国家も、地政学的要素を無視して対外政策を展開できない。アメリカは、地政学的には太平洋と大西洋に挟まれた「大陸規模の島国」である³²。したがって、海洋、特に太平洋は、海軍力のバランス如何によって、アメリカにとって有利な海域ともなり、また不利な海域ともなり得、アメリカにとって太平洋における海軍力の優位は死活的な重要性を持っている。また、アメリカにとって、ユーラシア大陸の両端は安全保障戦略における最前線ということになる。日本は英国とともに、ユーラシア大陸の東西両端に位置する島国であり、最前線におけるアメリカの同盟国ということになる。一方、中国は、ユーラシア大陸の大きな部分を占める大陸パワーである。

米中関係は地政学的にみれば、太平洋を間に挟む海洋国家と大陸国家との関係ということになり、しかもこの関係は近年まで、海洋によって地理的に比較的明快に分断され、海洋部におけるアメリカの優位と大陸部における中国の優位によって特徴づけられてきた。そして、それぞれが海洋を境界とする相互の

³² Collin S. Gray, *The Politics of Super Power* (Lexington: The University Press of Kentucky, 1988), p.45.

影響圏を尊重する限りにおいて、基本的に安定した2極構造であるとされる³³。

大国とは、国際政治の基本構造を左右する存在であり、自国の伝統や価値観を軸に周辺に影響力を拡大していこうとする性向を持っている。したがって歴史的に見て、ひとつの大国の台頭はその位置する地域の既存の安全保障環境に大きな影響を及ぼす。そこにおける既得権益国の視点からは、それは一種の挑戦と映じるからである。アメリカの東アジアにおける伝統的な国益は、この地域への通商上のアクセスの確保、航行の自由の確保、そして敵対的な覇権国または覇権勢力の台頭阻止にある³⁴。1898年の米西戦争とその後のフィリピン併合を通じてユーラシア大陸東端にまで戦略的前線を推し進めて以来、アメリカは、東アジアにおける敵対的な覇権国または覇権勢力の台頭阻止を至上の国益としてきた。

中国がアジアの安全保障を左右する大国として再び台頭しているのは、戦後の日本とドイツの復興とは異なり、アメリカによって主導されたものではない。その意味で、中国の海洋への進出は、東アジアの戦略環境に重大な影響を及ぼす。近年の中国の海軍力の増強とその活動範囲の拡大は、太平洋におけるアメリカの海軍力の優位に対する、そしてもし中国が強大化する軍事力を背景に地域的覇権を目指せば、それは、敵対的覇権国の台頭阻止という、アメリカの伝統的なアジア政策の核心に対する直接的な挑戦となるからである。

前出のロバート・カプランは、地政学的視点から中国の海洋進出の背景を論じ、いまや「東半球」に「大中華圏」が形成されつつあり、その推進力が中国海軍であり、21世紀の中国は主として海軍力を通じてハード・パワーを投影することになろうとし、以下のように述べている。

「中国は、いまだ自らのパワーにそれほどの自信を持ってない『不安を抱く海洋パワー』であり、海洋を領土的視点からみている。『第1列島線』、『第2列島線』といった用語は、中国が、これらの島嶼群を中国大陸の延長と見なしていることを示唆している。(中略)中国がアメリカに対して軍事的に挑戦できるようになるのはまだ長い道のりを要するが、中国の狙いは、米海軍が第1列島線と中国沿岸の間の海域に自由に出入りできない

³³ Robert S. Ross, "The Geography of the Peace: East Asia in the Twenty-first Century," *International Security*, Vol.23, No.4 (Spring 1999), pp.81-118.

³⁴ U. S. Department of Defense, *A Strategic Framework For The Asian Pacific Rim* (Washington DC: USGPO, 1992), p.2.

ようにするための能力を、沿岸域に沿って整備していくことにある。敵対勢力の行動を制約することがパワーの本質である以上、このことは、陸上におけると同様に、海洋でも大中華圏を形成しようとしている証左と言える³⁵。」

そのうえで、カプランは、「アメリカは、北京との対立を回避しながら、どうすれば、アジアの安定を維持し、域内の同盟国を護るとともに、大中華圏の出現を抑制することができるか」と問うている。また、かつてカーター米大統領の国家安全保障担当補佐官を務めた、ズビグニュー・ブレジンスキーも、1997年の著作で、「中国はアジアで圧倒的な力をもつ大国になり得るし、世界の大国の地位を目指すようになってきたが、実際にその力の及ぶ範囲がどこまでになり、どこまでならアメリカが許容できるのか」という問題を提起した³⁶。以来10年余を経て、東半球に「大中華圏」が出現しつつある状況下で、東アジア海洋秩序の将来を展望するうえで、アメリカにとって、また中国の周辺諸国にとっても、「どのような中国なら受け入れられるか」という問題は、東アジア海洋圏における安定的な秩序を構築するうえで喫緊の課題になってきているといえよう。

(2) アメリカの「アジア回帰」と「再均衡化」

では、アメリカは、拡大する中国の影響圏にどのように対応しようとしているか。アメリカは、中国パワーの増大を睨んで、いわゆる「アジア回帰」の姿勢を強め、アジア太平洋地域における軍事プレゼンスの強化と同盟国やパートナー諸国に対するコミットメントを改めて確認している。

オバマ大統領は2011年11月17日、オーストラリア議会での演説で、要旨以下の諸点を強調した。

「私はアメリカの大統領として、慎重かつ戦略的な決断をした。それは、アメリカは太平洋国家として、核心的諸原則を堅持し、同盟国や友好国との緊密なパートナーシップの下、この地域とその将来を形作るために、よ

³⁵ Robert D. Kaplan, "The Geography of Chinese Power"

³⁶ Zbigniew Brzezinski, op. cit. p.152.

り大きなかつ長期的な役割を果たしていくというものである。」

「我々は、条約上の義務を含めたコミットメントを維持する。我々は、この地域において強力な軍事的プレゼンスを維持するために必要な資源配分を行う。そして21世紀における所要に対応するため、我々の能力を絶えず強化していく。」

「この地域において我々が永続的な利益を保つためには、この地域における我々の永続的なプレゼンスが必要となる。アメリカは太平洋国家であり、ここに留まるつもりである。21世紀のアジア太平洋地域に、アメリカは全面的に関与していく。このことに疑い挟む余地はない。これがアメリカのリーダーシップの本質であり、我々のパートナーシップの本質でもある³⁷。」

そしてアメリカは、域内の関係国とのパートナーシップや協力関係の拡大を通じて、この地域における軍事プレゼンスを強化する、いわゆる「再均衡化」を進めており、対中軍事的ヘッジの構築に向けて、アメリカの軍事戦略の重点がアジア太平洋地域にシフトしつつある。2011年11月16日にオバマ大統領は、2012年半ばに米海兵隊のオーストラリアのダーウィンへのローテーション展開の第1陣として約250人を派遣し、将来的に最大約2,500人まで拡大するとともに、装備品や補給品の事前集積、さらには米豪両国空軍の協力関係の強化などの計画を発表した。オーストラリアは、 Guam や日本などの米軍基地とは異なり、増強されつつある中国のミサイル戦力の覆域外にある。オーストラリア北部のダーウィンへの海兵隊の展開は、米軍の前方展開を受け入れている日本や韓国の主要基地に代わるものではないが、オーストラリアは、インド洋（ペルシャ湾も含む）への、そしてインド洋と西太平洋を結ぶ極めて重要なシーレーンへのアクセスを可能にする、政治的に安定し、信頼できる拠点を提供することになる。カプランは、前出の論文で、オセアニアにおける米海空軍のプレゼンスを強化することについて、「コストを犠牲にして大中華圏に対抗していくのか、あるいは中国海軍が第1列島線を管制するという将来図を受け入れるのか。オセアニアにおける米海空軍のプレゼンス強化は、これら2つ

³⁷ Remarks By President Obama to the Australian Parliament;

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/11/17/remarks-president-obama-australian-parliament>

の間の妥協的アプローチとなろう」と述べている。

また、シンガポールは2013年から、4隻の米海軍沿岸戦闘艦の配備を受け入れることに合意した。さらに、フィリピンとタイがアメリカの軍事作戦のための恒久的あるいは一時的な形での拠点を提供するようになれば、アメリカは、インド洋東部海域から南シナ海に至る戦略的なシーレーンに対して比類なきアクセスを確保できるようになる。これに日本と韓国における米軍基地が加われば、アメリカは、インド洋から太平洋に跨って連なる作戦行動のためのアクセス拠点を持つことになる。

「アジア回帰」と「再均衡化」が進められる一方で、アメリカには、アジアの同盟国への期待と責任のより大きな分担（あるいは移譲）を求める論調がみられる。

たとえば、「オフショア・バランス」論を主張する、米テキサス A&M 大学のクリストファー・レイン教授は、米紙に寄稿した論文で、「オフショア・バランス」論が以下のような中核となる一連の共通の戦略的基本原則に基づいている、と述べている。

「財政的、経済的制約は、アメリカに戦略的優先課題の設定を求めている。したがって、アメリカは、欧州と中東の米軍を撤退させるか、縮小し、一方でアメリカの軍事を東アジアに集中させるべきである。」

「アメリカの相対的な戦略的優位は、ユーラシア大陸における地上戦闘に地上軍を投入することではなく、海軍力と空軍力にかかっている。したがって、アメリカは、地上軍の優位を唱えた、マッキンダーではなく、空軍力と海軍力の優位を唱えた、マハンの戦略的教訓に従うべきである。」

「オフショア・バランス論は、負担の分担ではなく、負担を移譲する戦略である。この戦略は、アメリカが少ない負担で済むように、他の諸国に自らの安全保障の負担をより多く担ってもらうことを基本としている³⁸。」

また、ブレジンスキーは、米紙に寄稿した論説で、アメリカはアジアにおけ

³⁸ Christopher Layne, "The (Almost) Triumph of Offshore Balancing," *The National Interest*, January 27, 2012
<http://nationalinterest.org/commentary/almost-triumph-offshore-balancing-6405>

る中国の台頭に対応して、かつて19世紀から20世紀初頭に英国が欧州の国際関係で演じたような、地域の balanサーか、あるいは調停者としての役割を果たすべきであるとして、「新しい『東』におけるアメリカの地政学的役割は、大陸アジアへの軍事関与ではなく、仲裁、調停、バランシングに基づくべきだろう。多国間機構に協力的に関与し、インドの発展を慎重に支援、そして、日本および韓国と強固な関係を維持し、辛抱強く中国との2国間およびグローバルな協力関係を広げていくアメリカこそが、台頭する新たな『東』の安定の持続に必要なバランスをもたらし得る影響力の源泉と言える」と論じている³⁹。

他方で、アジアにおける同盟体制の変化を求める議論もある。アメリカのシンクタンク、Project 2049 Institute が2011年9月に公表した報告書は、台頭する中国を、アメリカ主導の国際秩序における最大の受益国から、それに対する最大の挑戦者となったと見、「アジアは、21世紀における地政学的活動における策源地となり、深い経済的相互依存関係にある米中両国の安全保障をめぐる抗争がこの地域の将来を形成するであろう」との認識に立って、アメリカの冷戦期からのアジアにおける「ハブ・アンド・スポーク」の同盟体制は時代遅れになったと指摘している。同報告書は、同盟体制再編に当たっては、「オフショア・バランス」論への懸念を表明して、「再編に向けての最も大きな障害は、中国の軍事力の射程がアメリカの前方展開戦力をますます脅かすようになってきていることから、アメリカが前方展開態勢を『オフショア』態勢に引き下げようとする誘惑に駆られることであろう。これ以上に、アジアの安全保障に影響を及ぼすものはない。もしアメリカが遠距離からの攻撃戦略に依存し過ぎるようになれば、中国の攻撃に対応する多様な選択肢を欠くことになる。アメリカは、冷戦時代のように、現地に留まらなければならない。ワシントンの最大の利点は、強力な同盟国を持っていることである。いまや、これら同盟国の総力を結集すべき時である」と論じ、同盟のネットワーク化による相互支援体制の構築を求めている⁴⁰。

³⁹ Zbigniew Brzezinski, "As China Rises, A New U.S. Strategy," *The Wall Street Journal*, February 14, 2011

<http://the-diplomat.com/2012/02/16/how-u-s-can-secure-the-new-east/>

⁴⁰ Dan Blumenthal with Randall Schriver, Mark Stokes, L. C. Russell Hsiao & Michael Mazza, *Asian Alliances In The 21st Century*, Project 2049 Institute, 2011

http://project2049.net/documents/Asian_Alliances_21st_Century.pdf

アメリカはこの地域に、中国に対抗する意欲を持った、日本、韓国、オーストラリアといった強力な同盟国を持っており、これらのアジアの同盟国は台湾とともに、アメリカにとって戦略地政学的に重要な存在である。就中、アメリカの最前線であるユーラシア大陸の東部でアメリカの軍事プレゼンスを担保しているのは日米同盟である。日本は、アメリカが軍事プレゼンスを維持していくために、不可欠の高度な技術的、人的資源を持つ安定した支援基盤となっている。また地政学的にみてもこの地域でこうした機能を果たし得る国は他になく、日本はユーラシア大陸の東側に位置するアンカーとして、西の英国とともに、グローバルな海洋パワーとしてのアメリカにとって不可欠の存在となっている。したがって、中国の動向を視野に入れた、日米同盟の強化は、東アジアにおける平和と安定を維持するためにも、また当然ながら日米同盟下の日本の防衛のためにも、極めて重要である。

当然ながら、同盟国は、「再均衡化」によるアメリカの対中軍事的ヘッジの構築にあたっては、これまで以上に大幅な貢献を求められよう。アメリカにとって、域内の同盟国の支援がなければ、長期的にわたって対中軍事的ヘッジを維持することは困難であろう。しかしながら、同盟国にとっては、前出の『Project 2049 報告書』が求めるような、同盟のネットワーク化を伴った、あからさまな対中包囲網と受け止められるような態勢構築に踏み込むことには逡巡であろう。その意味で、アジアにおける米中間の地政学的抗争は、アジア諸国に難しい選択肢を突きつけている。日本、インド、オーストラリア、韓国およびその他の多くの東南アジア諸国にとって、中国はいまや、最大の貿易相手国である。一方で、これら諸国は、北京主導のアジアを望んでおらず、アメリカとの軍事関係を重視し、アメリカの安全保障コミットメントに期待している。アジア諸国にとって、経済的利益と安全保障上の利益とのジレンマは今後も続くであろう。また、ASEAN から見て最悪のシナリオは、米中間の抗争が過熱し、南シナ海問題を深刻な政治的紛争とし、ASEAN の分裂を促すことになることであろう。

このことは、アメリカについても言える。アメリカは近年、中国に対して、軍事的ヘッジの構築と関与政策という2正面戦略を追求してきた。関与政策の狙いは、現在の国際秩序をこれまで以上に受け入れ、平和的手段を通じてその変革をもたらすことにより国際秩序に一層コミットする中国を実現するというものである。中国の軍事力の急速な増大に伴って、軍事的ヘッジの構築が喫緊

の課題となっているが、米中関係は、「経済相互確証破壊」⁴¹の関係にあり、冷戦期の米ソ関係と異なり、「ゼロサム・ゲーム」的關係ではない。したがって、対中政策の展開にあたっては、この2つの戦略のバランスがとれていなければならない。いずれか一方に傾いても、またいずれか一方が欠けても、対中政策は効果がないであろう。中国に対する政策は、長期にわたってこの2つの戦略を内包したものにならざるを得ないであろう。しかしながら、この2正面戦略には、それ自体にリスクとジレンマを内包している。アメリカは、対中関与政策が対中宥和政策と受け取られないようにしなければならない。そうなれば、対中軍事バランスを維持する努力を損ないかねない。他方、軍事バランス維持の努力を欠く関与政策では、域内の同盟国は、アメリカの安全保障コミットメントに疑義を抱くことになりかねないからである。

4 東アジア海洋圏秩序の将来展望

東アジア海洋圏秩序の将来を展望するうえで、興味深い報告書がある。オーストラリアのシンクタンク、Lowy Institute は、2010年6月に、『Power and Choice : Asian Security Future』と題する報告書を発表した⁴²。

この報告書では、今後15～20年を展望し、将来の東アジアの秩序として、「アメリカの優位」、「アジアにおける勢力均衡」、「アジアにおけるコンサート・オブ・パワー」、「中国の優位」の4つが想定されている。そして報告書は、東アジアの秩序の将来を左右する、4つのシナリオを「ゲーム・チェンジャー」として取り上げている。4つのシナリオは、①アメリカの戦略的後退、②中国政府の正当性の危機、③中東におけるエネルギー危機、④北朝鮮における体制崩壊である。

報告書は、①アメリカのアジアからの戦略的後退と中国の影響力の増大に伴うパワーバランスの変化、②アジア諸国と中国との経済的結びつき、③国際間

⁴¹ James Dobbins, David C. Gompert, David A. Shlapak & Andrew Scobell, Conflict with China: Prospects, Consequences, and Strategies for Deterrence, Occasional Paper, RAND Arroyo Center, 2011. この報告書は、米中間の経済的相互依存関係を、核の「相互確証破壊 (Mutual Assured Destruction : MAD)」に擬えて、Mutual Assured Economic Destruction (MAED) と規定し、米中間の軍事衝突の一定の抑止力になり得るとしている。
http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/occasional_papers/2011/RAND_OP344.pdf

⁴² Malcolm Cook, Paoul Heinrichs, Rory Medcalf, Andrew Shearer, *Power and Choice: Asian Security Futures*, Lowy Institute for international Policy 2010, Lowy Institute, June 2010, ISBN: 9781920681616.

題の解決には、既存のマルチラテラルな枠組みよりも、力のある少数の主要国によるミニラテラルな枠組みの方が合目的であり、直截的であるとの考え方が強くなっていることなどを理由に、将来動向として、「アジアにおけるコンサート・オブ・パワー」秩序への方向性を示唆している。そして、もしアメリカのアジアからの戦略的後退が急激に進むようなことがあれば、「中国の優位」の秩序、すなわち、中国が「コンサート・オブ・パワー」の水面下で実質的な覇権を確立する可能性があることを指摘している。

すでに指摘したように、アメリカの東アジアにおける伝統的な国益は、この地域への通商上のアクセスの確保、航行の自由の確保、そして敵対的な覇権国または覇権勢力の台頭阻止にある。「大中華圏」が姿を現しつつある東アジアの戦略環境下で、アメリカの軍事プレゼンスが後退するようなことになれば、中国の西太平洋への進出に対する抑制力が崩壊しよう。アメリカのみが、東アジアにおいて台頭する中国パワーとのバランスを維持する力と信頼性を持ったグローバルな海洋パワーであるからである。アメリカ以外のどの国も、この役割を代替し得ない。したがって、「アメリカの戦略的後退」こそが東アジア海洋圏秩序の将来展望を左右する最大の「ゲーム・チェンジャー」なのである。もしアメリカの前方展開の軍事プレゼンスが次第により遠隔の水平線の向こう側の、“over the horizontal presence” に、いわゆる「オフショア」態勢に後退するようなことになれば、米中間と域内全体のパワーバランスに計り知れない影響を及ぼしかねないであろう。その場合、上記の報告書が展望するように、中国が「コンサート・オブ・パワー」の水面下で実質的な覇権を確立する可能性が現実化しかねない。

しかしながら、アジア「回帰」と「再均衡化」の趨勢からみて、また国防予算が削減される方向にあっても、アメリカのアジアからの戦略的後退が急激に進むようなことは想定し難い。もちろん、そこにおける同盟国の協力と責任分担（あるいは責任の移譲）が不可欠であることは言うまでもない。

アメリカも、そして域内の同盟国や ASEAN 諸国も、アジアにおける中国の「覇権」を望まないとすれば、アメリカや同盟国の側からみて、問題は、「どのような中国なら受け入れられるか」、あるいは軍事的に中国の進出がどこまで許されるかということになろう。

かつて朝鮮戦争前の 1950 年 1 月 25 日に当時のアチソン米国務長官は、アメリカの東アジアにおける防衛線について、「この防衛線は、アリュエーション列

島から日本を経て琉球に至る。(中略) この線は、琉球を経て、フィリピンに至る」と述べた。いわゆる「アチソンライン」である。中国の第1、第2列島線は、中国の西太平洋への段階的進出を示すラインとされるが、第1列島線は「アチソンライン」とほぼ重なっており、「9段線」に示される海域とも重なっている。中国からみれば、第1列島線は米軍事力のアクセス拒否ラインであるとともに、太平洋への突破ラインでもある。他方、アメリカからみれば、中国の海軍力の太平洋への進出に対するヘッジ・ラインでもある。アメリカにとって、このラインは再び、中国に対する一種の「レッドライン」として、重要な戦略的意義を持つものとなったと言える。同時に、アメリカにとって、南シナ海を「中国の湖」にしないことも、西太平洋における海軍戦略にとって、また重要な国際的シーレーンの安全にとっても重要である。前出のローマンは、米比相互防衛条約の発動される事態について、「アメリカは中国当局に内々に通告しておかなければならない」と主張しているが、中国の進出が軍事的にどこまで許されるかについて、どのような形で中国に認知させておくかは、東アジアの将来秩序を展望するうえで、アメリカにとって、重要かつ困難な課題であろう。一方、中国の海軍高官は、2007年5月に訪中した当時のキーティング米太平洋軍司令官に対して、太平洋を分割し、米国がハワイ以东の海域を、中国がハワイ以西の海域をそれぞれ管理することを提案したという(2008年3月11日、米上院軍事委員会公聴会でのキーティング証言)。中国にとっても、アメリカとの海洋覇権をめぐるパワーゲームを通じて、中国の進出がどこまで可能かについて感知することは、重要かつ困難な課題であろう。東アジア海洋圏における米中間のパワーゲームのこれが究極の主題とわいていい。

(上野 英詞)

第4章 海洋をめぐる中国の戦略的構造

— “天下” に抱かれる海洋—

はじめに

前章まで、東アジア海洋圏において生起している現状が概観されてきた。東アジア海洋圏の問題を論ずる際、今日では中国の存在を等閑視することは不可能となってきた。それどころか、中国の動向が、今日の東アジアの海域におけるひとつの中心的ファクターとなっていると言っても過言ではない。そして、海洋問題において中国は、その外部世界の理解を超える言動によって沿岸国と多くの摩擦を引き起こしている。摩擦の原因を短絡的に資源獲得や領土拡張欲に求める傾向がある。しかし、そうした中国の欲求が正鵠を得たものであるかの検証も十分ではないと言える。要するに、今日の中国を中心とする東アジアの海洋問題において、中国の海洋進出に関する企図と言動の背景にある思想と思想的枠組に対する外部世界による検証が不十分なのである。

本章では、中国で公刊されている資料に依拠して、彼らの思想的枠組みと、その背景に潜む“中華的天下”の観念との関連を理解したうえで、台湾に注目した中国の海洋進出における企図と方向性の一端を考察することにする。

1 中国の海軍建設と軍事戦略

近年、とみに拡充が図られ、その活動を活発化させている人民解放軍海軍は、どのような海軍への発展を目指しているのだろうか。そして、どのような戦略的思考に従って、何を達成することを目的としているのだろうか。

本節では、中国の戦略的思考の枠組における海軍戦略について概説することにする。

(1) 海軍建設戦略

鄧小平は、かつて、「4つの現代化には順番がある。軍隊装備の真の現代化は、国民経済が比較的かなり良い基礎を建立してこそ可能である。したがって、我々は数年我慢しなければならない。私が見るに、本世紀末になれば我々が4倍化の目標を超えることは疑いない。その時にすれば我々の経済力は強くな

り、比較的多くの金を装備の更新に出すことができるようになる。外国の物を買うことから、自分で科学研究して、設計して優れた飛行機、優れた海軍装備そして陸軍装備を作り出すことができる。」¹と述べた。

畢竟、この鄧小平の講話にこそ、第2節で詳述する改革開放政策を手段として達成しようとする世界政治経済新秩序ないし和諧世界の建立という政治目的と、中国の軍事的努力との関係が端的に示されていると言えよう。つまり、改革開放政策とは、中国の軍事力を先進国並みに近代化するために必要な資金を捻出することに、重要な目的のひとつが設定されていると看取できるのである。したがって、中国が改革開放政策を堅持する以上、その軍事的努力も表裏一体的に追求されるのは必然なのである。そうした努力の一環として、海洋権益の擁護を重視する海洋戦略と海軍戦略は位置づけられているのである。そして、このような海洋戦略と海軍戦略を具現することを目的として、海軍建設戦略が策定されているのである。

さて、全面戦争が緊迫した課題とは言えない時期における中国の軍事力量建設戦略とは、国家の長期的利益に着目して、軍事力量建設の指導思想を平和時期の建設の方向へ転換する²ことになる。他方、覇権主義、すなわち圧倒的軍事力を保有するアメリカに反対することを長期的国家戦略の重点とする中国³としては、自己の防衛能力向上に努力し、防衛作戦の需要に適応し潜在的な敵へ抑制作用を引き起こさせることのできる軍事力量を建設しなければならぬ⁴ことに帰結する。ただし、各軍種力量の建設は戦略の性質上、積極防御型の兵力規模に属し、中国の海疆かいきやう、空疆くうきやうおよび国家主権と安全環境の維持擁護⁵が可能な軍事的能力の保有が要求されている。

こうした前提に立脚して、中国の海軍建設の方向は以下のような能力を備えた兵力の保有を目標としている。

第1は、戦略任務の遂行が要求する総合的作戦半径を備えることである。

第2は、戦略能力を最大限度に向上させる効果と利得を備えることである。

¹ 鄧小平「在軍委擴大會議上的講話（一九八五年六月四日）」中共中央文獻編纂委員會『鄧小平文選 第三卷』（人民出版社、1993年）128～129頁。

² 王文榮主編『戰略學』（國防大學出版社、1999年）340頁。

³ 本稿9および11頁。

⁴ 前掲『戰略學』341頁。

⁵ 霍小勇主編『軍種戰略學』（國防大學出版社、2006年）489頁。

第3は、柔軟で有効な早期警戒能力と迅速自在な反応能力を備えることである。

第4は、陸、空軍と協同した連合作戦能力を備えるだけでなく、海上戦役を独立して遂行できる作戦能力を備えることである。つまり、戦略任務に適応した両用作戦能力を備えることである。また、国家の“三位一体”の核戦力と協調的に発展する海上核反撃能力を備えること⁶も含まれる。

これら能力の保有を目指して、中国の海軍では大中型水上艦艇を骨幹とした海上兵力集団、中距離沿岸基地航空兵力そして原子力攻撃型潜水艦能力を重点的に発展させる⁷ことが目指されている。

それでは、上述した中国の包括的な海軍建設戦略は、具体的にいかなる日程に沿って、いかなる姿の海軍の建設を目指しているのだろうか。

表4-1は、中国軍人達が執筆した複数の文献から、中国海軍の建設方向を整理し、予測を加えたものである。

結論から言えば、中国の海軍建設の方向性は、明確な目標（所望能力）に立脚して、中国の国防目的に合致するような合理的かつ無理のない体制、兵力の整備を指向していると評価することができよう。

表 4-1 21 世紀の中国海軍建設の方向性

	20 世紀末～2010	2011～2020	2020～2030	2030～2040	2040 年代	
戦 略 目 標	局部戦争・軍事衝突 抑止 / 勝利	第 1 列島線内制海権掌握 ハイテク局部戦争勝利		北太平洋制海権掌握		
	沿岸敵対国			覇権主義・地域敵対国		
	核反撃・威嚇能力発展					
	第 1 列島線上の海峡・水道支配能力確立					
	海上交通路（インド洋経由）安全確保					
装 備 重 点	地域敵対国・集団					
	大・中型プラットフォーム・ハイテク武器システム					
	DDG AWACS DD・FF	の基礎開発	DDG AWACS DD・FF	戦力化	大型空母戦闘群 建設開始	大型空母戦闘群 戦力化
	SSBN / SLBM					
編 成	北海艦隊 + 東海艦隊 + 南海艦隊			東海艦隊 + 南海艦隊の 2 個艦隊制 “国家海岸警備隊” 設立		

（『軍種戦略学』『制海権与海軍戦略』『国家海上利益論』等から作成）

⁶ 前掲『軍種戦略学』439 頁。

⁷ 同上 440 頁。

他方、中国は一見すると矛盾した能力や兵力の保有を目指しているように見える。たとえば、空母機動部隊を中心とする攻勢的兵力構築を指向しながら、大量の潜水艦部隊構築も指向している。また、中国大陸周辺の北太平洋方面では対立的姿勢を示しながら、インド洋方面では協調的姿勢を模索している。

さらには、将来的に艦隊数を減じて、“国家海岸警備隊”という法執行能力の拡充を考えている。このような傾向は、中国の歴史においては、しばしば見受けられる傾向である。いわゆる国防建設の「二本足路線」である。

そもそも、中国は自己の国家発展目標を21世紀中葉に現代化を実現して、1人あたりGDPが中等先進国水準に到達することと定めている。中国は国防建設と経済建設との調和的発展を強調しており、国防の現代化は経済建設の基礎の上に建立されるべきであって、アメリカあるいはその他のいかなる国家とも軍備競争をやるべきではない⁸との認識が、少なくとも国家指導者層では共有されてきた。むろん、アメリカの覇権主義、一極主義政策、特に中国の国家利益に損害を与えるという政策とやり方に対しては、中国は抵抗と闘争も行う⁹。しかし、中国の指導者達は、米ソの世界覇権争奪は、まず全世界にとてつもなく大きな代価を払わせ、その次に自身を甚だしい打撃に遭わせ、とりわけソビエト連邦はそれゆえに消滅してしまった¹⁰、との歴史的教訓を痛感しているといえる。

この教訓を顧みず強引な軍備拡張を図れば、ソビエト連邦と同じく、国防建設費によって国家が倒壊することになりかねない。そうなれば、第3節で述べる中国の理念たる天下恢復も、2-(2)項で述べる長期的戦略目標である中華民族の偉大な復興¹¹も、実現することは不可能となってしまう。したがって、中国の海軍建設を包括する国防建設は、上述した鄧小平の改革開放政策と国防力現代化の関係を論じた講話からも、経済建設の進捗状況を勘案しながら推進されるのが前提となろう。

具体的には、中国が小康社会実現の目標としている2020年頃における中国経済が許容できる状況であれば、水上艦艇や先進的潜水艦よりも桁違いの建造

⁸ 王緝思「蘇美争覇の歴史教訓と中国的崛起道路」国発研聯資料組編『中南海講座—大国崛起的歴史經驗與中国發展道路（内部資料 供高中級幹部參閱）』（2007年）56頁。

⁹ 同上56頁。

¹⁰ 同上54頁。

¹¹ 本稿117頁。

費、維持費、運用費を必要とする空母機動部隊保有構想を実現に移すことも可能となる。2030年ごろまでの20年弱の時間は、搭載機種、艦載機発着艦システム、動力、情報通信システムを中心とする技術的課題の解決に充当されることになるだろう。

2030年ごろに、財政的、技術的課題が解決されても、建造には1隻あたり7～8年の期間を要し、数隻の航空母艦が所要数完成するには最低でも10年間必要である。そして、それらを戦力化するための部隊編成や運用方法の模索、習熟、そして、種々の技術上の改良と実用化が求められる。そこでは、航空母艦を敵の経空脅威、対潜脅威、電磁脅威等から防護する水上艦艇、潜水艦、航空機、宇宙偵察兵力等が有機的に機能するシステムを構築しなければならない。そうしたプロセスには、最低でもさらに10年間以上の時間が必要と考える中国の海軍建設プロセスは妥当なものとして評価する必要があるだろう。

また、後述するように、中国では時間の流れを戦争時期と平和時期とを区分している¹²。戦争時期を最終的な目標としながらも、そこに至る平和時期における国家経済の発展を保証するためには、海上交通路の安全使用が不可欠となる。それゆえ、海上交通路保護のために、局部戦争に備えると同時に、関係諸国との共同安全確保という方策が追求されることになるのである。それは、経済的現実と安全保障上の要求との均衡を優先的に考慮する中国的思考に合致していると言える。そうした文脈において、いわゆる“真珠の首飾り”¹³なる言説に代表される中国のインド洋方面における活動¹⁴を捉える視点も必要であろう。

さて、2030年頃に至っても、中国の国家財政状態が空母機動部隊の建設、維持、運用に耐え得る水準に達していない事態も想定する必要がある。その場合でも、覇権主義との対決が、中国の国家理念成就の過程において、リスクとして消滅するわけではない。そうした情況に備えて、覇権主義の海上からの侵攻を抑止、遅滞・撃破可能な大規模な潜水艦部隊建設を並行して推進しておく必要が生じるのである。

¹² 本稿 115 頁。

¹³ “真珠の首飾り (String of Pearls)” とは、中国によるグワダル (パキスタン)、チッタゴン (バングラディッシュ)、シットウエイ (ミャンマー) における大規模な港湾建設支援活動を指す。中国自身の構想では、インド洋における軍事的拠点確保よりも、西部大開発計画との関連で実行されている。そこには、反覇権主義闘争における国防上の配慮が濃厚である。

¹⁴ 中国によるインド洋沿岸諸国への遠洋航海訓練、アデン湾海賊対処活動への参与等を指す。

しかし、空母機動部隊防護にせよ、大規模潜水艦部隊建設にせよ、さらには後述する対長距離巡航ミサイル防護にせよ、そうした機能を戦力化するためには、艦艇や航空機、対空ミサイル部隊の建設以上に重要となる課題がある。それが、作戦予想海域の海洋データ、特に水中音響情報の蓄積である。このデータを作戦の実用に耐え得るものとするには、常統的かつ緻密な所要データ収集活動が前提条件となる。そこで障害となるのが、台湾統一問題と南シナ海問題、そして日本の EEZ 問題、より具体的に言えば、尖閣諸島問題を包括する東シナ海の境界線問題と、北西太平洋に所在する沖ノ鳥島問題なのである。この問題については、第4節および第5節において詳述することとする。

なお、解放軍海軍の一部では、現行の3個艦隊編成から、2個艦隊編成へ転換する方案が提示されている。その方案が採用されたならば、いわゆる海洋主権に関わる問題は、第一義的には、新設される“国家海岸警備隊”なる法令執行機関が所掌¹⁵することになる。昨今、外部世界の注目を集めているいわゆる“五龍”¹⁶の拡充は、国家海岸警備隊の創設に向けた中国の努力の過程と理解することも可能である。こうした整理ないし統合された中国の海洋法令執行機関は、おそらく人民武装警察部隊と類似した指揮系統に属することになると予測される。すなわち、國務院の一機関に管理され¹⁷ながらも、具体的な活動においては中央軍事委員会の指導も受け、その活動には常に軍事的配慮が加えられることが強く予測されるのである。

(2) 海洋軍事闘争と海軍戦略

1-(1)項では、21世紀中葉までの期間における中国の海軍建設戦略を概観し、彼らの兵力整備の方向の理解に努めた。本項では、海軍建設戦略の背景となる海軍戦略の内容と、海洋軍事闘争という概念について論じる。

中国の海軍戦略を概観する前に、海洋軍事闘争という概念に言及する必要がある

¹⁵ 劉一建『制海權與海軍戰略（軍内発行）』（国防大学出版社、2000年）236頁。

¹⁶ “五龍”とは、交通部管轄下の中国海事局、農業部管轄下の漁政漁港監督部隊、海関（税関）総署管轄下の密輸警察部隊そして国家海洋局（国土資源部）管轄下の中国海監部隊、さらに、沿海地方人民政府の公安、交通、漁業、環境保護、海洋等部門の法執行部隊を指す。（国家海洋局海洋發展戰略研究所課題組『中国海洋發展報告（2010）』（海洋出版社、2010年）444頁。）

¹⁷ 具体的に、國務院のどの機関の管轄下となって管理を受けるかという国内的軋轢が今後予想される。ただし、中央軍事委員会の指導を受けることに関しては、容易に合意されるであろう。

ある。海洋軍事闘争とは、国家が領土主権と海洋権益を維持擁護するために、海上方向の安全を保障し、国家の海上軍事力量とその他の力量とを総合運用して、海洋領域において行う各種軍事活動の総和¹⁸を意味する。闘争のレベルにおいて、昨今の傾向として、局部的海域の戦役戦術レベルの闘争から、全地球海洋戦略闘争のレベルに高まっている。闘争空間において、海洋における“点”と“線”の争奪から、海洋の全面争奪へと拡大している。闘争の重点においては、主として軍事的価値のある海域と戦略通路の争奪から、海洋資源と権益の争奪へと拡大している¹⁹と中国は認識している。

加えて、海洋の陸地に対する制約さらには管制機能が日増しに増大し、未来の海洋軍事闘争は海上の角逐に局限されるばかりでなく、海洋を基地として、海をもって陸を制する軍事行動が実施される²⁰と中国は予測している。そうした趨勢のなかで、海洋島嶼の帰属権、海域の管轄権、海洋資源の開発権そして戦略的通路のコントロール権の争奪が、今日の海洋権益の争いの際立った内容であり、海洋軍事闘争の焦点²¹ともなっていると中国は理解しているのである。

上述した内容をもつ海洋軍事闘争は、以下の4つの種類に分類されている。それは、海上戦争、海上軍事衝突、海上軍事威嚇、およびその他の海上軍事活動²²である。

海上戦争には海上全面戦争と海上局部戦争とが包括されている。

海上全面戦争とは国家の全面的戦争の構成部分であり、陸地戦争と密接に配合し、国家の全面戦争のプロセスと結果に対して重要な影響を生むものである。

海上局部戦争は相対的独立性を備えている。新たな国際条件下では、局部戦争は今日の世界の主要な戦争形態となっており、局部的海域で海上局部戦争が発生する可能性は増大している²³と解放军は理解している。

さて、中国は近海防御戦略を実行しているが、これは中国の海洋軍事闘争の戦略目標が防衛的そして地域的であるという基本的特性を備えていることを決

¹⁸ 王文榮主編『戦略学』（国防大学出版社、1999年）218頁。

¹⁹ 同上 274頁。

²⁰ 同上 274頁。

²¹ 同上 275頁。

²² 同上 279頁。

²³ 同上 280頁。

定づけている²⁴、と国防大学では教育している。

防衛的とは海洋軍事闘争において自衛の立場を堅持し、いかなる他の国をも侵略せず、海上覇権を追求せず、海防を堅固にして、侵略に抵抗し、国家の領土主権と海洋権益を防衛し、国家の統一と安全とを維持擁護することを海洋軍事闘争の使命としている。

地域的とは、自国の近海海域を海上防御の範囲とすることを指している。

いわゆる“近海”とは、国連海洋法条約に基づいて中国の管轄に帰属するすべての海域とこれら海域に分布する中国固有の領土を包括し、また西太平洋の第1列島線内と中国の安全そして発展利益に密接に関係するその他の海域をも包括する²⁵概念なのである。また、敵が武器を使用して中国の安全に脅威を与え得る近海海域をも包括する²⁶概念が、中国における軍事的意味合いで使用される近海なのである。したがって、戦略情勢の進展と海軍の戦略能力の不断の向上にともなって、“近海作戦”の範囲は逐次拡大することになり、国家の安全を十分有効に防衛することのできる戦略防御範囲に達することになる²⁷。

なお、こうした中国の近海に対する概念こそが、いわゆる第1列島線を突破する中国の海軍活動の理論的根拠となっているのである。

このような海洋軍事闘争という概念において、上述した“近海”の範囲で、陸岸（沿岸大陸と島嶼を含む）に依拠して、陸から海へ逐次延伸する近海防御システムを建立することが中国の海洋軍事戦略上の要求とされている。そして、平時はもちろん戦時においても、広大な公海はどこも軍事闘争の重要な場所であり、近海防御の範囲は一定の伸縮性を備えることになる。

まず、陸岸を十分に利用して海上防御の戦略的縦深を増大し、多層的な防御布陣を形成し、主要な戦略方向上の制海権を掌握し、海上軍事力量に自国の海洋国土（領海と国連海洋法条約が規定する自国が管轄する大陸棚、EEZ等を包括する）に対して有効なコントロールを実施させなければならない。この基礎の上に、国家の安全と海洋権益を防衛するという要求に基づいて、状況を判断して海上防御の範囲は適切に前方に伸張することになる。そして、海洋軍事闘争の戦略目標の核心は、国家の安全と発展のために有利な海洋戦略環境を創

²⁴ 前掲『戦略学』287頁。

²⁵ 同上287頁。

²⁶ 前掲『軍種戦略学』265頁。

²⁷ 同上265頁。

造すること²⁸とされている。

こうした海洋軍事闘争に勝利するための総体的計画と指導が海軍戦略となるのである。それでは、海軍戦略とは、中国ではいかに定位されているのだろうか。

まず、国家利益は国家関係を処理する最高の準則であり、軍事戦略の使命の最高の体現なのでもある。その延長で、海軍戦略は軍事戦略の重要な構成部分として、国家主権の維持擁護、海洋権益保護において重要な機能を発揮するのである。また、国連海洋法条約にまつわる闘争を指標とする国際海洋権益闘争は、中国と周辺国家に存在する島嶼主権帰属、海域境界、資源開発という矛盾を日増しに先鋭化し複雑化して、国家利益の戦略的要求は海軍が戦略的^{へんぎょう}辺疆の前縁において海洋権益を維持擁護することを切実に要求する²⁹ことになった。

しかし、中国の政策転換と外部環境の変化によって、海洋権益の維持擁護が重視されるようになっても、より重大な問題は依然として存在する。つまり、海洋権益の維持擁護は、何を達成することを目的に要求されているのかという問題である。

21世紀における中国の海上安全の具体的目標は、海上方向から国家安全統一を維持擁護し、侵略に備えて抵抗することである。21世紀の最初の20年、中国の最大の安全上の脅威は海上からやってくる³⁰。このように考える識者が中国には少なからず存在する。

その海上からの脅威は誰によってもたらされるのか。その疑問に答えて、国防大学出版社副社長の王立東^{おうりつとう}大校は、「国際反華勢力は強大な中国の^{くつき}崛起を見ることを望まず、ある国家は一極世界と覇権の戦略を建立するという要求から、中国のいっそうの力強い発展の勢いを極力抑制するに違いない。それゆえ中国は必ず総合国力向上に努め、反華勢力の中国の“西洋化”、“分裂化”という画策を粉碎し、覇権主義の中国に対する海上封鎖を打破し、世界各国との政治、経済そして安全協力を強化して、アジア太平洋と世界の多極化という発展を推進しなければならない。」³¹と述べている。

²⁸ 前掲『戦略学』288頁。

²⁹ 前掲『軍種戦略学』264頁。張煒・馮梁『国家海上安全』（海潮出版社、2008年）456頁。

³⁰ 前掲『国家海上安全』456頁。

³¹ 王立東『国家海上利益論』（国防大学出版社、2007年）152頁。

また、中国国防大学叢書の一冊である『軍事戦略論』では、「それら（覇権主義国家および反華勢力）は“反テロ”を利用してアジア太平洋地域に対しての政治的影響と軍事的コントロールをいっそう強化し、我が国の安全環境が直面する圧力を不断に増大させている。」³²と明記している。そして、前述した高子川海軍上校は、「現在および今後の比較的長期間、伝統的安全問題は依然として中国の海上安全の主導的地位にあるだろう。とりわけ台湾問題、アメリカ・日本との関係という問題は中国の海上安全が直面する最も重大な問題であり、それゆえそれらは中国の核心利益に関わり、また根本的に中国の海上安全ないしは国家安全の基本態勢を決定する。」³³と、中国の海洋における努力が何を念頭に置かれたものかを明らかにしていることは留意されてよいだろう。

(3) 軍事戦略と海軍戦略

1-(2)項では、海洋軍事闘争と海軍戦略について考察した。本項では、海洋軍事闘争や海軍戦略を包括する中国の軍事戦略の精髓について理解することにする。

そもそも、中国においては、軍事戦略とは、「軍事闘争の全局に対する総合的計画と指導」とされている。その意味するところは、軍事指導者が軍事闘争に際して、軍事力量の建設と運用を全面的に計画し、配備し、指導して、もって既定の政治目的の有効な達成を保証することである³⁴。

なお、軍事闘争とは、一定の政治目的のために、軍事領域においてある軍事手段をもって行う各種形式の対抗活動である³⁵。

軍事戦略はその他の領域の戦略と同様に、国家の総体戦略を構成する重要な構成部分であり、国家の全体的路線、方針、政策の軍事分野における具体的表現であり、国家の軍事闘争に関する路線、方針、政策そして方法、原則を集中的に反映している。そうした軍事戦略は国家利益に奉仕するものである。また、国家戦略利益の要求に基づいて、それは戦争時期の作戦活動を指導するだけでなく、平和時期の軍事闘争をも指導し、戦争の準備と遂行を指導するだけで

³² 範震江・馬保安主編『軍事戦略論』（国防大学出版社、2007年）71頁。

³³ 高子川「新時期中国海上安全戦略」馮梁等『中国的平和發展与海上安全環境』（世界知識社、2010年）291頁。

³⁴ 前掲『戦略学』17頁。

³⁵ 同上21頁。

はなく、戦争の抑止と防止をも指導し、国家の平和と安全を防衛して、国家の統一と安定を維持擁護するべきであるだけでなく、国家主権と領土保全を堅守し、かつ有効な軍事行動をもって、国家の外交闘争を支持し、国家の国際的地位、威信と権益をも維持擁護すべき³⁶ものなのである。

さて、中国では、軍事戦略を時期によって2種類に分けている。それは、戦争時期の戦略（戦時戦略）と平和時期の戦略（平時戦略）である。

戦争時期の戦略とは、社会の総体としての戦争状態（すなわち全面戦争状態）³⁷において適用される戦略を指す。なお、今日の中国の国力に照らすと、こうした状態はアメリカとの戦争、あるいは、台湾独立阻止のための戦争以外には考えにくいと言えよう。

平和時期の軍事闘争は、一定の政治、経済目的を達成するために主として非戦争方式あるいは局部戦争方式を通じて、政治、経済、外交等の活動に配合されるように行われる闘争なのであり、平和時期の戦略の指導対象は平和時期の軍事闘争なのである³⁸。

ここで、日本においては概念として存在しない局部戦争について、若干の説明を加える必要がある。局部戦争とは世界（あるいは国家）の全体が平和状態にあるという特殊な戦争現象であり、平和時期の軍事闘争の範疇に属し、平和時期の軍事闘争の諸種形式で暴力的色彩が最も濃厚で、対抗程度が最も高い種類の形式³⁹を指す。

さて、この平和時期の戦略の基本的機能は戦争準備、戦争抑止であり、国家に有利な安全環境を勝ち取ることなのである⁴⁰。ここで注目したい点が4つある。

第1は、中国人民解放軍においては、戦争と平和は断絶した現象ではなく連続した現象と理解されていることである。そうした思考は、戦争準備の機能とは、平和時期の戦略と戦争時期の戦略とが相互に連結したものであり、ある程度一体となった橋梁であり紐帯となっている⁴¹との認識に現れている。

第2は、中国の軍人（少なくとも高級軍官）は、軍事力の発展が国家の総合

³⁶ 前掲『戦略学』22～23頁。

³⁷ 同上185頁。

³⁸ 同上214頁。

³⁹ 同上246頁。

⁴⁰ 同上216頁。

⁴¹ 同上217頁。

国力の発展にいかにして参与できるか、積極有効な軍事闘争を国家の政治、外交、経済、思想文化等の領域の闘争といかにして連携させるかを考慮している⁴² ことである。

第3は、平時時期においては、覇権主義と強権政治の威嚇に直面したならば、威嚇手段をもって自衛的反威嚇を運用し、もって自己の安全と権益を維持擁護し、それによって戦争の発生を抑止する⁴³ ことを重視していることである。

第4は、中国では、平時時期の戦略指導の下での戦争準備は、未来の戦争の萌芽を含んでおり、また、戦争抑止とは、戦争の発生を遅滞、制止そして回避して、国家と民族のために長期の安定した平和で発展した環境を勝ち取ること⁴⁴ と理解されていることである。

上述した注目点から、中国の軍事的現象に対応するに際して、以下のような問題に留意する必要があるが生じる。

平時時期と戦争時期とは連続した現象であり、平時時期には戦争抑止を重視しながらも、同時に戦争準備を遂行するという論理は、次のように理解することが可能となる。つまり、中国の平時時期である現在におけるさまざまな軍事的現象は、戦争時期の戦争への準備でもある。同時に、その準備が一定程度にまで到達する時間的猶予を作為していることを目的としていると思考できるのである。

また、軍事とその他領域との連携および政治への従属が明確に中国の軍人には意識されていることは、次のように理解することが可能となる。つまり、中国の軍事は、国家の全体的戦略に貢献すべく構築され、活動しているのである。そうであれば、中国の軍事的活動は、中国という国家の究極的な理念達成に収斂するように策定されると推察できる。とりわけ、中国の平時時期の局部戦争発動に際しては、それが戦争時期の戦争にどのように影響を及ぼしていくのかについて、軍事戦略指導者層は慎重に検討するであろう。そこで最も重視されるのは、“覇権主義”への反対、つまり軍事的には覇権主義との軍事闘争への影響が念頭に置かれることになる。したがって、上述した海軍戦略についても、同様の思考の流れに沿って構築されていると理解することが至当であると思われる。

⁴² 掲載『戦略学』219頁。

⁴³ 同上228頁。

⁴⁴ 同上218頁。

それでは、国家レベルにおける戦略的枠組みと、軍事および海洋・海軍戦略とは、いかなる関係になっているのであろうか。

2 中国という国家の理念、利益、目標、そして戦略という 思想的枠組み

第1節においては、軍事分野における戦略的思考上の枠組を理解した。本節では、軍事分野を包括する国家レベルの理念、利益、目標、そして戦略の関係について論ずる。

中共中央党校および中国国防大学等が出版している文献を通読していると、ひとつの彼ら特有の思考的特徴を認めることができる。彼らは、ある問題を解決しようとする際、最初に理念を設定する。次に、その理念を達成するには、いかなる利益を獲得する必要があるのかを分析する。同時に、達成目標を設定する。そして、その目標を達成するための具体的な総方針ないし総方策たる戦略を策定してゆくのである。

(1) 中国の国家理念

中国の国家理念を端的に表現すれば、富強で民主的で文明的な社会主義国家である中国を打ち立てて⁴⁵、その中国の価値観、秩序観が世界によって認知される状態を実現することと言える。こうした理念を端的に表明したのは、中国建国の指導者である毛沢東であった。そして、その毛沢東の描いた青写真を情勢の推移に適合するように理念達成の方策を再構築したのが鄧小平および江沢民であり、胡錦濤であると言える。

中国建国の10日前の1949年9月21日、毛沢東は、中国政治協商会議第1回全体会議において、生存確保の段階、経済発展の段階、そして、文化的復興の段階という3つの段階を経て国家建設を遂行することを明示した。

第1段階である生存の確保の段階に関して、毛沢東は、「我々の国防は堅固なものとなり、いかなる帝国主義者も再び我々の国土を侵略することを許さない」との決意を表明した。そのうえで、「我々は強大な陸軍を持つだけでなく、強大な空軍と強大な海軍を持つであろう」との目標を掲げた。

⁴⁵ 江沢民「高挙鄧小平理論偉大旗幟、把建設有中国特色社会主义事業全面推向二十一世紀（一九九七年九月一日）」中共中央文獻編纂委員會『江沢明文選 第二巻』（人民出版社、2006年）4頁。

第2段階である経済発展の段階に関して、毛沢東は、「我々が依然として刻苦奮闘の作風を保持し、我々が一致団結し、我々が人民民主専政と国際的友人との団結を保持するならば、我々は経済戦線においても迅速に勝利を獲得することができる」との見通しを示した。

そして、第3段階である文化的復興に関して、毛沢東は、「経済建設の到来につれて、文化建設の高潮を出現させることを避けることはできない。中国人は他人から非文明的だと考えられる時代は過ぎ去り、我々は高度な文化を具備した民族として世界に出現するであろう」との未来像を描いてみせた。

こうした国家建設の3つの段階を経た後に、「内外の反動派を我々の面前で震え上がらせ、彼らに我々のこれも駄目、あれも駄目と言わせることなく、中国人民の不撓不屈の努力が自分の目的に着実に必ず到達する」ことを誓い、全国人民に建国への総方針を示したのであった⁴⁶。

1978年12月13日、鄧小平は、いわゆる改革開放政策を中国政治の中心に据えることを明言した。改革開放政策とは、毛沢東時代から目指されていた「4つの現代化」を実現するための方策である。4つの現代化は、農業の現代化、工業の現代化、国防の現代化、そして、科学技術の現代化から構成される。これらは、「生存」と「発展」とを確保する総方針であるといえよう。改革開放政策が軌道に乗り始め、「夏」級SSBNからの弾道ミサイル（SLBM）発射実験に成功した1988年9月以降、鄧小平は、「世界政治経済新秩序」という概念を提示し始めた。世界政治経済新秩序は、鄧小平体制の後継となった江沢民体制時代に明確な内容を構築していった。

江沢民は、1997年9月に開催された中共第15回全国代表大会の報告で、中国ないし中共の100年来目指してきた結論とは、「中共があつてこそ中国人民は民族の独立、人民の解放そして社会主義の勝利を獲得することができたのであり、中国の特色を有する社会主義の道の建設を創始し、民族の振興、国家の富強そして人民の幸福を実現することができる」とした⁴⁷。

そのうえで彼は、「社会主義の現代化は繁栄した経済があるべきであり、また繁栄した文化があるべき」であつて、中国の特色を有する社会主義の文化の

⁴⁶ 毛沢東「中国人民從此站起来了」中共中央文献室『毛沢東文集 第五卷』（人民出版社、1996年）345頁。

⁴⁷ 前掲「高舉鄧小平理論偉大旗幟，把建設有中国特色社会主義事業全面推向二十一世紀（一九九七年九月一二日）」3頁。

「淵源は中華民族 5000 年の文明史にある」とした⁴⁸。つまり、中国が目指している究極の目標には、経済や軍事といった可視的分野にとどまらず、文化的要素という観念的分野が明確に包摂されているのである。彼らが含意する“文化”とは、ウェスタン・インパクト以来、欧米世界に否定され続けられてきた中華世界の価値観および秩序観という語句に置き換えることができると思考される。それは、江沢民の「他国が彼らの社会制度とイデオロギーを我々に強要することを絶対に認めない」⁴⁹という発言に如実に表れていると言えよう。

上述した世界政治経済新秩序を建立するに当たって、中国が直面している世界情勢に対して江沢民は、「冷戦思考は依然として存在し、覇権主義と強権政治は依然として世界の平和と安定を脅かす主要な根源である」⁵⁰との認識を示している。そのうえで、「覇権主義に反対し、世界平和を維持擁護しなければならない」⁵¹との決意を示した。その延長において彼は、「国家の主権、安全そして利益に直接かかわり、発展途上国の正統な権益にかかわり、世界の平和と地域の安定にかかわり、公正で合理的な国際政治経済新秩序建立にかかわる問題においては、我々は必ず旗幟を鮮明にして、原則を堅持し、効果のある活動と必要な闘争を行わなければならない」⁵²との意志を表明した。

上述した毛沢東から江沢民に至る中国指導者の発言から、中国の理念は以下のように要約することができよう。

中国の生存と尊厳とを保証する富強な国家を築き上げ、その基礎の上に、中国的価値観と秩序観とが外部から認知される世界を建設することを理念としている。端的に言えば、“中国も世界秩序を律するルール・メーカーとして国際舞台に登壇する”ことが究極の国家理念と見なせるのである。ただし、そうした世界の建設事業を阻害する最大の要因として、覇権主義、すなわちアメリカが存在し、また、強権政治、すなわち西側先進諸国が存在している⁵³。それゆえ、中国が一貫して、アメリカを筆頭とする西側先進諸国との闘争には断固たる姿

⁴⁸ 前掲「高挙鄧小平理論偉大旗幟，把建設有中国特色社会主義事業全面推向二十一世紀（一九九七年九月一二日）」。

⁴⁹ 同上 40 頁。

⁵⁰ 同上 39 頁。

⁵¹ 同上 40 頁。

⁵² 江沢民「当前的國際形勢和我們的外交工作（一九九八年八月二八日）」前掲『江沢民文選第二卷』202 頁。

⁵³ 張妍「浅析当前地緣政治的幾個特点」楚樹龍主編『世界、美国和中国』（精華大学出版社、2003 年）128 頁。

勢で臨むことを覚悟せざるを得ない論理的帰結に達することには留意しておく必要があるろう。

こうした内容を包含する世界政治経済新秩序の建立という問題は、中国政府の公式な国際システムに対する基本的傾向であり、立場である。鄧小平と以後の指導者は皆こうした思想と主張を堅持しているのである⁵⁴。

なお、胡錦濤は、2005年4月22日に、ジャカルタで開催されたアジア・アフリカ・サミットにおいて、「我々は発展途上国の国家権益を維持擁護し、公正で合理的な国際政治経済新秩序を建立するという重要な課題とともに直面している。」⁵⁵と述べた。胡錦濤が示した世界観では、「覇権主義、テロリズム、局部戦争、多国籍犯罪等の問題が依然として世界の平和と安定に影響を与えており、環境悪化、自然災害、伝染病等の要素が依然として人類の生存と発展に脅威を与えている。」⁵⁶といった情勢認識に立脚している。

ここに、瞬間的な情勢の変化に対しては、外部世界に中国の根底が変化しているのではないかとの幻惑を引き起こさせるほどの著しい柔軟性を発揮して対処しながら、究極的理念は不動であり、その達成に向けて着実に肉薄している中国の歩みの特徴を看取することができるのである。

(2) 国家利益と国家戦略

2-(1)項で述べた中共ないし中国の国家理念の下位に、以下のような戦略的構造が包摂されることになる。

中共中央党校国際戦略研究所が出版した『国際戦略新論』では、国家利益は、安全利益、経済利益、文化利益に分けられている⁵⁷。国家利益の下部には国家戦略利益が位置している。国家戦略利益とは主権国家の生存と発展の要求であり、国際戦略を制定し実施する根拠であり根本的原則⁵⁸なのである。続いて、国家戦略利益は、経済利益、安全利益、政治利益、社会利益、国際利益に分類されている。

経済利益は、今後10～20年、依然として中国の国家戦略目標の核心に位置

⁵⁴ 楚樹龍『国際関係基本理論』（精華大学出版社、2003年）176頁。

⁵⁵ 胡錦濤「興時俱進、繼往開來、構築亞非新型戰略伙伴關係（二〇〇五年四月二十二日）」『十六大以來重要文獻選編（中）』849頁。

⁵⁶ 同上849頁。

⁵⁷ 康紹邦・宮力等『国際戦略新論 第二版』（解放軍出版社、2010年）29頁。

⁵⁸ 同上353頁。

する。中国は、全地球的な経済戦略利益を確保して、中国の戦略目標実現のために堅実な物質的基礎を固めなければならない。そのために、中国は継続して責任ある大国としてのイメージを作り上げ、市場の多元化戦略を実施し、かつ関係国際規則の利用に習熟して、自国の経済戦略利益に奉仕しなければならない、と同書では論じている⁵⁹。

中国の安全利益の核心は、中国の改革開放のために平和で安定した国際的安全環境を提供し、国家の領土保全を確保し、国家統一実現を積極的に勝ち取ることにある。

政治利益に関しては、国家の独立と政治的自主を中国の最高位の政治利益とする。とりわけ、アメリカを首魁とする西側資本主義は、西側式民主等の価値観を口実にして、不断に中国の内政に干渉している⁶⁰ゆえに、中国の政治利益を損なう最大の要素であるとの認識を同書は示している。ここで中共が考える政治利益とは、内容的に秩序観や価値観に根ざしていることから、国家利益における文化利益に包含されるものと思ふことができよう。

これら各国家利益間には、しばしば重大な矛盾が生じる。その矛盾に関して、著名な精華大学教授である楚樹龍^{そじゅりゅう}は、次のような論理に基づいて解決することを提唱している。

「国家主権の維持擁護と領土主権の保全は国家の安全利益の基本的内容である。しかし、実際においては、多くの国家は国家の領土や主権保全という利益の維持擁護と国家の矛盾に遭遇する。とりわけ、境界、領土、領海紛争問題の解決は国家間の政治、経済等の分野の関係に影響を及ぼす可能性があり、さらには国家の発展利益にも影響を及ぼす可能性がある。また、多くの国防支出は国家の経済分野における投資に影響し、さらには国家の発展という利益にも影響する。しかしどちらもひとつの前提があり、それは国家の生存、国家の安全が基本的に保障するのであって、さもなければ、すべては語りようがなくなる。それゆえ、戦争時期においては、国家の安全が危機に直面する情況下、安全利益は国家の最高そして根本的利益となり、発展は二義的そして付属的なものとなる。平和時期においては、

⁵⁹ 前掲『国際戦略新論 第二版』355頁。

⁶⁰ 同上356頁。

国家の基本利益は安全利益であり、国家の最高利益は発展利益である。なぜならば安全、生存は人々と国家の基本的要求であり、また不断の発展こそが人民と国家のより高くより大きな理想であり要求であるからである⁶¹。」

このような戦争時期と平和時期とに区分して国家利益を定位するという思考は、第1節の軍事分野においても踏襲されていることが中国の対外行為におけるひとつの顕著な特徴と言えるのである。続いて、各国家利益の獲得と保持の達成程度である戦略目標が設定される。そして、国家全体としての国家戦略目標は、長期的戦略目標と中短期的戦略目標とに区分されている。

前者は、「中華民族の偉大な復興を実現する」ことである。後者は、国内の現代化建設に有利となる平和な国際環境を維持擁護し造営すること、国家の戦略的利益の範囲と空間とを維持擁護・拡大発展させて、国際的影響力を拡大することである⁶²。そして、国家戦略目標を達成するための包括的政策が改革开放政策なのである。

さて、包括的な国家戦略目標を具現するための方策は、さらに発展戦略、外交戦略、安全戦略に大別されることになる。そして、これら平和時期における各種戦略の内容を楚樹龍は以下のようにまとめている。

「平和時期において、国家の根本的戦略は国家の発展戦略であり、これは国家の根本的任務であり、国家利益と国家戦略の最高レベルのものである。20世紀の70年代からは、中国人民の根本的利益、中華民族の奮闘目標そして崇高な理想こそが現代化の実現であり、中国を強大な国家に建設することなのである。そのために、経済建設を中心として農業、工業、国防そして科学技術の現代化実現を堅持し、このことは中国人民の根本的利益であり、中華民族の最高の理想であり、国家主権と領土保全および国家の尊厳を維持擁護することであり、中国の国際的地位向上の最も根本的な保障であり、中国の重大問題解決の根本的活路なのである⁶³。」

⁶¹ 前掲『国際関係基本理論』43頁。

⁶² 前掲『国際戦略新論 第二版』366頁。

⁶³ 楚樹龍「中国的国家利益與国家力量和国家戰略」王逸舟主編『中国学者看「国家利益卷」』（新世界知識出版社、2007年）256頁。

楚樹龍の言う中国の発展戦略は、国内の小康社会の発展目標を指す一方、国家の統一という大業をも指している⁶⁴。中国の外交戦略目標は、地域の平和と世界情勢の緩和を推動し、国家の主権と領土保全を維持擁護し、中国の国家利益と中国公民および国外の合法的權益を維持擁護し、国際実務において自己の重要な建設的作用を発揮することである⁶⁵。要するに、“平和的発展安全協力”という外交戦略は中国の国家利益から発して、世界平和と地域平和の推動のために作り出された選択であり、中国の未来にわたる生存と発展という内的需要であると総括⁶⁶することができる。

包括的な国家戦略レベルにおける安全戦略は、国家の生存と発展の条件の創造を追求することであり、安全環境は政治環境を包括し、経済環境をも包括する。また、協力は中国外交の主要行為方式であるが、競争は発展を促進し、協力もまた発展を促進し、かつ共同発展へつながる⁶⁷と中国は認識している。

このように中国の国家戦略は、中国の国家利益からすべては導かれており、漠然とではなく明確な理論体系に従って策定されていることは極めて特徴的である。また、それぞれの戦略分野において、国家の主権と領土保全の維持擁護、そして、国家と民族の生存という問題が共通している。そこでは、中国のあらゆる問題は、この共通課題により貫かれていることが看取できる。そしてなによりも、中国の発展戦略が、国家統一事業に収斂するごとく構築されていることは、他の国家の発展戦略目標に比べて最も特異な点であることを指摘できよう。この点こそが、積極防衛戦略、天下恢復、そして、台湾統一問題と深く連接していくのである。

(3) 海洋權益と海洋戦略

胡錦濤体制下においては、小康社会を全面的に建設し、社会主義の現代化推進を加速させ続ける⁶⁸という目標が設定された。この目標を達成するためには、国際的経済活動を盛んにする必要がある。そこでは、海洋を舞台とした各種活

⁶⁴ 楊闖「关于中国的外交战略與国际秩序理論」金燦英主編『中国学者看「大国战略卷」』（新世界知識出版社、2007年）106頁

⁶⁵ 同上 105頁。

⁶⁶ 同上 106頁。

⁶⁷ 同上 106頁。

⁶⁸ 胡錦濤「高举中国特色社会主义伟大旗帜，为夺取全面建设小康社会新胜利而奋斗」中共中央文献研究室『十七大以来重要文献选编（上）』（中央文献出版社、2009年）2頁。

動が計画され、実行される必要があるのである。

中国が考える沿岸国の海洋利益は、海洋経済利益、海洋交通利益、海上安全利益および海洋科学利益が主要利益であり、その他に生態環境利益、海洋文化利益等を包摂している。

海洋経済の発展、管轄海域の資源および公海と国際海底の資源開発が構成する各種海洋産業は、海洋経済利益の重要な内容である。なお、公海の魚介捕獲利益、航行利益、科学研究利益等の実現は、国家の実力に依拠すると中国は考えている。

海洋交通利益は経済問題であり、政治、経済、軍事的総合的問題でもある。産業として、海洋交通業は経済利益の範疇に属する。広義の大通路は、世界政治、経済そして貿易に関連する通路であり、軍事力が移動する通路でもある。戦争時期において、海上交通線保護は世界の海戦の重要な任務である。平和時期において、海上交通は国家が世界経済システムに溶け込む生命線なのである。

海上安全利益は沿岸地域の安全を保障する前提条件であり、また沿岸国家の国防上の障壁でもある。海上安全利益を脅かす要素には、海上軍事威嚇と海上戦争が包括され、海洋を利用した兵力輸送、海洋を利用した宣伝、情報収集等の沿岸国家の平和、良好な秩序そして安全を脅かすことが内容となっている。

海洋科学利益とは、全地球的海洋観測、海洋科学ボーリング、熱水鉱床および生態系を包括し、海洋生物の多様性、海岸帯総合管理学等の領域も包括している⁶⁹。

これら各種海洋利益を獲得して保持するための中国の海洋戦略に関する見解は、数多く存在するが、2012年段階において、筆者は統一された戦略に接することはできない。しかしながら、中国人民解放軍および国家海洋局の研究から、一定の方向性を看取することは可能である。

人民解放軍海軍の少壮海洋戦略研究家の一人である張煒^{ちやうい}大校の研究によれば、前項で論じた中国の国家国際戦略目標を達成するための、海洋戦略目標の具体的な内容を表4-2のようにまとめている。同表から、各戦略目標とも、“安全”と“発展”という問題が包摂されていることが理解できる。また、『中国

⁶⁹ 国家海洋局海洋発展戦略研究所課題組『中国海洋発展報告（2010）』（海洋出版社、2010年）150～151頁。

『海洋発展報告（2010）』は、まず、「中国の発展は日増しに海上交通路に依存し、海上交通の安全は中国の戦略全体においてますます際立って重要な位置を占めてきている」と指摘している。同時に、「中国の海洋経済と貿易の迅速の発展は海上交通路の安全上のプレッシャーを高め、資源エネルギー輸入通路への潜在的な安全上の危険は高まっている。その次に、諸々の海上権益紛争が中国の交通安全に対して潜在的脅威を構成している。さらには、島嶼線、重要海峡そして運河による中国の交通安全に対する影響と制約が厳しくなっている」との認識を示している⁷¹。

こうした人民解放軍や国家海洋局が発刊する文献における記述から、中国の

表 4-2 国際的戦略目標の具体的・核心的内容と海洋戦略目標⁷⁰

政治 安全目標	① 海上からの国家主権の維持擁護・祖国統一実現 ② 中国が有すべき海洋権益の維持擁護、未来の持続的發展権を保証 ③ 平和的發展に有利な安定した周辺安全環境を造営 ④ -a 海洋における実践を通じて中国的平和發展という大国の地位樹立 ④ -b 覇権主義と強権政治に反対し、周辺・アジア太平洋・世界の平和を維持擁護 ↓ “公正で合理的な国際的・地域的安全秩序”を建立
経済 安全目標	① 中国の外向型経済と海洋産業の安全、持続可能な發展を保証 ② 中国の持続的發展が必要とする海洋資源と海洋環境の安全を保障 ③ 中国沿海経済地帯の安全を確保 ④ 中国の海上交通線と海外投資等の戦略的利益の安全を確保
軍 事 安全目標	1 海上方向から国家の安全統一を維持擁護し、侵略を防備し抵抗する
	① 有効な危機対処 ② 戦争抑止 ③ 戦局支配 ④ 戦争勝利 ⑤ 平和維持擁護
	2 海洋権益を維持擁護し、国家の海上方向の利益發展を保障する
	① EEZ、大陸棚、公海、国際海底区域の維持擁護 ② 海上通路と貿易航路の安全の維持擁護 ③ 国家の海外投資利益と華人の安全の維持擁護
	3 海上の安全環境を造営し、大国としての地位と大国としての機能を支持する
	① 平和で安定した海上安全環境を造営 ② 世界と地域の平和の維持擁護 ③ 共同發展が発揮する重要な作用を促進
	3 党の執政地位を盤石なものとするための力量保証を提供する
① 人民海軍の精神的風格の顕示 ② 戦争勝利能力の展示	

⁷⁰ 前掲『国家海上安全』453～456頁の記述から作成。

⁷¹ 前掲『中国海洋発展報告（2010）』181頁。

発展は海洋の安全と不可分の関係にあると認識されていることが理解できる。それゆえに、中国は、シーレーンの安定的利用への保証に対して、多岐にわたる分野において強い不安を抱いていると推察することが可能である。そうした文脈において、『中国海洋発展報告（2010）』では、中国の主要な海上安全問題を海洋権益安全、海洋軍事調査安全、海上交通安全、海洋環境安全に分類しているのである。こうした分類は、後述する中国の海洋軍事戦略へと接続することになるのである。

さて、中国の2010年における地域別貿易実績は、総額が3兆9,727億6,096万米ドルである。そのうち、アジア地域が1兆5,666億7,518万米ドル、日本と韓国を除くと1兆617億3,630万米ドルである。アフリカ地域は1,269億1,058万米ドル、EU地域は5,797億1,255万米ドルである。これに対して、米州は6,059億740万米ドルである⁷²。畢竟、中国の対外貿易の実に76%がアジア、アフリカおよびEU地域を相手としていることになる。

こうした統計から、中国による上記海域、とりわけ資源と製品の搬出入経路が集中する南シナ海における決定的安全への希求を非難することは、必ずしも公平な行為とは言えないことになる。同時に、中国の周辺海域における海洋戦略も、これら海域の安全に重点が置かれることは、自然な流れと言える。つまり、これら地域と中国の主要港湾とを接続する南シナ海および台湾海峡、東シナ海大陸寄り海域、そして、主としてマラッカ海峡で隔てられたインド洋の安定的使用が、中国の継続的発展の鍵となっていることを示している。したがって、中国大陸沿岸海域と南シナ海の海洋交通安全は、今日の中国の生死を決する課題であると言っても過言ではあるまい。

なお、国家海洋局の見解の一端を示す『海洋発展報告（2010）』において、中国の海洋に関わる戦略任務は、海洋権益の維持擁護、海洋経済の発展、海域使用と海洋島嶼の管理強化、海洋生態環境の保護、大洋と極地事業の発展、海洋科学と教育事業の発展促進、そして、海洋交易サービス水準の向上を設定している。これらの海洋に関する戦略任務は、表4-2における“軍事安全目標”に直接的に関連すると言える。

他方、対外貿易の観点から見る限り、中国の太平洋への依存度は、30%弱程度に過ぎない。つまり、太平洋は、中国の生存と継続的発展に必ずしも死活的

⁷² 21世紀中国総研編『中国ハンドブック〔2011年版〕』（蒼蒼社、2011年）462～463頁。

な存在とは言い難いとの見方もできるのである。それにもかかわらず、人民解放軍海軍艦艇の北西太平洋における活動は目に見えて活発化していることも事実である。

この現象に関しては、上述したような中国の継続的發展、換言するならば、経済的動機からのみでは十分な説明は困難となる。そうであれば、中国の北西太平洋における軍事活動は、中国の国家利益における安全利益および文化利益、あるいは、国家戦略利益における政治および国際利益に関わる問題を動機としていると思考を進める必要が生じる。そして、その思考を進めるに際しては、第3節で述べる“中華天下の恢復”といった理念や、その具現的狀態である“世界政治経済新秩序”や“和諧世界”の建立といった問題と、これまで述べてきた国家レベルの戦略および軍事分野レベルの戦略との関係を理解する必要が生じてくるのである。

3 “天下” 観念と今日の戦略構造

21世紀に入った頃から、中国の知識人達の間で、“天下”という概念についての議論が活発になっている。この天下とは、中国の国家理念にはじまる国家利益、戦略目標、そして軍事や台湾問題へ連なる根幹の観念であることは、中国以外の世界においては、あまり注目されていない。しかしながら、中共の戦略的思考の枠組においては、この天下という根源の観念へ思考を及ぼさない限り、全体における個々の事象の意義を把握することは難しいことを指摘できる。

本節では、天下観念の現実的意義と海洋問題との関係を考察することにする。

(1) 天下観念と近代中国革命

古代から、中華世界には「天下」という概念が存在した。伝統中国では、「中国」や「中華」という観念は歴史的には元来、国家を意味する観念ではなかった。国家の観念はたとえば戦国時代の戦国七雄である秦、楚、齊、燕、趙、魏、韓こそが王朝国家であったので、中国や中華はこの七国の上に天を覆って広がる「天下」を意味していた⁷³。また、伝統的中華世界の人々には、天下一国—

⁷³ 加々美光行『裸の共和国 現代中国の民主化・民族問題』（世界書院、2010年）200頁。

家一民という世界構造が受け継がれてきた。そして、上帝とは天象地形や人間万物の造化神であり、人事に関する運命や天地万物の運行秩序は、すべて天の所為であると考えられた⁷⁴。したがって、中華世界における天下には、普遍性ととも時間的・空間的無限性が備わっていたのである。こうした天下を起点とした世界秩序観は、中華世界の人々の思考様式にも影響を及ぼした。儒教が、「父子の孝悌^{こうてい}を基軸にして、家族道徳に基づく社会の秩序体系を確立」し、「天下を治める人間を育てる家族社会」であるという規範を中国社会に定着させた⁷⁵。このことは、個の人間から天下までのあらゆる層と分野における支配と被支配との関係を接続することになった。

こうした普遍性と無限性を備える中華的天下の他にも、天下が存在することを中華の人々に痛切に感得させたのが、19世紀中葉以降、約100年間続いた“西洋の衝撃（ウェスタン・インパクト）”であった。歴史において、中国は絶えず周辺異民族の侵略に苦汁を嘗めさせられてきた。しかし、こうした周辺異民族の侵略は西欧帝国主義列強の侵略と違って、軍事的、政治的に中国を支配することはあっても、中華文化を凌駕するまでにはいたらなかった。いわば、「夷」が「華」を越えることは出来なかったのである⁷⁶。しかしイギリスを筆頭とする帝国主義列強諸国への敗北は本質的に違った。あろうことか、彼らは中華の秩序観や価値観を否定し、軍事力と経済力を介して彼らの秩序観や価値観を中華が受容することを強要したのである。これが、近代中国における知識人たちが抱いた「天下瓦解の危機」の本質であると思えることができる。この天下瓦解への危機感こそが、清朝末期以降の中国知識人たちを改革運動や革命運動へ駆り立てた原動力であったと言えるのである。

上述した衝動を背景として勃発した辛亥革命（1911年）以降の時期における権力の正統性について、横山宏章は以下のように整理している。

横山の論説に従えば、革命政党である中国国民党も中共も、極めて近似した目標を共有していたことになる。つまり、両者とも中華の天下恢復・再建という命題を革命という手段によって実現しようとしたとすることができる。そして、そのために革命主義、民族主義、殖産主義、軍国主義という4つの主義をいかにして満足し貫徹するかが、両者の相違であり、対立点の根源であると見

⁷⁴ 横山宏章『中国近代政治思想史入門』（研文出版、1987年）17頁。

⁷⁵ 同上23頁。

⁷⁶ 同上13頁。

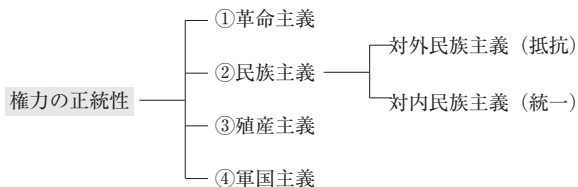


図 4-1 権力の正統性

なせるのである。換言するならば、これら要件を満たせない限り、中華天下恢復の主体としての正統性に対して、中華世界の人々から疑義を呈される虞があるということになる。

とりわけ、統一の問題は重要であった。統一国家である帝国主義列強の侵略によって国土を瓜分され、軍閥割拠によって反分裂状態を経験したことから、統一された中国を再建することは、国民党にとっても共産党にとっても何よりも優先される課題であった。特に、統一指向は大衆にとって権力の正統性を量る基準⁷⁷ともなっていたため、両者とも自らの権力の正統性を証明するためには、統一問題は絶対に疎かにすることができない性質の事業となったのである。ここに、後述するような台湾問題の外部世界にとって直線的には理解しがたい複雑さを呈する根本的原因が潜在していると思える。そして、その複雑さは、東アジアのみならず、アジア全体に少なからぬ危機を及ぼしかねない危険性を包摂しているとも言えるのである。

次に、天下観念や中国にまつわる海洋問題の関係を論ずる前に、伝統的な中華の国際秩序について確認しておく必要がある。

茂木敏夫の論説によれば、近代以前のいわゆる伝統中国の王朝国家においては、その理想的な統治の形態は、「徳治」として観念されていた。それは地上すべて、すなわち天下を徳によって統治するわけである。皇帝の徳は普遍的であり、皇帝を中心としてそこから無限に広がっていく。それによって彼らの生活空間が皇帝の統治する領域、すなわち王朝国家の版図、疆域として定まることになるのであった⁷⁸。

具体的な中華王朝国家と周辺諸国との関係は、朝貢一冊封による共存という

⁷⁷ 横山宏章『中国の政治危機と伝統的支配』（研文出版、1996年）334頁。

⁷⁸ 茂木敏夫「中国的世界像の変容と再編」飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史1 中華世界と近代』（東京大学出版会、2009年）38頁。

形態を基軸として秩序が維持されていた。それは、周辺の首長が皇帝の徳を慕い、臣従して、その地の産物を貢物としてやって来る（朝貢、進貢）と、皇帝は回賜かいしを与え、これに中国王朝の官爵を授けて中国の官制に組み込むと同時に、これを国王に任命し（冊封）その地に居住する民の統治を委ねる⁷⁹というものであった。そして、中華王朝国家と個々の周辺国家との実情に照らして、相互の関係の濃淡、強弱、遠近がそれぞれ異なっていた点に特徴があった。つまり、東アジア世界を数千年間にわたり律してきた朝貢－冊封体制とは、こうした中華王朝国家を中心とする「複数の一対一の関係の束」⁸⁰であったのである。

つまり、こうした中華王朝の世界秩序とそれに従う世界観が“天下”であったのである。そして、この中華的世界秩序、つまり“天下”を粉碎して消滅させたのが、128頁で言及した西洋の衝撃の本質であったのである。

ここでは、すべての国家間の関係をひとつの“慣習”や“原則”に従って律することが求められた。その原則とは、キリスト教的価値観を淵源とする欧米世界が構築した“慣習”や“国際法”であった。しかし、それらの実体は、圧倒的な生産力と経済力を背景として、武力をもって他の文明に強要する原則であった。こうした帝国主義時代の屈辱的な喪失体験は、失われたがゆえに、この中国的世界像は実態を離れて理念として記憶され、あるべき秩序、回復されるべき伝統として理想化されていった⁸¹のである。

(2) 天下観念と中国の国家戦略との関連

今日の中国知識人の間では、天下とは世界統治理論の方式あるいは世界の世界としての存在条件と理解されている⁸²。

本来、中国では、天は1つ、道も1つであるので、天下は当然ながら1つであるべきであり、したがって1つの天下という制度が世界社会の統一性を保証すると考えられていた。しかし、この種の視点は哲学的直観においては極めて自然であっても、実際においては疑いもなく極端に現実離れしている⁸³ことを

⁷⁹ 同上 41 頁。

⁸⁰ 同上 48 頁。

⁸¹ 同上 54 頁。

⁸² 趙汀陽「“天下”概念與世界制度」秦亞青 主編『中国学者看世界・國際秩序卷』（新世界出版社、2007年）12頁。

⁸³ 前掲「“天下”概念與世界制度」『中国学者看世界・國際秩序卷』18頁。

今日の中国知識人も自覚している。

同時に彼らは、中国の政治理論に照らすと、霸道政治、すなわちある国家が世界的指導を務め、かつ自国の利益を全ての世界に強要することは、明らかに根本的な政治的錯誤であるとも考えている。それは、国が天下を治めることは天下をもって天下を統治することとはならず、少なくとも理論的に正当性がない⁸⁴とも考えられているからである。天下理論の重要性は、それが一種のいかなる国家的視点よりも高い世界観を十分に提供でき、それは世界を精神的に意義ある存在とみなし、また物質的存在のみではなく、世界を自体が目的と理念を備えた存在であり、無目的な対象ではないとみなすところにある⁸⁵と彼らは主張する。

こうした中国知識人の思考は、中国の政治の理想は、最高層（天下）から中層（国家）そして基層（家庭）へと連なる普遍的に有効な統治理論を建立すること⁸⁶へと接続しよう。そして、中国の政治哲学のロジックは、世界理論は必ず政治理論の核心理論であるとみなされ、かつ内政理論と国際理論とも世界理論の一段下位の理論であるとみなされ、あるいは、天下の原則が政治的総原則として、これをもって各種の具体的な政治問題を理解し分析するのである⁸⁷。

いずれにせよ、西方の政治システムからいえば、天下理論はほとんど一種の転覆的主張となる⁸⁸ために、天下理論は西方の政治哲学に対して挑戦を形成する⁸⁹ことを中国知識人は自覚しながらも、天下という概念を現実の政治行為に援用しようとする動きがあることは、中国の政治理念の方向性を暗示しているといえよう。

さて、中国においては、外交における観念形態と価値観の地位と作用は国家の外交のために是非の規準と道徳の規準を提供し、国家の対外行為のために合理性を提供し、国家の対外政策のために社会的基礎を固めること⁹⁰と定位されている。また、価値観は利益と比較してより国家の外交の永久不変で、長期的で、普遍的な基礎を固めるものである。利益は具体的なものであり、状態の変

⁸⁴ 同上 19 頁。

⁸⁵ 同上 22 頁。

⁸⁶ 同上 23 頁。

⁸⁷ 同上 25 頁。

⁸⁸ 同上 20 頁。

⁸⁹ 同上 25 頁。

⁹⁰ 前掲『国際関係基本理論』46 頁。

化に伴って変化し得るものであるが、価値観は通常、普遍的なものであり、状態の変化に伴って変化はしないものであるので、永遠の制約要素となる⁹¹と中国の知識界では考えられている。

つまり、中国の政治哲学がまず探求するのは政治制度の普遍性であり、いわゆる道⁹²の“一貫性”なのである。さらには、天下モデルは国家間の政治と経済との矛盾を捉え除去することはないが、少なくとも文化的な衝突を解消できる。なぜならば、政治と経済上において永遠の敵はなく、政治と経済との衝突は話し合い、対話、譲歩そして調整を通じて相互に合理的な解決があるので、長期的に見れば政治と経済との衝突は根本的なものではない。それに比べて、文化的衝突こそは根深く容易に動揺しないものであり、文化は価値観であり、精神であるゆえに、利益や物質に比べて深刻度が大きく、文化的に征服されることは心が征服されることに等しく、また徹底的に征服されることに等しいので、したがって、文化的衝突は最も解決が難しいのである。天下モデルは政治の一致性と人的普遍性を承認するだけでなく、もはやいかなる別の原則をより多く承認することはなく、とりわけいかなる観念形態（特に宗教）の普遍性を否定し、特定の価値観の普遍化することの正当性を否認し、それによって各種文化の自由な存在と自然な存亡を承知するのである⁹³。

ここで理解すべきことは、中国においては、政治制度の一貫性が追求されるとともに、政治や経済といった物質的対立よりも、文化ないし価値観といった精神上の対立を重視する傾向にあることである。そこでは、天下モデル以外の観念が一貫する中国的政治制度に抵触しない限り寛容でありながらも、それら、とりわけ宗教的秩序観が国家や社会に介入することを断固として拒絶するという特徴に連接する。

それゆえ、天下観念に基づく思考は、現実の政治、社会、経済、外交、軍事等の政策が、外部世界による中国観を幻惑させるほどの振幅を伴う根幹的要因であると言い得る。この中国的特色は、中国の歴史と見事に符合していると言えよう。

⁹¹ 前掲『国際関係基本理論』47頁。

⁹² ここでの「道」とは、道教でいうところの「道可道、非常道（道の道とすべきは、常の道に非ず）」を指す。『老子』のいう「常の道」とは、単なる人間世界の約束ごとではなくて、宇宙自然をもあわせつらぬく唯一絶対の根源的な道であって、それは「名」によってはあらわすことのできない窮極の原理である。（金谷治『老子』（講談社、1997年）16頁。）

⁹³ 前掲「“天下”概念興世界制度」28頁。

こうした文脈から、中国知識人における、「天下理論を哲学的核心とする中国の政治哲学は疑いもなく世界制度に関する最も深い理論の準備であり、アメリカのような危険な帝国は必要ではなく、天下システムにはある種の転換を通じて未来的世界制度に適合する可能性が大いにある」⁹⁴、という思潮に接続していることは注目に値しよう。なぜならば、こうした自己評価は、畢竟、ピューリタリズムを淵源として、他の存在に自らの価値観を経済、技術、軍事的パワーを介在させて強要しようとするアメリカと、中国の天下理論とは、物質的利害を超越した精神的次元において、妥協することのできない決定的対立構造に陥る危険を未来に包摂していることを指摘し得るからである。同時に、ここにアメリカを最も危険な存在として認識する、つまり反覇権主義闘争を不可避と見なす中国ないし中共の戦略策定における基本的視点の淵源を見出すことができるのである。

4 台湾問題と東アジア海洋圏における問題

中国が台湾統一に執念を燃やし、独立傾向に対しては武力行使も辞さないことを公言することに対して外部世界は強い違和感を感じている。しかし、中国には台湾の独立を阻止し、これを統一しなければならない事情がある。それは、2-(2)項で論述してきた“天下”観念に接続し、近代中国革命の成就のためには妥協の余地がない問題であるからである。本節では、中国にとっての台湾の定位、理念上の意義そして現実的な意義と、東アジア海域との関係について考察することにする。

(1) “中華天下”の一部である台湾

中国の代表的な百科事典である『辞海』には、台湾に関して、以下のように記述されている。

「まず、台湾は古くから中国の領土である。戦国時代には、“島夷”と呼ばれ、両漢（前漢および後漢）そして三国時代には“東鯤”、“夷州”と呼ばれ、隋・唐以降は“琉求”と呼ばれた。南宋時代には、澎湖は福建路しん江こう県に属していた。明天后4年（1624年）と6年、オランダとスペイン

⁹⁴ 前掲「“天下”概念與世界制度」35頁。

の植民者がそれぞれ別個に台湾に侵入した。1662年、鄭成功が侵略者を駆逐して、台湾を収復した。清は台湾府を置き、福建省に属した。1885年（光緒11年）には省に改めた。なお、明末に大官を派遣して台湾と称したのは、今日の台湾省台南市西安鎮一帯を指している。鄭成功が台湾を収復後、承天府（今日の台南市）一帯を含んで統治を拡大した。清の康熙23年（1684年）には鄭氏の東寧省を台湾府に改めて、その統治は今日の台湾全島に拡大されていった⁹⁵。』

このように、中国大陸を統治した歴史上の各中華帝国は、紀元前から台湾の存在を認識していた。また、南宋時代（12世紀）には、台湾に付属する澎湖諸島に対しては行政権を行使していた事実が存在する。さらには、明末（17世紀）には、一部とはいえ、台湾島に中央直轄行政機関を設置して、その統治を全島に拡大していったのである。つまり、今日の台湾住民の意識に関わらず、政治的側面において、少なくとも歴史的に見れば、台湾が中華人民共和国であれ中華民国であれ、中華国家以外の主体による統治に服することを正当化するのは困難であると言わざるを得ないのである。

また、17世紀以降、中国大陸から台湾島への移民が多くなり、1893年（清光緒19年）には、総数50万7,000戸、254万人余に達した⁹⁶。そして、今日の台湾における住民の民族的構成から見ると、漢民族98%（客家系15%、閩南系70%、外省人13%）および原住民（高山族等のポリネシア系）2%である⁹⁷。こうした民族構成上の観点からも、少なくとも、近代以降の台湾住民のほとんどが中華系民族で占められていることは事実である。

上述した事実から、完全とはいいがたいにせよ、また、途中で統治が中断した⁹⁸にせよ、百年単位で中華世界の統治下にあり、かつ、住民のほとんどが漢民族で占められる台湾を中国が神聖不可侵の自国領土と信ずることを不当とはいいがたい。

さて、政治的、民族的観点から台湾が中華世界の版図の一部であったことは間違いないが、同地は文化的にも中華世界の重要な一部であったと言えるので

⁹⁵ 辞海編纂委員会『辞海3』（上海辞書出版社、2009年）2193頁。

⁹⁶ 前掲『国家海上安全』414頁。

⁹⁷ 丸川哲史『台湾ナショナリズム』（講談社、2010年）9頁の図から引用。

⁹⁸ 1895年から1945年までの日本統治期間を指す。

ある。その論拠としては、中華帝国における科挙制度の文化ネットワークの内部にあったとすれば、広い意味で中華世界の一部になっていたと考えるのが至当⁹⁹であるというものである。そうであれば、なおさらのこと、台湾は中華世界の一部と見なすことの正当性が補強されるのである。

畢竟、歴史的、民族的そして文化的事実は、中国において台湾が中華の天下に包含されるべきであることを裏付けていることを否定しがたいものとしている。この点が、中華帝国時代の冊封国のひとつに過ぎなかった“琉球王国”の地位と台湾との決定的かつ客観的な相違であると言える。

なお、日清戦争の結果とし1905年にて締結された下関条約によって、台湾および澎湖諸島を日本に割譲させられた事実は、中華世界にとっては重要な意味を持った。中国にしてみれば近代国家への移行期、つまり近代国家としての地図が確定していくプロセスと、自分たちが治めるべき土地が失われていくプロセスが同時に進行していたことが重要である。つまり、「奪われた」という感覚の強さが、第二次世界大戦後の領土回収の最大の動機となった¹⁰⁰のである。

他方、国際的に見ても、1943年のカイロ会談において、アメリカ、イギリス、中華民国の間において、「日本が中国人から奪った、たとえば満州、台湾島、そして澎湖諸島は、中華民国へ返還されねばならない」¹⁰¹とされた。そして、アメリカ、イギリス、ソ連による日本の無条件降伏と付帯条件を声明したポツダム宣言の第8項において、「カイロ宣言の条項は履行されるべきである」¹⁰²と明記された。さらには、この一連の流れに沿って、日本は台湾および澎湖諸島への領有権を放棄し、1952年に日本と中華民国との間で締結された日華平和条約において、台湾および澎湖諸島に対する日本の領有権放棄が確認された。こうした現代史上の国際的行為事実は、「一つの中国」という命題を追求しよ

⁹⁹ 前掲『台湾ナショナリズム』167頁。そもそも、漢人社会とは、漢字という文字を介したコミュニケーションの歴史的同一化を根拠としている。移民社会から土着社会への転換の中で、地元で行われる試験である郷試に合格した挙人と呼ばれる人物が現れ、その挙人が教師となって後輩を育成するための公設・私設の書房（寺子屋）が各地に作られるなど、教育機構が徐々に整備されていく。しかして、さらに高いレベルの試験を受ける資格を有した「進士」も出て、台湾から北京にまで赴いた人材も輩出することになった。（前掲『台湾ナショナリズム』167頁）

¹⁰⁰ 同上28頁。

¹⁰¹ http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/01/002_46/002_46tx.html

¹⁰² 斉藤眞・久保文明編『アメリカ政治外交史教材 英文資料選〔第2版〕』（東京大学出版会、2008年）142頁。

うとする中共と中国国民党の行動に国際的正当性が付与されていると両者が理解する根拠を提供していると言えよう。

(2) 中華の正統性争奪と台湾問題

国共両者に共通する統一への執念は、1949年以降、国民党が台湾へ逃げ込み政権を維持した時代における武力衝突においても表出した。したがって、両者の対立の本質は、当時の冷戦構造とは異なる次元に当事者達は位置していたことになる。

人民解放軍海軍の若手研究者である高子川大校は、彼の論文のなかで第二次台湾海峡危機（1958年）に関して、以下の様に記述している。

「金門島への砲撃は海峡兩岸に一つの中国を維持擁護するという方面において事実上の共通認識を達成させた。我が軍の金門島に対する砲撃は蒋介石に金門・馬祖からの軍隊撤収を拒絶する理由を提供し、嚴重な軍事的対抗にある海峡兩岸を“一つの中国”という民族的大義の維持擁護においてある種ある程度の暗黙の取り決めで達しせしめた。この種の暗黙の取り決めは、アメリカの兩岸対峙の局面を利用した“二つの中国”そして“一つの中国一つの台湾”なるものを作り出すことを防止するのに極めて重要であった¹⁰³。

ここで理解したいことは、台湾海峡における軍事的対決は、国民党と中共との間で内戦が継続していることを内外に示すことがひとつの目的であったことを強く示唆していることである。それは、大陸の中共政権にとっても、台湾の国民党政府にとっても、絶対に「二つの中国」は容認できる状態ではないことを意味している。

こうした思考は、4-(1)項で論述したように“統一”を核心的要件とする中華天下恢復の主導権争奪という革命の正統性に直結する問題を阻害する動向に対する拒絶的姿勢へと接続することにもなる。その文脈において、大陸の中共政権にとって、アメリカによって大陸から分離させられそうになる国民党に内戦継続を強いることによって、大陸との紐帯を提供して国民党政府を存続させ

¹⁰³ 高子川「台湾問題與海上安全環境」前掲『中国的和平發展與海上安全環境』201頁。

る必要が生じたのである。これが、第一次および第二次台湾海峡危機の本質であると言えるのである。

さて、1979年元旦、全国人大常委員会は『台湾同胞に告ぐ書』を発表し、祖国の平和統一を勝ち取るという政治的大方針を宣言した¹⁰⁴。また、1983年6月26日、鄧小平は、台湾「問題の核心は祖国の統一である」とともに、「平和統一はすでに国共両党の共通言語となっている」と述べた。そして、「我々は国共両党が共同して民族統一を完成し、皆が中華民族に貢献をなすことを望む」とも公言した。ただし、鄧小平は、政治「制度は異なってもよいが、国際的に中国を代表するのは、中華人民共和国でしかあり得ない」との原則を付け加えることも忘れなかった¹⁰⁵。さらには、1984年5月15日、全国人大六期二回会議の政府活動報告において、“一つの国家、二種類の制度”という提起を正式に採択した¹⁰⁶。

この時期以降、中国の台湾統一に関する方針は、“非武力統一”が基本的方針として貫かれている。しかしながら、1990年代中葉から台湾の一部で顕在化してきた独立志向に対しては、武力行使を暗示し、また、ときには顕示してでも阻止する意志を中国は示してきている。なぜならば、天下に包含されるべき台湾の独立という事態は、中国近代革命の原点が霧散、つまり、中華天下が再度瓦解することを意味するため、近代中国革命を追求する中国ないし中共としては絶対に容認できないからなのである。

こうした中共の論理は、現実の南シナ海や尖閣諸島問題に対する姿勢にも少なからぬ影響を及ぼしていると思われる。

(3) 中国の国防と台湾問題

台湾は、中国大陸の国防に対しても多くの教訓を残した。それは、歴史的事実がそれを十分すぎるほどに証明していると中国人は考えるようである。その台湾の国防上の重要性を証明する主たる歴史的客体が、台湾の国民党政権、そして、アメリカなのである。台湾の国民党政権との関係から導かれた大陸中国人の認識は、以下のようなものである。

1949年12月に国民政府が台湾へ遷都する半年前の同年6月30日、国民党

¹⁰⁴ 孫岩『台湾問題與中美關係』（北京大学出版社、2009年）214頁。

¹⁰⁵ 鄧小平「中国大陸和台湾和平統一的設想」『鄧小平文選 第三卷』30頁。

¹⁰⁶ 前掲『台湾問題與中美關係』214頁。

機関紙『中央日報』は、「共産匪賊^{ひぞく}地域の港湾を閉鎖し、海上運輸を断絶し、共産匪賊^{えんしやくざん}経済を粉碎する」と断言した。閩錫山^{えんしやくざん}を首魁とする「行政院」は蒋介石の命令に従って、大陸に対する封鎖計画を策定し、封鎖範囲を決め、封鎖の重点を明確にした。それは、華南地域の珠江河口をもって主要対象とし、華東地域の長江河口を主要対象とした¹⁰⁷。この台湾を根拠地とする国府軍による大陸封鎖は、主として米国から貸与された艦艇と航空機によって実行された。そして、約20年間に及ぶ大陸封鎖は、内陸経済の発展と国家の全体的建設計画にも間接的に影響を与えた¹⁰⁸。また、国民政府側は、大陸封鎖以外にも、大陸に対して規模の異なる上陸襲撃擾乱活動を絶え間なく実施した。これらの襲撃擾乱活動は中国大陸沿岸の人員と財産の安全から地方政府の安定に至るまで大きな脅威となった¹⁰⁹。そのために、中国としては、華東地域から華南地域にかけての沿岸部において、恒常的な軍事警戒態勢を敷くことを余儀なくされることになった。

このような台湾を根拠地とする国民党政府による1950年代から70年代初頭にかけての対大陸軍事政策は、以下のような教訓を中国に残すことになった。

第1は国際的な海上強権の支持を有する台湾当局に直面して、兩岸の平和を追求したければ、幻想を抱くわけにはゆかず、必ず闘争を敢えて行い、闘争を首尾良くやり、闘争をもって妥協を求めなければならないということである。第2は軍事闘争と政治闘争、外交闘争を相互に織り交ぜ、多種の手段を総合的に運用し、合力的優勢を発揮してこそ主動と勝利を奪い取ることができるということである。第3は台湾周辺海域の安定を維持擁護し、兩岸統一を実現するには必ず強大な海軍を後ろ盾にしなければならないこととなるのである¹¹⁰。

さて、台湾に関係した国防上の大陸中国人の認識は、歴史におけるアメリカの政策と行動によって、より増幅されている事実を指摘せざるを得ない。

第二次世界大戦終盤から、米政府は台湾の重要な戦略的価値に対して深い認識を持ち、戦争終結後には台湾の経済回復に介入することをさっそく考慮していた¹¹¹。また、協議を通じて、蒋介石は台湾主要港湾に進駐することと台湾に軍

¹⁰⁷ 前掲「台湾問題興海上安全環境」201頁。

¹⁰⁸ 同上202頁。

¹⁰⁹ 同上202頁。

¹¹⁰ 同上203頁。

¹¹¹ 前掲「台湾問題興中美関係」55頁。

事基地を建設する権利を米軍に与えた。1947年12月、国民党政府と米政府は『中米海軍協定』に調印し、そのなかでアメリカが基隆、高雄に海軍基地を建設することを許可した。1948年7月、米空軍は台南飛行場を独占的に使用し始めた¹¹²。ところが、1947年にいわゆる2.28事件が発生すると、アメリカ駐華機関は“台湾独立”を主張する分子と接触を行っていた¹¹³。

その後、1948年秋に、国民党政府軍が内戦で敗退する大勢が決まると、米國務省は、蒋介石がいったん台湾にやって来れば、大陸の混乱を持ち込みかねず、事実上アメリカが台湾にいられなくなると考えた。それゆえ、アメリカのやり方は蒋介石が台湾を最後の拠点とすることを可能な限り阻止するというものであった。その具体的手段としては、①台湾省主席を担任する魏道明、陳誠を通じて蒋介石が台湾へ行くことを阻止する、②“台湾の地位未確定”なる論調を流布して、蒋介石が政府を台湾へ移すことの正当性を失わせる、③台湾に占領あるいは委任統治を実施する建議を提案する、というものであった¹¹⁴。

これらアメリカの台湾に関わる活動は、台湾不干渉政策を標榜しながら、可能ならば台湾を中華から分離して、台湾を大陸に対する拠点とするための行為であるとの中国側の疑念を誘発することになった。こうした中国側の疑念を固定化したのが、1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争直後の6月27日に発せられた“台湾中立化政策”¹¹⁵であった。これは、台湾問題にアメリカが直接介入することを明らかにしたものである¹¹⁶と中国側が確信する契機となった。

1953年から1960年までのアイゼンハワー政権期¹¹⁷、ダレス國務長官は「巻き返し政策」「解放政策」などつぎつぎに強硬なスローガンを口にしたが、実質的には、その中国政策は民主党政府の「封じ込め」政策の継続にほかならな

¹¹² 同上 56 頁。

¹¹³ 同上 57 頁。

¹¹⁴ 同上 58～59 頁。

¹¹⁵ 1950年6月27日、トルーマン大統領は、「私は第7艦隊に台湾に対する攻撃を防ぐように命じた。この措置に関連して、私は中国の〔国民党〕政府にも中国本土への空海すべてにわたる作戦行動を停止するよう要請している。第7艦隊は、この要請が応じられるように取り計らうであろう。将来の対の地位に関する決定は、太平洋の安全の回復、日本との講和、あるいは国連の審議を待たねばならない。」と声明した（木下尚一・有賀貞・志邨晃佑・平野孝『資料が語るアメリカ』（有斐閣、1989年）202頁）。

¹¹⁶ 山極晃『米中関係の歴史的展開』（研文出版、1997年）37頁。

¹¹⁷ 前掲『米中関係の歴史的展開』42頁。

かった¹¹⁸。そして、基本的には、アメリカの現在までの中国政策はこの線上にあると言える¹¹⁹。これら冷戦初期に推進されたアメリカの対中国および台湾政策は、上述した中共および国民党の理念に照らせば、中華の天下恢復・再建をアメリカが有形無形の外力を用いて妨害する行為と理解された。それゆえ、中共にとってアメリカは、もはや妥協することが困難な存在となってしまうことは必然であったのである。

その後、米ソ冷戦やベトナム戦争の影響により、アメリカは中国との交流を模索するようになった。1972年2月には、ニクソン大統領が中国を訪問して、いわゆる「上海コミュニケ」を発表した。また、1979年1月にアメリカは、中国との国交正常化に伴って台湾の中華民国との関係を断絶した。ところが、アメリカ上下両院は、「台湾関係法」を採決した¹²⁰。畢竟、アメリカは中華人民共和国を中国の正統な政府とは認めながらも、台湾関係法によって、中華民国政府が盤踞する台湾の中華人民共和国による統一行動に大きな制約を課し、あまつさえ、台湾への武器売却のみならず、米国の武力を含む直接介入の余地を残したことになる。すなわち、総体としてのアメリカに対して、依然としてアメリカが台湾を大陸中国から分断して中華の天下統一を妨害する存在であるという疑念が払拭されることはなかったのである。

こうした文脈から、アメリカは、冷戦終結後の世界においても、中国へ圧力を加えるための根拠地として台湾を位置づけたことが、中華の天下統一を妨害する敵性的存在、つまり、覇権主義国家として定位され続ける最大かつ究極の理由となっているのである。

(4) 天下に包含される台湾と島嶼領有権問題

南シナ海に所在する島嶼への領有権主張は、国民党政権による主張が先行していた事実を最初に指摘する必要がある。詳細は、本章末の別表に記述した。

¹¹⁸ アイゼンハワー政権は、①中華人民共和国の不承認、②国連における中国代表権を中華人民共和国に認めることを阻止、③中国との貿易、交流の禁止、④台湾の中華民国政府を中国の政府として支持し、擁護する、などを基本とする政策を保持した。

¹¹⁹ 前掲『米中関係の歴史的展開』37頁。

¹²⁰ 『日中関係基本資料集』（霞山会、2008年）880頁。同法の第2条A項(4)では、「平和手段以外によって台湾の将来を決定しようとする試みは、ボイコット、封鎖を含むいかなるものであれ、西太平洋地域の平和と安全に対する脅威であり、合衆国の重大関心事と考える」とし、それを実行ならしめるために、同項(5)で、「防衛的な性格の兵器を台湾に供給する」と明記した。

別表からも理解できるように、少なくとも第二次世界大戦終結以前に、南シナ海沿岸国で同海域島嶼への主権を主張していたのは、大日本帝国を除けば、中華民国とフランスないしベトナムのみであった。

1909年3月、清国は西沙群島へ行政権行使のための行政機関¹²¹を設置し、2回にわたる現地調査を実施¹²²して、同群島への占有を行った。また、中華民国は、少なくとも1921年に法的続きを経て、西沙群島を海南島管轄へ編入している。1945年12月には中華民国台湾気象局による西沙群島接収が行われ、翌46年7月には行政院電令をもって、広東省管轄としている。さらに、中華民国政府は、1946年8月以降、東沙、西沙および南沙群島への記録整理、軍艦による現地調査等の活動を通じて、1947年4月1日には海南特別行政区を正式に成立させ、西沙群島および南沙群島は同区に編入している。

この過程において、中華民国政府は、南シナ海領土の範囲の南端は曾母暗沙までと決定、公布し、いわゆる11段線（9段線）も描かれている¹²³。したがって、南シナ海島嶼への領有権主張に関して、清国および中華民国は、今日的視点からすれば不十分であるにせよ、また、11段線（9段線）が囲む地理的範囲が国際常識に照らして正当性を欠くにせよ、領有権主張に必要な一定の妥当性を有する手続きを履行しようと努力し、また、実効支配を試みていたと見なすのが公平な評価と言うべきであろう。

上述したように、少なくとも1940年代までの時期、中華民国の領有権主張に一定の妥当性が認められ、また、実効支配の実績もある以上、中共としては、この問題に関して、国民党と大きく隔たる主張を展開することは極めて難しい。なぜならば、近代中国革命における正統性の最も枢要な要件である“統一”に関して、先行する国民党の主張よりも後退ないし縮小するならば、革命主体としての正統性に対する中華世界住人からの大きな疑義を投げかけられる懸念が生じるからである。

ここに、南シナ海問題に対する中国の過大かつ頑迷ともいえる主張の淵源のひとつを看取することが可能なのである。

¹²¹ 両広総督隷下の西沙群島籌弁処。

¹²² 1909年4月と6月の2回。このときの活動を通じて、清国は西沙群島15の島嶼を調査し、それぞれを命名、主要島嶼に国旗を掲揚した。これら一連の清国の活動に対して、フランス政府は何ら行動を採っていないかった。（浦野起央『南海諸島国際紛争史』（刀水書房、1997年）158～159頁。）

¹²³ 同上『南海諸島国際紛争史』393～395頁。

尖閣諸島への領有権主張に関しても、台湾の国民政府が先行していたことは重要である。

台湾の国民政府は、1971年2月に尖閣諸島への領有権を突然主張し始めたことは周知の事実である。大陸の中共政権は、これに遅れること10か月の同年12月になって、ようやく領有権を主張し始めた。それまでは、大陸の中共政権は、明示的に中国の領土とは意識していなかったと見なせる。それは、1950年代から60年代にかけての『人民日報』の記事等からも十分に推察することができる¹²⁴。

2012年5月13日、中国の温家宝総理が、日本の野田総理大臣に対して、「中国側の新疆、魚釣島等の問題における原則的立場を重ねて述べ、日本側が日中4つの政治文書¹²⁵の原則と精神に基づき、中国側の核心利益と強い関心を実際に適合して尊重し、関連問題を慎重、適切に処理して、両国関係の発展の正しい方向を堅持することを懇請した。」¹²⁶と新華社が報じた。

温家宝が使用した“核心利益”は、日本語の“核心”と翻訳すべきか、“中心的”と訳すべきかは判然としない。少なくとも新疆ウイグル問題は、中国国内の統一に関わる問題である。ただし、尖閣諸島に関しては、1971年まで日本の領有を認めていると理解されてもやむを得ない姿勢をとっていた中国が、斯様に自国の領有を強硬に主張し始めたことは、同諸島周辺海域の石油ガス資源や漁業資源の確保を目的にしている、との説明のみでは釈然としないように思われる。なぜならば、中国は、少なくとも尖閣諸島周辺においては資源探査活動を実施していないからであり、また、同海域に最も近い浙江省、福建省沿岸で石油精製関連インフラが建設される兆候が認められないからである。

しかし、近代中国革命以来の“天下恢復”といった文脈で考えると、従来関心の薄かった、あるいは、日本の領土と認識していた尖閣諸島に対してであっても、国民党が盤踞する台湾の中華民国が領有権を主張した以上、中共は自動的に領有権を主張せざるを得なかったとしても不思議ではないと言える。その理由は、上述した南シナ海諸島に関する問題と同じである。そうであれば、尖

¹²⁴「琉球群島人民反対美国占領的闘争」『人民日報』（1958年1月8日）等。

¹²⁵「日中共同声明（1972）」、「日中平和友好条約（1978）」、「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言（1998）」、「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する日中共同声明（2008）」の4件を指す。

¹²⁶「温家宝分別会见韓国総統李明博和日本首相野田佳彦」

http://news.xinhuanet.com/politics/2012-05/13/c_111941013_2.htm

閣諸島領有に関する中国の頑迷で、国際常識から著しく逸脱した主張が展開される理由も同意することはできずとも理解することはできよう。

要するに、天下恢復の象徴でもある台湾が尖閣諸島に対する領有権主張を撤回しない限り、大陸の中共政権は、いかなる理由があろうとも日本に譲歩することはできないのである。したがって、いかに現実的そして物理的価値に乏しくても、中共が執政政党である大陸中国にとって、尖閣諸島は、天下恢復という文脈においては“核心利益”となり得るのである。

もしも、台湾の中華民国が南シナ海島嶼や尖閣諸島への領有権を放棄する事態が生じることにでもなれば、大陸の中共政権としては、理論的にはこれら、とりわけ尖閣諸島の領有権で妥協する余地が生じるかもしれない。ただし、後述する天下恢復の究極的な理念を達成するための21世紀におけるプログラムに従う限り、中国が南シナ海の西沙群島および南沙群島への領有権で妥協することは不可能であると思われる。また、同様の理由により、尖閣諸島の領有権に付随するEEZ問題に関連して、東シナ海の間接線に関しても、日本が望むような形態での妥協を期待することは、極めて困難であると考えられるのである。

(5) 東アジア海洋圏における問題と台湾の今日的意義

(4)項では、天下観念を通じた歴史、理念、国防における台湾の意義を考察した。その結果として、海洋問題、とりわけ主権問題に関する中国の非妥協的姿勢の重要な一因が台湾にあることを論じた。本節においては、中国にとっての台湾の地政学的価値を中心に、経済発展に不可欠なシーレーン問題と生存の前提となる国防戦略における台湾のもつ意義を考察することにする。

① 台湾の地政学的価値

中国が台湾を平和統一しようとするに際して、いくつかの条件を克服する必要がある。また、中国の建国理念に照らすと、中華天下の恢復を妨害する要素たるアメリカ・リスクも克服する必要がある。そして、それら課題を克服することと、海洋問題は不可分な関係にあると言えるのである。

他方、台湾統一は、上述した世界政治経済新秩序ないし和諧世界の建立という現実的プログラム遂行においても極めて重要な意義を占めている。台湾が敵対的状态であるか否かは、平時における台湾周辺海域シーレーン管制と防衛、

そして、戦時¹²⁷においては同島周辺海域における米軍事行動への対抗という課題に直結する。つまり、台湾統一問題は、中国の究極的理念の追求にも連接する問題なのである。そして、台湾が海洋に位置する島嶼であることから、台湾統一問題は、中国の海洋戦略に必然的に深く関連することになる。とりわけ、台湾の地政学的価値は、中国の発展と建国理念達成過程に対して、以下のような極めて重要な意義を包摂している。

台湾省を構成する主要島嶼である台湾島と澎湖諸島は、中国大陸沿岸の南北方向のほぼ中間に位置している。また、台湾島は東西約100kmの幅を有し、対岸の福建省から約200km東寄りに離隔しており、南側は幅約100kmのバシー海峡をはさんでルソン島と隣接し、北東側はわずか100kmを隔てて与那国島と隣接している。さらに、澎湖諸島は大陸沿岸から約150km東寄りで、南北方向では台湾海峡のほぼ中間に位置している。

こうした台湾の地政学的特性から、もしも、台湾島および澎湖諸島を統一した中華国家が出現した場合の地政学的効果を考察してみると、その効果は、大別して3つの分野に表出すると思考される。

第1は海上交通路に対して、第2は大陸防衛上の縦深性に対して、第3は周辺地域に対する攻勢的選択肢に対して、絶大な意義をもつことになろう。

マラッカ海峡以東の北東アジア地域における主要商業海上交通路は、南シナ海を北上して、東沙群島付近で台湾海峡を北上するか、あるいは、バシー海峡を東進通航してからは日本列島沿いを北上する。すなわち、北東アジアにおいては、少なくとも主要商業海上交通路は南シナ海から台湾島周辺にかけての海域を通過しているのである。もちろん、南シナ海と台湾島周辺海域を回避する航路を設定することは可能である。しかしながら、少なくともコストを重視せざるを得ない商業航路では、現行航路が最も経済効率に優れ、簡単に他の海域を経由するという選択肢を採用することは難しい。この航路は、マラッカ海峡と中国沿岸はもとより、日本、韓国、極東ロシア、そして、北米地域とを連結する世界経済の観点から戦略的意義を有している。つまり、中東およびアフリカという工業活動に不可欠な資源供給地と、生産地である中国、日本、韓国、極東ロシア、そして、アメリカとを連結しているのである。

¹²⁷ 中国国防大学では、戦争時期は全面戦争状態（対米戦争または台湾独立阻止戦争）状態を指し、それ以外の平和時期と適用戦略を区分している。

同時に、上記地域ないし国家で生産された製品を市場であるアジア全域とアフリカ、さらには、ヨーロッパ地域へ搬出する際にも、台湾周辺海域を通過せざるを得ない。

具体的には、太平洋へ進出するには、船舶が日本の統治下にある宮古水道や大隅海峡、あるいは、台湾島南方とフィリピンとに挟まれたバシー海峡を通峡する必要がある。また、インド洋へ進出しようとするれば、東南アジア各国と領有権の主張が交錯する南シナ海を通過したうえで、さらに、シンガポール、マレーシア、インドネシアを沿岸国とするマラッカ海峡を通峡する必要があるのである。

そしてさらには、中国沿岸航路すら、中国大陸北部と南部を結ぶ航路は、否が応でも台湾海峡を通峡しなければならない。中国と外部世界を連結する海上交通路が、台湾が未統一状態である限り、他国の思惑によって中国による使用が容易かつ著しく制約されることになるのではないかという不安に直結するのである。

こうした台湾の地政学的特徴は、台湾が中国近海のシーパワーの要であるという中国人の意識に接続する。つまり、彼らにとって台湾は、中国大陸の海上障壁であり、中国の海上運輸の重要な要衝であり、中国の海防システムの中心なのである¹²⁸。

さらに、台湾島を中心に北には南西諸島から日本列島が連なっている。また、南にはフィリピン群島から大スンダ群島が連なっている。つまり、中国大陸は台湾島を中心として他国が領有する島嶼線によって包囲されるような位置関係にある。この地政学的現実、中国大陸の住人から見れば、あたかも台湾島を中心とした島嶼線による包囲・閉塞感を持つことが、ごく自然であると推察できる。とりわけ、中国がただ太平洋のみに面していることは、いくつかの海洋大国と異なり¹²⁹、それゆえに、中国が海洋事業、とりわけ全地球的海洋事業を発展させる自然条件は優勢にはない¹³⁰、と中国人に感じさせるのである。

こうした台湾の地政学的特徴は、中国の遠海シーパワーの支軸¹³¹であるという意義にも直結する。具体的には、台湾は中国が太平洋へ進出する門戸であり、

¹²⁸ 石家鈺『海権興中国』（上海三聯書店、2008年）113～114頁。

¹²⁹ 前掲『国家海上安全』411頁。

¹³⁰ 同上411頁。

¹³¹ 決定的な作用を及ぼす力・存在の意。

遠洋力量を投射する基点であり、島嶼線による封鎖という困難な環境から脱却する突破口¹³²なのである。すなわち、生存（国防活動）と富裕（経済活動）という中国の国家建設目的を達成する段階で、台湾は地理的中心に位置しているのである。したがって、台湾は、生存、発展、文化的復興という中国の3つの建国理念のうち、2つに対して極めて大きな地政学上の意義を有しているのである。そして、このことは、中国建国の理念達成手段としての経済発展努力が海洋に依存度を高め、また、国防正面が海洋へ移行している趨勢において、台湾の地政学的意義が中国の海洋戦略と個別にはなく有機的に接続することは必然と言えるのである。

② シーレーンの安全確保

中国と台湾との間の貿易に関して、表4-3のような統計がある。2010年を見る限り、台湾の中国への経済的依存度は極めて大きい。2008年および2009年を見ても、年々、台湾経済の大陸依存度が高まっている傾向は看取できる。つまり、台湾経済にとって大陸との経済的関係は、相互補完関係からひとつの経済圏に組み込まれ始めたとも言える趨勢なのである。

中国は、経済分野においては、1980年代後半から「中国経済圏」という構想を打ち出していた。「中国経済圏」は経済統合体であって政治統合体ではない。しかし、「中国経済圏」は「一国両制」構想と関係がないわけではない。中国と台湾の統一過程で「中国経済圏」は「一国両制」構想と両立できるだけでなく、その実現を促進する経済基盤になる¹³³ことが含意されている。大陸の経済発展とは、台湾統一の必要条件としての性格を包摂しているのである。つまり、経済的に大陸を台湾にとって不可欠要素とすることで、統一の基盤を構築することを目的のひとつとしていると言えるのである。

表4-3 近年における大陸・台湾間貿易の概要

	2008年	2009年	2010年
台湾の対大陸貿易貿易総額（億米ドル）	1,053.7（3.0%）	865.9（17.8%）	1,207.8（34.5%）
大陸への輸出	739.8（0.4%）	620.9（16.1%）	848.3（36.6%）
大陸からの輸入	313.9（12.1%）	245.0（21.9%）	359.5（28.9%）

（出典：『中国情報ハンドブック [2011年版]』から作成）

¹³² 前掲『海権興中国』114～115頁。

¹³³ 金泓汎『中国経済圏』（サイマル出版会、1995年）75頁。

他方、台湾住人にとって大陸との統一に際して、経済的保証が得られるか否かは大きな問題であろう。それゆえ、大陸は台湾にとって経済的に魅力ある存在でなければならなくなる。そのためにも、中国は経済発展を是が非にでも継続しなければならないのである。

いずれにせよ、中国が台湾統一、とりわけ平和統一を指向する限り、経済発展の持続的発展が不可欠な要件となる。その持続的発展を実現するためには、対外貿易を安定したものにしなければならないことは自明である。なぜならば、中国と台湾との国民社会段階での経済的格差が逆転しない限り、台湾に大陸との統一機運が高揚するとは考えにくいからである。

さて、2010年の統計によると、中国の対外貿易総額は2兆9,727億6,096万米ドルである。そのうち、中国大陸と陸地で隣接する国家および地域との貿易額は3,533億3,788万米ドル、その他の国家および地域との貿易額は2兆6,193億8,708万米ドルである¹³⁴。つまり、中国の対外貿易の約88%は、陸運以外の手段で行われているのである¹³⁵。この事実は、今日の中国の経済を支えているのは、海上輸送と航空輸送であるということを示している。そして、海上輸送も航空輸送も、海洋自体と海洋上空を利用している。また、上述したように中国は、インド洋と南シナ海を通過する輸送路に対外貿易の56%を依存している。したがって、中国が台湾統一の重要要件たる経済の持続的発展を実現するためには、海洋輸送路、とりわけインド洋と南シナ海の安定的利用が保証されなければならないことになる。

ところが、インド洋からマラッカ海峡を通峡して南シナ海を北上するシーレーンは、中国大陸沿岸地域の中中部および北部へ到達するためには、否が応でも台湾周辺海域を通過する必要がある。もしも、南シナ海北部または東シナ海南部において、同海域を通過するシーレーンが脅かされるような事態が生起すると、即座に中国対外貿易の56%が何らかの打撃を被ることになる。他の輸送経路に代替するにしても、設定には一定期間を必要とする。そして、コストの面でも相当の損失を覚悟する必要がある。そうなれば、中国の国家理念実現はもとより、核心的要件である祖国統一という事業も大きく危ぶまれることになる。

¹³⁴ 前掲『中国ハンドブック [2011年版]』462～463頁。

¹³⁵ ここでは、サービスおよび投資に関しては考慮から除外している。

こうした中国の発展の半分以上を制しているのが、台湾周辺海域の情勢なのである。畢竟、兩岸関係の現実および発展趨勢が示しているのは、台湾問題の安定は中国が和諧して安定した海上安全環境を構築できるかどうかに関係している¹³⁶ということになる。

上述した海洋安全環境構築、換言するならば、シーレーンへの脅威に対処するためには、海上戦闘力および法執行力のみならず、それらの活動を上空から防護する航空優勢を確保することが必須となる。その文脈において、台湾の港湾および航空基地が敵対的存在となる事態を避けることが、中国にとっての安全な海上利用には必要条件となる。

なお、上述した“台湾問題の安定”という状態には、2つの場合が想定される。1つは、大陸と台湾との関係が非統一状態で安定している場合、2つは、台湾が中国の一部として統一された場合である。そして、この必要条件を満たすためには、3つの場合が考えられる。

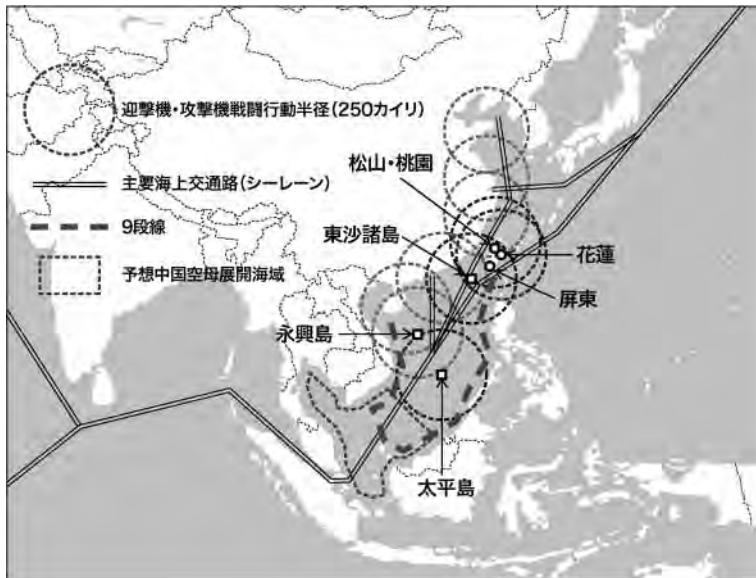


図 4-2 東アジア海洋圏におけるシーレーンと航空優勢圏

¹³⁶ 前掲「台湾問題與海上安全環境」219頁。

第1は、中台間の軍事情勢を含めた関係が、非敵対的安定状態である場合である。これは、おおむね現在の兩岸関係のような状態が該当するであろう。

第2は、中台間で台湾周辺海域の安定維持のための協力体制が構築された場合である。これは、中台関係が現状よりも、より統一に傾斜した場合、あるいは、中台間共通の重大なシーレーンに対する脅威が出現した場合が考えられる。

第3は、台湾が大陸に統一されて、中国の統治下に置かれた場合である。

いずれの場合も、図4-2に示した台湾本島の松山・桃園、花蓮、屏東各空軍基地および南シナ海中央部に位置する太平島航空基地が中国シーレーンの安全度向上に多大の影響を与える。つまり、これら現今で台湾統治下にある航空基地が、中国に協調的、あるいは、管制下にあるか否かは、中国のシーレーンに約250カイリ¹³⁷の空中援護圏が得られるか否かという、南シナ海北部から東シナ海南部に至る海域における中国のシーレーン安定度を大きく左右する要件となるのである。

したがって、中国にとって、経済的発展および国家生存という問題と台湾統一問題は分離しがたい関係にあるのである。台湾問題とは、台湾周辺海域におけるシーレーンの安定的使用を中心課題とする海洋戦略とは密接な関係にあるということなのである。そうした文脈において、現在の中国にとっては台湾を敵対的存在に追いやるよりも、むしろ協調的存在とすることの方が得策であると言え、鄧小平が提唱した「一国両制」方針は、中国の海洋戦略の健全性と完成度に大きく左右されるとも言えるのである。

③ 国防戦略上の拠点確保

中国の軍事的視点から台湾と海洋問題との関係を考察すると、2つの捉え方を設想することができる。第1は、台湾島および付属島嶼と周辺海域を攻勢的に捉える視点と、第2は、防御的に捉える視点である。

第1の捉え方は、中国が台湾の支配下にある島嶼周辺海域へ積極的に海上軍事力を背景とした各強制力を展開して活動させる状況である。具体的には、南シナ海北部および東シナ海南部海域において、強力な海軍力を背景として、中

¹³⁷ 空中給油なしの地上発進第3・4世代戦闘機の平均的戦闘行動半径を指す。長航続距離を有する海上哨戒機であれば、約1,000カイリの空中援護が期待できる。前者は、伝統的な国家による脅威に、後者は非伝統的脅威（海賊、海難、密輸、麻薬、テロ等）対処において大きな貢献が期待される。

国の同海域における管制権を掌握し、これにより同海域を通過するシーレーンの使用を中国の主動的管制下に置く態勢を確立することである。

もしも、そのような態勢が確立されたならば、その影響は、中国のシーレーン使用安全度の著しい高まりを実現するだけではない。たとえば、日本と韓国の90%以上の石油、中国と台湾の98%以上の石油輸入はこの海域を必ず経由しなければならない¹³⁸。仮に、中国が南シナ海の管制権を掌握する情勢が生じたならば、中国は、日本、韓国、そして台湾の石油搬入量のほぼ全量を管制可能となる。そうした事態下では、日本や韓国そして台湾が中国に対して政治的に主動的な対応をすることは著しく困難になろう。とりわけ、すでに経済活動の大陸に対する依存度が著しく大きい台湾が、もはや経済的には無論のこと、政治的にも大陸に対して自律的な主張を展開することはほとんど不可能となるであろう。

さらには、中華天下恢復事業の過程における中国にとっての最大のリスクとなり得るアメリカに関しても類似の事態が予想される。中国人民解放軍の分析によれば、太平洋で隔てられたアメリカも、毎年65%の戦略物資をこの海域を通過させている¹³⁹。したがって、台湾付属島嶼周辺海域を完全に管制下に置くということは、中国がアメリカの戦略物資の流通の3分の2を恣意的に管制可能とすることを意味していると言える。こうした事態が生じた場合、アメリカの選択肢は2つに限定される。

ひとつは、中国と妥協することである。他のひとつは、中国による同海域管制を打破するための行動を採用することである。

『孫子兵法』謀攻篇には、「およそ戦争指導の法則は、敵に国を挙げて屈服させるのが上策で、敵国を撃破するのは次善策である（凡用兵之法，全国为上，破国次之。）」、「計略をもって敵に勝ち、直接的交戦を経ることなく敵を屈服させることができこそ、卓越している中で最も卓越していると称することができるのである（不戦而屈人之兵，善之善者也。）」¹⁴⁰と述べている。

孫子兵法を信奉する中共と人民解放軍であれば、直接戦闘することなくアメリカという国家を屈服させて、自己の革命理念達成という勝利を目指すことは自然であろう。そうした文脈において、台湾および付属島嶼と周辺海域を制す

¹³⁸ 馮梁『南海問題與海上安全環境』前掲『中国的和平發展與海上安全環境』238頁。

¹³⁹ 管濤・姚立編著『中国戦区軍事地理（軍内発行）』（解放軍出版社、2005年）496頁。

¹⁴⁰ 劉春志・劉思起著『〈孫子兵法〉教本』（国防大学出版社、1995年）112頁。

ることによって、日本、韓国等近隣諸国と台湾の生存権を掌握する。そのうえで、東アジア地域において孤立したアメリカに中国の天下回復という理念を承服せざるを得なくさせることは、中華世界においては極めて至当な思考と言える。つまり、台湾および付属島嶼と周辺海域を完全に掌握してアメリカの戦略物資の流通に有形、無形の圧力を加え得る態勢を構築する。すると、アメリカを牽制して軍事介入の躊躇を強要できる可能性が高まる。こうした方法によって、戦わずしてアメリカに政治的・理念的妥協を強いることを中国は目指していると考えられるのである。

近隣諸国の生存権を掌握し、アメリカの国家活動に多大の影響力を行使するためには、現在の中国統治下にある陸地と島嶼を拠点とするだけでは、南シナ海北部と東シナ海南部へのコントロールは十全とは言い難い。なぜならば、現状において、中国は南シナ海中央部、バシー海峡、そして日本の南西諸島周辺海域において航空優勢圏の空白が生じているからである。

しかし、現在台湾の統治下にある太平島が中国の随意に直接・間接的に使用できるようになれば、同島を中心とする半径 460km (約 250 カイリ) にわたって航空優勢圏は拡大する。そうなれば、中国の南シナ海全域とシーレーンへの管制力はより広範囲に及び、かつ、濃密となり強固となる。また、台湾本島が中国の随意に使用できるようになれば、フィリピンはもはやバシー海峡に関与することがほとんど不可能となる。日本といえども、台湾本島北部の航空基地使用が中国の随意になれば、宮古水道全域が中国の航空戦闘行動圏に入り、同水道に対する日本の管制力は半減する可能性が高まるのである。

そうした文脈からは、中国にとって、台湾統一という事業達成には長大な猶予は与えられていないと推察することができる。

さて、中国が上述したような「全国」と「不戦而屈人之兵」を追求しても、台湾及び付属島嶼と周辺海域の中国による完全掌握という事態をアメリカは武力を用いてでも阻止ないし打開しようとすることも考慮に入れざるを得ない。これが第2の捉え方である防御という視点である。

こうした中国の軍関係識者の論説をまとめると、21世紀における中国に対する軍事的脅威は海上から来襲し、その主体は覇権主義、すなわちアメリカであるとの認識が明示されている。そのアメリカによる軍事的脅威に関して、ICBMによる核戦争は、中国もICBMを保有し、SLBMも運用可能である以上、さほど考慮に入れる必要はないであろう。問題は、巡航ミサイルと空母打

撃群（CSG）である。

まず、巡航ミサイルの問題である。アメリカの巡航ミサイルの射程は、約3,000km（1,620カイリ）である¹⁴¹。中国の意志決定システム（政治・軍事指導者、指揮通信施設等）や早期警戒・防空システムを緒戦において、瞬時に破壊されてしまうことが最も危惧される場所であろう。中国の国土が如何に縦深性を有していようが、現在、北京に所在する戦争指導システムは他の代替を許すことができない。そうすると、北京の戦争指導システムは新疆ウイグル北西部やチベット西部へと避難する必要が生じる。

他方、アメリカは上陸侵攻（STOM）を想定する場合、海兵遠征旅団（MEB）を作戦命令の発動から7日から10日以内に作戦海域シー・ベースを構築し、上陸侵攻作戦の開始に備えることが要求されている¹⁴²。そうであれば、中国としては、アメリカの武力行使意志が確認されてから最低でも7日間は、巡航ミサイルの発射を阻止し、また、MEBが中国近海でシー・ベースを構築するこ

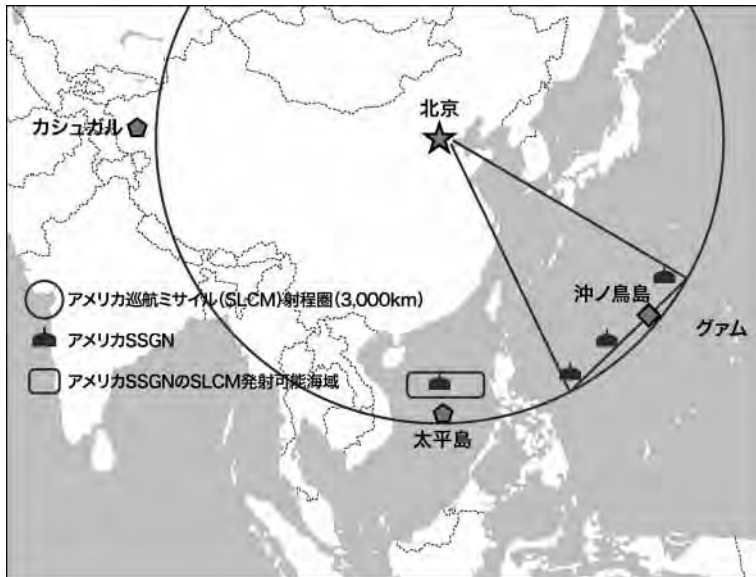


図 4-3 巡航ミサイル射程圏（北京中心 3,000km）と海洋

¹⁴¹ アメリカの最新型巡航ミサイル「タクティカル・トマホーク」の射程は約 3,000km である。

¹⁴² 河津幸英『図説 アメリカ海軍の超戦艦 & 有事作戦』（アリアドネ企画、2008 年）88 頁。

とを拒否しなければならなくなる。

この要求を満たすためには、北京を中心とした半径 3,000km の巡航ミサイル射程圏内に発射プラットフォーム、とりわけオハイオ級 SSGN の事前侵入阻止が必須となる。この巡航ミサイル発射圏の外縁付近に沖ノ鳥島と太平島が存在している。台湾との関係で言えば、現在、台湾が支配する太平島北部に所在する水深の深い海域が SSGN の活動可能海域となる。したがって、太平島が中国の随意となるか否かで、対米戦争の緒戦における北京に所在する戦争指導システムと、巡航ミサイル搭載戦略爆撃機および長距離地上攻撃機進入阻止のための北京周辺防空システムの安全の明暗を分けることになる。

さらに、空母打撃群が中国から距岸 300 カイリまで接近すれば、その艦載機によって中国本土沿岸地域は空爆を被ることとなる。特に、爾後の作戦に大きな影響を及ぼすであろう内陸部に所在する指揮・通信・防空システムと弾薬・燃料施設に甚大な被害が発生する可能性が高くなる。そうなると、戦争指導システムが奥地へ避難しても、巡航ミサイルに対する相対的な縦深は失われることになる。

そのような事態を回避するためにも、第 1 列島線よりも外側において、空母打撃群の進撃を遅滞させることが望ましい。その際に、台湾本島北部の航空基地が中国の随意となっていれば、宮古水道へのパワープロジェクションはもとより、沖縄の嘉手納基地への牽制が可能となる。これは、中国の対米戦争において最も重要となる縦深確立に必要な時間を中国へ与えることになる。また、台湾本島東部航空基地が中国の随意となっていれば、現状に比べて約 740km (400 カイリ) の縦深を稼ぐことを可能とする。

こうした観点から、中国が台湾島を随意に利用できれば、アメリカとしても台湾攻略ないし軍事的無能化に多大の努力を傾注しなければならなくなる。それは、上述した中国への戦略的縦深確保に必要な時間を提供することにもなる。そうなれば、奥地へ避難した中国戦争指導部は、いずれは台湾島が陥落しても、中国本土へ上陸したアメリカ地上部隊を「人民の海」へ沈めることへ期待を寄せることが可能となる。これこそ、アメリカ軍部が、最も恐怖する事態

なのである¹⁴³。

以上の考察から、中国がアメリカとの間の軍事的リスクを考える以上、台湾島および付属島嶼とそれら周辺海域が、敵対的空間であるか、それとも随意に利用できる空間であるかは、死活的問題となることは容易に推察できる。このように、台湾島および付属島嶼を拠点とした周辺海域を掌握できるか否かという軍事海洋戦略上の得失と台湾問題は不可分の関係にあると言うことができるのである。したがって、中国の台湾独立反対の動機には、対米戦略上における台湾の軍事的価値が、自己に有利に作用するか、それとも決定的に不利に作用するかという国家生存に接続する問題も包含していると言えよう。

以上の考察から、国家生存の要石となる台湾および付属島嶼は、平時においても戦時においても、中国が自身の中華天下の恢復という理念的目的を達成することを放棄しない限り、いかにしても統一する必要がある、ということを理解できるである。そこにこそ中国の海洋戦略における台湾の意義のひとつが存在していると考えることが至当と言えるのかもしれない。

5 天下と中国の海洋問題

第4節まで、普遍性と無限性を備える世界統治理論方式としての天下を恢復するという理念を成就するために構築された中国の国家建設理念、国家戦略、海洋および海軍戦略の接続性を整理し、その流れの中で台湾とその周辺海域が備えるいくつかの意義を考察してきた。

さて、中国の長期的戦略目標は「中華民族の偉大な復興を実現する」ことであり、それを裏付けるための中短期的戦略目標は、中国国内の現代化建設に有利となる平和的な国際環境を維持擁護し造営することと定められていることを1-(2)項で確認した。現代化建設を実現するためには、経済利益を確保、獲得する必要がある。さらに、それを具現化するために国家の発展戦略が策定されていることは、すでに論じたとおりである。

海洋においても、管轄海域の資源および公海と国際海底の資源開発が構成す

¹⁴³ アーネスト・メイは、元コロンビア大学政治学教授ヒルズマンの「アメリカはアジアの地で二度と限定戦争を戦うべきではないというのが、統合参謀本部の合い言葉であった。……」という回想を引用して、「軍部が朝鮮の「教訓」を誇張しているのではないかと考えて、政府内の文官たちは、朝鮮の「教訓」に触れるのを差し控えていた。」と論じている。これは、ベトナム戦争にアメリカが介入を検討している時期の出来事である。(アーネスト・メイ『歴史の教訓—アメリカ外交はどう作られたのか—』(岩波書店、2004年)143頁。)

る各種海洋産業を重要な内容とする海洋経済利益の確保が重点として定位していることは事実である。そうした中国の発展戦略に基づく海洋経済利益の追求が、20世紀末以降における海洋進出の動機と外部から見なされることは首肯されることである。

ところが、経済的動機のみでは説明しきれないことはこれまで論じたとおりである。中国における近海海洋漁撈は“ゼロ成長”戦略を継続しておこない、海洋捕獲量は2000年の水準を基本的に維持している¹⁴⁴。このことは、中国において海洋水産物に対する国民の需要が顕著に増大していないことを暗示している。

また、近海石油ガス採掘に関しては、2010年には、中国海洋石油総公司の近海石油ガス生産量は6,494万トン¹⁴⁵であるが、石油・天然ガスのエネルギー総消費量6億7,600万トン¹⁴⁶に占める割合は9.6%に過ぎない。つまり、中国が近隣諸国との間で抱える海洋紛争は、必ずしも資源争奪が主要原因とはなっていないことを示唆していると言える。

確かに、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、日本、韓国、北朝鮮との間で、しばしば漁民同士の争いや石油鉱区設定に関する論争が発生している。しかし、上述したデータを見る限り、中国以外の周辺国にとっては最重視される漁業および石油・天然ガス問題が、中国にとっては必ずしも緊要な問題にはならないことを示しているのである。畢竟、中国にとっての近海における周辺国との紛争の主因は、他の問題に求めるのが適当であるということになる。そこで、再度、中国にまつわる海洋問題に対して、軍事的側面からの考察を試みることにする。

中国にとって最大の脅威を構成するアメリカ空母打撃群や巡航ミサイル発射原子力潜水艦への対処には、平戦時を通じたひとつの不可欠の活動が存在する。それは、海洋調査活動である。

潜水艦を運用してアメリカ空母打撃群へ攻撃を敢行するにせよ、アメリカの巡航ミサイル発射原子力潜水艦を掃討するにせよ、北京を中心とした半径3,000km圏内の海域調査を実施して、必要なデータを集積しておくことが必要である。また、中国の最小限核反撃能力のひとつである戦略ミサイル原子力潜

¹⁴⁴ 高之国主編『中国海洋発展報告（2012）』（海洋出版社、2012年）195頁。

¹⁴⁵ 同上197頁。

¹⁴⁶ 前掲『中国情報ハンドブック [2011年版]』308頁。

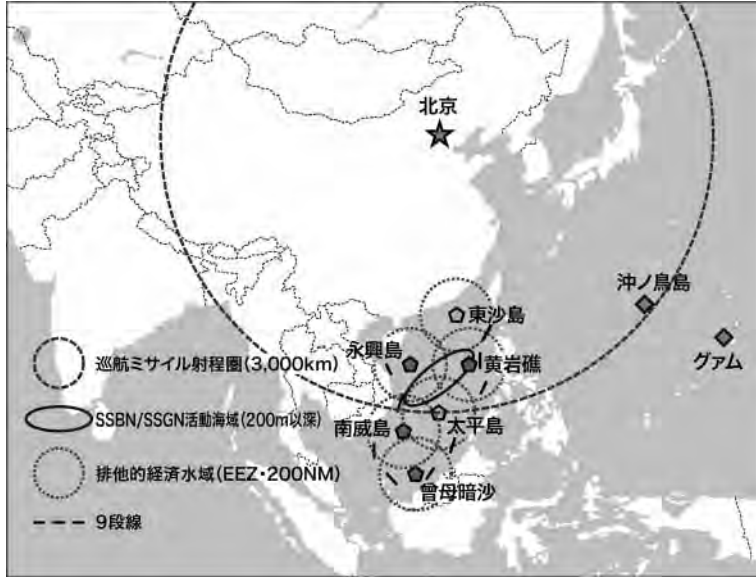


図4-4 南シナ海のEEZとアメリカ潜水艦活動予想海域

水艦 (SSBN) + 潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) を運用するにも、中国近隣海域における海洋調査活動は不可欠である。しかも、潜水艦戦および対潜水艦戦に必要なデータは、1回限り収集するだけでは実用に耐えない。少なくとも、季節ごとに全海域のデータを長期間にわたり継続的に収集しておく必要がある。したがって、中国としては随時随意的な所要海域における海洋調査を阻害する要素は非常に好ましくない。

こうした中国にとって好ましくない要素を南シナ海において除去するためには、9段線内は中国が海洋調査を随意自由に実施できる排他的海域にしておくことが望ましいのである。

一般的に、EEZ・大陸棚における軍事調査に関して、同種調査活動に対して沿岸国の同意を要求する主張の根拠は乏しいと考えられる¹⁴⁷。他方、国連海洋法条約第246条において、沿岸国は、EEZ・大陸棚における「科学的調査を規制し、許可し及び実施する権利を有」し（同条1項）、それらの科学的調査は

¹⁴⁷ 酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎『国際法』（有斐閣、2011年）238頁。

「沿岸国の同意を得て実施」される（同条2項）¹⁴⁸ ことと規定されている。同時に、沿岸国の主権的権利対象である「資源探査」は、沿岸国の同意なしには他国はなしえない（第56条・77条）。ただし、国連海洋法条約は、「専ら平和的の目的で、かつ、すべての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的」の調査を科学的調査と位置づけており（第246条3項）、調査目的を基準としている。ところが、潜水艦戦および対潜水艦戦実施に必要な海底地形・海流・海水温度等の具体的調査内容は科学的調査と重なりうるために区別しえない¹⁴⁹。そのため、行われている調査の目的・内容を調査船舶の外観から判断することは困難であり、査察員の乗船制度（第249条1項(a)）が、沿岸国の監視機能を担うかたちで運用されることもある¹⁵⁰。

こうした国連海洋法条約における海洋調査の規定によって、中国は南シナ海全域をEEZで覆わなければ、ASEAN沿岸国が主張するEEZとの重複部分で軍事目的を秘匿しながら軍艦以外の艦船によって海洋調査を実施する以上は、上述した国連海洋法条約における制限を受けることになる。

また、軍籍にある艦船によって重複部分で海洋調査活動を実施することの正当性を主張するならば、それは、中国が自国のEEZとして主張する南シナ海および東シナ海におけるアメリカ等外国海軍艦船による同種の活動を容認しなければならなくなる。そのような事態は、現時点において圧倒的な技術・経験の蓄積を有するアメリカの優位を受忍することと同義となってしまふ。こうした事態は、上述した中国の海洋および海軍戦略にとって許容しがたい。

そうした事態を回避するためには、上述した北京を中心とした半径3,000km圏内をすべて自国のEEZとできることが望ましいことになる。こうした目標を達成しようとするれば、中国は、いわゆる“9段線”をすべて“中国の海”としなければならなくなる。ここに、中国の南シナ海における9段線を基準とする各島嶼に対する領土主権主張の思惑のひとつを看取することができる。

また、東シナ海において、中国は、日中中間線を認めず、太平洋上の沖ノ鳥島を島嶼として認めない姿勢を崩さない。上述したように、アメリカの巡航ミサイル射程圏の外縁付近に沖ノ鳥島が存在することは、中国の国防的観点から

¹⁴⁸ 前掲『国際法』237頁。

¹⁴⁹ 同上238頁。

¹⁵⁰ 同上238頁。

すれば、極めて深刻な問題である¹⁵¹。

上述したように、南シナ海におけるアメリカに対する顧慮からも、中国は、軍籍にある艦船による海洋調査には大きな制約が伴う。沖ノ鳥島がEEZを構成する島嶼としての地位を保持すれば、こうした制限を負う中国は海洋調査活動実施の少なくとも6か月以前に日本に対して事前通告する必要が生じる。さらには、日本側の要求があれば、海洋調査活動を実施する船舶に日本の査察要員を乗船させる事態が生じることも考えられる。そうなれば、中国が潜水艦戦および対潜水艦戦実施に必要な海洋データを随時随意に実施することは困難となってしまう。そうした制約を軽減するためには、沖ノ鳥島が島嶼であることを中国は認めることはできなくなるのである。

東シナ海における日中中間線を中国が頑迷に拒絶するひとつの原因も、軍事的観点から思考すれば理の当然と云うる。

東シナ海において、潜水艦が有効に活動できる海域は、すべて日中中間線よ

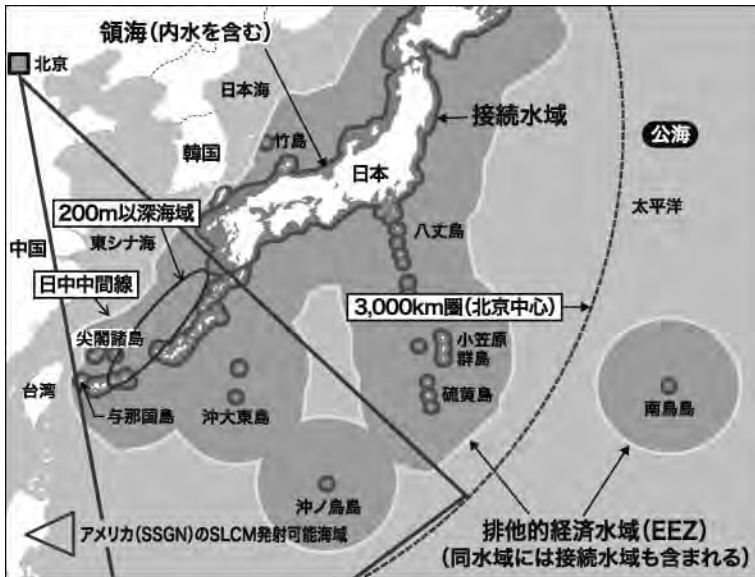


図 4-5 日本近海における EEZ とアメリカ潜水艦巡航ミサイル発射海域

¹⁵¹ <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/image2/ryo> から作成。

りも日本の南西諸島寄りに存在する。もしも、中国が日中中間線を容認すれば、中国は、アメリカの空母打撃群攻撃に最も有効に対処し得る潜水艦部隊に必要な海洋データを随意・随時に収集することが困難となってしまう。それは、アメリカを念頭に置いた国防的観点からすれば、致命的とも言う。そうして文脈から、日中中間線および海洋調査に制約を課する基点となる尖閣諸島の日本領有を容認することは、受容しがたい選択肢となるのである。

中国が、南シナ海における9段階で囲まれた海域への領有権主張と、東シナ海および太平洋における日本に対する非妥協的かつ理不尽な主張は、軍事的動機のみを求めることは適切ではない。しかしながら、逆に経済的動機、とりわけ海底資源や漁業資源に中国の姿勢の原因を求めると、大きな論理上の空白が生じることは、すでに論じたとおりである。

中国が国家の生存をすべての前提と考へ、その達成手段としての軍事闘争を重視していることは中国も認めるところである。また、理念成就の過程における覇権主義、すなわちアメリカとの間の軍事闘争を念頭に置いていることはすでに見てきたとおりである。したがって、ここに軍事的視点を基軸に思考を進めるならば、中国が自身の理念を達成するためには、上述した各海域での主張において頑迷に譲歩しない理由を無理なく理解できるのである。

畢竟、中国の生存と尊厳とを保証する富強な国家を築き上げ、その基礎の上に中国的価値観と秩序観とが認知される世界を建設¹⁵²する、すなわち天下を恢復のために海洋を媒介とする経済活動の持続的発展と、中華天下の中核たる国家の防衛のために海洋において脅威を抑止し、撃滅することが追求されていると考えることができるのである。したがって、中国にとっての海洋問題とは、単なる経済的利益の資源の場であるだけではなく、天下恢復という理念成就の重要なステージであると位置づけるのが適切であるように思考されるのである。そこには、19世紀中葉以降の屈辱的天下喪失の原因が、海疆防衛を疎かにした結果であるとの歴史的認識が中国の指導者層において継承され、共有されているところに、中国の海洋問題における外部世界にとっての不可思議で頑迷な言動の根本的原因を求めるともできるのである。

¹⁵² これが、胡錦濤が提唱したいわゆる「和諧世界の建立」の実体である。

むすびにかえて

中国のさまざまな言動は、比較的論理的に構築された国家段階における全体の枠組内の各戦略に基づいていることが、本章の論述によって多少は明らかになったかもしれない。そうであれば、外部世界にとり不可解な中国の各種行動も、彼らなりの論理性を具備していることが理解できよう。ただし、この枠組の頂点に論理性の起点たる“理念”が存在していることは見逃すことができない。そして、その理念には、中華天下という概念が中心に位置していることが重要であると思われるのである。

中国にまつわる海洋問題は、畢竟、中国の歴史に根ざす“中華天下”の恢復、換言するならば、中国的世界観、秩序観、価値観を外部に認知させるという近代中国革命を成就させるための重要な一手段にすぎないという視点を本章は提示したつもりである。別の表現をするならば、海洋問題についても、そこには中華天下恢復という理念に向けて、政治、外交、経済、文化、社会という分野が横断的かつ有機的に関わっている。特に、それら各分野の活動を保証する手段として軍事が重視されている事実は直視されるべきであろう。

このように“天下”という概念が介在する限り、“台湾統一”や“台湾独立阻止”という現状を攪乱するとしか外部から認識されない行為も、当事者である中国にとっては、“世界の安寧”を完成させるための行為であることになってしまうのである。

中国の政治現象とは、中共というハブの周りに伸びるスポークのような構造になっているのである。この車輪のような構造をした中国の政治が回転すると、接地して最も圧力がかかったスポークを中共というハブを通じて、各スポークがこれを支えるという現象が循環していると見なせる。そして、このハブは中華天下の恢復という材質で作られていると言えるのかもしれない。

こうした中国政治現象の構造を正確に理解して念頭に置く努力を欠くと、あたかも「群盲象を撫でる」がごとき全体観を欠いた議論に終始することになるであろう。その結果、中国への無用の危惧と摩擦を惹起し、危険な油断と幻想に自ら落ち込み、そして、無駄な物理的、精神的力量を使い果たして、我が道を歩む中国に翻弄されるというのが、今日のアメリカや日本の姿であるように直感されるのである。

以上見てきたように、中国のエリートが政治行為において思考し行動する場

合、理念達成——彼らは“原則”とも言う——に収斂するように、利益、戦略目標、戦略、政策、方策（戦術）、行為という順に思考の枠組を構築されているのである。それは、あたかもロシアのマトリョーシカ人形のごとく、各分野において類似の思考プロセスが反復されるのである。その最終的形態が、彼らの各種政策なのである。そして問題は、我々がしばしば、思考の末端に位置する政策にのみ目を奪われがちであるという点なのである。

なお、ひとつの問題において、ある状況とある時期において、中国は敵にも協力者にもなる存在であると認識する必要があるが各国とも必要であろう。状況とは、地理的關係や第三国との關係を指す。そして、時期とは、中国が中華的天下を恢復するという遠大なプログラムにおける定位を指す。なぜならば、中国自身が外部世界との關係をそのように理解しているからである。

海洋における秩序規範のひとつとみなされる国連海洋法条約も、欠陥があるからこそ中国の理不尽ともいえる主張を退けることができず、行動を抑制できないのである。また、南シナ海において、沿岸關係諸国間でも、現時点では表面化していない潜在的対立点が存在している。それは、現行規範のひとつである国連海洋法条約も、再検討して変更しなければならない点が存在することを示唆しているといえよう。

したがって、現状に適合しないルールは変更しなければならないという中国の主張は一面では正しい。また、中国もひとつの主権国家である以上、発展を希求し、それに伴って海洋に進出する権利を有しており、それを否定したり妨害したりすることは公平性に欠ける行為であろう。

問題なのは、中国の言動の“作法に欠ける品位のなさ”と“歴史に基づく過剰な自己憐憫”という心理に起因する尊大さと不遜さなのではなからうか。これは、文化と歴史に起因する意識の問題なのである。自己が不愉快なことは他の存在も不快であり、中国のみが憐憫に値する苦難の過去を経験したわけではないということを中国人が感得するまで、海洋問題に限定されない中国にまつわる紛争は絶えることはないであろう。

東アジア海洋圏で生起している多くの紛争の中核に中国が位置していることは間違いない。しかし、この中国にまつわる問題は、上述したように制度や規範といった社会科学の範疇に属する手法のみでは解消不可能なのである。要するに、世界は中国の立場を理解し、彼らの主張を一蹴することなく、同時に、中国人に世界共通の“慎み”という觀念の必要性を感得させる努力しなければ

別表 南シナ海諸島関連諸国行動年表（1909～1950年）

西暦	中華民国 中華人民共和国	ベトナム/フランス	フィリピン
1909	3月21日：南広総督、西沙群島奪取地設置 4.18：甘泉島等調査 * 15島嶼に命名、主要島嶼に国旗掲揚		
1920		9.20：三井物産、仏インドシナ海軍長官宛て勅 風照会	
1921	3.30：広東民政長官、西沙群島を海南島南限支 片編入案表 * 決定は3.11 4.2：西沙群島の広東省編入公表		
1927		9月：日本政府による西沙群島への仏占有権否 定発言	
1931		12.4：民国政府宛、西沙群島の仏権益主張	
1933		7.19：南沙群島9島嶼領有告示 → 民国政府抗議	
1938		3.1：日本による西沙群島占領	
1945	12.12：台湾気象局、永興島に国旗掲揚、接收	5月：西沙群島占領 * 9月に撤収	7.23：南沙群島の国防範囲への包含宣言(外相 声明)
1946	9.12：東沙群島を日本から接收 11.9：西沙群島を日本から接收 12.12：南沙群島を日本から接收 * 太平島、中業島、双子島、南風島、南朝島等		
1947		1.9：外務省、西沙群島のベトナム領声明 1.13：中国の西沙群島駐留に正式抗議	

1947	<p>1.16: 西沙・南沙群島建設実施会議開催 * 海南行政特別区設置決議 →西沙・南沙群島編入決議</p> <p>1.19: 政府、在南京大使館へ西沙群島主権通告</p> <p>1.29: 華公超外交部次長、西沙群島の主権声明</p> <p>4.1: 海南行政特別区、正式成立</p> <p>4.14: 南海領土範圍決定(曾市暗沙を南端)</p> <p>* 内政部、西沙・南沙諸島各島嶼に命名、公布</p> <p>9.4: 内政部、南・西・東・中沙群島の広東省編入公表 →いづれの国からも抗議なし</p> <p>12.1: 政府、『南海諸島新旧名称対照表』公布</p>	<p>1.17: 軍艦トシケン号西沙群島派遣 * 永興島駐留国府軍に撃退され、珊瑚島占領 →21日、王世杰外交部長の西沙群島主権声明</p>	
1948	<p>4.13: 在比公司、比外務省宛に太平洋島の中国領土通告</p> <p>6.6: 海南特区行政長官公署組織条例公布 * 東沙・西沙・中沙・南沙群島の大小島嶼・礁・沙・暗礁を言及</p> <p>6.8: 南沙群島管理処廃止</p> <p>9月: 西沙群島駐留軍、台湾へ撤退</p>		4.12: クロマヤ海洋研究所長、太平洋探検
1950	<p>5.15: 人民解放軍、永興島進駐</p> <p>5.19: 北京政府、比大使館送言(5.17)に抗議(主権声明)</p> <p>8.15: 北京政府、南海諸島の広東省編入(周恩来声明)</p>	<p>4月: 永興群島再占領</p> <p>10.14: 仏政府、西沙・南沙群島の主権を題に委譲</p>	5.17: 大統領、南沙群島占領報告を発表

(州野史『南海諸島紛争史』から作成)

ならないということである。

その過程において、何が中国にとっての“利益”であり“不利益”であるのかを正確に理解し、それらが中国の“理念”といかに接続しているのかを把握することが、中国と向き合ううえで極めて重要である思考されるのである。

ともすると、社会科学的視点と人文学的視点とは別次元で扱われ、相互が接続していない傾向がある。しかし、中国という特殊な“理念”を堅持し続ける客体と向き合ううえでは、両者を融合したアプローチが必要となるように思える。畢竟、中国の何が可変部分であり、何が不変部分であるかを中国人の視点と論理・思考に立脚して理解、把握することこそが、国際社会において中国の諸現象へ効果的に対応する要訣であると思われるのである。

(川中 敬一)

第5章 新たな海洋秩序に向けて

—安全保障環境の安定化のための羅針盤—

1 世界益と国防の狭間

あらためて述べるまでもなく、東アジア海洋圏は、世界の政治、経済、安全保障の面において死活的に重要な意味を持っている。東アジア海洋圏を通るシーレーンの安定的利用はグローバル経済の発展のために不可欠な世界の共通益である。しかし、そこには島嶼の帰属や国家管轄海域の境界をめぐる厳しく出口の見えない国家間対立があり、安全保障環境が極めて不安定化し、武力衝突の危険性すらはらんでいる。加えて、東アジアの海域は、地域の諸国にとっては国防の最前線であり、大国にとっては地政戦略的な要衝でもある。

東アジアの当事国は、ともすれば隣国との紛争への対応に囚われがちになり、また中国など海洋における利権や島嶼問題を高揚するナショナリズムに結びつける国もあるが、域外の諸国は、東シナ海や南シナ海が安全で開かれた海域であることを望んでいる。中国は、南シナ海を「中国にとっての“核心利益”である」とするが、グローバル経済の安定的促進の面から見れば、南シナ海を通るシーレーンは「世界共通の“核心利益”」なのである。しかし、国家戦略としてみれば、世界の“核心利益”をコントロールする、つまり、ここでは、東シナ海や南シナ海を必要に応じて排他的な海域とすることのできる軍事力を持つことは、一国の防衛戦略のひとつとして当然考えられることであると認識しなければならない。国家経済の視点から死活的に重要な海上交通の舞台となる海域において、有事に他国の利用を排除することは、戦略的攻勢の面のみならず、侵略の抑止の面からも、効果的な作戦となるからである。

さらに地政学的にみれば、海洋進出を活発化させる中国にとって、南シナ海と東シナ海は海軍力の玄関口として極めて重要な海域となる。2006年に、ジョンホプキンス大学のSAISレビューに“China’s Caribbean in the South China Sea”（「南シナ海、中国にとってのカリブ海」）¹と題する論文が掲載されたこと

¹ James. R. Holmes and Toshi. Yoshihara, “China’s Caribbean in the South China Sea”, *SAIS Review*, John Hopkins University, vol 26, no.1, 2006.

がある。中国の海洋進出をアルフレッド・T・マハンのシーパワー論と対比させ、中国にとっての南シナ海はアメリカにとってのカリブ海であり、中国は南シナ海を足掛かりにしてシーパワーを拡大していく、と論述したものである。マハンは、カリブ海の制海の必要性を説いた²。事実、アメリカの海洋進出はカリブ海から始まっている。東から西への開拓を終えたアメリカにとって、カリブ海は旧大陸、つまりヨーロッパ世界に対する防衛海域であると同時に、アメリカ大陸から世界の海に乗り出すための橋頭堡となる海域となった。マハンの理論に沿ってカリブ海にシーパワーを掌握したアメリカは、次いでパナマ運河を開通させて太平洋への進出口を確保する。カリブ海はアメリカのグローバルパワーの出発点となり、それはモンロー主義の終焉を意味するものでもあった。中国にとって、外洋への出口は東シナ海と南シナ海があるが、東シナ海には日米同盟の力が及んでいることから、マハンであればまず南シナ海を押さえることを提唱するであろうと解説している。しかし、そうであろうか。

第2章で示したように、中国海軍部隊は、西太平洋に進出する場合、東シナ海から沖縄本島と宮古島の間を通ることが多い。北に台湾、東にフィリピン、南にインドネシアが位置する南シナ海は、米軍と対峙することを想定した西太平洋への進出にはチョークポイントが多過ぎる。この意味からも、中国にとって台湾との関係は極めて重要である。台湾は、大陸から太平洋へのシーレーンの正面に位置しており、玄関口ともなれば障壁ともなる。中国にとって、台湾問題がある限り、南シナ海から西太平洋への展開には、作戦を立てる上で不確定要素が多過ぎる。このように考えると、アメリカにとってのカリブ海は、中国にとっては東シナ海となるはずである。

中国が第2章で示したようなA2/AD戦略を採用すると、東シナ海と南シナ海がAD作戦海域に、第1列島線と第2列島線との間の海域がA2作戦海域になるであろう。A2作戦海域は、一方で、中国海軍が東・南シナ海から外洋にシーパワーを延伸するためにシーコントロールしなければならない海域ともなる。東シナ海から西太平洋への玄関口に位置する尖閣諸島は、海軍戦略上極めて重要な意味を持っている。

インド洋への展開はどうであろうか。南シナ海からマラッカ・シンガポール海峡を抜けなければならない。軍事的に見た場合、このチョークポイントはア

² アルフレッド・T・マハン『海軍戦略』外山三郎解題（原書房、1978年）129-131頁。

アメリカが握っており、中国にとっては、まさに“マラッカジレンマ”である。軍事的に見た場合、中国にとって東シナ海の重要性は極めて大きなものがある。

東シナ海と南シナ海の海域の安全保障環境の安定化の鍵は、世界益と軍事戦略のギャップをいかにして埋めるかにある。

2 共有と共存：その限界

東アジア諸国が防衛上重要であると認識する東シナ海と南シナ海において、いかにして安全保障環境を安定化させ、シーレーンの安定を確保するか、これは、東アジア諸国のみならず国際社会全体に共通のアジェンダである。本章の目的は、この共通のアジェンダへの取り組みに道を開くことにある。

さて、ソビエト社会主義の本質を冷徹に読み解き、自国に対し外交政策のあり方を示唆した戦略家と言え、ジョージ・ケナンであろう。1947年にジョージ・ケナンが『フォーリン・アフェアーズ』に投稿した論文「ソヴィエトの行動の源泉」³は、冷戦時代を通してアメリカに“対ソ連封じ込め”という基本戦略を提供することになった。ただ、ケナンは「ソヴィエト共産党は、資本主義世界と社会主義世界とは対立するものであり戦争は不可避であると考えているが、内部に潜在的な欠陥を抱えており、辛抱強く社会主義を封じ込めておくことが肝要である」と述べており、必ずしも軍事的封じ込めを提唱してはいない。朝鮮戦争の勃発した1950年、ケナンはシカゴ大学で講演し、「ソヴィエトとの戦争はあり得ず、政治的手段による社会主義の封じ込めが必要である」と説いており、むしろ軍事的対立構造を作ることに反対していた⁴。それでも、“戦争不可避論”が軍事的対立を生みだし、冷戦が形作られた。大国の政治はケナンの提唱に逆らい、40年以上に及ぶ冷戦の時代を作った。しかし、それでも、ケナンの識見が卓越したものであったことに疑う余地はなく、西側陣営が冷戦に勝利したこともまた事実である。

いま、台頭する中国の経済力、資源・エネルギーを求めての海外への進出、ナショナリズムに後押しされた外交そして軍事力が、世界の安全保障環境に大

³ George F. Kennan, “The Source of Soviet Conduct”, *Foreign Affairs*, July 1947. 当時はミスターXとして投稿。

⁴ ジョージ・F・ケナン『アメリカ外交50年』近藤晋一・飯田藤次・有賀偵訳（岩波書店、2000年）を参照。

きな影響を及ぼしつつある。ケナンであれば、これをどのように読み解き、どのような提言をするであろうか。現下の東アジア海洋圏をめぐる安全保障環境を安定化させるための取組みは、ケナンの論理と冷戦時代の現実政治とを参考にすべきであろう。

ケナンは、ソヴィエトの行動原理が共産主義にあるとしてその本質を探っている。いま、東アジア海域の安全保障環境を流動化させている最大の要因は、中国の海軍力の急速な増強と海洋法令執行機関等の船舶による周辺諸国に対する高圧的な姿勢にある。それらは多分に、中国による海洋資源に対する主権の権利の獲得、国家管轄海域の基線を提供する島嶼の実効支配、そして中国独特の国境概念と国防観に基づく海軍力の展開への取組みから生じているものであり、言わば、中国の海洋安全保障戦略がなせるものである。本書は、第3章「東アジア海洋圏のパワーゲーム」と第4章「海洋をめぐる中国の戦略的構造－“天下”に抱かれる海洋－」で、中国の最近の動向とその海洋安全保障戦略に言及した。特に第4章の記述から、中国の海洋安全保障戦略は、「中国共産党の行動の原理」から生じており、それは、「中華思想の行動の源泉」に端を発しているとは言えないであろうか。つまり、中国共産党の行動原理、極言すれば、中華思想が、中国の海洋安全保障戦略、そしてさらには海軍や海洋法令執行機関の行動の源泉となっているという理論に辿り着くのである。

3 冷戦を終結させたもの

冷戦を終結させたもの、そのひとつとしてアメリカの海軍戦略が挙げられる。冷戦の時代の海洋をめぐる安全保障環境は、アメリカのシーパワーと、それを拒否するソ連海軍の対応によって形作られていたといえる。アメリカの空母機動部隊は、“海洋自由”のもとで、太平洋・大西洋の両洋に展開し、大陸部の近海でパワープロジェクション能力を誇示した。海軍戦略としての対ソ連“封じ込め”であった。太平洋においては、ハワイ、グアム、フィリピンそして日本に至るルートが、米海軍空母機動部隊の東アジア海域への進出とアジア大陸へのパワープロジェクションのための「Sea Lines of Communication (SLOC)」となっていた。

アメリカの海軍による対ソ“封じ込め”ラインがユーラシア大陸を取り囲むかのように伸びていくのに対抗して、ソ連もまた海軍力の拡張を目指した。ソ連がその海軍力を質量ともに著しく増強させたのは、デタントの時代といわれ

た1970年代を通してであった。1969年にニクソン政権が誕生し、いわゆる「ピンポン外交」を機にして米中接近が図られ、対米に加えて対中という二正面作戦を強いられることになったソ連は、平和共存路線への一時的変換を余儀なくされ、米ソの間も緊張の緩和する時期を迎えた。戦略核兵器において米ソのパリティーが生じ、アメリカではベトナム戦争の後遺症ともいえる価値観の喪失と“ミーイズム”があり、ソ連としてもヨーロッパにおいてNATOと対峙し、さらにアジアでは「チャイナカード」を突きつけられた形となつてのデタントであったといえる。そのようななかにおいて、ソ連海軍の増強は続いていた。ソ連では、フルシチョフ政権の時代に戦略核を重視する軍事政策のもとで海軍力は縮小されていたが、1962年のキューバ危機において、圧倒的なアメリカの海軍力の前で屈辱的な反転を余儀なくされて以降、海軍力の増強が図られるようになった。第2章で述べたように、当時のゴルシコフ海軍総司令官は『戦時と平時の海軍』を著し、「わが海軍は、核戦争から通常戦争までの各種の任務に対応できるバランスのとれた海軍でなければならない。自由に使用できる海軍力を持たない国家は大国の地位を保持できない」と述べ、国家繁栄のための海軍力の必要性を謳い上げた。ソ連海軍の兵力整備は、アメリカの空母機動部隊の展開を拒否する能力に重点を置いて進められ、世界の海軍史上類を見ないほどの大潜水艦部隊が作り上げられていった。ソ連海軍の潜水艦勢力は、1969年時点で、原子力攻撃型52隻、戦略核搭載型40隻であったものが、10年後の1979年には、原子力攻撃型が80隻、戦略核搭載型が91隻に増勢しており、これは年平均8隻の割で潜水艦を建造していった計算になる。当時アメリカの空母は13隻態勢にあった。単純に言えば、米海軍の空母1隻に6隻強の攻撃型原子力潜水艦を対応させることができたことになる。

デタントの時代を通じてのソ連の海軍力増強に危機感を抱いたアメリカは、財政と貿易の双子の赤字のなかにあってもなお、ソ連に対する新たな軍事戦略とそれを可能とする軍事力増強計画を打ち出していく。レーガン政権は、1981年1月に『同時多発戦略』、1981年3月に『新海洋戦略』とSDI、等々、新戦略を次々と発表し、そして1986年1月に、第2章で述べた、冷戦を終結に導いたとも言える『海洋戦略』を策定した。

『海洋戦略』は、海洋からのソ連封じ込めを謳った国家軍事戦略であり、平時の内から米海軍をソ連近海にプレゼンスさせ、緒戦をソ連の防衛圏において戦い、開戦当初から陸上の敵中枢部を破壊し、有利な形で戦争終結を企図す

るものであった。「海軍力を展開し、ソ連を一層北へ、一層奥へ、氷海に下にまで封じ込める」、がスローガンとなり、波打ち際までソ連を封じ込める作戦が練られていった。アメリカは、同盟国と共同して大規模な演習を次々と実施し、『海洋戦略』の実行能力をソ連に示した。1989年、マルタ会談があり、冷戦は幕を閉じていった。冷戦の終わりにはさまざまな要因が指摘されるが、アメリカの攻勢的な海軍力によるソ連軍事力の“封じ込め”戦略がソ連の軍事戦略を破綻させたことの事実は大きい。もちろん、日米同盟戦略がその礎としてあった。

さて、現在繰り広げられている海洋をめぐるパワーゲームがもたらす安全保障環境を安定化させる手段として、中国に対する軍事的封じ込めは有効であろうか。それを検討するには、冷戦期のソ連とグローバル化時代の中国との比較検討が必要であろう。

4 比較論：冷戦期のソ連とグローバル化時代の中国

冷戦時代の世界におけるソ連と、現在のグローバル化時代の世界における中国との間には、どのような共通点があり、どのような相違点があるのだろうか。

まず共通点としては、

- ① 政治体制が共産党独裁であること
- ② 地政学的には大陸国家であること
- ③ 軍が階級闘争による社会主義革命を目的として誕生していることなどがあげられる。

一方、相違点としては、

- ① ソ連が西側陣営との間に“鉄のカーテン”を引いていたのに対し、中国はグローバル化経済の重要な担い手であり、イデオロギーや政治体制上の対立構造を作っていないこと。
- ② ソ連が世界共産革命を目指したのに対し、中国は共産ドミノを求めていること。
- ③ ソ連が外洋への進出に慎重であったのに対し、中国は海洋での権益を追求していること。
- ④ ソ連と比較して、中国には世界で最も長く続いた帝国の歴史と中華思想があること。
- ⑤ 冷戦時代に比較して、国連や地域多国間枠組みが機能し、中国はこれら

に重要なプレイヤーとして参加していること。

などが挙げられる。

現代中国は共産党一党独裁の政治体制をとっているが、ソ連と違って社会主義でない国々との間に壁を作っておらず、経済的国境はむしろオープンである。これは、鄧小平等第2世代の政治指導者による改革開放路線に基づく経済発展戦略に沿ったものであるが、他方、中国特有の中華思想と国境概念がマッチしていることにもある。

中国歴代の帝国を“曼荼羅国家”と称する向きがある⁵。中華帝国における政治の中心地が天下国家の中心であり、帝国の力の及ぶ外縁を国境とする概念を言い表している。中華帝国の力が隣接国のそれと比較して大きければ、影響力を拡大し、その結果、地理的国境を超えて中華的国境が同心円的に広がっていく。異民族による元帝国や清帝国でも同じような国境概念が見られることから、これは中華思想であると同時に大陸国家の思想であるとも言えよう。ロシア帝国の東方拡大や南下政策、ソ連による東側陣営の構築にも同じものを見ることができる。中国は、東南アジア諸国連合（ASEAN）、ASEAN+3、ASEAN 地域フォーラム（ARF）などの地域的多国間枠組みに積極的に参加し存在感を示しているが、単に国際協調を模索してのものとは受け取れないことが多い。中華思想、つまり曼荼羅の拡大のように思えるからである。ジョージ・ケナンであれば、共産主義を封じ込めるのではなく、曼荼羅の広がり、換言すれば、“中国覇権ドミノ”を封じ込めることを提唱するかもしれない。ケナンは、ソ連という国家の内部問題、つまり社会主義の矛盾に気づき、内部からの崩壊が始まるまで辛抱強く共産革命のドミノを封じ込めることの重要性を指摘した。曼荼羅の広がり、つまり中国覇権の拡大を封じ込めるには、何が必要か。ケナンのソ連に対する封じ込め理論をそのまま適用すれば、現代中国が抱える内部問題、つまり国民所得の格差、共産党政治の正当性や一党独裁体制の固持のために蔑ろにされ勝ちな人権や報道・表現の自由、職業選択の自由の制限、それらが鬱屈して生じるデモや暴動といったものを改善できない、あるいは、放置できなくなり、中国自身が変革していくまで辛抱強く封じ込める、ということになる。では、具体的に何をどうやって封じ込めるのか。また、それが可能なのか。

⁵ 白石隆『海の帝国』（中公新書、2000年）48頁。

1917年のロシア革命によって誕生したソ連は、74年後の1991年に自壊したが、ソ連型社会主義の内部矛盾の解消は、ミハイル・ゴルバチョフ書記長による1985年からのペレストロイカとグラスノスチによって始まったと言えよう。冷戦は、その始まりと終わりを1945年のヤルタ会談から1989年のマルタ会談までとすると、45年間である。この冷戦の時代を通して、西側陣営が支障なく経済発展を続けながらソ連を封じ込めておくことができたのは、ソ連が“鉄のカーテン”を引き、かつ海洋に権益を求めなかったからではなからうか。ソ連と東側陣営は西側世界とは孤立しており、イデオロギーの相違が両陣営を分け隔てしていただけなのである。しかし、経済活動が地理的国境を越えて活発に行われるこの時代において、労働力と市場そして消費地を提供する中国を隔絶することは、世界経済に致命的な打撃を与えかねない。この経済活動のグローバル化の時代は、中華の国境概念の方が、近代主権国家の領域概念よりも合理的であると言えるのかもしれない。

ソ連も中国も、地理的には大陸国家である。ソ連は、隣接する国との間での漁業権をめぐる紛争を除けば、経済的権益を東アジアの海洋圏に求めて進出することはなかった。大陸国家であるとはいえ、中国には海洋権益を求めた時代がいくつかある。元の時代、南宋の水軍を手に入れて日本や東南アジアに進出したことがあり、また明の時代には鄭和が大艦隊を編成してインド洋からアフリカにまで遠征している。南シナ海には歴史的な権益があるとの中国の主張の根底には、「曼荼羅」的な中華国境が海にまで伸びていた時代を述べたものである。もちろん、そこには現代の国連海洋法条約で認められるべきものはなく、失った権益を回復したい欲望が見えるだけである。

2004年7月、中国の週刊新聞『眺望』に掲載された記事「海上逐鹿」⁶には、中国の海洋権益を覇権によって獲得する意志が端的に表現されている。「海上に鹿を逐う」は、明らかに「中原に鹿をおう」を捩ったものである。中原は天下であり、鹿は帝位である。論文は、「中国の国家利益の重点は海洋に移りつつあり、シーレーンは国家の生命線である」、「中国は今、台湾独立の危険、日本の海洋への政治的野心と日米による覇権獲得への動きといった危機に直面している」、「中国は、今こそ海洋に向けた進軍が必要である」とし、さらには「国際関係の角逐は制海権の把握に移っており、中国は強大な海軍を建設する必

⁶ 張曉峰、段延志、「海上逐鹿」『瞭望』（2004年7月）

要」があると述べ、海上権益をめぐっての覇権争いに戦略の重点を移すことの重要性を説いている。

「海上逐鹿」が掲載されて2年後の2006年12月、中国海軍の共産党代表会議で、胡錦濤国家主席は「中国は大海洋国であり海軍の能力を改善しなければならない」と述べ、中国が海洋国家であることを説いた⁷。中国は、地理的には大陸国家であるが、確かに、明の時代の鄭和のように国家の意志として海に乗り出した時代はあった。鄭和が永楽帝の命を受けて南海大遠征を繰り返したのは、ヴァスコ・ダ・ガマが喜望峰を廻ってインド洋に入った70年以上も以前のことである。現代地政学のハルフォード・J・マッキンダーは、英王立地理学協会における講演、「歴史の地理学的回転軸」のなかで、ユーラシア内陸部のハートランドから発するパワーに対抗するシーパワーの重要性を説いた。しかし、中国の海洋進出はハートランドのランドパワーの海洋への進出である。大陸国家と海洋国家が海洋を舞台として共存できるのか。地政学が新たな性格をもって再登場してきたと言えよう。

以上のように、現在の中国は、国家観とそれに基づく政治、国家発展のための経済政策や海洋への進出、また他国との関わりにおいて冷戦期のソ連とは大きく異なる。また、中国には古代帝国の時代から続く中華思想がある。冷戦期のソ連にとって社会主義が国家目的であったのに対し、現在の中国にとって社会主義は国家目的達成のための政治手段であるとも言えよう。そのため、イデオロギーの対立から自由主義陣営との間にカーテンを引いていたソ連と異なり、中国はグローバル化経済の大きな担い手となり、多くの国と密接な関係を構築している。このような違いを考慮すれば、冷戦期のソ連対したような、あらゆる面から共産主義の拡大を封じ込めるといった考えは有り得ない。内部崩壊を待つと言った考え方も、中国国内に内部矛盾は確かにあるが、グローバル化経済を進展させつつ共存し合うことを前提として国際協調を模索する現在の世界の流れには適っていない。

5 “選択的対峙”とアメリカの“アクセス戦略”

それでも、中国の海洋勢力圏の拡大が、海軍の艦船や海洋法令執行機関の船舶等による“力を背景”として遂行されており、関係する周辺国に対する国際

⁷ Reuters, December 27, 2006. <http://www.pincr.com>

常識を超えた高圧的な姿勢が安全保障環境を不安定化させていることは事実である。東アジア海域の安全保障環境を安定化するためには、中国の“力を背景”とした高圧的姿勢を“封じ込める”ことが必要であり、そのみを“封じ込め”の対象とすべきであろう。中国との経済的結びつきや地域多国間枠組みの機能を損なわずに“力を背景”とした高圧的姿勢を封じ込めるために、“選択的対峙”と“ソフトシーパワー”という概念が提唱される。“ソフトシーパワー”については次項で論述することとし、ここでは、“選択的対峙”について詳述する。

“選択的対峙”とは、中国との経済的関係を維持しつつ、パワーバランスを崩すような中国軍事力の増強と展開だけに歯止めをかけることである。方法論としては、防衛力による対応と抑止しかない。この“選択的対峙”のための防衛力による対応と抑止のあり方を検討する前に、アメリカの新たな国防戦略を分析する必要がある。

2012年1月5日、アメリカのバラク・オバマ大統領は、国防省で、新たな国防戦略『アメリカのグローバルリーダーシップの維持：21世紀における国防の優先事項』⁸を公表した。“新しい戦略ガイダンス”⁹として示されたこの新戦略は、アメリカの軍事力の優先順位を、過去10年間におよぶイラクとアフガニスタンでの戦争からアジア太平洋にシフトすることを指図するものであった。『アメリカのグローバルリーダーシップの維持：21世紀における国防の優先事項』（以降、新国防戦略と表記）の冒頭で、オバマ大統領は、「わが国は変化の時機にある。グローバルなリーダーシップと軍事力の優勢を維持するため、アメリカの戦略的関心を明確にし、向こう10年間の防衛と支出の優先順位を指示する」とし、「今後、われわれは、イラクおよびアフガニスタンでの戦いを終え、アジア太平洋の安全と繁栄を含む、より幅広い挑戦と機会に向き合う」、「そのため、軍を機動性・柔軟性・即応性に優れたものとする」と述べている。これを受け、レオン・パネッタ国防長官が、「アメリカは、過去10年間の戦争に終わりを告げるターニング・ポイントに立っている」、「統合部隊は現在よりも縮小するが、機動性と柔軟性を備え、即応力があり、高度な先進技

⁸ *Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense*, Department of Defense, United State of America, January 2012.

⁹ *Ibid.*, パネッタ国防長官は冒頭、“I am releasing new strategic guidance for Department of Defense…”と述べている。

術に支えられたものとする」、「そのような統合軍は、アジア太平洋と中東を重点としてグローバルなプレゼンスを示すとともに、これまでと同様にヨーロッパの防衛にコミットし、地域を越えて同盟とパートナーシップを強化する」と声明している。新国防戦略の本文には、要旨以下のことが示されている。

- ・米軍はアフガニスタンとイラクでの2つの戦争を縮小し、次なるステップとして将来の脅威に対応する必要がある。
- ・アメリカの経済・安全保障上の利益は、西太平洋・東アジアからインド洋・南アジアにかけての地域の発展とともにある。その意味からアジア・太平洋地域の再均衡化が必要となり、アジアの同盟国や主要なパートナーとの協力が極めて重要となる。そこにおいて、インドとの関係の構築は重要である。また、朝鮮半島の平和を維持するため、北朝鮮を抑止する必要がある。中国の台頭は将来アメリカの経済と安全保障にさまざまな影響を及ぼすことになる。中国の軍事力増強は透明性を伴うものでなければならない。アメリカは、同盟およびパートナーとともに、地域へのアクセスと条約上の責務を遂行する能力を確保しなければならない。
- ・一部の国家あるいは非国家主体がグローバルコモンズへの自由なアクセスを拒む姿勢をみせている。その一方で、国家あるいは非国家主体がアメリカへのサイバー攻撃を仕掛けている。宇宙にアクセスする国家が増えるにつれ、宇宙空間の安全が脅かされつつある。そこにおいても、アメリカは同盟やパートナーとともにグローバルコモンズへの自由なアクセスを確保しなければならない。
- ・そのため、アメリカの統合部隊は以下の任務を遂行する能力を備える。

① 対テロと非正規戦

他の省庁・組織と共同し、引き続きあらゆる場所においてアルカイダおよびその関連テロ集団の動きを封じ込める。

② 侵略の抑止と撃破

ひとつの地域で大規模な作戦を遂行する一方、他の地域で機会を狙う侵略者の攻撃に対処する能力を保持する。

③ A2/AD 環境下におけるパワープロジェクション

自由なアクセスが脅かされる地域に兵力を投入する。接近阻止／地域拒否（A2/AD）を試みる国は、電子戦、サイバー戦、弾道／巡航ミサイルや機雷を使用しての非対称戦を用いる。中国やイランは、アメリカの兵力

投入を阻止するための非対称戦能力を備えつつある。『アクセスのための統合作戦構想』に基づき、水中作戦能力、ステルス爆撃機、ミサイル防御、宇宙基地能力を整備する。

④ 対大量破壊兵器

大量破壊兵器の検知、防護、対抗のための能力を構築する。

⑤ サイバー空間および宇宙空間での作戦

近代兵器により迅速で効果的な作戦を遂行するため、情報・通信ネットワークの活用と宇宙・サイバー空間の利用を確保する。同盟やパートナーと協力してサイバー攻撃に対処する。

⑥ 核抑止

抑止に必要な量の核兵器を維持する。

⑦ 国土防衛と民間機関への支援提供

引き続き国家あるいは非国家主体からの攻撃からわが国土を防衛する。

⑧ 安定化のためのプレゼンスの提供

米軍は、部隊展開、2国間・多国間演習といった形で常続的に海外にプレゼンスする。それにより、抑止を補強し、能力の構築を支援し、アメリカと同盟やパートナーとの共同防衛能力を構築し、さらには同盟を強化するとともにアメリカの影響力を拡大する。

⑨ 安定化と対暴動対処のための作戦

イラクとアフガニスタンでの戦争の終結に臨み、アメリカは、非軍事的な方法による安定化に努め、軍と軍との協力を進めて米軍へのコミットメントの要望を低減させていく。

⑩ 人道支援・災害救助等の作戦

わが国や他国の民間人の安全の確保と救助のための能力を維持する。

新国防戦略の主眼とするところは、アメリカの国防の重心をアジア太平洋と中東にシフトし、過去10年の間に米軍の力の多くをアフガニスタンとイラクに配分してきたことによってパワーバランスに変化が生じつつあるアジアの再均衡化を図ろうとするものである。10年以上に及ぶ対テロ戦争、アフガニスタンとイラクでの2正面作戦は、アメリカの経済に大きな負担を強いてきた。その間、中国がその軍事力を米海軍の行動に制約を与えるほどに増強し、一方、反アメリカを標榜するイランに核兵器開発の疑いが濃厚になるなど、アジアの

安全保障環境が急激に不安定な状況を呈するようになった。いまだ治安が改善されたとは言えない状況ながら、イラクとアフガニスタンから軍事力を撤収し、アジア太平洋と中東の安全保障に重点を移すことは、アメリカの戦略として当然の選択と言えよう。新国防戦略をペンタゴンで発表したオバマ大統領は、記者団に、「米軍は縮小されるが、情報、偵察、監視の能力、敵対者が米軍のアクセスの拒否を試みる環境下においても作戦し得る能力を高めることによって安全を保障する」と述べている¹⁰。

ここには2つの意味が含まれている。ひとつは、国防費削減の中でもアメリカはグローバルリーダーとしての軍事力を保持する意思の表明である。アメリカでは、総額にして2兆5,000億ドルの財政赤字削減を目指す法律が議会をとり、それに伴い、2022年までに国防費を4,870億ドル削減するための戦略見直しが進められている。イラクとアフガニスタンから撤退したとしても、現在のほぼ1年分に当たる予算をカットされるとなると、米軍の前方展開の量的縮小は免れない。新国防戦略は、同盟国や主要なパートナーの協力の必要性を随所に謳っている。アメリカは今後、軍の予算配分において情報能力向上に多くを振り分けるとともに、日本、オーストラリア、インド、韓国との安全保障協力をさらに深めていくことになるだろう。『海洋戦略』が策定された1980年代後半のアメリカの軍事戦略と類似のものをみることができる。

2つ目は、A2/AD環境下におけるパワープロジェクション能力の確保を軍事上の最大の課題と捉えていることである。新国防戦略は中国とイランを脅威とする認識を明記している¹¹。米軍による対A2/AD作戦の対象海域は、南・東シナ海、ペルシャ湾・アラビア海に重点が置かれるであろう。その目的を達成するため、アメリカの統合軍を、機動性、柔軟性、そして即応性に優れたものにreshapeするとともに、同盟やパートナーの独自対処能力と米軍との共同作戦能力の向上を図ると述べている。

さて、新国防戦略が発表された当初、マスコミの多くが「(朝鮮半島と中東有事を想定した)二正面作戦を見直し、アジアを重視する」と報道したため、米軍は一正面の大規模武力紛争に対処するだけの軍事力を整備していくとの論説が流れたこともあった。これに対して、米国防省は、1月6日に記者会見し、

¹⁰ Press release, U.S.DoD, January 5, 2012 <http://www.defense.gov/news/newsarticle.aspx?id=66688>

¹¹ *Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense*, p3.

「ひとつの戦争とは言っていない。すべての脅威に対処する。米軍は同時にひとつ以上の上の安全保障上の事態に対処する態勢を維持する」と説明している¹²。ここで注意すべきは、アジア太平洋への重心のシフトを標榜しているものの、米軍のアフガニスタンからの撤退の後、アフガニスタンあるいはパキスタンなどでタリバン勢力が支配を取り戻すことがあれば、現実には武力紛争の生起していないアジアではなく、アフガニスタンに重点が再シフトする可能性である。日本を含む東アジアの諸国は、米軍による再均衡化が進まない状況下における東アジアの海域の安全保障についても、同時並行的に防衛政策を検討すべきであろう。

A2/AD 下における作戦としては、新国防戦略の公表に先立つ 2011 年 11 月 22 日、アメリカの統合参謀本部が『アクセスのための統合作戦構想』（JOAC : Joint Operational Access Concept）を発表している¹³。JOAC は、今後想定される紛争では、過去 10 年間のアフガニスタンやイラクでの戦いにおいては脅威が及ぶことのなかった海空域が主たる戦域となり、その空間域の軍事的優勢を確保しなければならないとの認識を基本として作成されている。海空域における紛争とは、アメリカが対象となる海空域に軍事力を展開する際に、隣接する国家がそれを拒否することによって生じる。隣接する国家による拒否とは、すなわち A2/AD である。JOAC は、「A2 (Anti Access) とは、作戦エリアへの他国の軍事力の進入を長距離から阻止する行動あるいはその能力である。AD (Area Denial) は、より短い距離で、他国の軍事力による作戦エリアの自由な行動を制限することであり、作戦エリアから敵兵力を排除することではない」と説明したうえで、「冷戦後これまで、アメリカ統合軍は、必要に応じて何ら抵抗を受けずに作戦エリアにまで兵力を進めてきた。しかし、今、作戦エリアへのアクセスを拒否し行動の自由を阻害する兵器が開発され、状況を一変させた。将来の敵は、アメリカに対して A2/AD 戦略を実施してくる」と述べている。JOAC が言及しているように、冷戦が終わって以降、米軍は、湾岸戦争やイラク戦争にみられるように、パワープロジェクトに先立って近海に海空部隊を自由に展開できた。戦史から見た場合、冷戦後の 20 年あまり

¹² Press release, U.S.DoD, January 6, 2012 <http://www.defense.gov/news/newsarticle.aspx?id=66701>

¹³ *Joint Operational Access Concept*, Department of Defense, United State of America, 22 November 22, 2012 2011.

の時期は、敵国の隣接海域に敵がない極めて稀な戦略環境にあったと行うことができる。しかし今、中国の海空軍・ミサイルの能力は、米軍の近接を拒むことが可能なまでに増強・近代化されていると見ることができる。イランもまた、その軍事力は小さいながら、ミサイルや機雷など、洋上から近接する米軍を攻撃する兵器を保有している。

中国を想定した場合、東アジアの海域において A2 エリアとは第 1 列島線と第 2 列島線の間、AD エリアは東シナ海と南シナ海であろう。

中国による力を背景とした高圧的な姿勢を抑制するためには、想定される中国による A2/AD エリアに対する他国の軍事力のアクセスと行動の自由の確保が絶対的に必要となる。それはまた、東アジアの海域の再均衡化に不可欠なものでもあり、ここで提唱される“選択的対峙”に実効性を持たせることになる。

米軍の、東アジアにおける A2/AD 海域へのアクセスとパワープロジェクションを可能とする上において、3つの課題がある。第1はアメリカの財政赤字である。前述したように、アメリカは今後、国防費を大幅に削減していく。対して中国は軍事力を増強し続けている。東アジアの海域の安全保障環境を安定化するためには、アメリカによる再均衡化が不可欠であり、それを可能とする東アジアの諸国の支援や軍事的な補完が求められる。特に日本は、韓国とともに、アメリカとの同盟国としての相応の防衛分担により、米軍の再均衡化のための展開を確保しなければならない。第2の課題は、アクセスのための自由度の確保である。東アジアの海域は、そのほとんどの部分がいずれかの国の EEZ に属している。A2/AD エリアへの米軍のアクセスには、他国の EEZ における行動の自由が保証されていなければならない。第3の課題は純軍事的合理性に基づく米軍の前方展開基地の確保である。中国のミサイルは横須賀、沖繩等の米軍基地を射程に入れている。これら在日米軍基地は、パワープロジェクションのための米軍最大の前方展開基地である一方、A2/AD の側から見た場合、当然のこととして攻撃の対象となる。中国は、武力紛争発生初期に在日米軍基地を攻撃するとの論評もある¹⁴。在日米軍基地を含め、アジアにおけるアメリカの前方展開基地は、A2/AD へのアクセスの容易性と、基地の脆弱性を勘案してその地理的位置を決定しなければならない。グアムやオーストラリ

¹⁴ Toshi Yoshihara, *Chinese Missile Strategy and the U.S. Naval Presence in Japan*, Naval War College Review, Summer 2010, Vol. 63, No.3.

アのダーウィンへの基地展開は、その一環とみなされる。JOACは、アメリカの海外基地に対する関係国の意識の変化をアクセスに影響を及ぼすもののひとつとして挙げている。日米安全保障条約体制のもと、日本としてJOACが求める必要条件にいかに応じていくかが問われることになる。ここで考慮しなければならないのは、日本の防衛との兼ね合いである。現在の在日米軍基地、特に沖縄は、日本防衛のための日米安全保障条約体制に基づくものである。A2/ADエリアへのアクセスだけを考慮しての米軍の基地再配備は、とすれば日本の防衛を損なうものとなる。沖縄にある米軍の基地は、長距離攻撃兵器を有する中国軍を想定した場合、脆弱性が認められるが、日本防衛の意味においては、必須のものであることを忘れてはならない。ミサイル防衛能力の強化などによって、基地の抗堪性を強めれば、沖縄の基地の存在は、中国海軍の西太平洋への進出に対するヘッジを構成するはずである。日米両国は、米軍の基地再編成については、東アジア海洋圏へのアクセスと日本防衛の二正面作戦を見据えて検討すべきであろう。

さて、JOACは、アメリカの海軍戦略を変化させる側面も持っている。冷戦の終結まで、米海軍の戦略はアルフレッド・T・マハンのシーパワー論に合致したものであったと見ることができよう。アメリカ本土から敵対勢力の海岸線までSLOC (SeaLines of Communication) を伸ばし、グローバルシーパワーによって戦略的優位を確保した。冷戦の終結、そしてテロとの戦いは、海軍の役割を縮小させる面があった。その間、A2/AD能力を構築する国が生まれた。新国防戦略は、同盟や主要なパートナーとの協力の必要性を強調し、JOACは、A2/ADに対抗するための特定海域の制圧を提唱しているところがある。これはむしろ、ジュリアン・コルベットの戦略論に合致する。コルベットは、マハンの唱える常統的なシーコントロールと敵主力の無力化ではなく、特定の紛争海域で優位を築くことを提唱した。「JOACは、米海軍をMahanianからCorbettianに変えた」との論説もある¹⁵。

6 “ソフトシーパワー”による共存概念の創出

“選択的対峙”は、中国の“力を背景”とした高圧的な海洋権益の主張行動

¹⁵ James Holmes, “From Mahan to Corbett,” *The Diplomat*, December 11, 2011. <http://the-diplomat.com/flashpoints-blog/2011/12/11/from-mahan-to-corbett>

にヘッジを掛けるものであるが、その対象が海軍力や海洋法令執行機関の船舶等であるところから、この地域に軍拡のエスカレーションを招く、さらには、偶発的な武力衝突の危険性が生じる。軍拡の相互作用に歯止めを掛け、偶発的な武力衝突の発生を予防するためには、協調的な安全保障概念の促進が必須である。協調的な安全保障概念の促進には、信頼醸成措置と紛争の平和的解決のための制度が重要であり、そのための地域国際的な取組みが、“選択的対峙”に先行して、あるいは並行して実施されなければならない。また一方で、東アジア海洋圏における安定した海洋利用が世界経済の発展にとって不可欠であることを地域各国の共通の認識とするためのアウトリーチ活動が重要である。そのような活動の目的とするところは、東アジア海洋圏を地域国際社会の“共有財産”とみなす概念を創造することであり、“航行の自由”の基本原則が普遍されなければならない。

(1) 協調的な安全保障概念の促進のために

安全保障は多次元方程式に喩えることができる。方程式には定数と変数がある。東アジア海洋圏の安全保障を見た場合、紛争の平和的解決や海上における偶発的な武力衝突を予防するための国際的取極めなどは定数であり、島嶼の領有権をめぐる紛争、不透明な海軍力増強、海洋資源に対する自己中心的な主張、ナショナリズムの高揚等は変数である。いまや国際安全保障の公共財となっている日米安全保障体制は、多元方程式の解を求める場合の定数として用いることができるだろう。自然科学とは異なり、安全保障の世界では変数を定数に変えることができ、反対に、定数が変数に変わることもある。安全保障環境の安定化とは、変数を定数化する、あるいは変数の触れ幅を可能な限り少なくし、かつ定数が変数に変化することを防ぐことである。南シナ海に係わる『行動規範』(Code of Conduct)は、合意することができれば、変数を定数に変えることになる。反対に、本章で提唱する“選択的対峙”は、定数を変数に変える危険性をはらんでいる。軍拡の相互作用による緊張のエスカレート、あるいは偶発的な武力衝突を呼ぶ危険性である。“選択的対峙”には、力の行使に対する抑止力に加えて、硬軟織り交ぜた柔軟な戦略が必要となる。

柔軟な戦略として、紛争の平和的解決のための制度と信頼醸成の促進とが挙げられる。紛争を平和的解決に導くためのプロセスを検討するための、政府間あるいは民間レベルでの多国間の対話機会が考慮されなければならない。紛争

の平和的解決のための対話を設けるには、国家間の信頼関係が裏付けされていなければならない。そのための信頼醸成措置が重要であり、まず、透明性の確保のための地域多国間における情報交換態勢が必要となるであろう。地域多国間で情報交換の態勢を確立するには、軍事の意義と軍隊の位置づけについて、関係するすべての国の間で相互理解を図る必要性が生じる。東アジア海洋圏には、海洋国家として海軍力を整備する国もあれば、過去において植民地となった国もある。加えて、アメリカが大きな軍事力を及ぼし、オーストラリア、インド、ロシアなどの海軍力も一定の影響を及ぼしており、海軍力の意義についての考えに異なりがある。それが、沿岸域における軍事情報収集やEEZにおける海軍艦艇等の行動の法的是非についての異なった主張となって現れている。軍事情報収集のための監視活動が、他国の行動に対する錯誤や不測の事態を回避するために、さらには軍事行動に対する抑止の効果を高めるために必須であることを認識するための、国際的研究会が定期的開催されるべきであろう。

(2) ソフトシーパワーによる“共有概念”の創造のために

海洋の普遍的な価値は、交易のための世界の“公道”であること、そして生物・非生物資源をもたらす恵みの場であることにある。繰り返しとなるが、東アジアの諸国の繁栄は、古来、東シナ海と南シナ海の自由で協調的な利用を通してもたらされてきた。ことに、第二次世界大戦後のアジアの復興と繁栄は、“航行の自由”という国際秩序の中で促進されてきたという事実を再認識する必要がある。“航行の自由”には、自由主義と民主主義、そして海洋を人類の“共有財産”とする発想を下敷きとして育まれてきた。海洋利用は、産物の流通によって加速されるものであり、必然的に自由と民主という人類社会の普遍的価値を伴うことになる。東アジアのほとんどの国にとって、島嶼の領有権や海洋資源の権益をめぐる紛争が激化する東シナ海や南シナ海に国際ルールに基づく安定的なレジームを望んでいるはずである。そこにおいて、東シナ海と南シナ海を“共有財産”とする発想が必然的に重要となる。東シナ海と南シナ海のシーレーンが自由に開かれ、新興国が経済発展を遂げて繁栄の仲間入りを、それが冷戦後の東アジアの姿であった。この発想が、もう一度、見直されなければならない。そこにおいて、中国の南シナ海や東シナ海に対する主張が、自由民主主義と国際海洋法に照らした場合に異質であることを明らかにす

ることが重要である。

東シナ海や南シナ海を国際社会の“共有財産”とする概念を育む力もまた、シーパワーである。シーパワーの概念は、米海軍のアルフレッド・T・マハン提督の『歴史に及ぼしたシーパワーの影響』に端を発する。マハンは、シーパワーを、国家が海洋を利用し得るすべての力であるとし、海軍力にとどまらず海運力、航海技術、寄港地などを含む概念として定義づけ、シーパワーが国家に繁栄をもたらすと説いた。しかし、海洋国家に限らず、あらゆる国や非国家主体が海洋との係わりを持ち、シーレーンがグローバル経済を支える大動脈となっている現代においては、シーパワーにはハードシーパワーとソフトシーパワーの2つがあると認識する必要がある。ハードシーパワーは、海運、造船、海軍など国家の利益に係わる力であり、ソフトシーパワーとは、海洋を人類社会の公共財と位置づけ、海洋資源・環境の保護、あるいは国際海峡の航行安全への寄与といった国際公共の利益に貢献する力を意味する。東シナ海や南シナ海を国際社会の“共有財産”とする考えを普及する力もまた、重要なソフトシーパワーである。

7 国際社会に求められる取組みと日本の役割

本章を総括し、国際社会に求められる取組みと日本の役割を次頁に提言としてまとめてみたい。

東アジアの海域をめぐる安全保障環境の安定化のために

—国際社会に求められる取組みと日本の役割—

(1) “共有財産” 概念の創造と“航行自由” への国際合意の形成

東アジアの諸国は、古来、海を介して結びつき、海上交易を広めることによって繁栄を築いてきた。ことに、南シナ海と東シナ海は、東アジアの諸国の人々の生存と繁栄に欠かせぬ“場”であり続けた。その“場”をめぐる、歴史に紛争を記す時期もあったが、繁栄は常に、そこを共存共栄の舞台することによってもたらされた。南シナ海と東シナ海は、東アジアの諸国にとって共有の財産である。海洋を共存共栄の場とするためには、“航行の自由”は基本原則であり、地域国際社会に共通する利益として認識されなければならない。島嶼の領有権や海洋境界の画定をめぐる国家間の紛争は容易に解決のつくものではないが、南シナ海と東シナ海を“共有財産”とする概念が創造され、“航行の自由”が共通の理念となるならば、東アジア諸国には自然発生的に集団安全保障の概念が暗黙のうちに生まれるはずである。

“共有財産”概念を創造し、“航行の自由”の国際合意を形成する具体策として以下のことが提唱される。

- ・ 東アジアの海域に関係を持つ諸国による、東シナ海と南シナ海を“共有財産”とする概念を創造する国際会議と、そこにおける“航行の自由”に関する合意を形成するための国際会議をシリーズとして定期的開催すべきである。
- ・ 東アジアの諸国は、協調して東アジアの海域を舞台とする経済活動の活性化に取り組むべきである。日本と中国そしてASEAN諸国は、地域多国間で取り組む海洋産業の創出を促進し、「東アジア海洋経済圏」（仮称）構想を世界に発信すべきである。
- ・ 東アジアの諸国は、東アジアの海域の開発と利用に関して、ナショナリズムを抑制しつつ紛争の平和的解決を図るための恒常的な国際会議の場を創設すべきである。

日本は、これらの具体策を実現するためにリーダーシップを発揮すべきである。

(2) 東アジアの海域をめぐる安全保障環境の安定化

東シナ海と南シナ海に“共有財産”概念を創造し、そこにおける“航行の自由”を共通の認識とするためには、東アジアの海域をめぐる安全保障環境を安定化させなければならない。東アジア地域の安全保障への取組みとしては、ASEAN 地域フォーラムなどの枠組みがあるが、欧州などに比べると、必ずしも成熟してはいない。その大きな理由として、軍事に関する考え方の相違、安全保障に係る情報交換態勢の不備、海洋をめぐる紛争の平和的解決のための国際的枠組みの不備、そしてパワーバランスの流動化が挙げられる。

① 軍事に関する考え方の共通化

東アジアの多くの国々は植民地としての歴史があり、そのため、自国の平和と独立の維持に対する大国の干渉を避けたいという安全保障観が少なからずある。また、国家の軍隊の生い立ちにも違いがあり、それは海軍において顕著である。これに対し、東アジアとの関係に利益を持つ大国は、その強い軍事力を背景として地域の国々との安全保障協力の促進を試みる。これらのギャップを埋めるのは容易ではないが、地域の諸国は、安全保障観や軍隊に対する考え方の相違はひとまず棚に上げ、パワーバランスの維持の重要性、平時における軍隊の意義と軍事活動の必要性、軍事に関わる透明性と情報収集の重要性について、理解の共通化を図らなければならない。

軍事に関する考え方の共通化を図るため、以下のことが提唱される。

- ・ 軍隊の意義と軍事活動の必要性についての理解を共通化するため、東アジアの諸国は、海上における防衛・治安・安全に関わる総合的な地域多国籍演習を実施すべきである。
- ・ 軍事に関する透明性と、それを確証するための情報収集が、不測事態の回避と信頼醸成プロセスに寄与し、他国の行動に対する錯誤と軍事力増強のエスカレーションを避け、さらには抑止の効果を高めるために必須であることを認識するための国際的研究会を定期的に開催すべきである。そこにおいて、軍事情報収集活動の意義を国際共通のものとするべきである。

日本は、これらの実施にイニシアチブを発揮すべきである。

② 情報交換態勢の構築

軍事に関し一定の共通認識が得られれば、信頼醸成を促進するための国家間における軍事情報の交換の重要性が理解されるはずである。しかし、関係国間で信頼関係が成熟しない段階においては、軍事に関する情報を交換し合うこと

は難しいであろう。まずは、監視活動等によって得られた非軍事的情報、あるいは非国家主体による国境を越えた犯罪行為に関する情報を交換する態勢を構築することから始めるべきであろう。

そのような情報交換態勢構築の具体策として以下のことが提唱される。

- ・ 軍隊による監視活動等によって副次的に収集される、航行船舶、気象・海象、海洋観測データ、油流出、犯罪行為、等々、東アジアの海域に生じているさまざまな事象、いわゆる「Maritime Domain Awareness」に属する情報を共有する枠組みを創出すべきである。
- ・ 海軍艦艇等による海洋自然環境、海難事故、違法漁業等に関わる非軍事的情報の収集についての多国間取組みを提唱するOPK (Ocean Peace Keeping) 構想を実現する、地域的枠組みを創設すべきである。

日本は、上記の地域的取組みにイニシアチブを発揮すべきである。それは、ソフトシーパワーの顕著な表れである。

③ 海洋境界や島嶼の領有権に関わる紛争の平和的解決のための地域的対話機会の創出

関係国間において、軍隊の意義と平時における軍事活動の必要性について認識を共有し、さらには「Maritime Domain Awareness」に属する情報の交換態勢が構築できれば、海洋を舞台とする安全保障観が統一に向かう。それは、信頼醸成プロセスでもある。信頼醸成プロセスが進めば、海洋境界画定や島嶼の領有権をめぐる紛争を、国際法と“共有財産”概念に基づいて平和的に解決するための対話の機会を作る機運も醸成されよう。

紛争の平和的解決策を導くための対話機会の創出として、以下のことが提唱される。

- ・ 島嶼の領有権や海洋境界画定に関する紛争を国際法と“共有財産”概念に基づいて解決するための具体的方策を検討するための、関係諸国間による共同研究プロジェクトを創出すべきである。
 - ・ 島嶼の領有権や海洋境界画定をめぐる紛争を解決する手段として、関係国は国際司法裁判所や国際海洋法裁判所を活用することを積極的に考慮すべきである。
 - ・ 管轄権をめぐる係争中の海域における資源の共同開発に関する指針あるいは標準手続きに関する国際的な研究プロジェクトを開催すべきである。
- 日本は、上記プロジェクトのイニシアチブを発揮すべきである。これもまた、

ソフトシーパワーの発揮と言える。

④ 東アジアの海域におけるパワーバランスの安定化

現状、東アジアの海域をめぐる安全保障環境の不安定化の最大の要因は、中国による不透明な海軍力増強と海洋権益の獲得のための周辺国に対する高圧的な対応にあり、加えて、アメリカの地域に対する軍事コミットメントの不確実性がある。つまりは、パワーバランスの流動化による不安定性である。理想とすべきは、地域集団安全保障体制の構築とそれに基づく紛争への協調的取組みであろう。しかし、それを目指して対話を持つことができるほどに、東アジアの国家間関係は成熟していない。国家間にヘッジとエンゲージメントを組み合わせた安全保障外交が必要である。それを通じて、適正なパワーの均衡を図らなければならない。

中国の“力を背景”とした周辺国への高圧的な姿勢や、あるいは急激で不透明な海軍力拡張に対しては、それらを抑制するために、防衛力で対抗しての“選択的対峙”が必要であろう。

“選択的対峙”のために、以下のことが提唱される。

- ・ 東アジア海洋圏に対する、米軍の平時のプレゼンス、危機対応のための迅速な展開を可能とする海外基地の整備を推進すべきである。日本は、沖縄に展開する米軍の地政戦略的な意義を理解した防衛政策を推し進めることが重要である。
- ・ 日本は、アメリカの対 A2/AD 作戦との共同を考慮した防衛力整備を推進すべきである。また、極力、アメリカの展開部隊を補完する能力を備えるべきである。
- ・ ASEAN 諸国は防衛力向上を図るべきである。日本やアメリカは、ASEAN 諸国の能力向上を支援すべきである。また、ASEAN 諸国を含む共同海軍演習を積極的に実施し、海上共同作戦能力を向上すべきである。
- ・ オーストラリアやインド、さらには欧州諸国といったオフショア balancer も加えた再均衡化が考察されなければならない。

しかし、“選択的対峙”のための防衛力の強化は、ともすれば中国を孤立させ、不必要な軍拡を呼び、セキュリティジレンマを生じさせることになる。中国に協調的安全保障を促すための努力が一方で必要であり、そのための日米同盟の貢献、さらには域外オフショア balancer の役割を考察すべきであろう。

そのために、以下のことが提唱される。

- ・“選択的対峙”のための防衛力強化は、中国との間で過剰な軍拡競争を生じさせないことに配慮しつつ進めることが肝要である。日本は、これを重要な課題としてアメリカとともに研究すべきである。
- ・“選択的対峙”の一方で、経済や文化の面での交流を深め、中国との相互依存関係を促進すべきである。

(秋元 一峰)

附章 古典地政学の理論と東アジアの安全保障構造

はじめに

2000年代に入ってから、日本の周辺海域の安全保障環境は確実に不透明さを増している。特に最近は、東京都と野田政権（当時）の尖閣の「国有化」の動きから触発された2012年9月の中国の運動家による尖閣上陸や、一連の「反日デモ」など、東シナ海の領土・領海をめぐる問題が深刻な安全保障問題へと発展しかねないような懸念もでてきている。

このような領土・領海をめぐる戦略的問題について、われわれは一般的に「地政学的な問題」という表記が使われているのを見かけることがあるが、この「地政学」という言葉の使われ方は概してあやふやである。ましてやそれがどのような理論をベースにしたものなのかについては、メディアでもほとんど触れられることはない。ところが東アジア周辺の海における事案は、本書の他章でも繰り返し言及されているような「地政学的な状況の復活」であり、この学問や理論についての基本的な知識の理解は必須のものであると思える。

このような事情を踏まえ、本章では英米圏で研究されてきた、特に「古典地政学」(classical geopolitics)の理論の概要にまず触れて、海洋国家である日本側に適用しやすいとされるシーパワー系の論者の理論を解説し、そこから浮かび上がる日本の海洋安全保障の課題について考察する。

1 地政学の研究動向

「地政学」(geopolitics)は、ナチスが悪用していたという意味で世界的にも一度は闇に葬り去られた学問であるが、グローバル化した世界における大国の国家戦略の分析にはかかせないものとして1970年代から英語圏のアカデミック界で徐々に復活してきており、日本でも1980年代に「地政学ブーム」とでも呼べるものが起こっている。

地政学の源流はドイツ(プロシア軍)の地理研究にあるとされており¹、大戦期のヨーロッパ内での活発な研究からナチスドイツでの暗い歴史を経て、冷戦

¹ ジョン・オロッコリン『地政学事典』(東洋書林、1994年)iv-v頁

時代にアメリカで形を変えつつも発展を遂げた。現在はおもに戦略研究 (strategic studies) のひとつの分野として研究されている。もちろんこのような地政学の研究は、英語圏では安全保障論の議論の中核を担ってきたわけではないのだが、アメリカのリアリストと呼ばれる国際関係論の理論家たちが1980年代後半ころから「攻勢・防勢理論」において「地理」(geography) という要素を自分たちの議論にとり入れ始め、結果的に地政学の理論を参考にせざるをえない状態になってきたという事情がある。

また同じころ、政治地理や哲学系の学者たちを中心に、いままで使われてきた国家戦略のための地政学(これを「古典地政学」と呼ぶ)を批判する「批判地政学」(critical geopolitics) が台頭しており、これが現在の地政学の研究における主流を形成している²。

近年の状況ではあるが、この両分野でまとまった文献が出てきており、地味ながら着実に研究は進められている。たとえば2000年代前半には地政学の開祖とされるハルフォード・マッキンダーについての研究³が相次いで発表されたり、地政学の理論がスペースパワー論で活用⁴されたり、ロシアで活発な議論が行われたりしている。またインターネット上でも研究サイト⁵が作られたり、イギリスの歴史家のジェレミー・ブラック⁶や、アメリカのジャーナリストのロバート・カプラン⁷らが地政学をテーマとした本を出版している。

これを踏まえて、以下ではおもに戦略研究において実際の戦略状況を分析する際に使われる伝統的な「古典地政学」(以下、地政学)の理論を基礎にして、東アジアの海洋安全保障の状況分析のツールとしたい。そのためにはまず地政学の根本要素となる、「地理」を簡単に分析する必要がある。

² たとえば Gearoid O Tuathail, Simon Dalby and Paul Routledge, eds., *The Geopolitics Reader*, 2nd ed., (Abingdon, Oxon: Routledge), 2006. や Routledge で発行されている Geopolitics 誌などがその一例。

³ Gerry Kearns, *Geopolitics and Empire: The Legacy of Halford Mackinder*, (Oxford: Oxford University Press), 2009; Brian W. Blouet, *Global Geostrategy: Mackinder and the Defence of the West*, (Abingdon, Oxon: Frank Cass), 2005.

⁴ Everett C. Dolman, *Astropolitik: Classical Geopolitics in the Space Age*, (London: Frank Cass), 2002.

⁵ Exploring Geopolitics, <http://www.exploringgeopolitics.org/> の他に、Mackinder Forum <http://www.mackinderforum.org/> などがある。

⁶ Jeremy Black, *Geopolitics*, (London: the Social Affairs Unit), 2009.

⁷ Robert D. Kaplan, *The Revenge of Geography: What the Map Tells us about Coming Conflicts and the Battle against Fate*, (New York: Random House), 2012.

2 古典地政学の基礎要素：3つの「地理」

地政学というのは元々国際政治における「地理」をベースにして、それを戦略的に考えていこうとするものだが、そもそも「地理」というのは戦略にどのような影響を与えるものなのだろうか。その参考になるのが、戦略研究で多くの論文を書いているコリン・グレイの議論である。

グレイの論文には古典地政学について書いたものが多いのだが、そのうちのひとつに「逃れられない地理」⁸というものがある。これは、戦略を考える際に「地理」がどのような役割を果たすのかを分析したものであるが、この論文のなかで、グレイは地理に3つの視点が存在することを述べている。

第1が「物理的な地理」であり、これは山や川や海のように、人間の意識の外に客観的に存在する「地形」であり、ほとんど変化しないものだ。アメリカの地政学者であるニコラス・スパイクマンは「地理は国家の対外政策の要素の中で最も根本的なものだ。なぜならそれは最も永続的なものだからだ。大臣たちは登場してもいずれは去るし、独裁者でさえいつかは死ぬが、山脈は微動だにしない」⁹という印象的な言葉を残しているが、これはまさにこのような物理的な地理（地形）の不変性を指摘したものだ。

ジョセフ・ワイリーは特に地上で戦う兵士にとっては「地形」がすべてであると論じているが¹⁰、同じことはナポレオンが言ったとされる「地図を見せてみよ、そうすればその国の対外政策を教えてやる」¹¹というコメントにも当てはまる。つまり、国の規模のレベルでもその地理的な位置である「ロケーション」は極めて重要な役割を果たすものであり、場合によってはその位置のおかげで経済発展のプロセスなどに大きな差が出てくることがあるのだ。

第2が「想像上の地理」であり、これは人間の頭の中の想像によって変化する。たとえば同じ距離でも、車で行くのと歩いて行くのでは距離感が変化する。

⁸ コリン・グレイ「逃れられない地理」コリン・グレイ&ジェフリー・スローン編『胎動する地政学：英、米、独、そしてロシアへ』（五月書房、2010年）。

⁹ Nicholas Spykman, *America's Strategy in World Politics: the United States and the Balance of Power*, (New York: Harcourt, Brace and Company) 1942, p.41. 訳は本章の著者によるもの。実際は「スピークマン」という発音が正しいのだが、本稿では一般的に普及している「スパイクマン」を使用している。

¹⁰ J・C・ワイリー『戦略論の原点』（芙蓉書房、2010年）52頁

¹¹ Zbigniew Brzezinski, *Grand Chessboard: American Primacy and its Geostrategic Imperatives*, (New York: Basic Books) 1997, p.37.

5キロ離れた場所に行こうとしても、歩いていくのは大変だが、車に乗れば「ほんのちょっとのところだ」という感覚になる。要するに同じ地理空間であっても、使用される（もしくは使用されない）特定のテクノロジーによって人間の地理感覚に変化が出てくるのであり、これが人間の行動の仕方やその決定にまで大きな影響を与えるのだ。

これは国際政治における戦略的な感覚の変化にも直接かつ大きな影響を及ぼす。たとえば冷戦時代の初期に、航空機やミサイル技術の発展のおかげで米ソの間に横たわる北極海や北極圏の空域の重要性が高まったわけだが、これは以前からあった同じ地理でも、その意味合いが変化すれば、その変化した地理についての知覚のほうが、現実の地理よりも国家の行動の仕方に大きな影響を与えるからだ¹²。

第3が、上の2つの地理、つまり「物理的な地理」と「想像上の地理」の橋渡しのような役割を果たす、「テクノロジー」だ。上の例であれば、“5キロ”という距離や“北極圏”という「物理的な地理」を、人間の頭の中にある「想像上の地理」において伸び縮みさせる役割を果たしたのが、“自動車”や“ミサイル／航空機”という「テクノロジー」であることになる。

現在のアメリカの世界戦略の源流となった理論を提唱したことで有名な地政学者のスパイクマンは、「通信・交通のスピードや、産業界の技術の発展は、必然的に特定の国々のパワーポジションを変動させることになる。つまり地理的な事実は変化しないが、それらが対外政策に与える意味は変化する」と述べている¹³。つまりテクノロジーが変わることによって、同じ地理でも、そこに関わる人間の感覚が変わってくるというのだ。

これらの3つの要素の絡みを一言でまとめると、「地理は変わらないが、テクノロジーの発展のおかげで、人間の頭の中ではその性質が変化する」ということであり、ここに「三位一体」のようなダイナミック（動的）な関係があると捉えられることになる。そして現在の地政学は、ドイツ地政学のように地理を静的かつ決定論的に扱うものではなく、このようにある程度動きのあるもの

¹² 想像上の地理については、エドワード・サイド『オリエンタリズム』（平凡社、1986年）；Peter Gould and Rodney White, ed., *Mental Maps*, 2nd eds., (Routledge, 1986)；Steven Casey and Jonathan Wright, ed., *Mental Maps in the Early Cold War Era:1945-68*, (Palgrave Macmillan, 2011).などを参照。

¹³ ニコラス・スパイクマン『平和の地政学：アメリカ世界戦略の原点』（五月書房：2008年）

として捉えることによって、現代の戦略分析に活用されているのだ。

このような地理のダイナミックな関係が地政学における戦略分析に有効であることを踏まえた上で、以下では地政学の理論、いくつかの共通項、もしくは前提などに当てはめて考えてみたい。

3 古典地政学の5つの「前提」

地政学というのはひとつの学問であるのだが、大きく見ればひとつの「理論」と言える。ではそもそも理論というのは何によって構成されているのかと考えてみると、それはいくつかの「前提／仮説」であることになる¹⁴。数学では「公理」がこの位置づけに近いと言えよう。

本章で特に注目するシーパワー系の理論家（マハン、マッキンダー、スパイクマンの3人）の地政学の文献を中心にしてみると、そこには共通していくつかの「公理」や「共通項」のようなものを見とることができる。カナダの歴史家ホルガー・ハーウィッグは、悪名高いドイツ地政学の中心的人物であるカール・ハウスホーファーの地政学の理論のベースに、「レーベンスラウム」、「アウトアルキー」、「パンリジョン」、「ランドパワー対シーパワー」、そして「辺境」という5つの前提や仮説があることを指摘している¹⁵。

本章でもこれに習って、現在使われている古典地政学の理論の中でも、特に東アジアの状況を考える上で重要になってくる「前提」や「概念」の代表的なものとして、以下のように7つほどあげてみた。

まず1つ目は「視覚化」である。地政学というのはその名の通り「地理」が関わってくるものであるために、まずはその地理を表現して理解するために決定的に重要となる「地図」によって、国家の戦略を考える人々に世界の「地理」をイメージ化・ビジュアル化させるのだ¹⁶。現在のようにCGやアニメのようなものが存在しない太古の時代から、地図というのは実際の地理を図形化することによって、複雑な状況を視覚化する重要な役割を果たしてきた¹⁷。

2つ目は「単純化」である。まず世界情勢を視覚化できたとしても、現実の

¹⁴ ジョン・ミアシャイマー『大国政治の悲劇：米中は必ず衝突する』（五月書房、2007年）52-56頁。

¹⁵ ホルガー・ハーウィッグ「ドイツ地政学、ハウスホーファー、ヒトラー、そしてレーベンスラウム」グレイ&スローン編『胎動する地政学』149-154頁。

¹⁶ スパイクマン『平和の地政学』特に第2章

¹⁷ ジェレミー・ブラック『地図の政治学』（青土社、2001年）特に第1章。



図1 マッキンダーの地図

(出典：『進化する地政学—陸、海、空そして宇宙へ』コリン・グレイ、ジェフリー・スローン編、五月書房、2009年)

国家の政策を考える上では、現実を完全に写実化した衛星写真のようなものではなく、あくまでも世界の地理を単純化したものが国家の指導者層に使われることになる。なぜなら複雑なものを複雑な形のまま伝えただけでは、人間（特に時間のない政治家たちをはじめとするエリートたち）は、ものごとを判断できないからだ。日本では義務教育の過程で「世界は7つの海と5つの大陸からなる」ということを教わるが、地政学の世界では世界の地理はそのように考えられておらず、極めて単純化されたものとして、「世界は、大きな海と、そこに浮かぶひとつの大きな島によって構成されている」と想定されている。

3つ目は「境界化」である。地政学では前述のような単純化された世界の地理的状况をいくつかの戦略地域（具体的には海、陸、沿岸の3つ）に分類して、世界の歴史はそれらの地域を代表する勢力同士の争いであると見る。たとえば地政学の基本的な世界観を表したものとして「人類の歴史はシーパワーとランドパワーの争いだ」というテーゼがあるが、これは上記の視覚化・単純化した世界像において、「世界の大きな海」を支配する海洋国家（群）と、「ひとつの大きな島」を支配する大陸国家（群）が、互いに勢力争いを続けている、というイメージになる。

ちなみに海軍戦略理論を説いたアメリカの海軍史家のアルフレッド・T・マ

ハンは、「海洋国家」（シーパワー）側の優位を19世紀末に説いており¹⁸、その反対にイギリスのマッキンダーは、1904年に書いた最も有名な論文のなかで「これからは大陸国家（ランドパワー）の時代になる」と予測している¹⁹。スパイクマンは、世界政治の運命はランドパワーとシーパワーの2つのパワーが交差するユーラシア大陸の沿岸部である「リムランド」のコントロールが重要であると主張しており²⁰、この3人はいずれも世界を大きく俯瞰しながら、戦略的に重要な地域をおおまかに区別し、その優先順位に注意するよう喚起しているのだ。

4つ目は「通り道と関所」である。地政学では「地理」を重要視することから、おもに国家間の領土争いだけに焦点を当てていると思われがちなのだが、実は近年の英語圏の地政学の理論で再発見されているのは、「資源の場所」と「通り道」の影響の大きさだ²¹。たとえば現在の世界経済で最も重要な「資源の場所」のひとつは石油の出る中東のペルシャ湾岸地域だが、日本のような東アジアの工業国は、この地域から常にタンカーで原油や天然ガス等を運ばなければならない、しかもこの船はどこでも自由に航行できるというわけではなく、必然的に海の地理による影響を受けるので、そのような船が通過する場所には「(海の)通り道」(SLOCs)や、マラッカ海峡やロンボク海峡のような「関所」ができる。そうになると、この要害を誰が「コントロール」するのかが地域の安全保障上のカギを握ることになる²²。

5つ目は「バランス・オブ・パワー」である。地政学は基本的に国際関係論でいうところの「リアリズム」と呼ばれる学派の視点に近く、「世界中の国家は、常にパワー（権力／影響力）を目指して争っている」と見る。そしてこの学派で焦点となってくるのは、国家がどれだけのパワー（軍事力、経済力、人口などによって決定される）もっているかという点であり、その量やバランスをめぐる展開される、終わりのないゲーム的な動きであり、そこからそれぞれ

¹⁸ アルフレッド・T・マハン『海上権力史論』（原書房、2008年）。

¹⁹ H・J・マッキンダー『マッキンダーの地政学：デモクラシーの理想と現実』（原書房、2008年）277頁。

²⁰ スパイクマン『平和の地政学』第6章。

²¹ Jakub Grygiel, *Great Powers and Geopolitical Change*, (Baltimore: John Hopkins University Press), p. 21.

²² これについてはマハンを援用したドールマンが指摘。Dolman, *Astropolitik*, p.34.

れの国家の関係や動きが予測・分析されることになる²³。当然のように、マハン、マッキンダー、スパイクマンのいずれもが、このような視点に則った世界観を一様に強調している。

6つ目は「囲い込み」だ。これはおもにスパイクマンによって提唱された概念であるが、「すべての大国は他の大国に囲まれてしまうことにたいして脅威を感じる」ということを強調しており、これを突破しようとして「囲まれた」と感じた側の大国はさまざまな政策を立てて、時には逆に拡大的な戦略を取ろうとすることを指摘している。具体的にスパイクマンは第二次大戦中の状況を分析して、旧大陸（ユーラシア大陸）から日本とドイツに囲まれつつある新大陸のアメリカは、逆にこの2つの勢力を囲み返さなければならないと論じた²⁴。これが冷戦時代にアメリカが採用したソ連の「封じ込め」につながったのは確実だとみなされている²⁵。

最後の7つ目の前提は「内海化」という概念だ。これはおもにマッキンダー



図2 リムランドの地図

(出典：『平和の地政学—アメリカ世界戦略の原点』ニコラス・スパイクマン著、芙蓉書房出版、2008年)

²³ この概念についてよくまとめたものとしては、T.V. Paul, James Wirtz, and Michael Fortmann, eds., *Balance of Power: Theory and Practice in the 21st Century*, (Stanford: Stanford University Press) 2004. を参照。

²⁴ スパイクマン『平和の地政学』、第3章。

²⁵ この点についてはChristopher J. Fettweis, “Sir Halford Mackinder, Geopolitics, and Policymaking in the 21st Century,” *Parameters* (Summer 2000); Mackubin Thomas Owens, “In Defense of Classical Geopolitics,” *Naval War College Review* (Autumn 1999). を参照のこと。

が「ミッドランド・オーシャン」と名付け、第二次大戦後にハートランドを封じ込めるために西洋諸国、特に北米のアメリカとカナダ、そしてイギリスとフランスの4か国による連携を提唱するために呼んだ北大西洋の海域のことを指し、後に北大西洋条約機構（NATO）として実現したものだ²⁶。もちろんNATO自体には軍事同盟としての面が強かったのだが、これは同時にこれらのシーパワー志向の強い国家群が北大西洋を「内海化」し、共通の脅威であるドイツもしくはソ連という国々の海へのアクセスを拒否するという狙いもあった。

この「内陸化」は元来マッキンダーのオリジナルの考えというわけではなく、たとえばマハンもかなり初期の段階から「カリブ海を内海化せよ」と提唱している。さらにはマハンがハワイを獲得することによって太平洋の内海化も示唆していたという解釈もできる²⁷。スパイクマンが間接的に提唱していたとされる「封じ込め」も、見方をかえれば、アメリカによる太平洋と大西洋の「内海化」を目指したものといいかえることができよう。地政学ではこのように、シーパワー側の大国が「ユーラシア大陸の国々が海洋に出てくるのを阻止したい」という欲望を潜在的に持っていることを指摘しており、そのような海の独占についての欲望が、同時に大陸側の国々にも存在することを示唆している。

以上のように、地政学ではこのような「前提」を中心にしてひとつの理論体系ができていたことを説明してみたが、これを実際の例に当てはめて見た場合、一体どのような構図が見えてくるのだろうか。本書の中心的なテーマとなっている、東アジアの状況に照らし合わせて考えてみたい。

4 東アジア地域への実際の適用

東アジア地域の戦略状況を見てみる場合に参考になるのは、やはり 그레이の地理の「三位一体」の要素の分類であろう。具体的にいえば、現在の東アジアの戦略的状況を、「物理的地理」、「テクノロジー」、そして「想像上の地理」の3つの要素にそれぞれ当てはめて考えるということだ。

ただし本章では「想像上の地理」についてはあえて言及していない。その理

²⁶ マッキンダー『マッキンダーの地政学』299頁。

²⁷ Alfred Thayer Mahan "Hawaii and Our Future Sea Power" in Alfred Thayer Mahan, *The Interest of America in Sea Power, Present and Future*, (London: Sampson, Low, Marston & Company), 1897.

由は2つある。ひとつは本書の構成上の問題であり、単純にこのような要素は本書の他の優れた論文によって分析されつくしているからだ。そしてもうひとつは、「想像上の地理」という要素が、従来の地政学の分析手法においてはまだ確立していないという点にある。

この点について参考になるのは、アメリカのハーバード大学教授のステイブン・ウォルトの理論であろう。ウォルトはいわゆる現実主義者（リアリスト）の立場から、自身の提唱した「脅威均衡理論」で1980年代末に国際関係論の理論家として世界的に有名になったが、この理論は従来の「勢力均衡論」とは異なり、4つの前提を基礎にしていた。この4つの前提とは、①パワー、②近さ（距離）、③攻撃力、そして、④攻撃の意図であったが、この4つの変数の数値が大きければ大きいほど、他国がこの国に対してバランシング（均衡）を行おうとするインセンティブが大きくなるという²⁸。

この理論で興味深いのは、最初の3つの要素はある程度は計測可能なものであり、具体的なデータとして明示できるものだという点だ。しかし最後の「攻撃の意図」というのは計測不能であり、しかも極めて政治的かつ心理的なものである。すでに述べたように、地政学における地理の「三位一体」では、「物理的な地理」（地形・距離）や「テクノロジー」（兵器等）というものは計測可能なものだが、「攻撃の意図」というのは3つ目の「想像上の地理」と同じく計測不能なものだ。つまりウォルトの理論や地政学の理論では、ある程度は計測できるもの（地理／テクノロジー）を中心に据えながらも、最後の「意図」や「想像上の地理」というのは、その時々々の政治的状況や、戦略文化、それに組織のトップのような個人たちの考え方や情勢の雰囲気などに大きく左右されるものとして捉えられている。本章でもそこまでの分析は手に余るのであえて踏み込んでいないことはすでに述べたとおりだ。

このような事情を踏まえて、本章では現在の東アジアの地政学的な状況を、ごくシンプルに「物理的地理」と「テクノロジー」の2つに絞って俯瞰してみたい。

第1の「地理」であるが、現在の東アジアの戦略的状況を考えるときに重要になってくるのは、その地理の大半を占める「海」という地理の性質の位置づ

²⁸ Stephen M. Walt, *The Origins of Alliances*, (Ithaca, NY: Cornell University Press), 1987, chap 2.

けである。イギリスの学者でシーパワー論の権威であるジェフリー・ティルは、この海の機能を4つに分類し、それぞれ、①資源の存在する場所、②交通・交易が行われる媒体、③情報が交換される場、④支配が行われる地域、であるとしている²⁹。

地政学的に見た場合、この4つの要素のなかで特に重要になってくるのは、①と②と④の3つである。この意味で、中国沿岸の海域はそのすべてが外洋へのアクセスに直結しており、特に南シナ海と東シナ海の両方には、自国だけでなく、日本を含む他国にとっても重要なシーレーン（SLOCs）が通っている。

しかもアメリカから見れば、中国大陸の沿岸は「太平洋の西部」という位置づけと重なる。その証拠に、スパイクマンは第二次大戦のころから、太平洋の西端にある中国の沿岸を、自身の「リムランド」に加えており、太平洋そのものを「アジアの地中海」と名付けていた³⁰。これを敷衍して考えれば、台湾海峡の間に米中の軍事バランスの拮抗する中間線があり、アメリカの影響圏は、本書の他の論者によって詳しく解説されている、中国側のいわゆる「第1列島線」の内側に入っていたことになる。また、地政学の概念から言えば、これは冷戦終結後からアメリカ側の太平洋の「内海化」が完成していたことになり、それと同時に、中国を地理的に「囲い込み」（封じ込め）することができるポジションにあったことになる。

冷戦終結後、中国が経済力を上昇させるのと同時に軍事力を充実させて「バランス・オブ・パワー」（勢力均衡）を変化させてきたのだが、それまでこの海域で圧倒的な存在を誇っていたのは、アメリカである。これをいいかえれば、この決定的な地域を、冷戦中から冷戦後にいたるまで、第7艦隊を中心とする圧倒的な機動投射力において「内海化」して、「バランス・オブ・パワー」で圧倒していたのはアメリカだったのだ。そして現在でもこの均衡の優位が続いており、アメリカが引き続きこれを維持したいという意志を持っていること

²⁹ Geoffrey Till, *Sea Power: A Guide for the 21st Century*, 2nd ed., (London: Routledge, 2009), chap. 2.

³⁰ スパイクマン『平和の地政学』98頁。

は、シンクタンクのレポートなどからも見てとることができる³¹。

また、戦略面において大きな影響をもたらす「物理的な地理」という面から考えれば、「資源の通り道」や「チョークポイント」にも注目しなければならない。たとえば冷戦中の日本の場合は、対ソ連という観点から、津軽・宗谷・対馬の、いわゆる「3海峡」への警戒を重点的に行っていたが、冷戦後の現在は、対中国という観点から、その焦点が宮古・ロンボク・津軽の3つの海峡に移ってきていると言える³²。また、日本や韓国との領土問題において、漁業権や地下資源の絡みから、それぞれ春暁ガス田や岩礁などをめぐって領土問題が浮上しつつあることも記しておくべきであろう。これらもすべて「物理的な地理」をめぐる争いである。

第2に「テクノロジー」だが、ここではおもに、地理的な距離を運搬スピードの高速化などによって「縮め」たりする役割を果たすものが注目される。具体的には、足の速い兵器や運搬機器が「ゲーム・チェンジャー」であることになる。ただし中国側の文献に出てくるようなサイバー兵器や、宇宙兵器を活用して先制的に目くらましを行う、いわゆる「暗殺者の矛鎚」と呼ばれる戦術には、テクノロジーが極めて大きな役割を果たしていると言えるのだが、大まかにいえば地理的な側面やインパクトが少ないため、ここではあえて扱わない³³。

では東アジアの海域において、地政学的な焦点を劇的に変化させる役割を持っているテクノロジーは何であろうか。冷戦後の特に2010年以降から、中国はこの地域における活動を活発化させ、いわゆる「接近阻止／地域拒否」(A2/AD)と呼ばれる作戦をとりつつあると言われている。これは前述した「暗殺者の矛鎚」以外にも、具体的には機雷や潜水艦などのテクノロジーに象徴される。中国はこれらの機能を充実させ、特にアメリカの空母打撃群を中国

³¹ たとえば日本との関係の深いマイケル・グリーンによるレポートの冒頭では、過去60年間にわたってアメリカが太平洋の優越を保っていたことを明確に認めている。Michael J. Green, "Rethinking US Military Presence in Asia and the Pacific," in *2012 Global Forecast: Risk, Opportunity and the Next Administration*, CSIS, April 13th, 2012, p.18. http://csis.org/files/publication/120413_gf_green.pdf

³² 津軽海峡については小谷哲男「津軽海峡への脅威に目を向けよ」日経ビジネスオンライン(4月18日), <http://business.nikkeibp.co.jp/article/NBD/20120413/230924/?ST=pc>; ロンボク海峡についてはJonathan Holslag, *Trapped Ginant: China's Military Rise*, (London: IISS/Routledge, 2010), p.20.

³³ ただし地理的なインパクトがあるとする強い反対意見もある。たとえばDavid Lonsdale, *The Nature of War in the Information Age: Clausewitzian Future*, (London: Routledge), 2004. を参照のこと。

本土沿岸近くまで近づけさせない準備を行っていることになる。

この中国側の A2/AD 能力のなかでも、特に「ゲーム・チェンジャー」と言われるほどの攻撃速度の劇的な増加によって米中間の「距離感」を縮めたのは、現在急ピッチで開発が進んでいると言われている、一連の新型ミサイルであろう³⁴。たとえば中国は核弾頭を搭載可能でありながら移動して地上から発射できる、射程 1,500 キロ以上の準中距離弾道ミサイル (MRBM) の「東風 21」を配備中であり、これを基に開発されているとされる陸上発射型の対艦弾道ミサイル (ASBM) である「東風 21D」も 1,500 キロの射程を持ち、これによって米国の空母は有事に「第 2 列島線」まで侵入できなくなる可能性が高い³⁵。このような物理的な拒否能力を持つ、ミサイルなどを中心とした兵力の開発によって、中国は台湾海峡のみならず、南シナ海の北半分と東シナ海の全体を攻撃できることになり、在日・在韓米軍基地なども直接的な脅威にさらされると見られている。

これらの兵器運搬手段となるミサイルという「テクノロジー」は、実質的にマッキンダーが示唆したような「ユーラシア大陸内部からのシーパワー側へ及ぼされる脅威」という構造と同じであることになる。そのカギとなったテクノロジーであるが、過去の例でいえば、モンゴルの場合は「馬」、ドイツやロシアの場合は「鉄道／戦車」、そしてソ連の場合は「ミサイル／爆撃機／原潜／戦車」であったが、中国の場合も「ミサイル (サイバー攻撃?)」が脅威となっていることになる。結果として、アメリカ側はユーラシアから一次的に「戦略的撤退的」な動きを見せつつあるのだが、「物理的な地理」で言えば、中国本土から 1,500 キロの地点に米中間の影響圏をめぐる均衡線とでも言うべきものが新しく引かれつつあると言える。

前述した通り、アメリカは以前からの優越状態を維持するために結果的に中国を「封じ込め」に動いている部分もあるのだが、逆に中国側の立場からすれば、A2/AD 能力を獲得することによって、自身に対する「囲い込み」(封じ込め) への対抗措置を行っているという意味になる。また別の見方をすれば、

³⁴ Andrew S. Erickson and David D. Yang, "On the Verge of a Game Changer," *Proceedings Magazine*, vol. 135/5/1,275, the Naval Institute, May 2009.

<http://www.usni.org/magazines/proceedings/2009-05/verge-game-changer>

³⁵ The Office of Secretary of Defense, *Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2011*, Annual Report to Congress, pp.3, 34.

http://www.defense.gov/pubs/pdfs/2011_CMPR_Final.pdf

自国領土内の海洋資源へのアクセスを確保して「シーレーン」をコントロール下に置き、なおかつ「チョークポイント」への依存のリスクを軽減して「内海化」を目指しているとも言えるのだ。

アメリカのアジア・太平洋地域への「軸足」のシフト、「第2列島線」の先端に位置するグアムの再開発、そしてオーストラリアへの海兵隊の移動など、オバマ政権になってからの一連の米軍再編を示唆する動きは、まさに「オフショア・バランシング」と呼ばれる大戦略の選択につながる可能性があることが示唆されている³⁶。そしてこれは、アメリカと中国の経済力の相対的な変化、特に中国側の軍事を中心とした「テクノロジー」の発展が中心になって起こった、バランス・オブ・パワーの変化によるものであるとも言えるのだ。

このようなテクノロジー面での発展は、地理の第3の要素である「想像上の地理」での変化に直結してくるのだが、すでに述べたような理由から、本章ではこの分析に立ち入ることは控えておく。中国側の詳しい世界観や地理観の変化などについては、本書の他章（たとえば第4章など）を参照にしていきたい。

ま と め

本章では地政学という大戦略の理論から浮かび上がるいくつかの「前提」を提示し、地理の「三位一体」という枠組みを用いて、おもに東アジアの海洋面における戦略的状况に照らし合わせてみた。理論面から見えてくるのは、やはり不透明さを増す東アジアの情勢であり、そのために必要となってくるのは、本章で指摘されたような「物理的な地理」と「テクノロジー」への注目に加えて、「想像上の地理」という不確実な要素についての理解と研究であろう。

マッキンダーは、この「想像上の地理」と、実際の地理条件を形成している「物理的地理」の間にあるギャップが、紛争につながると見ている³⁷。政治学や歴史、そして戦略文化などの理解が重要になってくるのはまさにこの点にあり、本書に収められている他の論文は、そのような「想像上の地理」についての部分を詳しく説明している。

³⁶ オフショア・バランシングについてまとまって議論されているものとしては、クリストファー・レイン『幻想の平和：1940年から現在までのアメリカの大戦略』（五月書房、2011年）第8章。

³⁷ マッキンダー『マッキンダーの地政学』38-41頁。

カール・フォン・クラウゼヴィッツが「戦争は他の手段を以って行う政治の延長である」と断言したことは有名だが、この「政治」とは、ウォルトの理論のなかの「攻撃の意図」という前提に直結している。つまり政治というのは、まさに「想像上の地理」によって決定されるものなのだ。ただし地政学では、この「想像上の地理」の優位を認めつつも、実際の行動を行う国家のようなアクターを制約したり条件づけたりする意味での「物理的な地理」は極めて重要である、という認識の上に成り立っている。地政学が国際政治状況の分析の上で重要になってくるのは、このようなあたりまえだが無視される傾向の強い「物理的な地理」と、それを伸縮させる「テクノロジー」の役割というものを、あらためてわれわれに認識させてくれるところにあるように思う。

厳しさを増す東アジアの地政学的状況であるが、このような状況は地理によって定められた「運命」ではなく、あくまでもそのような状態を形成しつつある「条件」にすぎない³⁸。ここから生まれる不透明な状況を打開し、今後の紛争の防止のために必要になってくるのは、関係各国の政府・安全保障関係者たちがこのような地政学的な条件やダイナミズムの存在についての理解を深め、紛争に発展するのを防止するために何らかのメカニズムが必要であるということ、互いにあらためて認識することであろう。もし地政学が歴史的な「汚名」を返上できるとすれば、そのような理論的な面からの紛争防止のための知識を提供して、安全保障の議論に貢献することにあるのかも知れない。

(奥山 真司)

³⁸ ジェフリー・スローン「ハルフォード・マッキンダー卿：ハートランド理論の流れ」コリン・グレイ&ジェフリー・スローン編著『進化する地政学：陸、海、空、そして宇宙へ』（五月書房、2009年）84頁

索引

【欧文】(和欧混合も含む)

A joint air-sea battle concept 66
 A2/AD (Anti-Access/Area Denial)
 39, 40, 60, 166, 175, 178, 200
 A2 作戦海域 166
 AD 作戦海域 166
 ARF 42, 50, 51, 171
 ASEAN 拡大国防相会議 (ADMM+) 51
 ASEAN サミット 50, 51
 ASEAN 地域フォーラム (ARF)
 42, 50, 51, 171
 CLCS 14, 16, 75
 CNOOC 28, 31
 COC 4, 50, 86
 CSB 38
 CSG 41, 152
 DOC 3, 4, 50, 58, 85
 DOC の履行に関する指針 4, 86
 DOE 31
 EEZ i, 2, 13, 67, 69, 71, 156, 158
 EEZ・大陸間における軍事調査 156
 EP-3 電子偵察機 67
 Fiery Cross Reef 18
 Grey Fleet 37
 ITLOS 22, 84
 Itu Abe Island 7, 11, 16
 keep out zone 77
 Maritime Domain Awareness 186
 MEB 152
 OPK 構想 186
 PCG 38
 pivot 3
 Power and Choice: Asian Security Future
 102

rebalancing i, 3
 Sea Power 3
 SLOC (Sea Lines of Communication)
 6, 42, 168, 180, 195
 STOM 152
 The Sea Power upon History, 1660-1783
 55
 U 字型ライン i, 59, 75
 White Fleet 37
 ZoPPFC 47, 83

【ア行】

曖昧な保証 94
 アクセス拒否能力 80
 アクセス戦略 173
 アクセスのための統合作戦構想 176, 178
 アジア回帰 (pivot)
 3, 39, 42, 43, 52, 92, 97, 99
 アジアの地中海 74, 199
 アチソンライン 60, 66, 104
 アメリカ潜水艦活動予想海域 156
 アメリカ潜水艦巡航ミサイル発射海域 158
 アメリカの介入の敷居 95
 アメリカのグローバルリーダーシップの
 維持: 21 世紀における国防の優先事項
 174
 アメリカの戦略的後退 102, 103
 アルフレッド・T・マハン 55, 64, 194
 安全利益の核心 121
 イアン・ストーレイ 86
 維権巡航執法 35
 インベッカブル 40, 67, 74
 ウォルター・ローマン 94
 影響圏 72, 88, 96

永興島……………7, 11, 73
 永暑礁 (Fiery Cross Reef) ……18
 オーストラリア議会での演説……………97
 沖ノ鳥島……………2, 68, 69, 110, 157, 158
 オハイオ級 SSGN……………153
 オフショア・バランス……………99
 オフショアバランスー……………187
 温家宝……………86, 142

【カ行】

改革開放政策……………106, 118
 海監……………i, 12, 36, 37, 77
 海監 75 ……22, 27
 海監 83 ……36
 海監 84 ……22, 27
 海岸警衛隊……………37
 海監船……………36, 37
 海監船 CMS ……34
 海監南海区総隊……………22
 海救……………32
 海禁……………54
 海軍建設戦略……………105, 107, 110
 海警……………32, 77
 海巡……………32
 海上安全の具体的目標……………113
 海上安全利益……………124
 海上軍事威嚇……………111
 海上軍事活動……………111
 海上軍事衝突……………111
 海上権力史論……………55
 海上戦争……………111
 海兵遠征旅団 (MEB) ……152
 海洋科学利益……………124
 海洋管轄……………1, 8, 9
 海洋監視船……………i, 36
 海洋強国 (Sea Power) ……3
 海洋強国を建設……………5
 海洋軍事闘争……………110, 112
 海洋経済利益……………124, 155
 海洋権益……………111~113, 123
 海洋権益の維護……………35
 海洋交通利益……………124
 海洋コモンズ……………3, 42, 90
 海洋政策研究財団……………ii, iii
 海洋石油 981 ……31
 海洋戦略……………44, 57, 123, 125, 169
 海洋戦略目標……………124, 125
 海洋調査……………155, 156
 海洋調査船「ビクトリアス」……………67
 海洋における紛争解決の基本的原則に関する協定……………78
 海洋に関わる戦略任務……………126
 海洋法令執行機関……………32, 77, 84, 110, 168
 海撈……………32
 海関……………32
 海疆防衛……………159
 核心利益……………40, 142, 165
 囲い込み……………196, 199, 201
 カマゴ・マランバヤ天然ガス田……………29
 カムラン湾……………46, 80
 貨物弾薬補給艦「リチャード・バード」…80
 カラヤン諸島……………14, 15, 81
 花蓮……………149
 黄沙諸島……………7
 9 段線 ……i, 8, 59, 74~76, 82, 83, 87, 141, 157
 キューバ危機……………169
 脅威均衡理論……………198
 境界化……………194
 強権政治……………116, 119
 協調的安全保障……………181, 187
 共有財産概念……………184
 共有と共存……………167
 漁業監視船……………i, 22, 32, 67
 局部戦争……………109, 115
 漁政……………i, 22, 32~34, 37, 77
 漁政 310……………22
 漁政船 FLEC……………33

キロ級潜水艦…………… 47, 79
 近海…………… 112
 近海海洋漁撈…………… 155
 近海石油ガス採掘…………… 155
 近海積極防衛…………… 3, 39, 40, 41
 空母打撃群 (CSG) …… 41, 151, 153
 組合拳…………… 22
 クラーク空軍基地…………… 46, 93
 クリントン米国務長官…………… 42, 90
 軍警備区…………… 72
 軍事戦略論…………… 114
 軍事的ヘッジ構築と関与政策…………… 101
 群龍鬧海…………… 32, 37
 経済相互確証破壊…………… 102
 ケーブル切断事件…………… 27, 34
 ゲーム・チェンジャー…………… 102, 200
 ゲバルト級ミサイル・フリゲート…………… 47
 現存 (プレゼンス) …… 55
 公安部边防管理局…………… 32
 高脚屋…………… 18, 19
 航空優勢圏…………… 148, 151
 鉦区の重複…………… 31
 航行の自由
 …… *i*, 3, 40, 42, 63, 68, 96, 182, 184
 口上書…………… 82, 83
 行動規範 (COC) …… 4, 47, 50
 行動宣言 (DOC) …… 27, 47, 50, 85
 向陽紅…………… 35, 37
 蛟龍…………… 37
 国際海洋法裁判所 (ITLOS) …… 22, 84
 国際公共財…………… 3, 90
 国土資源部国家海洋局…………… 32
 国務省声明…………… 91
 国連海洋法条約 (UNCLOS)
 …… 2, 9, 40, 64, 71, 76~78
 呉士存…………… 73, 77
 国家海岸警備隊…………… 108, 110
 国家海洋局…………… *i*, 32, 34
 国家管轄海域…………… 71, 76, 165

国家の海洋力…………… 57
 古典地政学…………… 189
 コリン・グレイ…………… 191
 コンサート・オブ・パワー…………… 102
 混迷の海…………… 71

【サ行】

再均衡化 (rebalancing)
 …… *i*, 3, 92, 97, 98, 99
 査察員の乗船制度…………… 157
 査察要員…………… 158
 三沙警備区…………… 12
 三沙市…………… 11, 12, 19, 72
 三位一体…………… 192
 シーコントロール…………… 55
 シーパワー…………… 55, 166, 173, 174, 180, 182
 シーレーン
 …… 6, 53, 54, 60, 61, 98, 146, 148
 ジェームス・ウェブ…………… 92
 視覚化…………… 193
 事前通告…………… 158
 島の制度…………… 18, 81
 社会科学的視点…………… 164
 ジュリアン・コルベット…………… 180
 11 段線 …… 8, 75, 141
 巡航ミサイル…………… 151, 152
 上陸侵攻 (STOM) …… 152
 ジョージ・ケナン…………… 167, 171
 渚碧礁 (Subi Reef) …… 18, 19
 人民の海…………… 153
 信頼醸成措置…………… 85, 181, 182
 スービック海軍基地…………… 46, 93
 スカボロー礁 (黄岩島)
 …… 7, 12, 21, 72, 81, 82, 84, 93
 ズビグニュー・プレジンスキー…………… 97
 スワロー礁…………… 15, 16
 聖域化…………… 41, 64
 西沙海戦…………… 2, 11
 西沙諸島…………… 7, 11

西沙水警区……………12
 勢力均衡論……………198
 世界政治経済新秩序……………118, 127
 石油ガス資源……………9, 26
 接近阻止/地域拒否 (A2/AD)
 ………………39, 60, 175, 200
 尖閣諸島……………i, 1, 65, 68, 110, 142
 戦時と平時の海軍……………57, 169
 戦争時期……………109
 戦争時期の作戦活動……………114
 選択的対峙……………173
 想像上の地理……………191, 192
 ソフトシーパワー……………174, 180, 183
 孫子兵法……………150

【タ行】

第1列島線
 ………………43, 59, 65, 66, 81, 96, 104, 179
 第1列島チェーン……………6
 第2のベルシャ湾……………26, 74
 第2列島線……………43, 60, 65, 66, 96, 104, 179
 大航海時代……………53
 対ソ連封じ込め……………167
 大中華圏……………95~97
 対中軍事的ヘッジ構築……………98, 101
 対中包囲網……………3, 45, 101
 第二次台湾海峡危機……………136
 太平島 (Itu Abe Island) ……7, 16, 17, 153
 太平洋国家……………72
 大陸規模の島国……………72, 95
 大陸棚……………i, 9, 15, 16, 48, 76, 125
 大陸棚縁辺部……………71, 75, 87
 大陸棚限界委員会 (CLCS) ……14, 16, 75
 台湾……………1, 8, 16, 105, 133
 台湾関係法……………140
 台湾中立化政策……………139
 台湾同胞に告ぐ書……………137
 断続的国境線……………76, 77
 力の空白……………10

チキン・ゲーム……………73, 79, 95
 地政学……………53, 72, 95, 143, 173, 189
 地政学的縄張り……………72
 チャイナカード……………169
 中華思想の行動の源泉……………168
 中華人民共和国領海及び接続水域に関する
 法律……………58
 中華の天下……………1, 5, 128
 中華天下……………133
 中華民族5000年の文明史……………119
 中華民族の偉大な復興…5, 10, 41, 122, 154
 中原に鹿をおう……………172
 中国海監総隊……………35
 中国海洋石油総公司 (CNOOC) ……28, 49
 中国経済圏……………146
 中国南海研究院……………73
 中国の国家理念……………117
 中国の湖……………77, 81, 104
 中国覇権ドミノ……………171
 中国封じ込め……………43
 中沙諸島……………1, 7, 12, 21
 チュオンサ島……………7, 14
 長期的国家戦略……………106
 チョークポイント……………71, 166, 200
 地理……………5, 191
 通商上のアクセス確保……………96
 通奏低音……………72, 95
 鄭和……………54
 鄭和の南海大遠征……………54
 デタントの時代……………168
 天下……………105, 127
 天下恢復……………108, 123, 128, 142
 天下瓦解の危機……………128
 天下観念……………127, 130
 伝統国境線……………76
 統一指向……………129
 桃園……………149
 東沙諸島……………1, 7, 11
 鄧小平の講和……………106

島嶼帰属の線……………75
 島嶼線……………125, 145
 透明性……………175, 182
 通り道と関所……………195
 トシ・ヨシハラ……………77
 トンキン湾……………4, 8, 47, 48, 89
 トンキン湾漁業協力協定……………48
 トンキン湾の領海・EEZ・大陸棚の画定に
 関する協定……………48

【ナ行】

内海化……………196, 197
 ナツナ諸島……………87
 南海艦隊……………19, 37, 45
 南海区漁政局……………22, 23, 33
 南沙(赤瓜礁)海戦……………2, 18
 南沙海戦……………14
 南沙巡防区……………18
 南沙諸島……………i, 7, 11, 13
 ニコラス・スパイクマン……………74, 191
 西フィリピン海……………5, 15, 82~84
 2002年のASEANと中国の行動宣言の
 履行に関する指針……………86
 日中中間線……………157, 158
 農業部漁政局……………32
 能力構築支援……………38
 野田総理大臣……………85, 142

【ハ行】

排他的経済水域(EEZ)……………i, 2, 67, 71
 バグアサ島……………15
 バクホー(白虎)油田……………29
 覇権国・派遣勢力の台頭阻止……………96, 103
 覇権主義……………106, 108, 116, 151, 159
 バシー海峡……………62, 64, 114
 バネッタ米国防長官……………43, 80
 ハブ・アンド・スポークスの同盟体制……………100
 バランス・オブ・パワー……………195, 199
 ハルフォード・J・マッキンダー……………173, 190

パワーゲーム……………71, 72
 パワーバランスの安定化……………187
 パワープロジェクション……………168, 179
 バンドワゴニング的動き……………92
 東アジア海洋経済圏……………184
 東アジア海洋圏……………iii, 1, 53, 60, 71, 95,
 102, 133, 143, 165
 東アジア首脳会議(EAS)……………51
 東アジアの海域をめぐる安全保障環境の
 安定化のために……………184, 185
 東半球……………95~97
 ビクトリアス……………67
 一つの中国……………135, 137
 批判地政学……………190
 フィリピン……………i, 1, 5, 14, 21, 78, 81
 フィリピン沿岸警備隊(PCG)……………33, 38
 フィリピン政府エネルギー省(DOE)……………30
 フィリピン領海基線法……………59, 81, 82
 不戦而屈人之兵……………150, 151
 物理的な地理……………191, 200
 プレゼンス……………8, 55, 176
 文化建設……………118
 文化的衝突……………132
 米越間の防衛協力に関する了解覚書……………80
 米海軍沿岸戦闘艦……………99
 米中間の角逐……………95
 米中間の地政学的抗争……………95, 101
 米中間の地政学的構造……………72
 屏東……………149
 米比相互防衛条約……………46, 92
 平和・自由・友好・協力ゾーン(ZoPPFC)
 ………………47, 83
 平和共存路線……………169
 平和時期……………106, 109, 115, 122
 平和時期の軍事闘争……………114, 115
 ベトナム……………i, 1, 8, 14, 27, 38, 48, 58, 78
 ベトナム海上警察(CSB)……………38
 ベトナム海洋法……………79
 ベトロナス……………47

ベトロベトナム…………… 27, 29, 31
 ホアンサ諸島…………… 7
 包囲・閉塞感…………… 145
 北部湾…………… 47

【マ行】

マカッサル海峡…………… 61
 マッキンダーの地図…………… 194
 松山…………… 149
 マトリョーシカ人形…………… 161
 マラッカ・シンガポール海峡… 61, 71, 166
 マラッカジレンマ…………… 167
 曼荼羅国家…………… 171
 ミサイル防衛能力…………… 180
 ミスチーフ環礁…………… 58, 93
 ミスチーフ礁（美濟礁）…………… 2, 15, 18, 19
 ミッドランド・オーシャン…………… 197
 南シナ海…………… *i*, 1, 5, 47, 92~95, 156,
 158, 159, 162, 166, 184
 南シナ海関係諸国行動宣言（DOC）…………… 3
 南シナ海行動宣言（DOC）…………… 58, 85
 南シナ海における関係諸国行動宣言（DOC）
 ……………… 50

南シナ海に関する行動規範（COC）…………… 85
 宮古島…………… 59, 65
 宮古水道…………… 145, 151

【ヤ・ラ行】

郵電1号…………… 37
 ユーラシアブルーベルト…………… 60, 61
 4つの現代化…………… 105, 118
 リード礁（礼楽礁）…………… 7, 19, 27, 29
 李国強…………… 75
 リチャード・バード…………… 80
 リバランス（再均衡）…………… 39
 リムランドの地図…………… 196
 領土主権…………… 1, 3, 47, 90, 91
 歴史的な権利の範囲…………… 76
 歴史的な水域線…………… 76
 歴史に基づく過剰な自己憐憫…………… 161
 歴史の地理学的回転軸…………… 173
 レッドライン…………… 104
 ロバート・カプラン…………… 74, 96
 ロバート・ベックマン…………… 89
 論争棚上げ、共同開発…………… 49
 ロンボク海峡…………… 61, 71

執筆者略歴

(50音順・敬称略)

秋元 一峰 (あきもと かずみね)

1944年生まれ。千葉工業大学卒業後、海上自衛隊幹部候補生学校に入校。海上自衛隊航空部隊、米海軍との連絡担当幕僚、海上幕僚監部、防衛研究所等で勤務の後、2000年に退官。現在、海洋政策研究財団主任研究員。海洋安全保障・海軍戦略等に関わる論文等多数。

上野 英詞 (うえの ひでし)

1942年生まれ。日本大学大学院修士課程修了後、防衛庁に入庁。防衛局調査第2課米州班長、防衛研究所研究調整官、同主任研究官、同図書館長などを歴任し2002年に退官。この間、1984年7月～85年2月に米ジョージ・ワシントン大学中・ソ研究所客員研究員。2000年4月～2004年3月に日本大学法学部非常勤講師、2004年からは大東文化大学東洋研究所兼担研究員。現在、海洋政策研究財団研究員。

奥山 真司 (おくやま まさし)

1972年生まれ。カナダのプリティッシュ・コロンビア大学を卒業。英国レディング大学大学院で修士号(MA)と博士号(PhD)を取得。戦略学博士。現在、国際地政学研究所上席研究員。著書に『地政学—アメリカの世界戦略地図』、訳書にロバート・カプラン『インド洋圏が、世界を動かす』など多数。

川中 敬一 (かわなか けいいち)

1957年生まれ。1982年～2012年まで総理府(当時)および防衛大学校に勤務。この間、杏林大学大学院博士後期課程国際協力研究科を終了。学術博士。2007～2012年まで防衛大学校防衛学教育群准教授。中国の政治、外交、軍事等に関する研究論文等多数。

竹田 純一 (たけだ じゅんいち)

1950年生まれ。東京外国語大学卒業後、NHK入社。国際部記者、北京特派員、ニューヨーク特派員、北京支局長、国際放送局CPなどをへて考査室主管。専門は外交・安全保障。著書に『人民解放軍—党と国家を支える230万人の実力』ほか。

混迷の東アジア海洋圏

—新たな海洋秩序構築に向けて—

発行

2013年3月

海洋政策研究財団

(財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル

TEL: 03(5404)6828 FAX: 03(5404)6800

<http://www.sof.or.jp>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN978-4-88404-288-2

本書は、ポートルースの交付金による日本財団の助成を受けて
海洋政策研究財団が発行したものです。